ISSN 0916－2631

愛知学院大学論叢

愛知学院大学

教養部紀要

第64巻　第２号

論　文

境田雅章・伊藤裕顕・河村和徳：転換期にあるスポーツ行政……（ 1 ）

清　水　義　和：馬場駿吉の身体論――荒川修作の「ブランク」を巡って――……（ 15 ）

山名賢治・尾崎順子・中野博文：ルイス酸存在下でのホスファイトと
ベンズアルデヒド誘導体の反応における置換基効果……（ 35 ）

公開講座記録

岩　佐　宣　明：日常への非日常的視点――デカルト『方法序説』第四部を読む――……（ 43 ）

資　料

川　口　高　風：「新愛知」における仏骨奉迎の記事について……（232）

川　口　高　風：明治期以降曹洞宗人物誌(十)……（ 86 ）

2017

愛知学院大学教養部

転換期にあるスポーツ行政

境 田 雅 章・伊 藤 裕 顕・河 村 和 徳

1．はじめに

2020年のオリンピック夏季大会の東京開催が決まっていることは、多くの国民が認識している。しかし、開催決定直後の高揚感は、残念ながら、多くの国民の心の中からは消えつつある。

その最大の要因の1つに挙げられるのが、新国立競技場新築計画の見直しである[1)]。2012年11月に国際公募で決まった設計に沿えば、総工費が当初見込みの1300億円を大幅に上回る3000億円超となることが明らかになり、修正案でも約2500億円の工事費を要することが判明した結果、世論の反発は高まった。政界はそうした世論に抗し切れず、2015年7月17日、安倍晋三内閣総理大臣が計画を白紙に戻すことを明言した[2)]。オリンピックの象徴的な施設である新国立競技場建設計画に反発が高まった背景には、どのようなことがあるのだろうか。莫大な財政支出を伴う「無駄が多い公共事業」に対する単なる批判ととらえていいのであろうか。

エンブレム問題も、東京オリンピック開催に対して影を投げかけている。一度は採用が決まった公式エンブレムに対し、デザインが模倣であるという批判が絶えず、決定から2ヶ月足らずの2015年9月1日、大会組織委員会がデザイン案を白紙に戻すことを表明した。その検証の過程で、公開性を欠く不透明な選考が明らかとなり、組織委員会への不信は高まった[3)]。新国立競技場問題で信用が揺らいでいた東京オリンピック対し、追い打ちをかける事態となった。

ところで、東京オリンピックを1つの契機に、スポーツに対して比較的冷淡な日本の行政が、ここ数年、スポーツに対する関与を強めているという実態もある。筆者らが思うに、そこ

には打算性を帯びた思惑があるように思える。オリンピックは、「一体感醸成」や「愛国心高揚」、そして「国威発揚の場」として最高の場である。しかも、地元開催となれば、その効果は計り知れない。「この機会を逃してはならない」と行政が考えることはあながち間違いではない。

しかしながら、注意しなければならないのは、スペクタクルな空間であるべき新国立競技場は、特定の受益者（建設業者等）だけがいい思いをし、大半の国民にとってメリットが薄い事業とみなされている可能性がある点である。また、国家によって手厚く保護されたトップアスリートだけが恩恵に預かり、大多数を占める草の根の市民アスリートは蚊帳の外に置かれる可能性がある点である。すなわち、行政がスポーツの実践者を選別することで、スポーツをする者を分断する可能性があるのである。

本稿は、スポーツと行政の関わりを概観しながら、競技スポーツと市民スポーツとの間に生じる亀裂について考察する。それはまた、「スポーツは誰のものか」という問いかけに対する「答え探し」でもある。

2．スポーツ庁の発足

2.1　スポーツ庁の発足の意義と留意点

文部科学省の外局として、2015年10月1日、スポーツ庁が発足した。スポーツ庁初代長官には、1988年のソウルオリンピック水泳100m背泳ぎ金メダリストで、日本水泳連盟会長である鈴木大地が就任した。スポーツ庁の発足は、長く、スポーツに冷淡とされてきた日本の行政が姿勢を変え、改革へと動き出す1つの象徴となった。文部科学省は、スポーツ立国戦略を打ち出し、旧態依然としたスポーツ振興法を事実上廃止して、スポーツ基本法を新たに策定・施行した。その総仕上げともいえるのが、スポーツ行政を束ねるスポーツ庁の発足であった。

発足の主眼は、スポーツ行政の縦割を解消することにあった[4)]。スポーツ行政は、それまで、施設整備は国土交通省、国際スポーツ交流は外務省、障害者の健康増進は厚生労働省など、管掌分野が複数に分かれていた[5)]。具体的には、表1の通りである。これを統一的に行おうというのである。

表1　スポーツ行政の縦割り状況

省　庁	事　業
文部科学省	地域スポーツの推進 学校体育・武道の振興 国際競技力の向上 スポーツ界のガバナンス強化 オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進
厚生労働省	健康増進に資するスポーツの機会の確保 障害者スポーツの充実
国土交通省他	スポーツを行える多様な場の創出 スポーツを通じた地域おこしへの支援
外務省	Sport for Tomorrow（SFT）の実施 国際競技連盟（IF）の役員ポスト獲得支援 等
経済産業省	産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

ただし、2020年の東京オリンピックまで4年を切った現在、スポーツ庁に対して期待される役割は、東京オリンピックでの牽引役であり、換言すれば、スポーツ庁は「国威発揚」の牽引役となる。

そもそも、一連のスポーツ行政改革（スポーツ立国戦略、スポーツ基本法、スポーツ庁）が具体化するきっかけは、遠藤利明文部科学副大臣（当時）の私的諮問機関「スポーツ振興に関する懇談会」が2007年8月に作成した報告書「国家戦略としてのトップスポーツ」であった。これは、2006年の冬季オリンピックトリノ大会における日本代表の惨敗に危機感を覚えた遠藤副大臣が主導したとされるが、これを読む限り、ナショナリズム重視の傾向が色濃い。そこでは、「我が国は、現在、国力としてのスポーツ力、とりわけ、オリンピック競技大会におけるメダル獲得数などが構成要素となる国際社会対応力に乏しく、真の先進国が備えるべき国力のバランスがとれていない。国際競技大会において、日本人選手が活躍することは、国際社会における先進国としての我が国の国力を明示し、真の先進国『日本』のプレゼンスとアイデンティティーを高めることになる」[6)]と記述されている。

「オリンピックにおけるメダル獲得数が国力、国際社会対応力の反映」という主張は一般には理解しづらいものと思われる。こうした言説からは理解できるのは、これの書き手が「オリンピックでの勝利が国際社会における日本の存在感を高める、すなわち国威発揚に寄与する」と強く考えていることである。

こうした経緯があることを踏まえると、スポーツ庁の設立には、善し悪しは別にして、競技スポーツの強化を通じた国威発揚が内在していると思うべきなのかもしれない。

読売新聞は、その社説において、東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化を「当面の最大の課題」に掲げ、「地元開催の大舞台で日本選手が活躍すれば、スポーツ熱は一層高まるだろう」[7]と期待を込めている。競技スポーツの一体感醸成効果を見込んでいるとも言える[8]。こうしたメディアの後押しは、時として、競技力向上・国威発揚効果偏重に陥る可能性を生む。

もちろん、オリンピックなど国際大会における日本代表の活躍は、人々に様々な形で活力を与え、社会全体に好影響をもたらすことは確かである。現代社会において、希薄になりがちな人と人との結びつきを、オリンピック観戦が媒介役となり、深くする効果もあることは疑いもない。そして同じ選手、チームへの応援を通じて、主義主張、価値観、嗜好の相違を超え、遠くの見知らぬ他人同士が結びつきを深めることにもなろう。

ただし、その前提には、スポーツの外における主義主張、価値観、嗜好の相違を互いに認め合う姿勢が不可欠である。それと同時に、同じ代表選手を応援するのだから、政治的立ち位置も同じにならなければならないという「同調圧力」が働いてはいけない。過去の歴史を振り返れば、国家権力が競技力向上の旗を振る際、政治的同調圧力がかかるのではないかとの懸念は常につきまとう。我々は、その点に警戒する必要がある。

2.2　鈴木長官の競技格付け発言：スポーツ庁はやはり国威発揚の担い手か？

スポーツ庁が、「数ある管掌事業の中で競技力向上へ傾斜し、その効果として国威発揚に寄与するのではないか」との疑念が払拭できずにいる最中、鈴木長官は12月2日、日本オリンピック委員会（以降、JOC）コーチ会議に出席し、夏季オリンピック競技別通算メダル数を示した。それによれば、金メダル数最多の競技は「柔道」で36（銀18銅18）であり、次いで「体操」が29（銀33銅33）、「レスリング」28（銀17銅17）、「水泳」20（銀28銅37）と続く。報道によると、その際に鈴木は、これら4競技を「御四家」と呼称し賞賛したという。その一方、メダル獲得実績がない「ボート」「近代五種」「カヌー」「トライアスロン」「バスケットボール」「ハンドボール」の6競技をやり玉に挙げ、「これらはこれまでメダルがありません。意外に少ないですね」と皮肉とも取れる発言をしたと伝えられている[9]。

競技それぞれの歴史的な背景、普及具合、プレー環境、そして国際レベルの要素を考慮せず、オリンピックメダル数のみで競技の優劣を判断することに、合理的意味を見出すことはできない。スポーツ行政の長たる鈴木長官が最優先ですべきは、成果が出せない（出しようがない）競技の現状分析をし、対策を立案することではないか。しかし上記のような発言は、鈴木

長官が勝利実績・成果至上主義に基づく競技の格付けを意識していることを示している。長官自身が、メダルが有力な競技とそうでない競技の間にくさびを打ち込んでしまっているのである。

この発言は、鈴木長官がトップアスリート出身であり、成功体験者であることと、おそらく無縁ではないだろう。ただ、トップアスリート出身の長官就任によって、現場の実情を理解した上での振興策・強化策が行われるというあらゆる競技団体の期待は裏切られた。鈴木長官の発言は、少なくともメダル実績のない 6 競技を冷たく突き放すものだった。鈴木長官が意図したかどうかは別として、メダル数による格付けを行った結果、事実上、競技実績の乏しい競技の発言が奪われたことは大きい。

鈴木長官の発言には、もう 1 つ重大な問題を孕んでいる。公の場でメダル実績のなさをやり玉に挙げることは、「反発心を煽り、奮起を促す」スポーツ界で昔から用いられている手法の 1 つであり、相手をリスペクトするという精神に欠けた問題ある手法である。

長官が旧態依然とした根性論を振りかざすことは、スポーツ庁が発足したにもかかわらず、スポーツ界の旧弊の改善は容易ではないことを象徴しているように見える。

3．スポーツ・フォー・オール

3.1　新国立競技場問題の核心：競技場は誰のものか？

新国立競技場の建設は、当初の計画が白紙になり、再度コンペが行われるという事態に陥った。

ここで改めて問うべきは、この巨大な競技場は「誰のものか」ということである。常識的に考えれば、国民のものである。しかし現実的には、一般国民、とりわけ余暇の楽しみや健康増進のためスポーツと親しむ草の根の市民アスリートが、新国立競技場を日常的に使うことは考えにくい。この巨大競技場は各カテゴリーのトップアスリートの使用を主眼に置いて運営されるだろうし、国際競技会を意識した使われ方をすることは間違いない。

それは、スポーツ界幹部の発言から裏付けられる。たとえば、東京オリンピック組織委員長である森喜朗元内閣総理大臣は、「スポーツを大事にする日本という国を象徴する建物である必要がある」として、「3，4 千億円かかっても立派なものを造る。それだけのプライドが日本にあっていいと思う」と述べている。そして、シンガポールなどが大型競技場を新設し、世界規模の大会を誘致している現状に触れ、「さすが東京、という施設を造らないと今後様々なイベントを取られてしまう」[10]と主張している。

日本サッカー協会最高顧問である川淵三郎も、「日本の競技場としての象徴として長く残る

にもかかわらず、夢や希望で語られていない」ことを「非常に残念」と発言している。そして「大会後、8万人規模の競技場は無用になるという声がある。だが、入れ物を作れば、見合う中身にすることはできる」「50年後も日本人が誇れる競技場という視点が必要」と訴えており、更に「競技場の出来ばえは選手のプライド、観客の感動に加味される」[11]とも述べている。

最新鋭の巨大競技場を建設することで、トップアスリートのプライドに応え、パフォーマンスレベルを高め、観客にスペクタクル性を満喫させるという言い分には、一理ある。しかしながら、新国立競技場建設に積極的な声が広がらなかったのは、問題が別のところにあるからと筆者らは考える。それは、大型スタジアムが財政的な重荷になっている前例が既にあるからである。2002年に開催されたFIFAワールドカップ日韓大会で建設されたスタジアム（フットボール専用、もしくは陸上競技兼用）が自治体財政を圧迫している事実は、新たに競技場をつくることを消極的にさせていると考えられる。

その代表例が、宮城県利府町に建設された宮城スタジアム（ひとめぼれスタジアム宮城）である。このスタジアムは、2001年の国民体育大会でも使用された総工費270億円の陸上競技兼フットボール競技場だが、ワールドカップ開催後の年間維持費の方が運営収入を大幅に上回る点が大きな問題となっている。更に、Jクラブが有料試合をなかなか行わないので（Jリーグのベガルタ仙台は、交通アクセスのよい仙台スタジアム（ユアテックスタジアム仙台）を専ら使っている）、稼働率の低さが一目瞭然の状態に陥っている（杉山・河村 2015）。

一般市民もスポーツを存分に楽しめる環境を提供できたのであれば、新国立競技場問題はもう少し違った議論になっただろう。多くの地元住民の理解を得る努力が巨大競技場建設には必要であるはずであるのに、そうした環境整備を後回しにし、国際大会開催の象徴としての競技施設に予算を投入しようとする姿勢が、批判されたように思えるのである[12]。

新国立競技場問題は、スポーツ・フォー・オールの理念が日本に根付いていないことの表れとも言えるのかもしれない。

3.2　スポーツ・フォー・オールと日本

内海によれば、「スポーツ・フォー・オール」とは、「1960年代に西欧の福祉国家で使われ始めた国民、地域住民全体を対象とする国や自治体のスポーツ振興政策の総称である」（内海 2007: 144）。逆の見方をすれば、1960年代まで一般国民を対象としたスポーツ振興政策がなかったことになる。この点について内海は、「労働形態、生活形態の省力化とストレス化に伴う心身の健康対策という必須の政策であると同時に、国民、地域住民の諸権利、文化要求の高揚に対応したもの」であり、「そうした政策が採れるようになったのも、各福祉国家における高度経済成長が、そうしたスポーツ施設を前提とする諸条件を提供する事が出来るまでに成長

したということの証」と指摘する。つまり、経済成長やそれに付随する社会の成熟化によって、すべての人がスポーツを実践する機会を得、それを行政が不可侵の権利として擁護・推進する共通理解が進んだ結果の産物がスポーツ・フォー・オールなのである。

ヨーロッパでは、1976年に欧州評議会が「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」を採択し、その第1条で「すべての個々人はスポーツに参加する権利を有する」と規定した。これは国際機関がスポーツを享受する権利を明記した歴史的なものであり、この理念に賛同したUNESCOは、1978年、同趣旨の「体育・スポーツ国際憲章」を採択している。

これはまた、スポーツの実践を社会権として位置付け、行政は積極的に支援の役割を果たすべきとの根拠ともなった。そのため、前出の内海は、「スポーツは個人の財で行うべきで、他から援助は受けない」というアマチュアリズムが根本的に崩壊したことを意味すると指摘している（内海 2007: 95）。

スポーツ・フォー・オールの先進国として知られるのがドイツである。ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章が採択されるより10年以上も早く、当時の西ドイツは、「ゴールデンプラン」と銘打った一般国民対象のスポーツ活動普及に取り組んでいる[13)]。

これに対し、日本はどうか。現状を見る限り、スポーツ・フォー・オールの理念が根付いているとは言い難い。何より、日本は前述のUNESCO憲章を批准していない。「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」を認めなければ、行政がスポーツを支援する根拠は存在しない。それでは、スポーツの実践は国家が積極的に擁護し推進すべき社会権である、という共通理解が進むはずもない。

2011年にスポーツ基本法が制定・施行され、こうした権利意識は意識されるようになった[14)]。スポーツ立国戦略の策定、スポーツ基本法の制定、スポーツ庁の発足には、スポーツ・フォー・オールの理念が盛り込まれている。しかし、実態はどうか。前出の鈴木長官の発言ではないが、主眼はトップアスリートの競技力向上にあり、メダルが取れそうにない競技や市民アスリートへの眼差しは冷たい。

内海（2015: 198–199）は、一般国民（大衆）向けの「スポーツ振興を軽視し、もっぱらトップスポーツのみを強調することは、これまでも、そして現在も開発途上国に見られる一般的傾向」と指摘する。そしてこうしたスポーツ政策が行われる基本的ねらいを「ナショナリズムの高揚のための方策」と断じている。

ただ、内海はこうした背景には、国民向けスポーツ振興を推進する「経済的基盤が十分ではない」ことがあることを指摘する。それに当てはめれば、日本のトップスポーツに偏重した政策誘導は先進国的ではないとなる。

3.3　むしろ縮減へと向かっている日本のスポーツ環境

ここまで見てきた限り、現在の日本はトップアスリート偏重の投資、言い換えれば「見るスポーツ」偏重の投資が主体となっていると言える。そして、その結果から、一般の国民がスポーツをする環境の整備は軽視されてきたと推察できる。それでは、現実はどうなっているのか。ここでは、文部科学省が1969年以降、5，6年おきに実施している体育・スポーツ施設現況調査を基に考察してみたい。

図1は、主な施設数の推移をまとめたものである。年を経るごとに、減少傾向が顕著になっ

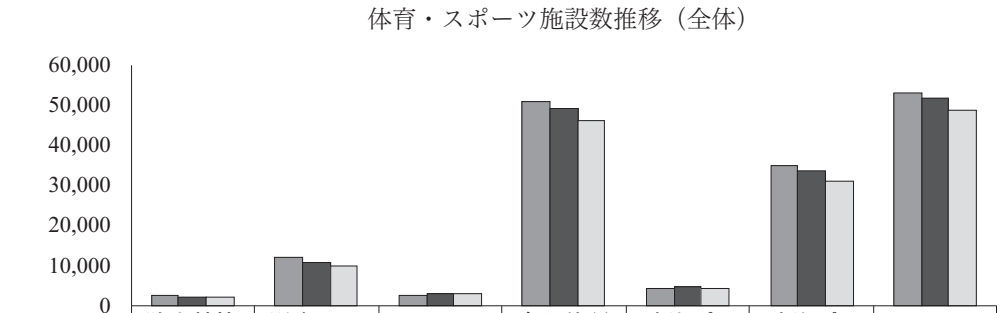

	陸上競技場	野球・ソフトボール場	球技場	多目的運動広場	水泳プール（屋内）	水泳プール（屋外）	体育館
1996年度	2,863	12,319	2,854	51,019	4,611	35,370	53,251
2002年度	2,247	10,870	3,022	49,524	4,896	33,769	52,151
2008年度	2,143	10,113	3,164	46,413	4,529	31,315	48,902

図1　体育・スポーツ施設数推移[15)]

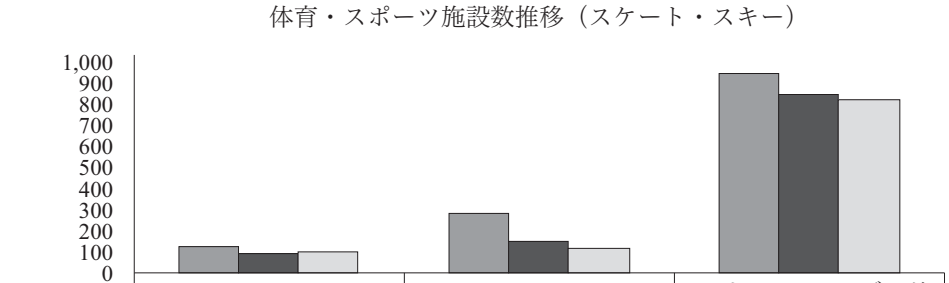

	スケート場（屋内）	スケート場（屋外）	スキー・スノーボード場
1996年度	127	278	947
2002年度	94	151	846
2008年度	96	115	821

図2　体育・スポーツ施設数推移（スケート・スキー）

ていることがわかる。とりわけ、野球場、多目的運動広場、体育館の減少が目立つ。

競技実施地域が寒冷地に限定されやすく、人口減、過疎化の影響を強く受けている冬季競技施設は、減少傾向がより顕著である。そもそも、施設の絶対数が少ないところへ、競技普及の縮小が追い打ちを駆けたといえる。例えば、屋内スケート場は全国で100箇所に満たない（図2）。

施設の運営主体を見ると、学校の占める割合が圧倒的に高い（図3）。これは、日本においては、学校体育がスポーツの底辺を支え、さらに競技スポーツも学校丸抱えの運動部が主力となっている実情を反映している。体育の授業で日常的に使用される「体育館」「屋外プール」「多目的運動広場（校庭）」は、運営主体の70%〜90%を占めている（図4）。

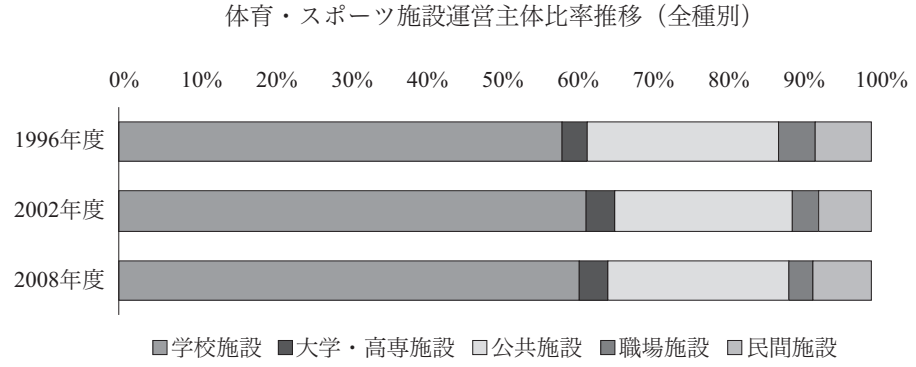

図3　体育・スポーツ施設運営主体比率推移[16)]

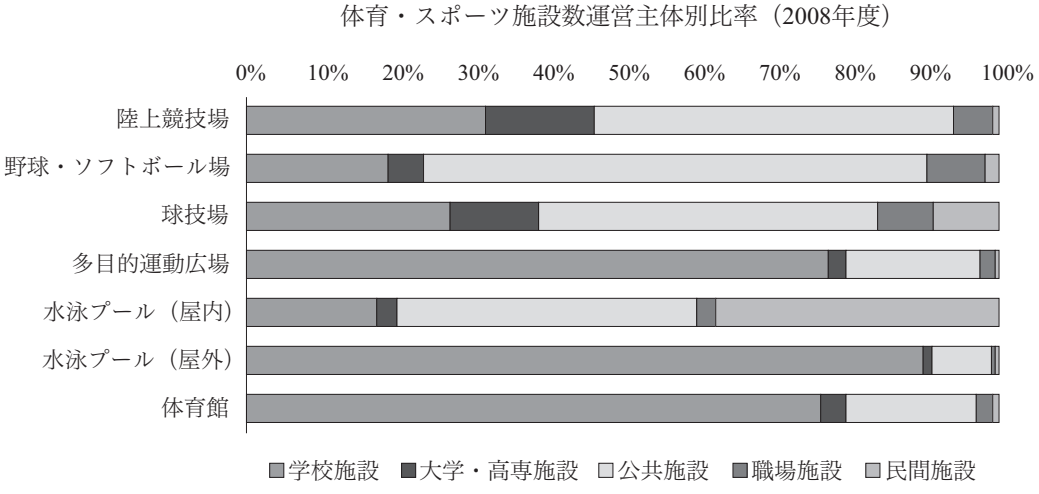

図4　体育・スポーツ施設運営主体別比率（2008年度）

日本のスポーツを支えてきたのは、学校とともに企業である。企業丸抱え運動部は、競技スポーツの頂点を占め、プロ化が進む以前はトップアスリートの大半が企業所属であった。また、それとは別に、社員の福利厚生を目的とし、体育・スポーツ施設整備が進められてもいた（伊藤・中谷・河村 2016）。

この「職場施設」は、施設運営主体として1996年度は全体の4.9% を占めていた。しかし、2008年度は3.1% まで落ち込んだ。特に目立つのは、野球・ソフトボール場で、1996年度は全体の13.0%（1607施設）に達していたものが、2008年度は7.8%（787施設）と、実数では半減している。経済構造の転換、不況等により、1990年代末から企業丸抱え運動部が次々に廃部、休部に追い込まれたことが大きい。アマチュア野球の最高峰とされる都市対抗野球全国大会優勝チームさえ姿を消している[17)]。こうした「リストラ」が、施設減少の要因と考えて間違いない。

その一方で目を引くのが、球技場数の増加である。1996年度の2854から2008年度は3,164に増えている。これは、サッカー人気と連動していると考えられる。Jリーグの発足、チーム数の拡大に伴い、サッカー専用スタジアムや練習場が増えた。また、Jリーグが天然芝の広場や校庭の整備を促進する運動を手がけており[18)]、また人工芝ピッチをつくることにも積極的に助成した。こうした運動が数値となって現れたのである。

上記データは、旧スポーツ振興法の時代に調査されたものである。スポーツの実践を基本的権利として認め、国が積極的に競技普及、強化を支援する旨、明記したスポーツ基本法に衣替えした2011年以降、施設整備に変化が生じたのか。トップアスリート偏重の傾向を考えると、筆者らの予想はやや悲観的にならざるを得ない。

4．おわりに

日本の行政がスポーツへの支援に冷淡だった要因を改めて以下に列記する。

・スポーツの実践を基本的人権のひとつと認めてこなかったため、支援の根拠法が制定されなかった。
・トップアスリートの大半が学校、企業丸抱えで、事実上民間主導の支援が行き届き、公的支援の必要性がなかった。
・スポーツは娯楽という意識が根強く、（税金を投入する）行政支援にそぐわないとみられてきた。
・当初のスポーツ愛好者は、名門大学の学生が主体で、UK 的なアマチュアリズムが浸透し、

スポーツは自己責任、自己負担で実践するものという気風が浸透していた。

日本は、ヨーロッパの価値観的には明らかにプロでありながら、アマチュア至上主義を信奉する歪みが近年まで残っていた。学校や企業丸抱えチームがそれに該当する。内海は、それがスポーツの大衆化、市民スポーツの環境整備を阻害したと指摘する。

「戦後のカンパニー・アマの下で『保護』されていた関係で、アマチュアリズムは温存されてきた。それ故、1960年代の初頭まで、住民が自治体に『スポーツ施設を建設してください』と要求すると、『それは個人で対応して欲しい、自治体は金もないし』と断られるのが一般的であった。スポーツは個人で対応するものという個人主義がアマチュアリズムを通して浸透したのである」（内海 2007: 90）。

2011年、スポーツ基本法が成立・施行されたことで、日本は初めて「スポーツは、世界共通の人類の文化」と謳い、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と認める方向に舵を切った。国が積極的にスポーツの実践を保証することを宣言したのである。

だが、本稿で指摘したように、スポーツ行政の三点セットともいえる「スポーツ立国戦略」「スポーツ基本法」「スポーツ庁」は、東京オリンピックを最大の目標とするトップアスリートの強化に偏ろうとしている。スポーツを通じた国威発揚再重視の流れに乗っているようにも見える。

トップアスリート強化に反対する雰囲気はない。自国開催のオリンピックで、日本代表がメダルを獲得するシーンを見たいと切望する国民は大多数を占めるであろう。さらに言えば、オリンピックには（一定程度の）立派な競技施設が必要との共通認識も形成されているはずである。ただ、我々はトップアスリート強化やオリンピック施設の整備が、必ずしも国民全体のスポーツ振興に寄与するとは限らないことも認識しておくべきである。トップアスリート強化は「見るスポーツ」の振興にとどまる可能性が高いからである。草の根型市民アスリート、生涯スポーツ、健康増進といった「するスポーツ」の振興を図るには、明確な政策指針と予算措置が不可欠である。

近代スポーツの勃興期、その主たる担い手であった資本家階級は、自分たちの権益、地位を守るため、労働者階級を排除した。この歴史が、アマチュアリズムの基礎となった。1970年代に至ってようやく「スポーツの実践は、すべての人にとって基本的権利」という理念が共有されるようになったが、それまで、アマチュアリズムは、スポーツ愛好者を資本家と労働者、

アマチュアとプロフェッショナルに分断し、亀裂を生じさせていたのである。

新国立競技場問題が象徴するオリンピックへの投資は、現状を見る限り、トップアスリートと市民アスリートの亀裂を生み出す可能性があると言わざるをえない。トップアスリートが世界に誇る最新、最大の施設を使う一方、市井のスポーツ愛好者は質素というより粗末な施設で我慢せざるをえないとしたら、それは望ましくはない。スポーツ愛好者の間に新たな分断や亀裂が生じないために我々は何をすべきか。オリンピックは、そうしたことを再考するまたとない機会でもあるのである。

注

1）新国立競技場問題については、『朝日新聞』2013年11月26日、同2014年5月29日、同2015年7月18日など参照。
2）白紙に戻った結果、2019年に予定されているラグビーワールドカップ日本大会（RWC2019）のメイン会場として使用することが不可能になった。
3）『朝日新聞』2015年9月2日、同2015年9月28日など参照。
4）文部科学省HP「スポーツ庁の設置について」http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/07/03/1359498_01_1.pdf（2015年9月26日閲覧）
5）『朝日新聞』2015年5月14日、同2015年5月16日。
6）http://www.e-toshiaki.jp/news/news-images/070919.pdf（2015年9月29日閲覧）
7）『読売新聞』2015年5月19日。
8）これに対し、日本経済新聞は社説において「金メダル庁では情けない」と評し、朝日新聞も社説で「五輪庁で終わらせるな」と競技力向上偏重を戒めている。『日本経済新聞』2015年5月17日、『朝日新聞』2015年5月17日。
9）『朝日新聞』2015年12月4日。
10）『朝日新聞』2015年6月9日。
11）『朝日新聞』2015年9月5日。
12）関連して、中村（2006）を参照。
13）文部科学省HP「諸外国におけるスポーツライフとその環境」http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199801/hpad199801_2_063.html（2015年9月29日閲覧）
14）スポーツ基本法の前文には次のような記述が盛り込まれている。「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、（中略）今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、（中略）日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」
15）文部科学省体育・スポーツ施設現況調査（平成22年2月登録）から引用作成。学校（小中高他）施設、大学・高専施設、公共施設、職場施設、民間施設の合計の値を利用している。
16）51種別（その他を含む）の運営主体を分類した。

17）主な廃部チームは以下の通り。プリンスホテル（1989年第60回）、日産自動車（1984年第55回、1998年第69回）、三菱自動車川崎（三菱ふそう）（2000年第71回、2003年第74回、2005年第76回）、河合楽器（2001年第72回）、いすゞ自動車（2002年第73回）

18）Ｊリーグ HP「Ｊリーグ百年構想天然芝の推進」http://www.jleague.jp/aboutj/pitch/（2015年９月30日閲覧）

参考文献

伊藤裕顕・中谷昌弘・河村和徳．2016.「釜石市の事例から考えるスポーツと復興まちづくり」姫路日ノ本短期大学『研究紀要』38号、47–59頁。

中村祐司．2006.『スポーツの行政学』成文堂。

杉山学・河村和徳．2015.「スタジアム建設問題の一考察」『新潟経営大学紀要』第21号、71–83頁。

内海和雄．2007.『アマチュアリズム論：差別なきスポーツ理念の探求へ』創文企画。

内海和雄．2015.『スポーツと人権・福祉：「スポーツ基本法」の処方箋』創文企画。

馬場駿吉の身体論

――荒川修作の「ブランク」を巡って――

清　水　義　和

01　はじめに

馬場駿吉氏は、荒川修作が講演会や討論会で話した内容の意味が抽象的で分かりにくいと多くの人が語ったと述べた。馬場氏が、『現代思想』（1996.8）で荒川と瀬戸内寂聴さんと一緒に対談したとき、「瀬戸内さんが荒川の言う話が分からなくて、馬場氏が荒川の言うことを瀬戸内さんに通訳した」と話してくださった。渡辺桃子氏は “Helen Keller or Arakawa”（1994）の邦訳『ヘレン・ケラーまたは荒川修作』（2010）と格闘し翻訳したとき、「文章の意味が分からなくて苦労した」と解説で書いている。

馬場氏は、「科学者なので、荒川のアイディアをロジカルで分かりやすく説明することができる」と解説してくださった。荒川の著書は哲学用語（ジャン=フランソワ・リオタール（Jean-François Lyotard）、M. メルロ=ポンティ（Maurice Merleau-Ponty）、ジャン=ポール・サルトル（Jean-Paul Charles Aymard Sartre）、L. ヴィトゲンシュタイン（Ludwig Josef Johann Wittgenstein）、アンリ・ベルグソン（Henri-Louis Bergson）からの引用）が多く抽象的で分かりづらい。ところが馬場氏の荒川論を読むと抽象的な荒川の思想が平易に解りやすく解かれている。

以前、馬場氏が瀧口修造の著作を読むことをしきりと筆者に薦めてくださったが、久しぶりに瀧口の論文を読んでみた。すると、馬場氏から瀧口の解読法を伝授されていたので、まるで、目から鱗が落ちたように、難解な瀧口の論文がすらすらと理解できたことを覚えている。同じような体験を、馬場氏の解説を頼りにして、難解な荒川論に取り組み読破することができたことを思い出す。荒川氏の哲学を解くキーワードは「ブランク」である。荒川と空海を結ぶ

コンセプトも「ブランク」である。本稿は、荒川の謎の言葉をパラドクス、矛盾、逆説の概念を駆使して解読する試みである。

02　馬場駿吉

馬場氏は耳鼻咽喉科の専門医であり、生涯耳鼻咽喉科で解剖の手術に携わってきたから、荒川の『棺桶』シリーズに関心があったのは極自然であった。馬場氏は『現代思想』(1996.8)に執筆した「ユニヴァーサル・パークとしての『養老天命反転地』」で次のように書いている。

> たまたま、平衡感覚、空間認識は私の専門とする耳鼻咽喉科学の分野でもあるので、この実験的な冒険に満ちた場には、ことさら様々な興味を沸き立たせてくれるものがある。[1)]

馬場氏は地球の重力が耳に及ぼす影響力の関係について耳鼻咽喉科の専門医として次のように述べる。

> 元来、地球重力空間でのこうした生理的機能は三つの抹消器官からの刺激が脳幹、小脳、大脳などの中枢で統合され、認識される。この三つの刺激の入り口とは内耳の前庭系、筋肉、腱などの深部知覚系である。このうちどこに異常が発生しても、一時的には身体の平衡調節や空間認識がおかしくなって、めまいやふらつきを感じ、さらに内臓へ異常刺激が伝わって、吐き気を催したりする。宇宙の無重力空間では内耳の耳石などにかかる刺激が混乱していわゆる宇宙酔いと呼ばれる同様な変化が現れやすい。一方、それからの刺激入力が過多になったり、左右の機能にアンバランスが生じるとやはり同様な症状が出現する。(310)

馬場氏は荒川修作が設計して建築した「養老天命反転地」の地面の傾斜加減と内耳の関係を分析して以下のように解説する。

> 「天命反転地」のすべてが様々に傾斜する中に立つ時、三つの経路は一気に溢れるほど刺激を伝達し、大震災直後の神戸の風景の中で感じられたのと同じめまい感が誘発されるのである。そして、そこから立ち直ろうとする反射が全身に及んで筋肉に様々な緊張を与え、再生への動きに転じるのだ。このように考えれば「養老天命反転地」は巨大な平衡機能検査室であり、実験場でもあるといえる。これは単に医学的な、一つの観点に過ぎな

い。芸術、哲学、宗教、その他の自然科学の切り口からみれば、なお多様な見方や意味が次々と発見されるだろう。(310)

馬場氏は、耳鼻咽喉科の専門医であるばかりでなく、同時に美術・音楽の専門家であり、かつ、俳人でもある。馬場氏が「養老天命反転地」に訪れたときに詠んだ句は以下のとおりである。

想念の降りる大地の雪明り
永遠を空に残して氷柱落つ（309）

馬場氏が下す荒川修作のアートに対する理解は、耳鼻咽喉科の専門医として、俳人として、コンテンポラリー・アートの目利きとして、ハイブリット的な感覚で荒川の複雑で抽象的でパラドックスに満ちた哲学的アートを平易で分かりやすい文体で解読してしまう、まさに美の魔術師でもある。

03　荒川修作の〈ブランク〉と〈バックグラウンド〉

荒川修作はブランクとバックグラウンドのコンセプトと関連づけて、マルセル・デュシャン Marcel Duchamp の「春」、つまり「永遠のアフタヌーン」というイマージュから連想して、対談者の小林康夫氏（対談集『《対話集》幽霊の真理』）との話し合いを以下のようにしている。

荒川　そうすると、あなたが言った春…上に行為も何もついていない春は永遠なわけですね。誰だったかな…「永遠のアフタヌーン」…デュシャンは最後の作品で永遠のアフタヌーンをつくったなんて言ってるけど、それはいわゆる時をとめるんじゃなくて、時を永遠の昼間に変えちゃったということですね。[2)]

馬場駿吉氏は、先に触れたように荒川修作と空海を繋ぐコンセプトは「ブランク」だと論じている。荒川修作と小林康夫氏と（対談集『《対話集》幽霊の真理』）の中で、荒川は「ブランク」について次のように述べている。

荒川　このあいだ、ジョン・サールという哲学者がぼくのブランクの考えに興味を持ったと言うんですよ。ぼくがブランクと言うところを、彼はバックグラウンドという言葉を使

うわけです。前景、中身、後景（バックグラウンド)。この後景は絶対に前景に属さなくちゃいけない、…背中は必ず前に関係している…前がなかったら背中はない。(30)

マドリン・ギンズ（Madeline Gins）と荒川修作は共著『ヘレン・ケラーまたは荒川修作』(Hellen Keller or Arakawa, 1994）の中の「ポイント・ブランクにおける距離のテクスチャー」で「ブランク」について解説している。

My fingers split the sand on the sun-flooded beach. Hath not my naked body felt the water sing when the sea hath enveloped it with rippling music?

"It must come up as water at its source, if not, leave it leave it blank."

"The many different varieties of blank."[3)]

マドリン・ギンズと荒川は、「ブランク」は至る所にあるという。しかも互いにつながっていると解説する。

I had been sitting quietly in the library for half an hour. I turned to my teacher and, said, "Such a strange thing has happened! I have been far away all this time, and I haven't left the room" (174)

更にマドリン・ギンズと荒川は「ポイント・ブランク」について刺激的な解読を試みて明示する。

"Well that is surely point blank, if anything is."

Point Black: distance of texture, How anonymous is this distance which is a texture? (174)

マドリン・ギンズと荒川修作は「魂」という言葉を使うときでさえも、「重力」の中心にあるという。

Even to use the word "soul" at all overloads a center of gravity (175)

先にあげた空海の思考空間は、宇宙の広がりがあり、他に例を挙げると空海はレオナルド・ダ・ヴィンチ（Leonardo da Vinci）と同じように思考のハイブリット的な多芸さがあり、その意味で、マドリン・ギンズと荒川修作の多芸で宇宙的な空間を可能にする「ブランク」に満ち

ている。

04　パラドックス

前衛芸術家の荒川修作は哲学のコンセプトを言葉だけでなくてコンテンポラリー・アートを使って公園や建物にまで拡大して表現する。

> 荒川　私の使う言葉はコントラディクションであり、パラドックスだということです。(97)

荒川は、ロジカルではない概念を切り捨ててしまい、無視するのではないのだが、むしろ反対にコントラディクションやパラドックス自体に注目し熟視して解説する。

> 荒川　パラドクス、反語的なものということです。…それは、考えてみれば距離の作り方、…ポジションの作り方だから…（102–103）

荒川は､マルセル・デュシャンが普通の男性トイレの便器を水平に寝かせて『泉』(*Fountain*)と名付けコンセプチュアル・アートとして提示した。しかし当時誰も、その便器がアートだと気付く人はいなかった。デュシャンはレディメイド（既製）の便器の概念を逆転させたのであった。

オスカー・ワイルド（Oscar Fingal O'Flahertie Wills Wilde）の『ドリアン・グレイの肖像』(*The Picture of Dorian Gray*, 1890）では、生の人間と肖像画が最後の一瞬に入れ替わり生の人間が若者から老人に変身し、肖像画が老人から若者になる。ロジカルな観点からみればこの逆転は矛盾（＝パラドックス）している。

寺山修司が描いた『裸の王さま』では王さまは見えないガウンを着衣している。子供が「王様は裸」と言い、その時初めて透明なガウンとはペテン師の巧みな話術によって大人たちが騙されていたのだということが分かる。ところが寺山は「想像力の乏しい子供には透明なガウンが見えない」と解説する。これもロジカルにみればこの逆転の逆転も矛盾（＝パラドックス）していることに変わりはない。

他の例を挙げると、ワイルドが「芸術は自然を模倣するのではなくて、自然が芸術を模倣している」といった『嘘の衰退』(*The Decay of Lying*, 1889）にはパラドックス（＝矛盾）がある。

寺山の『裸の王さま』の中で透明なガウンを作ったペテン師は、嘘つきで現実には透明なガ

ウンが作れるはずがない。それなのに、寺山は目にみえないガウンを観客や読者に提示する。これは明らかに寺山の説明は矛盾している。

本間久雄は「モネがサンラザール駅を走る蒸気機関車の吐く蒸気をみて、人々は今迄気づかなかった蒸気を見るようになった」と論じ「ワイルドのパラドックスは嘘偽りとはかぎらない」と語った。その意味からいえば、寺山の『裸の王さま』の透明なガウンは、日生映画会社がアニメーション映画を製作した後になって、スクリーンに映った夕立の雨筋の糸で織った透明なガウンを観ることができるようになった。

荒川は、言葉や設計図だけでなく、天命逆転のコンセプトを証明するために、「養老天命反転地」や「三鷹天命反転地」を実際に地上に作ってしまった。一般の人は、ヘレン・ケラーは目が見えないので荒川の「天命反転地」が見えるはずがないと思うかもしれない。しかし、荒川は「三鷹天命反転地」を訪れた人に実際目隠しをして、でこぼこで斜め傾斜の空間で、日常生活の健常者が懐く以上の不安と恐怖を感じさせた。

ドゥニ・ディドロ（Denis Diderot）は『盲人書簡』（*Letter on the Blind*, 1749）の中で、停電の暗闇で、俄かめくらの健常者は慌てふためくが、盲人の方は、平常心を保ったと述べている。寺山修司は自作の演劇『盲人書簡』で「もっとよく見るためにもっと闇を」と書いている。寺山は劇場を闇の空間にしたが、荒川は日常生活の場を未見の場として新世界を再構築したのである。

荒川は「ランディング・サイト」（Landing Site）のコンセプトで「見ることも触ることもできない場（場所）」を提示する。

> 荒川　現象の構造は、いろいろなランディング・サイトで…見ることも触ることもできない場（場所）です。（111）

モーリス・メルロ=ポンティ（Maurice Merleau-Ponty）は『知覚の現象学』（*Phénoménologie de la perception*, 1945）で、フッサール（Edmund Gustav Albrecht Husserl）の「削減の問題」（problématique de la réduction）[4]に触れ、パラドックスに言及している。言い換えれば、見ることも触ることもできない場（場所）とは、寺山の『裸の王さま』の透明なガウンであり、サンサザール駅の蒸気であり、ドリアン・グレイの肖像画である。

対談者の小林氏が西洋は論理的だが、荒川が言う「ごちゃごちゃごみのような希望には到達できない」（112）と述べると、荒川は次のように反論する。

> 荒川　これは完全に、東洋の直観から生まれてくるもので、決して欧米の哲学からは出て

こないと思う。(112)

小林氏は哲学者で、荒川はアヴァンギャルドのアーティストである。両者が考える思考の溝は深い。馬場駿吉氏の持論は、ハイブリット感覚で幾つかの科学の視点からみると溝にかける橋ができるという。馬場氏は、耳鼻咽喉科医であり俳人でありアートの目利きでもある。馬場氏は荒川のアートは耳鼻咽喉科医の観点からみると内耳の三半規管の異常が生じる。荒川の天命反転地は内耳の三半規管の異常を引き起こす装置である。このように考えれば、小林氏が指摘する、荒川が言う「ごちゃごちゃごみのような希望には到達できない」(112)の見方は哲学者の視点のみでとらえようとしているから限界があり、両者の溝が埋まらないことが分かってくる。

荒川修作はマルセル・デュシャン(Marcel Duchamp)が好きなのはアーティストだからで、文字にはペシミズムがあると反発している。

荒川　私はニューヨークでマルセル・デュシャンという芸術家と親しくなり、いろいろと教わりましたが、やはり、言葉ではどうしても、いや、表現を拒む、ペシミズムがありましたね。(264)

荒川の対談相手、小林氏は「言葉は人間のすみかだ」(150)と主張している。いっぽう、荒川は「言葉と言語のちがいをはっきりさせないといけません」と言って以下のように反論する。

荒川　「言葉は人間のすみかだ」というすみかではなく、その言葉を使って言語のない世界へ行きたいものですね。(151)

荒川は、言葉に対する疑問を小林氏にぶっつけ、ロジカルな言葉を「声の発声」に置き換えて次のように言う。

荒川　だいたい人間が最後にはく言葉のようですね。そうすると、自分でもわからない声を使ったりすると、そのなかには、大変なことが入っている。(152)

シェイクスピア演劇のコンセプトは文字だけではわからない。シェイクスピア(William Shakespeare)が生きていたエリザベス朝では、弱強のリズムで、息を吐きながらその短い間に

考える。モダン・イングリッシュは強弱のリズムで直ぐ息を吐いてしまうので、その間に考える余裕がない。荒川の言う最後の息は肺活量の大きい人が長い息の終わりに吐く言葉のことだ。シェイクスピアの『十二夜』では第一幕第三場でヴァイオラが最後の言う台詞のリズムが最も強い。しかし、荒川がここで言っている「人間が最後にはく言葉」とは違った意味がある。むしろハムレットの話す独白の最後の音（question）に近い。

To be or not to be, that is a question （*Hamlet*, Act 3 Scene1）

ソネット形式は5音5音の10音からなるが、that is a question の後の一音が消え欠ける。この一音だけの無音は観客に大きな不安を呼び起こす無音だと言われる。

馬場氏は、数学者が「数字1と数字2の間を埋める数字は何か」と問うた。所謂、解けない問題に深くこだわっている。荒川修作は「ナンバーレス」の世界にいるという。(289)

小林は「2というのは、1，2，3，4の2ではない、2と他の数は全然違うんです」(289)と述べている。

荒川　時間が「時」の「間」に、そのあいだにあるというのは当たり前です。(21)

画家フランシス・ベーコン（Francis Bacon）が描いた絵で、こちら側の部屋からあちら側の部屋に行きかけて挟まれた状態を描いている。寺山修司は「生が終われば、死も終わる」と言っている。だが、荒川にしてもベーコンにしても、こちら側の世界〔1〕からあちら側の世界〔2〕に行くのに数えきれなくて、しかも細分できない空間を想定している。

05　レオナルド・ダ・ヴィンチ

馬場駿吉氏は、耳鼻咽喉科医として、レオナルド・ダ・ヴィンチ（Leonardo da Vinci）が解剖を行った近代科学者の祖として敬意を懐き、現代の外科医の馬場氏は内視鏡を使った手術を実施しながら、その経験から加納光於のコンテンポラリー・アーツの中に細密な画法を見つけた。また、馬場氏は荒川修作の宿命反転の建築物から身体とその内臓や血管と関係づけて科学的に解読している。

荒川　レオナルド・ダ・ヴィンチは、…真の意味で線や面を置く「場」や「場所」がキャンバスにないことを知っていた。そして、与えられた自然現象を研究し、人体の解剖まで

はじめますが、彼が探し求めていた「生命」はみつからず、六十歳をすぎて、いよいよその構築を始めた。(253)

レオナルド・ダ・ヴィンチが、キャンバスではなく身体に拘ったのは、「生命」を探求していたからである。いっぽう、荒川氏自身は主著《意味のメカニズム》の中で、実体を解読するためだったといっている。

荒川　「生命」についてはいまだ、私たちは何も知りませんからね。…質量を明確に測れる水から質量の測れないエナジーをつくり、その使用の仕方で、「レオナルド」という「生」を、その「場所」に託そうとしたようです。…やっと、私たちの《意味のメカニズム》が、彼の後を追い始めたようです。(256–257)

荒川は、レオナルド・ダ・ヴィンチが追い求めた生命体を、四百年後の今日、自ら、その《意味のメカニズム》の中で構築しようとする。荒川は、アルチュール・ランボー（Jean Nicolas Arthur Rimbaud）が言葉の外に生命体であると考え、そこに《意味のメカニズム》を構築しようとして、詩を捨てて世界に向けて旅立つという。

荒川　アルチュール・ランボーだってしている。十五、六歳で海を眺め、球根をつかみ「今だ、僕が永遠の旅に出るのは」と言って、自分が書いたものを全部持って散っていく。そういうことを知った奴は、何を言われても、言葉にグッバイという。(287)

寺山修司は18歳で俳句を止め、映画や芝居のメディアに傾斜する。寺山はランボーとの空想対談を行っている。寺山は俳句でしばしば母のことを歌っているが、映画『草迷宮』や演劇『身毒丸』では、寺山が母の胎内にいたときに聞いた子守唄を歌う幻の母を執拗に求める。明やしんとくは胎内で聞いた子守歌を歌う母はとっくに死んでしまったと思っている。明やしんとくは子宮からこの世に生まれ出るときに最後に聞いた子守歌に、この世に生を受けた最初から最後まで執拗にこだわり続ける。寺山は荒川の言う建築的身体を演劇や映画の世界で構築しようとした。その意味で、寺山はアントナン・アルトーの演劇や映画と似ている。二人は死者の声に憑依しようとしている。いっぽう、荒川は、ランボーが詩から未見の建築を構築しようとしていたと言っている。

荒川　ランボーはアフリカから妹に書いた手紙（約七十通ぐらい）で街を建設するための

本をパリから送らせているんですよ。彼も、アフリカに街をつくろうとした。有機体を延長させることを、ある一定の場つくってコントロールすればできるかもしれないと考え、その実現に向かったのです。…有機体をいかに使うかで詩が生きたり死んだりするということを身をもって証明した。あのような人を真の詩人というのでしょうね。彼は紙の上に言葉を並べる詩人ではなく、詩を制作、いや建築する場を発明、発見したのです。(288)

荒川はランボーを通して、自身のコンテンポラリー・アートである建築を構築してアイディアを明らかにしようと努めた。

06　アントナン・アルトーと宮沢賢治――ドゥーヴルとゲシュタルト

荒川が《意味のメカニズム》のコンセプトを説明する際、意味論の中に身体の行為を入れようとした。それは、いわば身体の行為の幽霊化であり、人間が家、村、町、都市を構築しながら、そこに住むことによって、人間の行為とともに生まれてくる現象を、〈お化け〉と称した。荒川の《意味のメカニズム》のコンセプトにドゥーヴルを見つけることは容易ではない。聞き手の小林氏は、荒川の言う「ドゥーヴル」は、アルトーAntonin Artaudが『演劇とその分身』(*The Theatre and its Double*, 1938)でドゥーヴル=ダブル(分身)を表していると指摘した。

Et la matiere sur laquelle il travaille, les themes qu'il fait palpiter ne sont pas de lui mais des dieux. Ils viennent, semble-t-il, des junction primitives de la Nature qu'un Esprit double a avoisees.[5)]

アントナン・アルトーはドゥーヴルを専ら演劇の説明に使っているが、荒川は、ドゥーヴルを人間が、家、村、町、都市を構築しながら、そこに住むことによって、人間の行為とともに生まれてくる現象(＝幽霊)と言っている。荒川がそれを設計図に表し建設したのが「養老天命反転地」(*the Site of Reversible Destiny—Yoro Park*, 1995)や「三鷹天命反転住宅」(*the Reversible Destiny Lofts MITAKA—In Memory of Helen Keller*, 2005)で、そこでは、養老の土地や三鷹の住宅がいわば人間の身体のそれぞれの器官やそこを自由自在に流れる血液による生命現象を表している。その関係は、人間の身体とそこから生まれてくる家、村、町、都市を構築しながら、そこに人間が住むことによって生み出す生命現象(＝分身、幽霊)である。原理は荒川の生命現象はアルトーのドゥーヴル(＝分身)と似ているが、アルトーの場合は演劇や映画と関係があり、荒川の場合は村や家の建築物を表しているところ(＝場)が違う。

宮沢賢治は『春と修羅』の詩の中で、「わたくしといふ現象は、仮定された有機交流電燈のひとつの青い照明です。(あらゆる透明な幽霊の複合体)」つまり「お化け」(184)であると述べている。

> 荒川　宮沢賢治が言ったように、「わたしは一つの現象である」んだよ。…そのための町を建設しよう、住むことによって現象や出来事が起こりやすい町を。(181)

荒川は、アルトーのドゥーヴル（＝分身）を想起させながら、ゴレムやゾンビと幾分似ているようで異なっている。カレル・チャペック（Karel Čapek）がゴレムやゾンビを連想させるような『ロボット（R.U.R.)』を劇化した。少なくとも、チャペックの「ロボット」は映画『スター・ウオーズ』(STAR WARS）のロボットとは異なる。

> 建設的身体といった幽霊のひとつの名前を付けた。(194)

荒川は、アルトーのドゥーヴルを想定しながらも、むしろ宮沢賢治の「私といふ現象」を創り出そうとした。

07　ヘレン・ケラー

荒川修作は『ヘレン・ケラーまたは荒川修作』(*Helen keller or Arakawa Shusaku*, 2010）のなかで、健常者はヘレン・ケラー（Helen Adams Keller）がアン・サリバン Anne Sullivan の尽力によって言語を習得するところを専ら見つめるせいで、既にヘレンが耳や目の障害者になる前に言語を習得していたので言語能力を回復し得たのだという事実に気がつかない。健常者はヘレンが持って居るが見逃している特殊な能力を「ブランク」であるという。

> 荒川　盲人や聾唖の人たちのエンゲージメントがどのように行われているのかを考えることによって、ぼくたちの忘れ去ったエンゲージメントを記すことができる、それでぼくは少し盲人や聾唖の人の認識について、とくにヘレン・ケラーについて勉強しています。(16)

『ヘレン・ケラーまたは荒川修作』のなかで、荒川はヘレン・ケラーの特殊な能力「ブランク」に注目する。

Line can be used as a means to draw vision both right in towards itself away from it.

"I'm reminded og your signature, Helen."

"The wind of my perceiving (it's yours!) —why it's passing both in front of and behind your name as you've written it—the lines are that sharp as to stand out from the surface they mark." (132)

荒川は盲人が音の感覚だけでなく、厚みの感覚についてもその繊細さを強調しているが、マルセル・デュシャンの感覚を例外としてみている。

Marcel Duchamp does speak of an "extra-thin." (190)

荒川は、マルセル・デュシャンには特殊な能力があり、盲人のヘレン・ケラーが持っていた特殊な能力「ブランク」をも所有していた極めて例外的で稀有なアヴァンギャルド・アーティストだという。

シェイクスピアは『リア王』(*King Lear*, 1608) でグロスターと息子のエドガーの関係を、ヘレン・ケラーとアン・サリバンの子弟関係のようにみている。つまり、グロスターもヘレンも身体障碍者で言語聴覚士としての治療法を息子のエドガーやアン・サリバンに見ているのである。したがって、ヘレンの超能力「ブランク」をシェイクスピアは『リア王』に描いた盲人グロスターに見ようとはしていない。

08　アンリ・ベルグソン

荒川修作はアンリ・ベルグソン (Henri-Louis Bergson) の「純粋持続」について関心を懐いていたようだ。というのは、「持続」が身体とかかわるからだという。

荒川　ベルクソンなんかがうまく言っているように、〈持続〉それ自身が場を作ったり、けしたりしていくわけですからね。それからみると、死という問題は、〈私〉がある場所から遠のくとか、消えるとか…それを見届けるためのいちばん良い道具が、この身体なんです (238)

荒川は、〈持続〉は死を意味し、それを見届けるところは「身体」という「場」であるという。

09　空海

湯川秀樹は「弘法大師」のなかで、空海は「ダヴィンチ型」[6]で「極端に多芸型の人」(14)であるという。続いて湯川は「宇宙的生命を自分のところへいっぺん凝縮して、それをワッと表現する。」「宇宙的生命の自己表現」(18)「その秘密を知らなければあかん。全宇宙的生命というものがそこに開けてくる」(21)等と論じている。

> 湯川　大日如来というものは宇宙神であって、宇宙の生命力や知恵が一身に結集しているのですが、自分を大日如来に帰一させようと思うわけです。…自分を宇宙の大生命と同一化するということがあるわけですね。それは仏でもあるから、即身成仏ということにもなるのでしょう。(42)

科学者の湯川が空海について以下のように述べる時、湯川にとり、科学と観念連合とがアンヴィヴァレントな関係で結びついた稀有な瞬間であった。

> 湯川　弘法大師という人は、自分は自然にかえっていくと思ったでしょうが、それは同時に永遠の実在世界のなかでいきつづけることでもあったのじゃないか。単に空、無になってしまうというのではなかったのではないか。だから後世、彼は五十六億七千万年後の弥勒の世まで生き続けるという伝説ができたのは、全く根拠のないことではないように思われますね。(56)

空海は「即身成仏」を掲げ、永遠の実在を掲げ、人間がペシミスティックに考える傾向を否定した。『幽霊の真理』で荒川は肯定的な人間の歴史が必要だと言っている。

> 荒川　人間の歴史ではあまりにもペシミスティックな共同体しか生まれなかった。(270)

このような荒川のペシミスティックな言説からは荒川の不死のコンセプトとは一見すると相反する発想のようにもみえる。

10　まとめ

馬場駿吉氏は、『加納光於とともに』(2015)を上梓したときに、馬場氏から『荒川修作』論

を纏めていると伺った。馬場氏は荒川の初期のオジュジェ『棺桶』シリーズに関心を懐き続けていた。

マドリン・ギンズが著した『ヘレン・ケラーあるいはアラカワ』、『死ぬのは法律違反です』（*Making Dying Illegal*, 2006）、『建築する身体』（*Architectural Body*, 2002）などから、荒川が懐いた不死に対する強固で確信に満ちた、強い肯定的な主張を読み取ることが出来る。だが、荒川の初期のオジュジェ『棺桶』シリーズを念頭において、後の荒川のコンテンポラリー・アートの生命現象のコンセプトを合わせて比較してみると、はじめて荒川の死に対する畏怖の念を読み取ることも可能になる。その畏怖の念こそ、実は荒川の「ブランク」のコンセプトを模っている「ブラックホール」ではないかというパラドキシカルではあるけれども、リビッドな生命力が脈々と波打って伝わってくる。

注

1）馬場駿吉「ユニヴァーサル・パークとしての『養老天命反転地』」（『現代思想』Vol. 24–10, 1996.8）、310頁。以下同書からの引用は頁数のみ記す。

2）荒川修作『《対話集》幽霊の真理』（水声社、2015）、21頁。同書からの引用は以後ページ数のみ記す。

3）Madeline Gins, *Helen Keller or Arakawa* (Burning Books, 1994), p. 172.

4）Merleau-Ponty, Maurice, *Phénoménologie de la perception* (Gallimard, 1945), p. v.

5）Artaud, Antonin, *Oeuvres Completes Tome IV Le theatre et son double Le Theatre de Seraphin — Les Cenci* (nrf Gallimard, 1964), p. 72. Artaud, Antonin, *Le theatre et son double* (Gallimard, 1964) Artaud, Antonin, *The Theatre and its Double* (Calder, 1993), p. 42. Cf. Artaud, Antonin, *Oeuvres Completes Tome V* Autour du Theatre et son double (nrf Gallimard, 1964)

6）湯川秀樹「弘法大師」（『天才の世界』小学館、1984）、14頁。同書からの引用は以後ページ数のみ記す。

参考文献

Madeline Gins and Arakawa, *Architectural Body* (Alabama P.U., 2002)

Arakawa Madeline Gins, *Site of Reversible Destiny Yoro Park Gifu* (“Hana no Miyako Gifu” Center for the Promotion of Flower and Greenery, 2005)

Madeline Gins, *What The President Will Say And Do!!* (Station Hill, 1984)

Merleau-Ponty, Maurice, *Phenomenologie de la Perception* (Gallimard, 1976)

Craig, Edward Gordon, *On the Art of the Theatre* (London William Heinnemann, 1914)

Craig, Edward Gordon, *The Mask* (Harwood Academic Publishers, 1998)

Craig, Edward, *Gordon Craig the Story of his Life* (Limelight Editions, 1985)

Innes, Christopher, *Edward Gordon Craig A Vision of Theatre* (Routledge, 2004)

Redon, Odilon, *a soi-meme journal (1867–1915) notes sur la vie l'* (the EBook version (.pdf format) of the 1922 edition.)

XENAKIS, Iannis, *Music and Architecture* (Pendragon Press, Hillsdale, Ny 2008 First Edition. Hardback. No Dustjacket.,

2008)
Beckett, Samuel, *En attendant Godot* (Les Editions de Minuit, 1952)
Beckett, Samuel, *Waiting for Godot* (Faber and Faber, 1965)
Samuel Beckett The Complete Dramatic Works (Faber and Faber, 1990)
Three Novels Samuel by Beckett Molloy Malone Dies The Unnamable Translated by Patrick Bowles (Grove Press, Inc. 1965)
Cronin, Anthony, *Samuel Beckett The Last Modernist* (Harper Collins Publishers, 1997)
Zurbrugg, Nicholas, *Beckett and Proust* (Colin Smythe Barnes and Noble Books, 1988)
Samuel Beckett Now Edited by Melvin J. Friedman (Chicago U.P., 1975)
James Knowlson & John Pilling, *Frescoes of the Skull: The Later Prose & Drama of Samuel Beckett* (Grove Press, Inc. 1980)
Kalb, Jonathan, *Beckett in Performance* (Cambridge U.P., 1991)
Doherty, Francis, *Samuel Beckett* (Hutchinson University Library, 1971)
Alvarez, A., *Beckett* (Fontana Collins, 1973)
Josephine Jacobsen & William R. Mueller, *The Testament of Samuel Beckett* (A Dramabook, 1964)
Core, Richard, N., *Beckett* (Oliver & Boyd, 1964)
A Samuel Beckett Reader Edited by John Calder (The New English Library Limited, 1967)
Modern Critical Interpretations Samuel Beckett's Waiting for Godot Edited by Harold Bloom (Chelsea House Publishers, 1987)
File on Beckett Compiled by Virginia Cooke (A Methuen Paperback, 1985)
Raynham, Alex, *Leonardo da Vinci* (Factfiles Oxford U.P., 2013)
Clarke, Georgia, *Leonardo da Vinci* (Penguin Active Reading, 2010)
Karen Ball & Rosie Dickins, *Leonardo da Vinci* (Usborne Publishing Ltd., 2007)
Nicholl, Charles, *Leonardo da Vinci Flights of the Mind* (Viking, 2004)
Leonardo da Vinci Codices Madrid (Iwanami 1975)
Raynham, Alex, *Leonardo da Vinci* (Factfiles Oxford U.P., 2013)
マドリン・ギンズ、荒川修作『ヘレン・ケラーまたは荒川修作』渡部桃子監訳（新書館、2010）
荒川修作、マドリン・ギンズ『建築する身体』河本英夫訳（春秋社、2004）
荒川修作、マドリン・ギンズ『死ぬのは法律違反です』河本英夫、稲垣諭訳（春秋社、2007）
荒川修作、マドリン・ギンズ『意味のメカニズム』瀧口修造、林紀一郎訳（ギャラリー・たかぎ、1979）
荒川修作、マドリン・ギンズ『建築―宿命反転の場住宅アウシュヴィッツ―広島以降の建築的実験』工藤順一、塚本明子訳（水声社、1995）
荒川修作、マドリン・ギンズ『意味のメカニズム』瀧口修造、林紀一郎訳（ギャラリー・たかぎ、1979）
『荒川修作全版画展』（北九州市美術館、1979）
『荒川修作　宮川淳へ展』（東高現代美術館、1990）
『荒川修作を解読する展』（名古屋市美術館、2005）
『第 6 回オマージュ瀧口修造　荒川修作作展』（佐谷画廊、1986）
『第 1 回現代芸術祭　瀧口修造と戦後美術』（富山県立近代美術館、1982）
「荒川修作の《死に抗う建築》」（水声通信、2005.11）

「特集＝荒川修作」（『みづゑ』No. 892、1979.7）
「特集＝荒川修作」（『アールヴィヴァン』No. 1、1980.7）
「総特集　荒川修作＋マドリン・ギンズ」（『現代思想』Vol. 24–10、1996.8）
荒川修作「呼び出せるか太郎さんたちの」（「特集岡本太郎」『ユリイカ』1990.10）
荒川修作「デュシャン頌」「特集＝マルセル・デュシャン」（エピステーメー　Vol. 3、朝日出版社、1977 11月号）
塚原史『荒川修作の軌跡と奇跡』（NTT 出版、2009）
荒川修作「思い出の」（『愛知県立旭丘高等学校美術科50年の歩み』、2000）
荒川修作「思想家・太郎かあさん」（『岡本太郎の世界』、小学館、2006）
塚原史『反逆する美学　アヴァンギャルド芸術論』（論創社、2008）
白倉敬彦『夢の漂流物（エパーヴ）私の70年代』（みすず書房、2006）
荒川修作、マドリン・ギンズ『偏在の場・奈義の竜安寺・建築する身体』展（奈義町現代美術館、2005）
荒川修作『Arakawa』（南画廊、1969）
荒川修作『荒川修作の実験展―見る者がつくられる場』（東京国立美術館、1991）
南江治郎『世界の人形劇』（三彩社、1975）
『建築家であること　建築する想いと夢』（日経アーキテクチュアー編、2003）
荒川修作『死なないための葬送　荒川修作初期作品展』（国立国際美術館、2010）対談集』（水声社、1999）
塚原史『切断する美学　アヴァンギャルド芸術思想史』（論創社、2013）
荒川修作『生命の建築荒川修作・藤井博巳対談集』（水声社、1999）
荒川修作、小林康夫『《対話集》幽霊の真理　絶対自由に向かうために』（水声社、2015）
『加納光於1960–1992』全3冊（'60–92 prints, '80–91 paintings, Catalogue raisonné & documents）、（小沢書店、1992）
『加納光於』（南画廊、1967）
『加納光於の芸術』（『水声通信』No. 8、水声社、2006.6）
加納光於「さながら血管樹に蔽われた雷雲よ」（『雷鳴の頸飾り―瀧口修造に』書肆山田、1979）
「特集　加納光於 色彩の光芒1954–1992」（『版画芸術』76、阿部出版、1992）
加納光於、大岡信「アララットの船あるいは空の蜜」「索具・方晶引力」（『版画芸術』77、阿部出版、1992）
「特集2　加納光於最新作」（『版画芸術』49、阿部出版、1985）
『加納光於《形象を押しのけて》（ギャルリー東京ユマニテ、2001.11.5–11.24）
『加納光於《身を起こした蛇のために》（ギャルリー東京ユマニテ、1998.11.14）
『加納光於〈燐と花と〉（ギャルリー東京ユマニテ、1999.1.11–1.30）
『加納光於　《胸壁にて》―1980』（アキライケダギャラリー東京　名古屋、1980.11.1–11.29）
『加納光於―油彩』（アキライケダギャラリー東京、1982.10.4–10.30）
『加納光於 PAINTINGS '80–83』（北九州市立美術館、1983）
『加納光於　《振りまわす巣房の下で》《その雲形の》』（ギャルリー東京ユマニテ、1994）
『加納光於　語りえぬもののための変容』（小沢書店、1981）
『特集　加納光於』（Poetica 臨時増刊、小沢書店、1992.4）
『加納光於「骨の鏡」あるいは色彩のミラージュ』（愛知県美術館、2000.9.15–11.5）
『「色彩」としてのスフィンクス―加納光於 KANO mitsuo 1960–1992』（セゾン美術館、1993）

『加納光於《稲妻捕り》Elements』（書肆山田、1978）
『加納光於』（『加納光於展』バルール画廊、1978.3.27–4.15）
『加納光於色身―未だ視ぬ波頭よ2013』（神奈川県立美術館鎌倉、2013.9.14–12.1）
『加納光於1977–1987版画《強い水―夢のパピルス》』（品川文化振興事業団O美術館、1988.11）
『加納光於展 MIRROR, 33』（南画廊、1965.3.16–27）
加納光於、大岡信「〈アララットの船あるいは空の蜜〉」（『美術手帖』美術出版社、1972.3）
加納光於「アーク・オーロラの分光に屹立して」（『美術手帖』美術出版社、1969.5）
加納光於「私のデッサン・私のメモワール」（『美術手帖』美術出版社、1964.3）
加納光於「オマージュ澁澤龍彦　八ヶ岳高原にて」（『澁澤龍彦をもとめて』美術出版社、1994）
加納光於「オマージュ澁澤龍彦　八ヶ岳高原にて」（「追悼澁澤龍彦」『みづゑ』No. 945、美術出版社、1987）
加納光於、菊池信義「対話」世界を捲る「書物」あるいは「版画」（『現代詩手帖』思潮社、1987.3）
加納光於「現代版画の危機」（『みづゑ』No. 964、美術出版社、1962.12）
大岡信『加納光於論』（書肆風の薔薇、1982）
大岡信「現代作家論　加納光於」（『qq』 7 、qq 出版、1974）
大岡信「加納光於個展」（「月評」『美術手帖』美術出版社、1965.5）
『マルチプル・ショー　デュシャンからリキテンスタインへ』（町田市立国際版画美術館、2005）
馬場駿吉『加納光於とともに』（書肆山田、2015.7）
馬場駿吉『点』創刊号（1965）、 2 号（1966）、 3 号（1967）、 6 号（1976）
馬場駿吉「特集―荒川修作」（アールヴィヴァン 1 号、1980）
馬場駿吉「幾何学的抽象の極北から吹く風の中で―ヴァザルリ展に寄せて―」（『GALERIE VALEUR』、1976）
馬場駿吉「愛知曼荼羅から東松照明曼荼羅へ」（『愛知曼荼羅―東松照明の原風景』、2006）
馬場駿吉『時の諸相』（水声社、2004）
馬場駿吉『海馬の夢』（深夜叢書刊、1999）
馬場駿吉『液晶の虹彩』（書肆山田、1984）
馬場駿吉『耳海岸』（書肆山田、2006）
馬場駿吉『句集　夢中夢』（星雲社、1984）
馬場駿吉『星形の言葉を求めて』（風媒社、2010）
馬場駿吉『澁澤龍彦西洋芸術論集成』下、解説（河出文庫、2010）
馬場駿吉『感染症21世紀耳鼻咽喉科領域の臨床』19（中山書店、2000）
馬場駿吉『駒井哲郎展　第17回オマージュの瀧口修造』（佐谷画廊、1997）
馬場駿吉「世界をからめとるものとしての色彩―加納光於に」（『加納光於胸壁にて―1980』、アキライケダギャラリー、1980）
馬場駿吉「ブーメランの獲物たちのために」（『加納光於―油彩』アキライケダ、1982）
馬場駿吉「万物の海としての補遺―岡崎和郎の作品に触れて」（『岡崎和郎展』倉敷市立美術館、1997）
馬場駿吉『サイクロラマの木霊　名古屋発・芸術時評1994～1998』（小沢書店、1998）
馬場駿吉「コレクターとしての二つの原則―私の蒐集40年の歩みをふり返って―」（『版画芸術』、2003）
馬場駿吉「一俳人のコレクションによる駒井哲郎銅版画展～イメージと言葉の共振～」（名古屋ボストン美術館、2008）
馬場駿吉「集積燦惨アルマン Accumulation 論」『Accumulation Arman』（GALERIE VALEUR, 1978）

馬場駿吉「翼あるいは熱狂の色彩―加納光於展に―」(『加納光於 GALERIE VALEUR, 1978』)
馬場駿吉「見えるものから観念への逆探知―ジャスパー・ジョーンズ・レッド・レリーフ展に―」(『Lead Reliefs Jasper Johns』GALERIE VALEUR, 1978)
馬場駿吉『薔薇色地獄』(湯川書房、1976)
馬場駿吉「方寸のポテンシャル」(『洪水』第七号、2011.1.1)
馬場駿吉瀧口修造残像「方寸のポテンシャル2」(『洪水』第八号、spiralviews 2011.7.1)
馬場駿吉瀧口修造残像2「方寸のポテンシャル3」(『洪水』第九号、2012.1.1)
馬場駿吉瀧口修造残像3拾遺「方寸のポテンシャル4」(『洪水』第十一号、2013.1.1)
馬場駿吉「ギャラリスト西岡務を追憶して」(『REAR』リア制作室、2013)、26–27頁。
馬場駿吉「慢性副鼻腔炎における嫌気性菌に関する臨床的ならびに実験的研究」(名市大医誌、20巻4号、1970)、800–853頁。
鈴木祥一郎、上野一恵『厭気性菌』(第二版)小酒井望編―日常検査法シリーズ8 (医学書院、1978)
齊藤一郎「古都に集う音と言葉」(月刊なごや、2015.3　No. 390)、22–23頁。
PHARMAKON '90(幕張メッセ現代の美術展、1990.7.28アキライケダコーポレーション)
日常に偏在するアート(日常に偏在するアート展実行委員会　サン・メッセ、2003.10.7)
谷口幸代「名古屋の文学―俳人・馬場駿吉が見た名古屋―」(『名古屋の観光力』風媒社、2013)
『レオナルド・ダ・ヴィンチ解剖図集』松井喜三編集・解説(みすず書房、2001)
『レオナルド・ダ・ヴィンチの手記』上・下　杉浦明平訳(岩波書店、1983)
『レオナルド・ダ・ヴィンチの素描』裾分一弘(岩崎美術社、1973)
ヌーランド、B. シャーウィン『レオナルド・ダ・ヴィンチの手記』ペンギン評伝叢書(岩波書店、2003)
久保尋二『レオナルド・ダ・ヴィンチ研究その美術家像』(山陽社、1972)
ヴェッツォシ、アレッサンドロ『レオナルド・ダ・ヴィンチ』後藤淳一訳「知の再発見」双書79(創元社、1998)
クラーク、ケネス『レオナルド・ダ・ヴィンチ芸術家としての発展の物語』第2版　丸山修吉、大内賢治訳(叢書・ウニベルシタス　法政大学出版局、1981)
ブランリ、セルジュ『レオナルド・ダ・ヴィンチ』五十嵐見鳥訳(平凡社、1996)
『アラン　ヴァレリー』桑原武夫・河盛好蔵編　世界の名著66(中央公論社、1994)
山岸健『レオナルド・ダ・ヴィンチ考　その思想と行動』(NHK ブックス207、1978)
齋藤泰弘『レオナルド・ダ・ヴィンチの謎』(岩波書店、1988)
堀真理子『ベケット巡礼』(三省堂、2007)
「アスベスト館通信」第1号、3号、5号、6号、7号、8号、9号　元藤燁子編集(アスベスト館、1986〜1988)
マセダ、ホセ「ドローンとメロディ―東南アジアの音楽思想」高橋悠治編・訳(新宿書房、1989)
『コレクション瀧口修造』1巻〜13巻、別巻1〜2巻(みすず書房、1993)
「特集　瀧口修造」(『本の手帖』、No. 83、昭森社、1969.8)
『瀧口修造』(『現代詩手帖』、1974.10)
「瀧口修造追悼」(みすず書房、No. 233、1979–10)
梅原猛『空海の思想について』(講談社学術文庫、1984)
松長優慶『大宇宙に生きる〈空海〉』(中央公論新社、1999)

松長優慶　編集代表者『弘法大師と密教の文化』（高野山大学内密教研究会、1985）
金岡秀友『空海　その人と教え　大宇宙のドラマ』（鈴木出版株式会社、1984）
山折哲雄監修『仏典を知る　空海の世界』（佼成出版社、1991）
吉田宏哲『空海思想の形成』（春秋社、1993）
北川紘洋『弘法大師に学ぶ、明日を生きる知恵』（はまの出版、1999）
加藤精一『弘法大師・空海を読む』（大法輪閣、2002）
宮坂宥勝、金岡秀友、松長優慶監修『現代密教講座』第三巻（大東出版社、1993）
宮坂宥勝、梅原猛、金岡秀友編『空海の人生と思想』講座密教第 3 巻（春秋社、1981）
宮坂宥勝『空海　生涯と思想』（筑摩書房、1984）
高野義夫『日本精神文化体系』第 3 巻平安時代編（日本図書センター、2001）
増田秀光『真言密教の本　空海伝説の謎と即身成仏の秘密』（学習研究社、1997）
池利文『空海の宇宙大伽藍』（学習研究社、1984）
生井智紹『大乗における密教の形成について』（『高野山大学公開講座2002』2002）
静慈圓『人間空海を求めて』（『高野山大学公開講座2001』2001）
司馬遼太郎「空海の風景」（『司馬遼太郎全集』第三十九巻（文藝春秋、1983）
神林隆浄『弘法大師の思想と宗教』（日本図書センター、1976）
NHK 取材班、司馬遼太郎原作『NHK スペシャル「空海の風景」を旅する』（中央公論新社、2002）
立川武蔵『最澄と空海　日本仏教思想の誕生』（講談社、1998）
須藤光輝『空海』（金尾種次郎、1910）
平山観月（有朋堂、1965）
福永光司訳・編集『空海』（『日本の名著』 3　中央公論社、1977）
谷亀利一編集『空海と真言密教』（読売新聞社、1986）
永坂嘉光写真集『弘法大師の足跡』（同朋舎出版、1984）
梅原猛、湯川秀樹「湯川秀樹との対話」（『現代の対話』雄渾社、1966）
湯川秀樹「弘法大師」（『天才の世界』小学館、1984）
湯川秀樹『日本文化の創造』（雄渾社、1971）
湯川秀樹「学問と人生」（『学びのこころ』リブリオ出版、1997）
湯川秀樹『目にみえないもの』（甲文社、1950）
湯川秀樹、谷川徹三『宇宙と心の世界』（読売選書、1975）
『湯川秀樹著作集』第 1 巻（岩波書店、1989）
『湯川秀樹著作集』第 2 巻（岩波書店、1989）
『湯川秀樹著作集』第 3 巻（岩波書店、1989）
『湯川秀樹著作集』第 6 巻（岩波書店、1989）
リオタール、ジャン=フランソワ『ポスト・モダンの条件』小林康夫訳（水声社、1991）
リオタール、ジャン=フランソワ『現象学』高橋允昭訳（白水社、1982）
リオタール、ジャン=フランソワ『ハイデッカーとユダヤ人』本間邦雄訳（藤原書店、1992）
リオタール、ジャン=フランソワ『リビドー経済』杉山吉弘、吉谷啓次訳（法政大学出版局、1997）
リオタール、ジャン=フランソワ『遍歴』小野康男訳（法政大学出版局、1990）
リオタール、ジャン=フランソワ『知識人の終焉』原田佳彦、清水正訳（法政大学出版局、1988）

リオタール、ジャン=フランソワ『ポストモダン通信』菅啓次郎訳（朝日出版社、1988）
リオタール、ジャン=フランソワ『言説、形象』三浦直希訳（法政大学出版局、2011）
M. メルロ=ポンティ『目と精神』滝浦静雄、木田元訳（みすず書房、1968）
M. メルロ=ポンティ『行動の構造』滝浦静雄、木田元訳（みすず書房、1969）
M. メルロ=ポンティ『弁証法の冒険』滝浦静雄、木田元、田島節夫、市川浩訳（みすず書房、1984）
M. メルロ=ポンティ『意識と言語の獲得』木田元、鯨岡峻訳（みすず書房、1993）
M. メルロ=ポンティ『政治と弁証法』海老坂武、木田元訳（みすず書房、2002）
M. メルロ=ポンティ『知覚の現象学』中島盛夫訳（法政大学出版局、1982）
M. メルロ=ポンティ『人間の科学と現象学』1　木田元編（みすず書房、2001）
M. メルロ=ポンティ『哲学者とその影』2　木田元編（みすず書房、2001）
M. メルロ=ポンティ『幼児の対人関係』3　木田元編（みすず書房、2001）
M. メルロ=ポンティ『間接的言語と沈黙の声』4　木田元編（みすず書房、2002）
M. メルロ=ポンティ『言語の現象学』5　木田元編（みすず書房、2002）
M. メルロ=ポンティ『ヒューマニズムとテロル』6　木田元編（みすず書房、2002）
M. メルロ=ポンティ『意味と無意味』永戸多喜雄（国文社、1970）
『サルトル・メルロ=ポンティ往復書簡』菅野盾樹訳（みすず書房、2000）
L. ヴィトゲンシュタイン『論理哲学論考』中島盛夫訳（法政大学出版局、1981）
『ベルグソン全集』第一巻　平井啓之、村田能就、広川洋一訳（白水社、1979）
『ベルグソン全集』第二巻　田島節雄夫訳（白水社、1979）
『ベルグソン全集』第五巻　渡辺秀一訳（白水社、1977）
『ベルグソン全集』第六巻　中村雄二郎訳（白水社、1979）
『ベルグソン全集』第七巻　矢内原伊作訳（白水社、1967）
ケニー、アンソニー『ヴィトゲンシュタイン』野本和幸訳（法政大学出版局、1982）
ブーレーズ、ジャック『ヴィトゲンシュタインからフロイトへ―哲学・神話・疑似科学』中川雄一訳（国分社、1997）

ルイス酸存在下でのホスファイトと ベンズアルデヒド誘導体の反応における 置換基効果

山 名 賢 治・尾 崎 順 子・中 野 博 文

はじめに

ホスホン酸エステルを有する化合物には、生理活性を有するものが多く、その形成反応は有機合成的に重要であり、多くの研究者によって、反応と合成に関する研究が行われてきた[1),2)]。ホスファイト **2** はよく知られた求核試薬であり、Arbuzov 反応[3),4),5)]によって、ホスホン酸エステル誘導体 **3** を生成することが知られている。

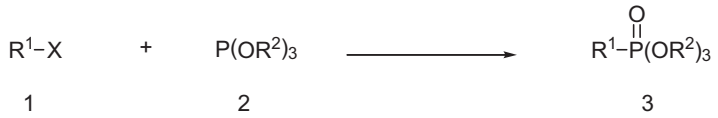

1　　2　　3

Arbuzov reaction

筆者らは、ルイス酸の存在下での、芳香族アルデヒドとホスファイトの反応による、複素環形成反応についての研究を継続的に行ってきた[6),7)]。その結果、ホスファイトはホルミル基に対して選択的に求核攻撃を起こすことが確認された[8)]。また、その合成的応用として、α-ヒドロキシホスホスホナートの生成反応についても報告した[9)]。さらに、Shibasaki らによって、アルデヒドとジアルキルホスファイトによる、高エナンチオ選択的な α-ヒドロキシホスホスホナート生成法も報告されている[10)]。本研究では、さらなる反応的考察として、ルイス酸存在下でのホスファイト **5** とベンズアルデヒド誘導体 **4** との反応における両者の置換基効果について検討することにした（Scheme 1）。

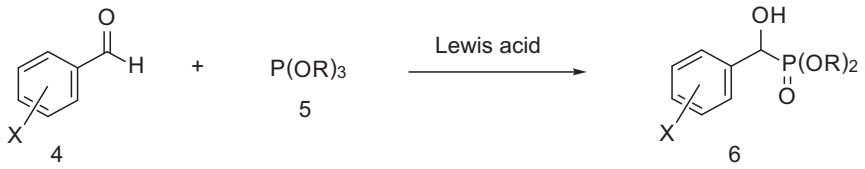

Scheme 1

1．反応機構

ルイス酸には、前回の報告で最適であると判断した、臭化亜鉛（II）を用いることにした。本反応では、まず、ベンズアルデヒド **7** のカルボニル基の酸素原子に臭化亜鉛（II）が配位し、カルボニル炭素をトリアルキルホスファイトが求核攻撃を起こす。続いて、臭化亜鉛（II）から臭化物イオンが脱離し、脱離した臭化物イオンがホスファイトのアルキル基を攻撃するArbuzov反応が起こる。水による後処理により、ルイス酸を脱離させ、目的物であるジメチル＝[ヒドロキシ（フェニル）メチル］ホスホナート **13** が生成する。

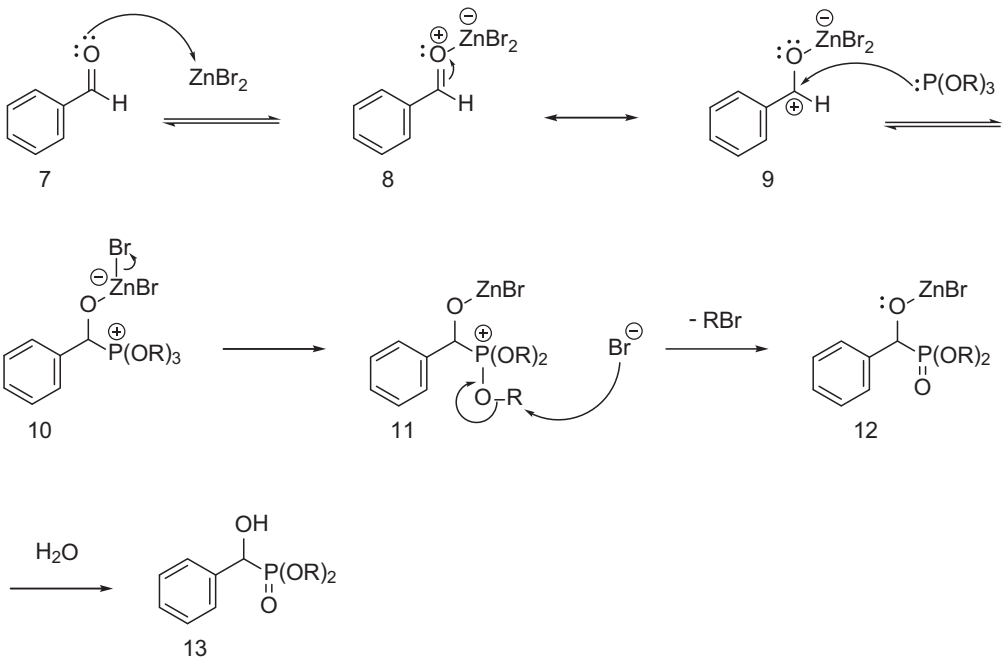

Scheme 2

2．ベンズアルデヒドの置換基効果

ベンズアルデヒドの置換基効果について検討した結果、置換基の電子求引性が増すと収率が向上することがわかった（Table 1）。例えば、電子求引性が比較的高い置換基であるクロロ基を有する場合は、収率が向上するが（65%, Table 1. Entry 2）、最も電子供与性の高いメトキシ基を有する場合は、最も収率が低下する（28%, Table 1. Entry 5）。ただし、ニトロ基は最も電子求引性の高い置換基ではあるが、電子供与性基を有する場合よりも収率が低下することが確認された。これは、ルイス酸である臭化亜鉛（II）がニトロ基に配位してしまい、カルボニル炭素が活性化されにくくなるため、ホスファイトのカルボニル炭素への求核攻撃が起こりにくくなってしまったためであると考えられる。

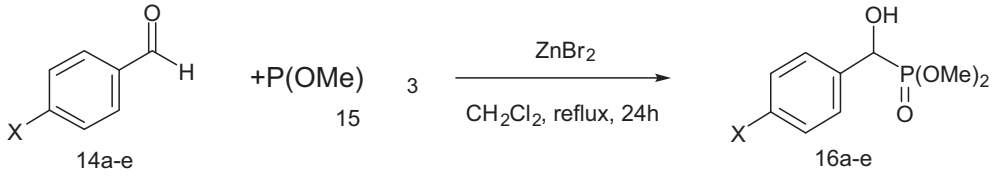

Table1. Substituent effect of benzaldehyde on the Arubzov reaction.

Entry	X	Products	Yields[a,b] (%)
1	NO_2 14a	16a	8.4
2	Cl 14b	16b	65
3	H 14c	16c	47
4	Me 14d	16d	48
5	OMe 14e	16e	28

a Yield of dimethyl [hydroxy(phenyl)methyl]phosphonate derivative. b Determined by HPLC analysis.

最も高収率で目的物が得られたクロロ基を用いて、さらに、置換基効果の検討を行った。その結果、電子求引基であるクロロ基を有する場合、ベンズアルデヒドに対しては、すべてにおいて収率の向上が確認された（Table 2）。また、モノ置換ベンズアルデヒド類においては、誘起効果が最も強くあらわれるオルト位にクロロ基を有するとき、最も収率が高かったが（75%）、パラ位とメタ位の収率については、それぞれ65%、61% であったため、大きな差は確

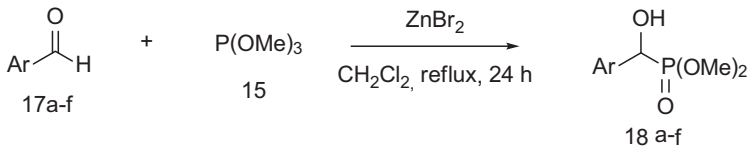

Table 2. Substituent effect of benzaldehyde on the Arubzov reaction.[a]

Entry	Ar	Products	Yields[a,b] (%)
1	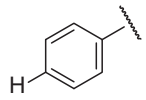 17a	18a	47
2	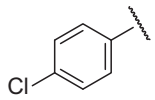 17b	18b	65
3	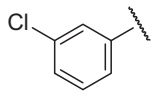 17c	18c	61
4	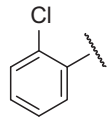 17d	18d	75
5	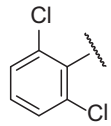 17e	18e	61
6	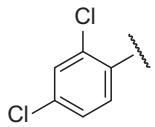 17f	18f	80

a Yield of dimethyl [hydroxy(phenyl)methyl]phosphonate derivatives. b Determined by HPLC analysis.

認できなかった（Table 2. Entry 2–4）。さらに、2,6-ジクロロベンズアルデヒド **17e** は、オルト位の置換基効果により、最も高収率で目的物が得られることが期待されたが、2-クロロベンズアルデヒド **17d** より収率は低下した（61%, Table 2. Entry 4, 5）。これは、ホルミル基の両サイドにクロロ基を有することによる、立体障害によるものと考えられる。一方、2,4-ジクロロベンズアルデヒド **17f** は、2-クロロベンズアルデヒド **17d** より収率は向上した（80%, Table 2. Entry 6）。これは、2,6-ジクロロベンズアルデヒドより立体障害が少なく、パラ位に電子求引基であるクロロ基の誘起効果が加わったためであると考えられる。

3．ホスファイトの置換基効果

ホスファイトのアルキル基の置換基効果については、メチル基とエチル基の間では、顕著な傾向は現れていないが（Table 3. Entry 1, 2）、より嵩高いアルキル基を有するイソプロピル基の場合は、高収率で目的物が得られている（Table 3. Entry 3）。これは、より嵩高いアルキル基を有するホスファイトほど求核性が増し、収率が向上することを示唆している。この傾向は、過去に報告したイソベンゾフランの生成反応とは、異なったものである。イソベンゾフランの生成反応においては、ホスファイトがカルボニル炭素への求核攻撃を起こす際、立体障害の影響を受けると考えられる。それに比べ、今回の反応においては、ホスファイトの求核攻撃を受けるカルボニル炭素が立体的に混み合っていないため、求核剤が嵩高さは求核攻撃を阻害する原

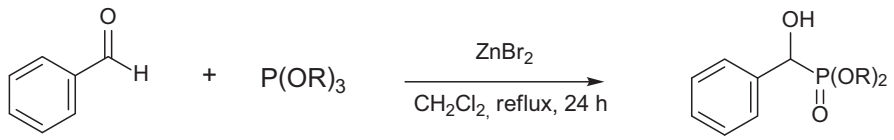

Table 3. Effect of alkyl substitution of the phosphite on the Arubzov reaction.

Entry	R	Yields[a, b] (%)
1	Me	47
2	Et	49
3	*i*-Pr	76

a Yield of dimethyl [hydroxy(phenyl)methyl]phosphonate derivatives. b Determined by HPLC analysis.

因とはなっていないと考えられる。その結果、アルキル基が嵩高くなるにつれ、ホスファイト求核性は増加することによって、収率が向上したと考えられる。

おわりに

受容体の置換基効果については、ニトロ基を除いて、電子求引性を有するほうが、電子供与性を有するときよりも、高収率で目的物が得られることを確認した。これらは誘起効果によるものであり、ホルミル基により近い2位にあることが、最も効果的であることも確認された。さらに、より多くの電子求引基を有する場合、より高収率で目的物が得られることも確認された。ただし、ジ置換ベンズアルデヒド類については、立体障害の影響を受けるため、2,6位より、2,4位に電子求引性の置換基を有する場合のほうが、高収率で目的物が得られることがわかった。さらに、ホスファイトの置換基効果については、複素形成反応のときのような立体障害の影響を受けないため、より求核性の高い置換基を有すると、より高収率で目的物が得られることがわかった。

Experimental Section

Melting points were obtained with a Yanako micro melting point apparatus and are uncorrected. ^{1}H and ^{13}C NMR spectra were recorded on a JEOL EX-400 in $CDCl_3$, with TMS as an internal standard. Mass spectra were determined with a JEOL JMS-DX300, by GC inlet, and measured by Finnigan MA^{+} mass spectrometer.

General Procedure for the Synthesis of Dimethyl [Hydroxy(phenyl)methyl] phosphonate Derivatives.

Lewis acid was added to a solution of benzalaldehyde (1 mmol) in dichloromethane (3 mL) at 0 °C, after the mixture was stirred at this temperature for 0.5 h, trialkyl phosphite (1 mmol) was added and the mixture was stirred at reflux in dichloromethane. The reaction was quenched by the addition of HCl solution, and the organic layer was extracted with CH_2Cl_2, washed with aq $NaHCO_3$, dried over Na_2SO_4, and concentrated in vacuo. The residue was chromatographed on silica gel (AcOEt: hexane = 1:1) to give hydroxyphosphonates.

Dimethyl [(2-Chlorophenyl)(hydroxy)methyl]phosphonate

Colorless crystals (from ethyl acetate); mp 85.0－86.0 °C; ^{1}H NMR ($CDC1_3$, 400 MHz) δ = 3.16 (1H,

dd, J = 5.6 Hz, J = 11.6 Hz, OH), 3.63 (3H, d, $^{3}J_{PH}$ = 10.6 Hz, $POCH_3$), 3.80 (3H, d, $^{3}J_{P\text{-}H}$ =10.6 Hz, $POCH_3$), 5.56 (1H, dd, J = 5.6 Hz, J = 11.6 Hz, CH), 7.27 (1H, dt, J = 1.8 Hz, J = 7.8 Hz, arom. H), 7.32 (1H, d, J = 7.6 Hz, arom. H), 7.35−7.38 (1H, m, arom. H); ^{13}C NMR (100 MHz, $CDCl_3$): δ = 53.79 (qd, $^{2}J_{CP}$ = 6.6 Hz, P-OCH_3), 53.92 (qd, $^{2}J_{C\text{-}P}$ = 7.4 Hz, P-OCH_3), 67.00 (dd, $^{1}J_{CP}$ = 160.4 Hz, CH), 127.18 (dd, J_{CP} = 2.5 Hz, arom. C), 129.02 (dd, J_{CP} = 4.1 Hz, arom. C), 129.48 (dd, J_{CP} = 2.5 Hz, arom. C), 129.57 (dd, J_{CP} = 3.3 Hz, arom. C), 132.91 (sd, J_{CP} = 8.3 Hz, arom. C), 134.29 (s, arom. C); Found: C, 43.07; H, 4.87%, Calcd for $C_9H_{12}ClO_4P$: C, 43.13; H, 4.83%.

Dimethyl [(2,4-Dichlorophenyl)(hydroxy)methyl]phosphonate

Colorless crystals (from ethyl acetate); mp 118.5 – 119.5 °C; ^{1}H NMR ($CDC1_3$, 400 MHz) δ =3.28 (1H, d, J = 3.0 Hz, OH), 3.63 (3H, d, $^{3}J_{PH}$ = 10.5 Hz, $POCH_3$), 3.79 (3H, d, $^{3}J_{P\text{-}H}$ =10.6 Hz, $POCH_3$), 5.49 (1H, dd, J = 5.6 Hz, J = 11.6 Hz, CH), 7.31 (1H, dd, J = 1.8 Hz, J = 8.4 Hz, arom. H), 7.38 (1H, t, J = 1.6 Hz, arom. H), 7.64 (1H, dd, J = 2.4 Hz, J = 8.5 Hz, arom. H); ^{13}C NMR (100 MHz, $CDCl_3$): δ = 53.85 (qd, $^{2}J_{CP}$ = 7.4 Hz, P-OCH_3), 54.01 (qd, $^{2}J_{CP}$ = 7.4 Hz, P-OCH_3), 66.62 (dd, $^{1}J_{CP}$ = 161.3 Hz, CH), 127.57 (d, J_{CP} = 3.3 Hz, arom. C), 129.22 (d, J_{CP} = 2.5 Hz, arom. C), 130.00 (dd, J_{CP} = 4.1 Hz, arom. C), 133.01 (s, arom. C), 133.03 (s, arom. C), 134.81 (s, arom. C); Found: C, 37.79; H, 4.00%, Calcd for $C_9H_{11}Cl_2O_4P$: C, 37.92; H, 3.89%.

References

1) Ruzziconi, R.; Gourves, H. C.; Grouves, J. P.; Corbel, B. *Synlett* **2001**, 703.

2) Erker, T.; Handler, N. *Synthesis* **2004**, 668.

3) Arbuzov A. E. *J. Russ. Phys. Chem. Soc.* **1906**, *38*, 687.

4) Bhattacharya, A. K.; Thyagarajan, G. *Chem. Rev.* **1981**, *81*, 415.

5) Waszkuc, W.; Janecki, T. *Org. Biomol. Chem.* **2003**, *1*, 2966.

6) Yamana, K.; Nakano, H. *Tetrahedron Lett.* **1996**, *37*, 5963.

7) Yamana, K.; Ibata, T.; Nakano, H. *Synthesis* **2006**, *24*, 4124.

8)『愛知学院大学教養部紀要』第54巻 4 号 , **2007**, 55−63.

9)『愛知学院大学教養部紀要』第54巻 2 号 , **2006**, 83−90.

10) Arai, T.; Bougauchi, M.; Sasai, H.; Shibasaki, M. *J. Org. Chem.* **1996**, *61*, 2926.

公開講座記録

日常への非日常的視点

――デカルト『方法序説』第四部を読む――[1)]

岩　佐　宣　明

1．はじめに

「暮らしのヒント」という共通テーマの下、医療や社会保障といった実生活上の話題に自ずと関心が集まる中で、あえて哲学のお話をすることに、若干の戸惑いを感じています。哲学は抽象的な思弁を事とする学問であって、目の前の具体的な生活とはあまり関係ないのではないか。と、そんな疑念を、お集りの多くの方がおもちではないでしょうか。この疑念に対しては哲学者の側にもいろいろ言い分はあるでしょうが、しかしこの疑念が真実の、少なくとも一面を捉えていることは、認めざるを得ないと思います。

そこで予めお断りしておけば、私の今日のお話の趣旨は、哲学に向けられたそうした疑念に対抗して、哲学が日々の生活にいかに役立つかを喝破する、といったものではありません。哲学が日々の生活に役立つとしても、それは「無用の用」という言葉が示唆するような、因果関係をはっきり示すことが難しい複雑な仕方においてでしかないでしょう。だからと言ってその貢献を些細なものと見切るつもりはありませんが、そうした不透明な物差しで哲学をご紹介しても、上の疑念をますます強める一方ではないかと恐れます。

そこで今日は、哲学がもつポテンシャルの中心を、哲学が日々の生活に貢献する力のうちにではなく、むしろまったく逆に、それが私たちを日々の生活からいわば引き離し、解き放つ力のうちにこそ見てみたいと思います。実生活への貢献ではなく、実生活から遠ざけ、そこから隔離する、という尺度で眺めてみれば、哲学の極度に抽象的な問題設定や思考様式にそうした効果があることは、上の疑念のちょうど裏返しとして、多くの方のご賛同が得られることと思います。

とはいえ、私たちを目の前の生活から引き離すある種の力を哲学に認めるとしても、一体そんな力がこの講座全体の共通テーマと何の関係があるのでしょうか。そんなものは「暮らしのヒント」どころか、まったく逆に、暮らしから目を背け、現実逃避するためのヒントにしかならないように思われます。しかしながら、ここがまさに今日のお話の要点ですが、生活を忘れそこから逃れることは、必ずしも暮らしから離れることではありません。というのも、暮らしは生活とイコールではなく、生活をもその一部に含むようなもっと大きな、そして豊かな人間の営みだからです。にもかかわらず、私たち現代人は生活者の視点にばかり縛られ、人間存在の本当の豊かさを享受できずに、息苦しい思いをしているのではないでしょうか。哲学を題材に私がこれから行う、ある面ではまちがいなく抽象的で観念的なお話が、人間の暮らしが本来もっているはずの真の豊かさを再考する何かのヒントになれば幸いです。

2．非日常性の概念分析

本題に入るために必要な準備運動として、まずは生活と暮らしの違いという先に示唆した事柄について、哲学者が概念分析と呼ぶ作業を少し試みたいと思います。要するに、「生活」と「暮らし」という二つの言葉がもつ意味の違いを掘り下げる、ということです。その過程で、今日のお話のキーワードである非日常性という問題が浮かび上がってくるはずです。

2－1．生活

類義語辞典によれば、「生活」という言葉は人間以外の動物にも等しく使えるのに対し、「暮らし」は、擬人的用法でないかぎり、人間以外の動物には使わないということです[2)]。なるほど、客観的な記述が求められる学術論文などで、たとえばホタルイカの生態に言及する際に、「ホタルイカの生活」という表現は違和感なく使えそうですが、これを「ホタルイカの暮らし」と言ったのではかなり奇妙です。

人間の生活は文化的につくり出された部分が大きく、この点たしかに、隅々まで本能的にプログラムされた動物の生活とは異質です。しかし、いかに高度に文明化された人間の生活といえども、生活という以上、生命体として生き延びるための手段的活動であるという重要な特徴を、他の動物の生活と共有しています。「実生活」「生活感」「生活臭」と、人間生活の中でもとりわけ生活的な側面にスポットを当てた表現を列挙すれば、生活が本質的に生命体の生存活動であることが理解されます。

このように、生活という営みはまず、生存という至上目的に資する手段という観点から特徴づけられるわけですが、このことからさらに、生活という営みがもつもう一つ重要な特徴とし

て、生活は常にルーティン化し日常化する、ということが見えてきます。ルーティン化のメリットは、「そうするもの」という形で、いちいち考え込まずとも行動に直結する回路が出来上がることです。もちろんその行動が常に最適解であるとはかぎりませんが、常に最適解を探してフリーズを繰り返すよりもこれが優れた生存戦略であることは、ルーティンのある意味で極致とも言うべき、動物たちの本能的な行動様式が証するところです。生活が生命に仕える営みである以上、生活は、悲しいかな、マンネリ化への不可避的な傾向を有すると言えるでしょう。

同じことをまた別の角度から、生活は本質的に日常生活である、と言い換えることも可能です。興味深いことに、「日常生活」という表現がありきたりな一方で、形式上その対をなすはずの「非日常生活」という表現は、なぜか非常に不自然です。非日常的なものは、その逸脱的な性格それ自体からして、日常性を絶えず志向する生活とは相容れないということでしょう。ちなみに、20世紀最大の哲学者とも評されるハイデガー（M. Heidegger, 1889–1976）は、人間の日常的なあり方とは、世間にただ流されるだけの、誰でもあって誰でもない「ひと（das Man）」としてのあり方だと言いました[3)]。ルーティンへと絶えず傾斜する生活というフィルターを通して、このハイデガーの指摘を解釈してみるのもおもしろそうです。

２－２．暮らし

さて、「生活」に関する以上の分析を踏まえた上で、次に「暮らし」のほうに目を向けましょう。類義語辞典は二つの言葉に互換性がないもう一つのケースとして、「海で遊んで暮らす」「週末は釣りばかりして暮らしている」「夏休みを友達の田舎で暮らす」等々、「暮らす」が「時間を過ごすことに重点を置いた表現の場合」、これを「生活する」には置き換えられない、としています[4)]。時間を過ごすことに重点を置くとは、裏から言えば、その営みが日々の生計という直接的な関心事から離れている、ということでしょう。そこで私としては、この点をこれまでの分析と統合して、暮らしとは、生活＝日常と非生活＝非日常（遊び、週末の釣り、夏休み）をともに含んだ、人間存在の全幅を覆う豊かな営みであり、それゆえまた、生活から片時も離れられない他の動物たちの与り知らぬ営みである、と説明したいと思います。

では、なぜ人間はただ生活するだけでなく、非日常に何ほどかの時間を割いて、「暮らす」のでしょうか。生活という観点から見れば、非日常はすべて逸脱であり、それどころか、しばしば浪費にすぎません。日々の生存活動からあえて離れることを求める人間的欲求の起源という問題は、自然と文化の境に関わる難問であり、簡単にはお答えできません。ここではただ、非日常的体験が現に有する意義という点にのみ的を絞り、雑多な言説の中で私に説得的と思われるところを、二重のリフレッシュ効果という形で整理しておきましょう。

まず実感レベルで明白な効果として、非日常的体験は、体験者本人に気分的なリフレッシュをもたらします。明白な上に、この効果が人間にとってかくも切実であるのは、生活という日常の営みそれ自体が、人間にとっていかにストレスフルであるかの裏返しでしょう。まずもって、人工的に組織された人間生活は、本能的な欲望のままには営まれず、それを絶えず制御する意識的な努力が必要です。その上また、生活の本質である生命への奉仕は、自らを個として自覚するほどの知性を備えた生命体にとっては、一種の自己疎外であるという側面をもっています。生物進化の主体は遺伝子であって個体はその乗り物にすぎないという学説がありますが[5]、もっと原初的なレベルでも私たちは類似の直感を抱き、生活のただ中にふとした空白を感じるのでしょう。あえて生活から逸脱することで、私たちは日常の抑圧から自らを解放し、ただ生き延びて命をつなぐだけでは得がたい充実を、しばし謳歌するのです。

とはいえ、こうした気分的効果は、非日常的体験が有する効果の半面にすぎません。もう一つの重要な効果として、非日常的体験は日常的な生活秩序そのものをリフレッシュする社会的な効果ももっています。人間の生活秩序の大半は、自然の循環的な再生産プロセスからはみ出した人工物ですから、効力を維持するにはいわば定期的にネジを巻き直さなければなりません。ルーティン化して惰性に埋もれた秩序の意味を再確認し、微調整を加えてそれを再活性化する作業を節々に行うことで、私たちの生活は自然の循環を模し、生き生きと保たれます。非日常的体験は、こうしたメンテナンス作業を可能にする前提として、生活からいったん離れ、それを外から振り返る機会を提供してくれるのです。それによってまた、あるときは新たな生活秩序の発芽が促され、あるときは、ちょうど旅先の小土産を自宅のキッチンに飾るように、非日常を少しだけ日常へと持ち帰り、生活に遊びとゆとりが生まれることもあるでしょう。

２－３．現代の逆説

このように、人間存在を「暮らし」という固有の厚みの下で捉えるとき、非日常的なものがそこに占める役割は、けっして些細なものではありません。ところが翻って、私たち現代人の暮らしぶりを反省してみると、この点に関してある奇妙な逆説に気づかされます。

一方で、非日常への人間の切実な欲求は、見事に市場経済と科学技術の後ろ盾を得て、現代人は非日常的な体験と言われるものに、ごく手軽に、効率的にアクセスできます。連休を利用した小旅行から毎週末のレジャーまで、私たちにとって非日常はもはや、年数回のハレの日にだけ訪れる希有な体験ではありません。他方でしかし、非日常へのアクセスがこのように手軽になればなるほど、日常と非日常のメリハリはなくなり、非日常の本来的機能であるリフレッシュ効果が半減します。その効果が、体験そのものの質ではなく、日常との相対的な落差に由来する効果である以上、これは当然です。事実、私たち現代人が、かつてとは比較にならない

非日常のレパートリーに囲まれながら、かつてなく非日常に飢えているのは、非日常的体験が機能不全に陥っている最良の証拠でしょう[6]。

というわけで、巷にあふれる非日常への凡百の誘い言葉にそろそろ飽き飽きしておられる方々に向けて、私が今日ご提案したい「暮らしのヒント」は、哲学のような外見上はたしかに地味で見栄えのしない学問が、どんなに大金を支払っても得がたい、刺激的な非日常を提供してくれるかもしれない、ということです。日常からの離脱で重要なのは、物理的・空間的な離脱ではなく、頭の中の思考様式や視点の離脱です。どれほどの距離を移動しても、仕事の出張先で出会うのはあいかわらず日常の光景かもしれません。逆に考え方や視点さえ切り替えれば、物理上は日常生活のただ中にいながらも、それを非日常的に体験することが可能です。そんな一風変わった非日常をご紹介すべく、いよいよ本題である哲学の話に入りましょう。

3．デカルトの方法的懐疑

哲学と一口に言っても、哲学は、定説はもちろん、前提となる共通の方法論さえほとんどないという異例の学問分野で、最大公約数的なお話をするのが容易ではありません。とはいえ、なぜ哲学はそんなにも、良く言えば自由、悪く言えば支離滅裂なのかの説明を、哲学的な思考すべてを特徴づける一般項としてあえて取り出すなら、哲学の本質は、何ものも当たり前として前提しない疑いの精神にある、と言ってよいと思います[7]。「それはなぜか」と問いつつ物事の究極原理へ遡ろうとしますので、思考が必然的に抽象的になります。逆に、「それは当たり前」と思考が停止する地点で、哲学は良くも悪くも終わります。ここからしてすでに、哲学と生活は、一方が終わるところで他方が始まる、という一種の緊張関係にあることが予感されるでしょう。

今日は、この哲学と生活の緊張関係を、一般論として漠然とではなく、哲学的思考の一つの具体例を追体験することを通して、肌で実感していただきたいと思います。講座のサブタイトルに示したとおり、フランスの哲学者ルネ・デカルト（René Descartes, 1596–1650）の処女出版作『方法序説[8]』から、その第四部の冒頭部分、方法的懐疑と呼ばれる有名な議論が提示されるくだりを、一文一文注釈を加えつつ読んでいきましょう。これを取り上げるのは私の専門との関係ももちろんありますが、哲学の古典と評される類書の中で、哲学の本質だと先ほど述べた懐疑精神を、これほどストレートに体現しているテキストは他にないからです。デカルトの懐疑にどこまでついていくかはともかく、彼がそこでやろうとしたことの意味を深く理解することは哲学的に重要である、という点には哲学者全員の同意が得られると思います。テキスト解釈上の細かな争点よりも、今日のお話のテーマに即した注釈を心がけつつ、デカルトの思

考の一端を味わってみましょう。

３－１.『方法序説』の成立背景

まず前提として、『方法序説』の成立背景を最低限押さえておく必要があります。デカルトと言えば、「我思う、ゆえに我あり」と主張した近代哲学の父、と高校で世界史をとられた方はご記憶かもしれません。彼はまた優れた数学者であり科学者でした。「我思う」から出発して数学的自然科学を基礎づける、というのが彼の大きな目標で、その哲学は、ヨーロッパ近代の個人主義と科学主義がともに生い育つ思想的土壌になったと言われます。とくに近代科学の成立について、デカルトが、ケプラー（J. Kepler, 1571–1630）やガリレイ（G. Galilei, 1564–1642）といった、実験観察に基づく自然の数学的記述という新科学のスタイルそのものを築いた先達以上にクローズアップされるのは、彼こそ新科学の究極的基礎づけという構想を抱いた最初の人物だからです。友人宛の手紙でデカルトは、ガリレイの学説には「基礎がない」と批判していますが[9)]、これはたしかにたんなる科学者の視点ではなく、科学を反省する哲学者の視点です。

『方法序説』は、その第四部にこの基礎づけ作業の素描を含む、全体として新科学のすすめという体裁をもった、デカルト41歳の筆になる著作です。全六部から成るこの書の最初の三部では、聖書とアリストテレスの解釈に明け暮れる伝統的な「文字による学問」に失望し、来るべき新たな学問の方法と基礎を求めて思索する、デカルト自身の精神遍歴が語られますが、実はこの『方法序説』の成立には、その最終第六部でも短く言及される、旧学問と新科学とのある生々しい対立が関係しています。1633年、ガリレイの地動説が宗教裁判で有罪を宣告されるという、旧勢力による新科学の弾圧事件です。その知らせを受けるや、デカルトは出版予定であった体系的な宇宙理論の印刷を取り止め、その代わりに、内容上教会の検閲を恐れることなく自身の自然研究の様子を伝えることができる論文集を新たに作成し、その論文集にかなり長い序文を付けた上で、1637年に出版します。実にこの序文こそ、後に西洋近代の開始宣言としてそれ単独で読み継がれていく名著、『方法序説』にほかなりません。

こうした緊迫した時代状況を考慮する時、『方法序説』の抑制された冷静な語り口の背後にある、挑戦的で闘争的な性格がはっきりと理解されます。この時代に新科学をあえて擁護する書物を書くということは、その敗北が死をも意味しかねない戦いを伝統的文献学の権威主義に対して挑むということであり、それ相応の大胆な決意と周到な戦略なしには不可能でした。この点において、私たちがこれから読もうとする『方法序説』の第四部は、旧態依然とした「学者たち」を相手取るデカルトの気迫が最も込められた、『方法序説』のまさに心臓部にほかなりません。

その第四部の内容は全体として、新科学の根本的基礎づけ、というデカルト的プロジェクト本体の記述です。有名な「我思う、ゆえに我あり」もここに初めて登場します。この基礎づけ作業は概ね、まず疑えるものをすべて疑い、次にそれでも疑い得ないものとして思考する私自身の存在を発見し、さらにこの私の思考と存在の原因として、私が明晰判明に認識するものをすべてそのとおりに創造する神の存在を証明する、という流れで進みます。すべてのステップが哲学的に興味深いと個人的には思いますが、時間とテーマの制約上、今回は第四部の冒頭部分に当たる最初のステップ、疑えるものはすべて疑う、というステップに焦点を絞ります。この疑いは、確実な真理に到達するための方法として遂行されるものですから、「方法的懐疑」と呼ばれます。

それにしても、当該テキストを一読してまず気づかれるのは、これが常軌を逸脱した、まさに非日常的な疑いだということです。デカルト自身このことをはっきり自覚しているわけですが、一体なぜ彼はそこまでする必要があったのでしょうか。ともあれ、まずは問題のテキストを全文通読してみましょう[10)]。

【1】私がこの地で行った最初の省察について、読者に語るべきかどうか私には分からない。というのも、それははなはだ形而上学的であって、ほとんど一般向きではないので、すべての人の好みに合うわけではおそらくないからである。

【2】しかしながら、私が選んだ基礎が十分に堅固なものであるかどうかを人から判断してもらえるために、それについて語ることを私はある意味で強いられていると思われる。

【3】ずっと前から気づいていたことだが、実生活においてはきわめて不確実だと分かっている意見でも、あたかもそれが疑い得ないものであるかのように、ときとしてそれに従わなければならないことがあるのは、前にも述べたとおりである。

【4】しかし当時の私は、ただ真理の探究のみに専心したいと思っていたので、それと正反対のことをしなければならないと考えた。そして、ほんの少しの疑いでもかけうるものはすべて、絶対に偽なるものとして投げ捨て、かくしてそのあとにまったく疑い得ない何かが、私の信念のなかに残りはしないかどうか見なければならない、と考えた。

【5】そこで、われわれの感覚はときとしてわれわれを欺くがゆえに、感覚がわれわれに想像させるようなものは現実には何も存在しないと想定しようとした。

【6】次に、幾何学の最も単純なことがらに関してさえ推論を誤り、誤謬推理をする人たちがいるのであるから、私もまた他の人と同じく誤りうると判断して、これまで証明とみなしてきた推理のすべてを偽なるものとして投げ捨てた。

【7】そして最後に、われわれが目覚めているときに持つあらゆる思考と同じものが、眠っ

ているときにもわれわれに現れるが、その場合、真である思考は何ひとつないということを考えて、私は、かつて私の精神のなかに入りこんでいたすべてのものは、夢のなかの幻想と同じくらい真ならざるものだと仮定しておこう、と決心した。

注釈を施す便宜上、ベタ書きの原文を一文ごとに改行して区切り、各文に通し番号を付けました。懐疑的議論の本体をなすは【5】【6】【7】であり、【4】までは読者をそこに誘うための導入です。導入とはいえ、すべては夢だと仮定しよう、という懐疑的議論がたどり着く結論の極端さを考えれば、読者をここでいきなり失ってしまわないために、この前置きはかなり重要です。新科学の基礎づけに取りかかるに当たり、デカルトはまず私たちに、目の前のものを普段とはまったく違う目で眺めるよう勧めるのですが、そう述べる彼の少々複雑な真意を理解するためには、この導入部分から丁寧に読んでいかなければなりません。

３－２．学問の基礎

【1】と【2】は、懐疑的議論をその一部に含む、第四部全体への導入という性格をもっています。【1】冒頭の「この地で行った最初の省察」とは言うまでもなく、これからその全体像が示される基礎づけプロジェクトのことです。また、その中の「この地」とは第三部の末尾を承けた表現で、具体的にはフラネケルというオランダの小さな大学町を指しています。第三部までの記述によれば、大学で学んだ「文字による学問」に失望し、卒業後は旅に出て十数年を新たな学問の準備に費やした後、いよいよ自身の学問研究を本格的に開始するに当たり、デカルトは祖国フランスを離れ、この大学町に隠れ住んだのです。このように、『方法序説』は第四部までデカルト自身の精神遍歴に即した時系列での叙述が続き、第四部はいわばそのクライマックスとして、新科学の基礎をめぐるデカルトの構想を物語ります。書簡資料によれば、デカルトはフラネケルに移り住んだその最初の九ヶ月間を、もっぱらこの根本的な基礎づけのプロジェクトにのみ捧げました[11)]。

ところがデカルトは、この自ら精魂を傾けた「最初の省察」を読者に披露するのを、それが「はなはだ形而上学的で（…）一般向きではない」という理由で、ためらっています。なるほどたしかに、形而上学は一般向きではないでしょう。形而上学とは、そもそも何かが存在するとはいかなることか、を探求する、哲学の中でもとりわけ原理的な分野であり、デカルトは自身の基礎づけ構想もまた、その原理的分野に属するものだと捉えています。とすれば、たんに専門的で難しいという意味においてではなく、むしろ、あまりにも抽象的で日常生活との接点が不明であるという意味において、その省察はたしかに一般向きではなさそうです。しかし、一般向きでないからと言って、何を気に病む必要があるでしょう。哲学者ならば、それが一般

向きかどうかよりも、それが真かどうかに心を砕くべきではないでしょうか。

デカルトもこの指摘には何の異論もないでしょう。ただ、『方法序説』で彼が何を意図し、そのためにどんな戦略を講じたのかを考えるとき、自身の論述が一般向きかどうかをも彼が気にせざるを得なかった理由が理解されます。先に述べたとおり、『方法序説』は旧学問との闘争の書ですが、そのためにデカルトが講じた基本戦略は、彼がそれを、学者の公用語であるラテン語ではなく、彼の母国語であるフランス語で書いたことに、最も如実に表れています。この点を彼は第六部で、権威に頼ってばかりいる学者たちによりも、「持ち前の理性しか使わない」一般読者にこそ、自分の考えを評価してほしいからだと説明しています[12)]。要するに、新科学を普及するには、権威にまみれた頭の堅い学者たちに直接説得を試みるよりも、一般の人々を味方につけて数の論理で攻めるほうが、結局は近道であるとデカルトは考えたのです。この考えの正しさは実際の歴史が証明するところですが、ただデカルトにとって難しいのは、近代科学が緒に就いたばかりで実用的な成果にまだ乏しいこの時代には、人々を味方につけるのに論より証拠というわけにはいかず、ひたすら論で攻めるしかない、という点です。理詰めでいくなら原理的で抽象的な話をせざるを得ず、しかしそれでは一般読者をうんざりさせかねない。【1】はそんなデカルトのジレンマを伝えています。

とはいえ、結局それ以外に道はないのですから、【2】でそう述べられるとおり、原理的で抽象的な話をせざるを得ません。ただ、どんな狙いで話をするのかに関して、デカルトはここで「基礎が十分に堅固なものであるかどうかを人から判断してもらうため」という重要な論点に言及しています。まず素朴に考えて、デカルトから新科学のすすめを聞く一般読者の一番の関心は、それが自分たちの現実生活に何をもたらしてくれるか、という点でしょう。デカルトもこれは重々承知で、第六部では、たんに思弁的な従来の学問に対して、自分の新たな学問は人間に自然を支配する力を授ける実際的なものだと、科学技術の理念を高らかに謳っています[13)]。しかし、現実の成果にまだ乏しい状況で、それがただの絵に描いた餅と受け取られないためには、その実現可能性を論証で裏付けるしかありません。具体的には、自然の数学的記述が、自然の隠された真理を明らかにする方法として有効であることを論証し、それを基礎づけなければなりません。これが、デカルトがここで「基礎」という論点に着眼する第一の理由です。

しかし、彼がここで学問の基礎に言及するのには、もう一つ裏の狙いがあることを見逃してはなりません。新科学を邪魔立てする古い学問を根こそぎにする、という狙いです。第一部では、旧来の道徳学が「砂と泥の上に建てられたにすぎない大そう壮麗で豪華な宮殿」に喩えられ、より一般的に、大学で教授されるアリストテレス哲学のような「弱い基礎の上にはどんな堅固なものも建てられない」と言われています[14)]。この見解を【2】に重ねて読むと、「自分の

学問の基礎が堅固かどうか判断してほしい」というデカルトの読者に対する表向きのメッセージの背後には、「それと比べて、これまでの学問の基礎がいかに脆弱か判断してほしい」という裏のメッセージが聞き取れます。何ごとにつけ正当化の基礎を蔑ろにするのは、あらゆる権威主義に共通の特徴です。デカルトは伝統的文献学のメッキをはがすには、学問の基礎という論点に遡るのが最も効果的だと考えたのです。

もちろん、いずれにせよデカルトのもくろみの成否を最終的に握るのは、読者の判断です。とくに、伝統的権威にではなく自身の理性にのみ従う一般読者の判断を、デカルトは大いに当てにしています。そういう目で読み直してみると、先ほどは読み飛ばした、【1】の「はなはだ形而上学的であって、ほとんど一般向きではないので」というくだりの「ほとんど」という一言は、案外重要かもしれません。ほとんど一般向きではないにせよ、自分の形而上学は、理性を素直に用いれば少なくとも真であることは誰にでも理解できる、という最小限の意味においてはやはり一般向きなのであって、この最小限の意味においてさえ一般向きではない旧来の哲学とは一線を画する。そんな自負が、この一言には込められていないでしょうか。

３－３．実生活と真理探究

さて、第四部全体への序論をなす【1】【2】を承けて、続く【3】【4】は、基礎づけという視点を次の懐疑的議論へと橋渡しする役割を担います。とくにその橋渡しのロジック本体を示すのは【4】で、基礎の堅固さは、それが耐えうる疑いの深さに比例するので、根本的な基礎づけのプロジェクトはまず、物事をとことん疑うことから始めなければならない、というのがその骨子です。しかしそれだけでなく、デカルトはここにあえて【3】を挿入し、「実生活」と「真理の探求」の対立関係という、この橋渡しの本筋とは一見無縁な論点にも注意を促します。なぜでしょうか。これは日常と非日常という今日のお話のテーマとも深く関わる問題ですから、少し立ち止まって考えてみましょう。

おそらくデカルトの意図を理解するには、ロジックではなく、読者への配慮というレトリックの次元に着目しなければなりません。まずもって、【5】から始まる懐疑的議論の極端さを考えると、読者がそれに尻込みしてしまう危険性が十分予測されます。そこで、真理を探求するには疑い深くありなさい、という直線的なロジックだけでは、前置きとして不十分です。疑い深く、と言っても、そのレベルを日常的な生活者の尺度で考えてはならない、と予め警告することで、予想される読者のショックを緩和する必要があります。真理探求としての自らの企てを、実生活との鋭い対立関係において提示することで、デカルトは読者にまずこうした心の準備を促したのです。

実生活と真理探究のこの対立はとくに、疑うことはできるがそこを疑っては生きていけな

い、といった類いの物事に対する態度として顕在化します。生存を至上目的とする実生活では、懐疑はもちろんここでストップします。【3】で言われるように、「きわめて不確実だと分かっている意見でも（…）ときとしてそれに従わなければならない」のです。ちなみに、「実生活」の原語 les mœurs は、社会風習といったニュアンスも含む言葉で、第三部はこれを、他人との関わりを無視できない身体的行為の次元と捉えた上で、実生活上の行為原則を三つ挙げています。第一に、最も穏当な通念に従うこと、第二に、それが識別できない場合は、一度選んだ道をともかく貫くこと、第三に、そのように最善を尽くしてもダメな場合には、あきらめる習慣をつけることです[15]。【3】の「前にも述べたとおり」という一言は、このうちの第二原則を承けたものと通常解釈されますが、実生活ではむやみに疑うな、というのは三原則すべてに共通する根本マインドとも受け取れます。これに対して、真理を探究する際には、とくにその基礎を探求する際には、懐疑をそこでストップさせるべきプラグマティックな限界など存在しません。限界が存在しないだけでなく、疑わしいものを疑わしいものなりに利用する、という妥協も許されません。【4】で言われるように、「ほんの少しの疑いでもかけうるものはすべて、絶対に偽なるものとして投げ捨て」なければならないのです。

実生活と真理探究をこのように対立させるデカルトの考えには、すぐさま二つの反論が上がりそうです。第一は、デカルトに反対する哲学者たちが異口同音に繰り返してきた反論で、人間のプラグマティックな関心を超えた懐疑や真理について語るのはナンセンスである、という反論です[16]。さらなる論争への手がかりという域を出ませんが、ここではただ簡潔に、反論者が語る「ナンセンス」という言葉が、そんな懐疑や真理は実生活上の関心を引かない、という意味なら、その反論は、実生活上の関心を超えたものは実生活上の関心を引かない、という同語反復にすぎず、またその言葉が、そんな懐疑や真理について語るのは言語として無意味である、という意味なら、デカルトの懐疑的議論を私たちが少なくとも理解はできるという事実が、その反論に対する何よりの反証である、とのみ答えておきたいと思います。

第二に、より素朴な疑問として、真理の探究が生活を顧みない懐疑の断行を要求するというなら、真理の探求者は皆、いかにも短命ということにならないでしょうか。生活を支える諸々の常識を投げ捨てるのは頭の中だけの話で、行為は無傷に保たれる、ということでしょうか。しかしたとえば、明日も地球は存在する、という、少しでも疑いうるかと言えばたしかに少しなら疑いうる常識を、頭の中で「絶対に偽なるものとして投げ捨てた」とすれば、少なくともその常識を信じることに基づく行為、たとえば、スーパーに明日の食料を買い足しに行く、といった行為は不可能になるはずです。逆に、明日の食料に配慮するような行為をいまだに行うとすれば、明日も地球が存在することを、依然としてどこかで信じているのだ、と言われてしかるべきでしょう。そしてたしかに、万事この調子では、とても生きてはいけません。

この反論に対しては、デカルトの側にも即座にいくつかの再反論がありそうです。第一に、生活に何ら支障を来すことなく、それなくしては生活が成り立たないような常識を放棄することは、一定の範囲内でなら不可能ではありません。要するに、行為を気にかけずに思考に打ち込める環境が得られればよいわけで、それに近い環境を一時的に得るということなら、さほど困難ではないでしょう[17)]。第二に、真理の探求が進む過程で、最初は全面的な疑いを誘発していた懐疑理由のいくつかが徐々に解除されてゆき、最後には、真理の探究に要求される基準そのままで実は生活もできる、ということが判明するかもしれません[18)]。いやそれどころか、真理探究の過程で新たに獲得された知識によって、生活の質が従来よりレベルアップする、ということさえ起こりうるかもしれません。この場合、真理の探究が生活から乖離し、過激な非日常性を帯びるのは、せいぜいその最初の一歩においてのみ、デカルトが形而上学的と称する根本的な基礎づけのプロジェクトが無事に完遂されるまで、ということになるでしょう。

しかしでは、結局デカルトにおいて、生活者であることと、少なくとも形而上学者であることは、互いに両立しない、と言うべきでしょうか。原理的に言えば、そうではないと思います。彼によれば、第三部の三つの行為原則は、来るべき形而上学への準備として、「理性が判断において非決定であれと命ずる間も（pendant）、私が行為においては非決定にとどまることのないよう」定められたのでした[19)]。デカルトがここで人間を、形而上学を実生活と同時に遂行せざるを得ない存在であり、かつ、遂行できる存在だと捉えているのは明白でしょう。どこまで疑うかに関して、形而上学と実生活の基準はたしかに対立しますが、人間はこれら対立する二つの基準で同時に一つの物事を眺め、一方で疑い他方で信じる、という妙技をやってのけるのです。もちろんどちらの基準が優勢かで、たとえば形而上学に打ち込む間は生活上の行為が散漫になる、といったトレードオフは生じるでしょう。しかしそれは程度の問題であって、生活者と形而上学者は一人の人間の中で対立しつつ常に共存している。そんな人間像を、デカルトは抱いていると思います。

そこで、たんに形而上学者であるだけの形而上学者もいなければ、たんに生活者であるだけの生活者もいません。この後者の点は、たんなる生活者であることに完全に満足できる人間はいない、と言い換えてもよいでしょう。デカルトは第三部で三つの行為原則を提示した後、こんな言い方をしています。「神はすべての人に真偽を見分けるある光を与えているのであるから、その時がくれば、私自身の判断力を用いて他人の意見を吟味しようともくろんでいたのでなければ、私は一瞬たりとも他人の意見に満足すべきであるとは思わなかったであろう」と[20)]。こうして結局、第三部の行為原則、とくにその第一原則は、取り消し可能な暫定案にすぎないのですが、この原則を墨守する生活者デカルトの中に、そこからはみ出そうとする形而上学者デカルトが、常に影のようにつきまとっていたことが理解されます。しかも、彼はこの

自分の体験を、たんなる個人的な気質の問題とは見ていません。真偽を見分ける能力を与えられた人間なら、誰でも同じことだと考えています。

【3】【4】でデカルトが実生活と真理探究の対立に言及する本当の秘密は、この辺りにありそうです。両者の対立を喚起することで、彼は読者に日常的尺度からの脱皮を促すと同時に、その脱皮の主体として、読者一人一人の中に必ずや存在するが、おそらくは抑圧されている形而上学者に、今こそ出番であることを告げ知らせているのではないでしょうか。

３－４．懐疑

さて、【5】【6】【7】はいよいよ懐疑的議論の本体です。膨大な先行研究がありますので、すべての論点に言及することは不可能です。私たちのこれまでの話の流れに即して、必要最小限の注釈を行いたいと思います。すでに触れたように、この懐疑的議論には二つの狙いがあります。一つはデカルトが表向きに公言している建設的な狙いで、新たな学問を築くための堅固な基礎として、完全に信頼できるものは何かを発見することです。もう一つはその裏面にある破壊的な狙いで、新学問の発芽を阻害する旧学問の基礎の脆弱さを暴露し、それを根こそぎにすることです。もちろん、二つの狙いに応じて二つの異なる懐疑を展開する必要はありません。一つの根本的な懐疑を遂行し、新学問の基礎はそれに耐え得るが、旧学問の基礎は耐え得ないことを示せば、デカルトの狙いは両方同時に実現します。

議論全体の構成を理解する補助線になるという理由で、また『方法序説』の闘争的な性格にも鑑み、ここではとくに、旧学問の破壊という狙いのほうに即した読み方をしたいと思います。当時の伝統的な学問の基礎はアリストテレスの哲学で、そこでは、人間のあらゆる認識は感覚から始まると主張されていました。第四部をもう少し読み進めると、この主張が「はじめに感覚のうちになかったいかなるものも、知性のうちにはない」という当時の定式で引かれています[21)]。デカルトが従来の学問の基礎は脆弱で、権威でもっているにすぎないと批判するとき、具体的に念頭に置いていた中心テーゼはこれでした。彼の目には、この頑迷な感覚主義こそ、自然を徹底的に数量化し法則的に捉えることを妨げている当のもので、新たな数学的自然科学を築くには、まずこの古い基礎を取り壊さねばなりません。というわけで、新たなものを築く方法であると同時に、古いものを壊す方法でもある方法的懐疑の矛先は、この伝統的な感覚主義へと向かいます。

感覚のうちになかったものは知性のうちにはない、という主張は、これを少し単純化して現代風に言い換えれば、人間の知識はすべて、感覚データそのものであるか、感覚データからの直接ないし間接の推論であるか、感覚データからの直接ないし間接の推測であるか、いずれかである、という主張だと解釈できます（「間接の」とは、感覚データからの推測、からの推論、

といった複合的な場合です)。そこで、[A] 感覚作用、[B] 推論、[C] 推測、という三つの知識獲得手段がすべて疑わしい、ということになると、旧学問は全体として隅々まで疑わしい、ということになるでしょう。その上で『方法序説』の懐疑的議論を眺めてみると、それは事実、【5】が [C] を、【6】が [B] を、【7】が [A] をそれぞれターゲットとした、全体として旧学問の徹底的な破壊計画であると解釈できます。

まず、【5】のターゲットは推測です。推測の特徴は、その推測のもとになった情報には含まれない、プラスαの情報を引き出そうとする点にあります。たとえば、【5】の「感覚はときとして（…）欺く」ということでデカルトが考えているのは、遠方の角塔が円く見える、水面で棒が曲がって見える、といったいわゆる錯覚の例ですが、こうした例が示唆するのは、正確に言えば感覚そのものの疑わしさではなく、「感覚がわれわれに想像させるようなもの」の疑わしさです。錯覚の誤りは、水面で棒が曲がって見えるという情報それ自体にあるのではなく、その情報から「想像」を働かせて、だからその棒は現実に曲がっているのだ、とプラスαを推測するところにあるのです。

推測、あるいはデカルトの言葉では「想像」は、そのもとになった情報に常に何らかのプラスαを付け加えますから、その分だけ必然的に、もとになった情報よりも疑わしいことになります。そこで当然、少しでも疑わしいものは投げ捨てる、という基準の下では、推測は全面的に無効となりますです。とくにまず、錯覚だとよく知られている例に限らず、感覚にそう現れる、ということから、現実にそうである、ということを引き出そうとする思考一般が禁止されます。「現実に赤い」ことはたんに「赤く見える」ことではない以上、感覚に与えられた情報だけから現実の有様に関する情報を引き出す思考は、常にプラスαの情報を付け足す推測にならざるを得ません。また同じ理由で、有限個の類例から一般法則を引き出そうとするいわゆる帰納法も、そのままの形ではすべて無効となります。

次に、【6】のターゲットは推論です。ある前提からある結論を引き出すという操作は推測と同じですが、推論は想像的なプラスαを含みません。「岩佐は大学教師だ」から「岩佐は教師だ」を引き出す場合のように、推論の結論はその前提以上の情報を含みません。と言うと、たしかに推論は推測より安全にちがいないが、前提ですでに知られていること以上の何も与えないのだから、まったく下らない、と言われそうです。これに対しては、一つ一つの前提をすべて知っているからといって、それらが複数組み合わされたときに何が起きるかをすべて知っているとはかぎらない、と答えなければなりません。幾何学の公理体系がよい例です。たとえば有名なユークリッド幾何学ですが、彼が出発点に置いた前提事項はどれもみな非常に単純で、小学生でもそんな当たり前のことは全部知っていると言いそうです。しかしだからといって、その前提事項の組み合わせから推論によって証明できるピタゴラスの定理まで、その小学生が

知っているとはかぎりません。推論はたしかに前提に含まれている以上の情報を結論に含みませんが、前提をすべて知っている人が、前提に含まれているものもすべて知っているとはかぎらないのです。

さて、まさにその幾何学を例に取り上げることで、【6】は推論の確実性を問題にします。そして検討の結果、デカルトは「これまで証明とみなしてきた推理のすべてを偽なるものとして投げ捨てた」と言います。これは、推測同様に推論もすべて疑わしい、という結論でしょうか。ここは実は解釈が非常に難しいところです。というのも、推論をすべて疑わしいものとして単純に無効化してしまうと、旧学問の破壊を通り越して、デカルト自身の基礎づけプロジェクトまで成立しなくなってしまうからです。事実、第四部の至る箇所で、彼は推論し、証明を企てていないでしょうか。

ここでは一応、デカルトが【6】で排除しているのは、あくまで彼が「これまで証明とみなしてきた」推論であって、第四部自体で展開される推論はその範囲外である、と解釈しておきます。もちろん、ただの御都合主義ではいけません。そこで注目すべきは、【6】で提示される、ときに推論を誤る人がいるのだから自分も誤るかもしれない、という懐疑理由の威力です。他人のケースを自分にも一般化しているわけですが、過去の自分はともかく、今の自分はこれまで人々がやってきたのとは決定的に異なる仕方で推論に従事している、と言えるなら、その一般化の効力は少なくともこの今の自分には及ばない、と考えることが可能でしょう。そして、常軌を逸脱した懐疑的な眼差しの下での真理探究、というまさにこの第四部の状況は、デカルトがそのように今の自分を例外視することに、一定の理由を与えないでしょうか。しかしここでは、これ以上デカルトの企て全体の整合性を救うために議論するのは止めましょう。いずれにせよこの議論がはらむ困難それ自体が、推論といえどもその確実性を素朴に前提できないことの一つの証左なのです。

【7】のターゲットは、伝統的な感覚主義の本丸とも言うべき、感覚そのものです。【5】では、水面で棒が曲がって見える、という感覚が生じていることそれ自体は疑うことなく、そこからの想像を含んだ推測が疑われました。しかし私は本当にそうした一定の視覚経験を有しているのでしょうか。たんに水面で棒が曲がって見える夢を見ているだけにすぎないのではないのでしょうか。そうではないことを確かめる手段などあるのでしょうか。頬をつねってみればどうでしょう。たしかに痛い。しかしこれまた、頬をつねって痛い夢を見ているだけという可能性があります。これは高校時代の私によく訪れて実際に困ったこともある実体験ですが、朝、目覚まし時計をいったん止めて、あと10分だけと布団にもう一回もぐりこむと、よりによって自分が目覚めて学校に行く準備をしている夢を見るのです。この種の夢から醒める夢も含めて、結局「われわれが目覚めているときに持つあらゆる思考と同じものが、眠っていると

きにもわれわれに現れる」以上、この自分の経験が夢ではないことを裏付ける経験的な証拠というものは、理論上ありえないのです。

こうして、感覚的な現れと現実の有様とのギャップ、という先ほど【5】で触れた論点に加えて、伝統的な感覚主義が真理探求の基礎として脆弱であることを示す、もう一つの、さらに決定的な議論が構成されます。先ほど私は「現実に赤い」ことは「赤く見える」ことを超えた何かだと言いましたが、現実を原理的に感覚の彼岸に位置づけるこの見方に対しては、感覚主義者の側から、「現実に赤い」とは感覚を原理的に超えた何かではなく、「標準的とされる特定の状況下で赤く見える」こと以外の何ものでもない、という反論がありえます。この反論にさらに再反論を加えることも可能でしょうが、いずれにせよ【7】で示される夢の議論の強みは、かりにこの反論を受け入れたとしても、感覚主義者に対する懐疑的議論としての効力を失わない、という点です。「現実に赤い」ことが「特定の状況下で赤く見える」ことと同じだとして、では、そうした規範的タイプの視覚経験が生じている、ということ自体はいかにして知られるのでしょうか。覚醒と夢が区別できないとすれば、これこそその経験だと信じられている当の経験が、じつはたんなる夢かもしれないのです。どんなに極端な感覚主義者も、「現実に赤い」ことと「赤いと夢見る」ことが同じでありうる、とはさすがに言わないでしょう。そこでやはり、「かつて私の精神のなかに入りこんでいたすべてのものは、夢のなかの幻想と同じくらい真ならざるものだと仮定しておく」のが、真理の探求者にはふさわしい用心深さなのです。

このデカルトの夢の懐疑をめぐっては、その有効性に対する批判や反論も含め、これまでに膨大な哲学的思考が捧げられてきました。私が上に示したのは論争へのほんの入り口にすぎません。この議論は、デカルト自身に始まる近代哲学をその基底でずっと悩ませ続けてきた、と言っても過言ではない大きな射程をもっているのですが、まともに解決を求める努力があまりに泥沼化していく反省を受け、現代では、夢と覚醒が原理的に区別できない、という【7】で示唆される論点を素直に受け入れた上で、だとすればそんなことを疑っても意味がない、と逆に切り返すような論法も出てきています[22)]。デカルト自身の立場はこれに対し、夢と覚醒が区別できないのは、あくまで伝統的な感覚主義に留まる限りにおいてであって、学問の基礎工事をきちんとやり直せば、この区別は再び確立されうる、というものでした。とはいえ、ここでその詳細を追跡することは不可能です。

以上、『方法序説』第四部冒頭の懐疑的議論を、ランニングコメンタリー付きで読んできました。テキストはその後、旧学問の基礎を破壊するためにこのように懐疑を徹底的に押し進めていった後、今度は自身の新学問の基礎を築くためにその同じ懐疑を乗り越えていこうとする、デカルトのさらに果敢な足取りを綴っていきます。その険しい道のりを辿ることはもはやできませんが、私がここまで行ってきた注釈が、人間の思考の可能性という巨大な迷宮への招

待状として、皆様をさらなる読書へと誘うきっかけになったとすれば、願ってもない幸せです。では最後に、デカルトからもう一度この講座の最初の関心へと立ち帰り、非日常的体験としての哲学、という私の提案のポイントをまとめてみたいと思います。

４．日常への非日常的視点

人間の思考の可能性という巨大な迷宮、という言い方を上にしましたが、これはデカルト哲学に限らず、哲学のどの門を叩いても、ある程度共通に言えることです。にしても、容易に出口が見つからないそんな迷宮にあえて自分から入っていくことに、何の意味があるのでしょうか。デカルトも厳しく見抜いていたように、時宜にかなった行為のために迷いは最小限に、という生活者の原則から見れば、これは無意味を通り超して有害にさえ映ります。しかしその一方で、たんなる生活だけの生活には、人間はけっして満足できません。たとえ逸脱であり浪費であるとしても、日常生活では避けがたく抑圧されているエネルギーを解放し、生存の手段ではなく、それ自身が目的であるいわば純粋な道楽として、非日常を楽しみたいのです。日常のリミッターを解除して思う存分に疑い、謎と格闘することに惹かれる哲学者の胸中にあるのも、単純にこれ以外のものではないと思います。

４－１．非日常的体験としての哲学

では、哲学を非日常的体験の一つとして見た場合、そのクオリティーはどれほどのものでしょうか。先に、非日常的体験の意義は一般に、二重のリフレッシュ効果にあると述べました。そこでまず、体験者本人の気分的なリフレッシュという最初の効果から考えてみましょう。アリストテレスの有名な言葉に「すべての人間は、生まれつき、知ることを欲する」というのがあります[23]。デカルトも「真と偽とを区別するすべを学びたいという強い願望」について語っています[24]。この知識への欲望はしかし、知ることよりも行うことが急務である日常生活では、必ず一定の制限を受けざるを得ません。そこで、ストレス解消とは一見ほど遠い、過度に抽象的な思考へと沈潜していく哲学の営みに、実はそれ以外の仕方では得がたい、気分的なリフレッシュをもたらす効果がありうるのです。もちろん、そんな抽象思考はかえってストレスフルだという意見もあるでしょうが、これは個人の好みや資質という、他のどのストレス解消法にも当てはまる共通の限界であって、肉体的にも精神的にも負荷の大きい活動が気分的なリフレッシュをもたらす類例自体には事欠きません。

しかしながら、哲学の非日常的体験としての真価を問うのであれば、非日常的体験が有するもう一つのリフレッシュ効果、日常的秩序そのものをリフレッシュする効果のほうにこそ着目

すべきでしょう。デカルト形而上学の場合がまさにその好例ですが、一般に哲学は、日常からいったん身を引き離し、日常の意味を再確認し、必要なら微修正を施し、再び日常へと帰還するという、日常的秩序のメンテナンス作業そのものだと言えます。そしてそう言えるのは、哲学が頭の中で視点だけを切り替えて、日常それ自体を非日常的に味わう営みだからで、この点は、旅行から映画鑑賞まで、体験の仕方よりも体験の対象のほうに非日常性を求めるその他多くの非日常的体験にはない、哲学に固有の特徴だと言えるでしょう。デカルトの中から分かりやすい具体例を示せば、極端な懐疑を乗り越え再び日常へと戻りくる途上で、彼は道々、神の存在や魂の肉体からの独立性などの証明を試みますが、これはそのまま、彼がその中に属しているキリスト教的な信仰秩序の、部分的な再活性化にほかなりません。同様にまた、日常的な感覚経験の意味づけのように、夢の懐疑から帰還する途上で繊細な微修正が施される側面も存在します。

ちなみに、日常的秩序をリフレッシュする機会がときにはまったく新たな秩序の萌芽になるとも前に述べましたので、これとデカルトとの関係で一つ注意しておきたいことがあります。彼はしばしば、近代科学技術主義という近代的な新秩序の源泉として、とくにこれを批判するネガティブな文脈において、ケプラーやガリレイ以上にクローズアップされるのですが、この見方はどれほど正当でしょうか。批判という営みの性格上、その矛先が科学者であるかぎりの科学者ではなく、その思想的なバックボーンを担当する哲学者に向かうのは理解できます。しかしまず冷静な歴史感覚として、当時すでに走り出していた近代科学は、科学者デカルトはともかく、別に哲学者デカルトはいなくとも、実用的成果を盾に現にある通りの勢力を得ていたであろうことは、彼の形而上学が科学史の本流といかに無縁であったかを考えれば、明白だと思います。他方で、デカルトはたしかに科学の基礎づけを企てしましたが、基礎づけることは崇拝することではなく、それを徹底した反省的眼差しで、本来あるべき場所に位置づけることです。事実、経験科学はその本性上、「絶対的確実性」が支配する領域には属さず、あくまで「実践的確実性」が支配する領域を出ない、というのがデカルトの最終診断でした[25)]。この二点をよくよく考えるとき、科学の実用性をその確実性と混同して、科学を盲目的に信頼する過剰な科学主義が登場したのは、デカルトのせいであるどころか、逆にデカルトを無視したせいだと言いたくなります。

４－２．哲学のアクチュアリティー

さて、哲学が非日常的体験としてもちうる意義を、日常への非日常的な視点という角度から強調してきました。これに対してはしかし、哲学がこのように視点の変更にすぎないというまさにそれゆえに、哲学は二重のリフレッシュ効果のいずれにおいても、体験の対象そのものに

変化を加える他の非日常的体験ならばフォローできるものを、かえって取り逃がしてしまう一面もあるのではないか、と反論されるでしょう。これはまったくその通りで、私も、哲学だけで他のすべての非日常的体験を代替できる、などと提案したいわけではありません。私が強調したいのは、非日常的体験としての哲学の汎用性ではなく、固有性です。最後に、私がその固有性だと考えるものの中からもう一つ、一見些細ですが、非日常の日常化という現代の逆説的状況を生きる際の一つのヒントになると思われる点を取り上げて、哲学がとりわけ私たち現代人の暮らしに対してもちうる意義、というアクチュアルな論点に触れておきたいと思います。

その固有性とは、哲学が他のどの非日常的体験と比べても、おそらく格段に安上がりである、という点です。学部時代に「哲学は自分の頭一つと、せいぜい何か筆記用具があればできる」と授業で聞いて感銘を受けたことを覚えています。実際には少なくともプラス書籍代くらいは必要でしょうから、さすがにこれは極論だとしても、哲学の本質をうまく言い当てた至言だと思います。まずもって、低コストであること自体がコストパフォーマンスを高める重大要因ですから、哲学の非日常的体験としての効果について懐疑的な方には、この点をぜひ強調したいと思います。と、これは半分冗談で、ここにはさらにもう一つ、もっと真面目な論点が含まれています。

すでに述べたとおり、現代は非日常が日常化している時代です。一方で、この逆説はたんなる好奇の対象ではありません。非日常の日常化はまず、非日常を日常と地続きにし、非日常的体験が本来もっているはずのリフレッシュ効果を半減させます。そこでこの機能不全を埋め合わせるべく、もっと刺激的な非日常を求め生活者は日々の労働と倹約にますます励むわけですが、結局その努力も期待通りの効果を得ず、そこでさらにもっと刺激的な非日常を求め…、と報われぬ努力を繰り返すうち、ただ疲弊感だけが堆積し、人間存在全体を空しさが支配します。いくつかの条件が重なれば、このようにして行き場を失った非日常への渇望は、いわば極限のリフレッシュを求めるその最終形として、自らの生命も含め現にあるすべてを無に帰そうとする、非常に破壊的な衝動へと至るかもしれません。日本の場合で言えば、非日常の機能不全自体は高度成長期以来ずっと存在しており、ただともかくも経済が上向きであった時代にはその悪魔的な病理が表面化しなかっただけだ、という推測も大いに成り立ちうると思います。

しかし他方で、私たち現代人が直面している悪循環の正体がこのように、最高に刺激的な非日常を夢見て、「もっとお金があれば…」と逆にますます生活の論理に絡めとられていく、という性質のものなら、その悪循環から免れる抜け道として少なくとも一つ、非常にはっきりとしている方向があります。お金をかけずに楽しめて、しかも最高に刺激的な非日常的体験を探す、という方向です。そんな都合のよい代物はありえないと決めつける前に、まずは「お金をかけずに」という最初の条件に注目すれば、この条件を満たす点において哲学に勝るものは、

ほとんど考えられません。体験の視点ではなく体験の対象に変化を加えるタイプの非日常的体験は、空想体験をおそらく唯一の例外として、その変化を大きくつけようとすればするほど、それに比例してお金もたくさんかかります。これに対して、頭の中で視点を切り替えるだけなら、どれだけ派手に切り替えてみたところで、何もお金はかかりません。それが一文にも値しない営みだからではなく、デカルトも言うように[26]、各人の思考は完全に各人のものだからです。完全に自由（free）なものは、原理的に無料（free）です。そして人間において完全に自由だと言えるものは、同じくこの自由の哲学者によれば、ただ自らの思考をおいて他にありません[27]。

もっとも、無料で体験できても、「最高に刺激的な」体験でなければ、有効な抜け道にはなりません。そしてこちらの条件については、まずもってそれ自身がかなり多義的な条件であり、そのいくつかの意味合いにおいては、明らかに個人の好みの問題であることを認めざるを得ません。しかしながら、今この文脈において最も重要である、日常との落差、日常から乖離している度合い、という側面に限定して言えば、哲学は宇宙旅行にもまったく引けを取らないほど刺激的だ、とあえて主張したいと思います。出発してから帰還するまでに要する時間数でこの乖離の度合いを測るとすれば、たとえば私の場合、大学一年の時にデカルトの『方法序説』に出会い、その方法的懐疑に胸打たれて目の前の現実から連れ去られて以来、二十数年が過ぎてもまだこの現実に帰還を果たせておりません。と言っては多少誇張ですが、しかし、平凡な日常が、視点の切り替え一つで、私たちを果てしない冒険へと誘惑する巨大な謎になる、というのは本当です。

成長の時代は終わり、成熟の時代がやってきたとよく言われます。ただ、外的条件としてはたしかにその通りなのでしょうが、いかんせん人間の頭と心がその流れに乗り遅れています。非日常を求める人間的欲望の行き詰まりという問題も、結局はこの大きな問題の一バリエーションだと見てよいでしょう。時代が今求めているのは、人間の体験を量的に拡大する技術ではなく、それを質的に深める技術です。この大きな方向転換をなすに当たり、哲学はその重要なヒントになりうると思っています。

注

1）本稿は、2015年度愛知学院大学秋期公開講座の一部として、同年10月24日に筆者が行った同タイトルの講座の内容を文書化したものである。

2）田忠魁［他］編『類義語使い分け辞典』（研究社、1998）、444頁。松井栄一編『ちがいがわかる類語使い分け辞典』（小学館、2008）、271頁。

3）Martin Heidegger, *Sein und Zeit*, 1927, §27. 翻訳：ハイデガー『存在と時間（二）』（熊野純彦訳、岩波書店、

2013年）、113–134頁。

4）『類義語使い分け辞典』（前掲）、444–445頁。

5）Richard Dawkins, *The Selfish Gene*, Oxford University Press, 1976. 翻訳：リチャード・ドーキンス『利己的な遺伝子』（日高敏隆［他］訳、紀伊国屋書店、2006）。

6）非日常の日常化というこの現象は、非日常をめぐる近年の社会学的考察の中心テーマをなしている。山田真茂留『非日常性の社会学』（学文社、2010）、嶋根克己［他］『非日常を生み出す文化装置』（北樹出版、2001）、小松和彦編『祭りとイベント』（小学館、1997）、等を参照。

7）この基本的な哲学観を共有しながら、文脈主義的なほどよい懐疑術が実践的思考法として有効であると説いた、伊勢田哲治『哲学思考トレーニング』（筑摩書房、2005）は、哲学と日常の接点について、本稿と、少なくとも表面上、正反対の観点を提供する論考として興味深い。

8）René Descartes, *Discours de la méthode*, 1637. なお、本稿中のデカルトへの参照はすべてアダン・タヌリ版全集（略号 AT.）に依り、また、『方法序説』からの引用はすべて、山田弘明訳（筑摩書房、2010）を利用する。

9）1638年10月11日付メルセンヌ宛書簡。AT. II, p. 380. 翻訳：武田裕紀［他］訳『デカルト全書簡集 3』（知泉書館、2015）、89頁。

10）『方法序説』第四部。AT. VI, pp. 31–32. 山田訳、55–56頁。

11）1630年 4 月15日付メルセンヌ宛書簡。AT. I, p. 144. 翻訳：山田弘明［他］訳『デカルト全書簡集 1』（知泉書館、2012）、134頁。

12）『方法序説』第六部。AT. VI, pp. 77–78. 山田訳、112頁。

13）『方法序説』第六部。AT. VI, pp. 61–62. 山田訳、93頁。

14）『方法序説』第一部。AT. VI, pp. 7–9. 山田訳、25–26頁。

15）『方法序説』第三部。AT. VI, pp. 22–27. 山田訳、44–49頁。

16）一例として、伊藤邦武「デカルトとパース」、湯川佳一郎［他］編『デカルト読本』（法政大学出版局、1998）所収、240–248頁を参照。

17）『方法序説』第四部で素描される基礎づけプロジェクトを、それ単独で詳しく論じたデカルト形而上学の主著『省察（*Meditationes de prima philosophia*, 1641）』では、懐疑は次のような条件の下で遂行される。「幸いなことに、今日私はあらゆる気づかいから心を解き放ち、落ち着いた閑暇を手に入れて、ただひとりとじこもっているのである。それゆえ、いまこそ私は、真剣にかつ自由に、私の以前の意見を全面的にくつがえす仕事にうちこもうと思う」。『省察』第一省察。AT. VII, pp. 17–18. 翻訳：井上庄七［他］訳（『世界の名著 27 デカルト』所収、中央公論社、1978）、238頁。

18）『方法序説』第四部ではこの点が必ずしも明確ではないが、『省察』は、「ここ数日の大げさな懐疑は笑うべきものとして一蹴されねばならない」と、極端な懐疑を最終的に解除してから終結する。『省察』第六省察。AT. VII, p. 89. 翻訳：井上訳（前掲）、306頁。

19）『方法序説』第三部。AT. VI, p. 22. 山田訳、44頁。

20）『方法序説』第三部。AT. VI, pp. 27–28. 山田訳、50頁。

21）『方法序説』第四部。AT. VI, p. 37. 山田訳、62頁。

22）夢の懐疑をめぐる最先端の論争を批判的に紹介した研究書として、Barry Stroud, *The Significance of Philosophical Scepticism*, Oxford University Press, 1984. 翻訳：バリー・ストラウド『君はいま夢を見ていないとどうして言えるのか』（永井均監訳、春秋社、2006）参照。

23）アリストテレス『形而上学（上)』第一巻第一章（出隆訳、岩波書店、1959)、21頁。
24）『方法序説』第一部。AT. VI, p. 10. 山田訳、24頁。
25）『哲学原理』第四部第204–206節。AT. VIII-1, pp. 327–329. 翻訳：三輪正［他］訳『デカルト著作集3』（白水社、1973)、157–161頁。
26）『方法序説』第三部。AT. VI, p. 25–27. 山田訳、47–49頁。
27）同上。

資料

明治期以降曹洞宗人物誌（十）

川口高風

はじめに

本稿は「愛知学院大学教養部紀要」第六十四巻第一号（平成二十八年九月）に所収の拙稿「明治期以降曹洞宗人物誌（九）」の続編である。全項の人物誌が完成した時は『近代曹洞宗人名辞典』と題して刊行する予定で、一日も早い完成をめざし精進している。

凡例

［見出し項目］

一、収録人物は明治期以降に宗門の発展に活躍した人物で、その出典は「明教新誌」「宗報」「曹洞宗報」を中心に、明治、大正、昭和期以降に刊行された著作や各種雑誌、新聞などから採取した。

二、見出しの人名は当時用いた旧漢字とした。事歴の本文は新字体を用いたが、旧字体を使用したものもある。

三、見出しの項目はかな見出しを太字で示し、次に漢字を掲げた。

四、かな見出し項目は姓と名の間にダーシを挿入して読みやすくした。

［見出し項目の配列］

一、配列は五十音順の予定であったが、「**い**」以降は完成した原稿の順序とした。そのため本稿では「**き**」の項をとりあげた。

二、同音同字の漢字項目は時代順（没年順）に配列した。

三、同音異字の漢字項目は第一字目の画数の少ないものからの順とした。また、第一字目が同画数の時は第二字以降の画数の少ないものから配列した。

［本文の記述とその順序］

一、本文の記述は敬語、敬称の使用を避けた。

二、収録にあたっては歴住地、号、字、生年月日、父母、誕生地、受業師、本師、学歴、僧堂安居歴、宗門役職歴、社会的職歴、著作類、示寂（没）年月日、行年、参考文献の順とした。不明な場合は記していない。

三、本文は基本的に、編著者が直接、歴住地へ問い合わせを行った返書（調査用紙）にもとづいて執筆した。それ以外に参考とした文献は末尾に掲げた。

四、伝記中の元号の一番最初（初出）に西暦を入れた。ただし、伝記中の生没年には西暦を入れない。

五、寺院の所在地が郡の場合は県を入れ、市の場合は県を省略した。なお、平成の大合併による新市町村名への変更を行っていないものもある。

六、歴住地は歴住の順序通りでないものもあり、何世か不明な場合は記していない。

き

きがく－とうりん　麒嶽洞麟

－明治三十二年（一八九九）

北海道寿都郡龍洞院四世、北海道寿都郡法龍寺開山、北海道島牧郡龍巌寺開山。号は麒嶽。越後蒲原郡長戸村の渡邊五郎右衛門の三男に生まれる。受業師は祖園、本師は順應。明治十三年（一八八〇）浅野義顕を請して結制安居する。十五年、久我環溪を請して授戒会を修行し、十八年に本堂の新築工事を行い、翌年に落成した。十四年には法龍寺を建立、二十四年に島泊説教所を設置し、二十二年に退董する。三十二年二月二十二日に示寂した。（『開荒弘法日東宗教家実伝』）

きく－いこう　規矩惟孝

－明治十四年（一八八一）

高岡市瑞龍寺二十四世、氷見市紹光寺三十七世、豊中市仏眼寺十九世、高岡市長徳寺十六世、射水市長寿寺二十世、高岡市林洞寺二世、池田市東禅寺二世。号は戒庵。富山県射水郡戸破の嶋藤右衛門家に、あるいは大阪長濱屋の規矩家に生まれたといわれる。本師は斉焉勗道、興聖寺の回天慧杲、海蔵寺の月潭全龍に参随した。明治十四年十一月四日に示寂した。

きく－かくせい　規矩覚清

安政元年（一八五四）－

亀岡市積善寺十四世、宝塚市寶泉寺二十三世、茨木市高雲寺十一世。号は聖山。安政元年十二月一日に富山県射水郡小杉町の島田弥三郎の二男に生まれる。受業師は規矩惟孝、本師は倶清閑。明治二年（一八六九）永徳寺の佐藤倍齢の初会に入衆し、九年に佛眼寺の惟孝の随意会において立職、十二年佛眼寺前住の倶清閑の室に入て嗣法する。十三年には弥勒寺の原田良禅に参随した。十六年、高雲寺へ、十九年、積善寺及び栄松寺に歴住した。組長、副取締、所長を務め、両本山布教師として各地に巡錫し、説教の大家として有名であった。徒弟教育にも従事し、男僧、尼僧各々十人以上を得度した。（『曹洞宗名鑑』）

きくち－えじょう　菊地恵定

嘉永元年（一八四八）－明治三十九年（一九〇六）

能代市楞厳院十五世。号は戒安。嘉永元年に生まれる。慶応元年（一八六五）に得度し、明治九年（一八七六）に伝法する。十九年には楞厳院に住職し、三十九年旧七月二十五日に示寂した。

きくち－えつみょう　菊地悦明

安政六年（一八五九）－大正三年（一九一四）

小山市龍昌寺二十五世、栃木市総徳寺。号は冝参。安政六年十二月十五日に茨城県結城町の菊地家に生まれる。本師は琢明智遷。大正三年十二月九日に五十六歳で示寂した。（「龍昌寺歴住世代帳」）

きくち－ぎょくりん　規矩智玉輪

嘉永五年（一八五八）－昭和六年（一九三一）

米沢市盛興院、米沢市高岩寺、南陽市東正寺三十一世。号は心月。嘉永五年八月十三日に山形県東置賜郡宮内町の鈴木惣左衛門の子として生まれる。受業師、本師は種月玉田。養広寺禅苗、祇園寺禅棟、不動寺葛城徹玄に参随した。明治十四年（一八八一）に盛興院に首先住職、十六年及び十七年には宗議会議長を務め、總持寺独立曹洞宗革新同盟会支部を起こし、その幹事となる。二十五年に録所副長を拝命、二十七年に米沢市各宗興道会の幹事兼常議員に当選、二十九年には米沢第二号曹洞宗務支局事務会計、三十四年特選により、八月二十七日を以って東正寺の住職を拝命。四十三年には山形県第六宗務所長及び總持寺再建祠堂勧募督励員などを歴任。大正四年（一九一五）には十大弟子の尊像を安置し、六年にも同宗務所長を拝命し、八年には鐘楼堂を瓦葺に改造するなどして法幢地に昇格させた。また、管内布教部長にも就いた。昭和三年にも山形県曹洞宗務所長を拝命しており、六年十二月四日に八十歳で示寂した。（『現代仏教家人名辞典』）

きくち－しゅんゆう　菊池俊友

明治十年（一八七七）－大正七年（一九一八）

山形県東置賜郡松岩院十九世、南陽市珍蔵寺十六世（十九世）。号は月山。明治十年に山形県東置賜郡金山村の菊池嘉七の子に生まれる。受業師、本師は金山俊興。明治二十二年（一八八九）に山形専門支校を経て、曹洞宗大学林を卒業、さらに英語学校に三年間学び、宗門留学生に選抜されて比叡山に三年間留学して性相部を専攻した。四十二年には教導講習院を卒業して軍人布教師に任命され、高等学林教授、第二中学林教頭、仙台の栴檀中学学監、特派布教師などを歴任した。大正七年五月十日に五十四歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』）

きくち－しんりゅう　菊地眞龍

明治元年（一八六八）－昭和十四年（一九三九）

遠野市曹源寺十五世、釜石市林宗寺十七世、気仙沼市宝鏡寺二十九世。号は南海。明治元年三月二十二日に岩手県上閉伊郡橋野村の小笠原源之丞の三男に生まれる。受業師、本師は菊地祖雄。明治十八年（一九四三）十一月に盛岡学林に入学し満三年で仝科を卒業する。宗議会議員に四期当選し、宗議会特選議員を一期務め、昭和十四年十二月七日に七十二歳で示寂した。（「曹源寺由緒録」「宗教時報」第一三三号、「傘松」第一四八号）

きくち－だいせん　菊池大仙

嘉永五年（一八五二）－大正二年（一九一三）

宮城県柴田郡繁昌院二十一世。号は聖嶽。嘉永五年に生まれる。本師は大洞密仙。明治十八年（一八八五）、三十四歳で曹洞宗大学林を卒業し、二十四年の永平寺貫首選挙に当って、宮城県教導取締代表の開票立会人となり、剛直振りを示した。二十九年に宗会議員となり、副議長、曹洞宗第一中学林の初代林長も務めた。それ以前には、昌伝庵の大友堅孝、保寿寺の氏家浄眼とともに宗内徒弟教養のため、沙弥校の設立を発起して規則などを制定し、曹洞宗務局の

指令を受けて開設した。また、東北連合仏教会を設立して会長を務め、『東北の燈』を発刊し時事を論じた。著作には『編年摘要曹洞宗史略』がある。大正二年二月五日に六十二歳で示寂した。（「明教新誌」第二五〇五号、『洞上高僧月旦』『洞門現時』二十五哲』）

きくち－ちけん　菊池智賢

安政四年（一八五七）－昭和二年（一九二七）

釜石市石応禅寺十五世、岩手県紫波郡長岩寺二十世。号は大拙。安政四年四月八日に岩手県山田町船越に菊池藤六の四男に生まれる。受業師は興禅、本師は大応道英。明治十年（一八七七）、岩手県曹洞宗専門支校に入学し、十二年には東京専門本校附属校に掛籍、十三年冬、同本校生に転入した。十六年には青森県第二専門支校教師、十九年に岩手県専門支校教師、三十五年には特命支局取締心得、四十四年に布教師に就いた。なお、二十五年には石応禅寺の庫裡、二十七年に本堂、大正十四年（一九二五）に鐘楼、山門、不老閣を建立。大正元年には釜石青年会長、釜石信用組合理事、組合長を務めた。昭和二年五月二十四日に示寂している。（「明峰山石応寺史要」『曹洞宗名鑑』）

きくち－てつりゅう　菊池徹龍

明治十七年（一八八四）－昭和四十一年（一九六六）

遠野市曹源寺十六世。号は巨雲。明治十七年五月五日に岩手県上閉伊郡橋野村の小笠原亥之助の三男に生まれる。受業師、本師は菊地眞龍。明治三十六年（一九〇三）可睡斎に安居し、四十四年から大正五年（一九一六）まで盛岡市報恩寺に安居した。四十四年九月から大正十四年八月まで、岩手県第五宗務所第一組長を四期務め、大正十四年八月から昭和十七年九月まで岩手県宗務所第十一教区長を四期務めた。昭和八年（一九三三）から三十年まで上郷村村会議員を四期務め、その間には議長を六年務めた。民生委員も多年務めている。昭和四十一年一月二十八日に八十三歳で示寂した。（「曹源寺世代録」）

きし－げったん　岸月潭

嘉永五年（一八五二）－昭和二年（一九二七）

三原市宗光寺二十四世、愛媛県越智郡宝蔵寺十四世、尾道市西金寺十二世、今治市隆慶寺二十二世。号は掉舟。嘉永五年一月五日に広島県御調郡三原町の福永杢左衛門の三男に生まれた。受業師、本師は碧潭老龍。瑞応寺の耳山黙仙、陽松庵の雪庵玄朗、福昌寺の柏巌伝苗、その他、梅崖奕堂らに参随した。明治三十年（一八九七）に四十六歳で宗光寺に僧堂を開単し、昭和元年（一九二六）十月十五日に永平寺後堂を拝命した。昭和二年七月二十八日に七十六歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』「明教新誌」第一四九七号）

きし－しゅうがく　岸秀岳

文久三年（一八六三）－昭和十六年（一九四一）

小田原市東泉院二十世。号は富仙。文久三

年十二月八日に神奈川県足柄下郡小竹村の岸平兵衛の二男に生まれる。受業師は亀泉秀玉、本師は武井亮光。明治十一年（一八七八）四月、香集寺の高田静高の初会に入衆、十三年夏、宝泉寺で立職し、同年に神奈川県第二号専門支校に入る。武井亮光の室に入り伝法した。十九年、曹洞宗大学林を卒業。以後、原坦山の仏仙社に入って勉学に務める傍ら、中村敬宇の同仁社に学んだ。神奈川県専門支校教師も務めた。三十三年に、政府宗教法案の制を議論せんとする世論が起り、神奈川県に仏教国民同盟会を組織した。四十四年には小田原新玉町に石井裁縫女学校ならびに仏教婦人会の道場を新設して自ら校長、会長を務め、同校舎内に小田原青年会を開き布教に尽力した。生前中に『蛇石集』『蛇石集新体詩篇』を著わしており、水墨の禅画を得意とし漢詩人をもって知られた。昭和十六年九月十一日に七十九歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『富仙秀岳和尚本然記』）

きし－てつゆう　岸哲勇

（－大正元年（一九一二））

天童市法体寺十七世、山形県西村山郡長伝寺十三世、山形市高源寺十六世。山形県西村山郡左沢町橋上の岸六郎兵衛の二男に生まれる。号は海嶽。受業師、本師は天瑞智鳳。明治九年（一八七六）に火災によって本堂、庫裡などを全焼したが、二十三年に本堂を再建した。大正元年十一月十六日に七十四歳で示寂した。

きしざわ－いあん　岸沢惟安

慶応元年（一八六五）－昭和三十年（一九五五）

養父市永源寺、鴻巣市清法寺十四世、豊岡市養源寺二十四世、青森県三戸郡法光寺三十五世、兵庫県美方郡安泰寺、焼津市旭伝院開山。号は眠芳。慶応元年七月二十五日に武蔵国豊田村に生まれた。幼名は計之助。受業師、本師は西有穆山。明治十五年（一八八二）、埼玉県師範学校を卒業し小学校訓導として勤務した。三十年九月に発心して可睡斎の西有穆山について得度、三十四年八月、總持寺貫首に昇住した西有穆山に入室嗣法、四十年七月、丘宗潭に随侍、『正法眼蔵』の権威西有穆山とその門下丘宗潭に学び、生涯を『正法眼蔵』の参究に尽くすこととなった。その後、准師家となり、修禅寺僧堂及び西有寺僧堂で雲衲の接得に努めた。四十五年三月、養源寺に転住。この頃から榑林皓堂、足羽雪艇、橋本恵光らが参じている。大正十年（一九二一）京都安泰寺に転住し、十二年に旭伝院を開創した。大正八年より昭和六年（一九三一）まで、永平寺の眼蔵会の講師を務めた。昭和十二年十一月より十六年四月まで永平寺西堂に就いており、著書に『正法眼蔵全講』『五位顕訣元字脚葛藤集』『正法眼蔵菩提薩埵四摂法葛藤集』『参同契葛藤集』『信心銘葛藤集』『典座教訓講話』『修証義大綱講話』『戒法のお話』などがある。三十年三月二十六日に旭伝院の隠寮において九十一歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』「傘松」第四九二号）

きしざわ－ちとう　岸沢知等
明治三十七年（一九〇四）－平成二年（一九九〇）
養父市永源寺。明治三十七年三月三十日に兵庫県養父郡八鹿町に生まれた。本師は岸沢惟安。駒澤大学仏教学部本科を卒業、永平寺に安居し、曹洞宗宗務所長や教区長、民生委員、保護司、人権擁護委員などを務めた。平成二年十一月二十五日に八十七歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』「傘松」第五六八号）

きしだ－せつじょう　岸田雪城
－昭和三十二年（一九五七）
萩市東雲寺二十世、萩市中善寺二十世、萩市亨徳寺二十一世。号は文海、本師は山田文勇。曹洞宗地方布教部委員を多年にわたって務め、地方布教の進展に尽力した。地方教界の重鎮として宗内に令聞あり。昭和九年（一九三四）には山口県曹洞宗宗務所長となる。三十二年三月四日に八十二歳で示寂した。（『現代仏教家人名辞典』）

きしだ－てんまろ　岸田天麿
明治四十三年（一九一〇）－平成三年（一九九一）
長野市興禅寺三十三世。号は智月。明治四十三年七月十七日に岸田天山の長男として生まれる。受業師は岸田天山、本師は孤峰智璨。西部中等公民学校、駒澤大学で学んだ後、總持寺に安居した。昭和四年（一九二九）には頼岳寺僧堂に安居し、六年九月に興禅寺住職となった。十八年（一九四三）十一月より二十一年五月まで応召し軍役に服した後、帰山して興禅寺を維持するとともに幾多の事業を遂行して寺門興隆に務めた。平成三年二月十九日に示寂した。（『神峯山興禅寺史』）

きしだ－どうかい　岸田道開
明治元年（一八六八）－昭和十六年（一九四一）
北海道天塩郡寿養寺十九世、北海道苫前郡金龍寺四世、北海道天塩郡道開寺開山、北海道天塩郡養寿寺開山、北海道天塩郡清輪寺開山、北海道奥尻郡耕養寺三世。号は心田。明治元年十一月八日に北海道松前郡福山町の岸田吉太郎の子に生まれる。受業師、本師は天野孝道。明治十五年（一八八二）北海道曹洞宗第二宗務支局附属専門支校に入学し、十八年に学科四級を卒業、十七年八月より天徳院の森田悟由に参随した。二十八年一月に天塩国苫前郡苫前町に新寺を創立し、三十年には金龍寺の公称を得た。大正二年四月以来、高崎育児院の田辺鉄定と謀り、児童を引率して実地開墾に従事した。北海道宗務所第十二教区長を務め、昭和十六年一月九日に七十四歳で示寂した。（『現代仏教家人名辞典』）

きしの－きょうじゅん　岸野恭順
明治四十一年（一九〇八）－平成九年（一九九七）
宝塚市宝泉寺。明治四十一年十一月に福井県丹生郡朝日町に生まれる。本師は規矩覚如。昭和九年（一九三四）に駒澤大学専門部高等師範科を卒業し永平寺に安居した。兵庫県選出の宗会議員などを歴任し布教部長、宗議会議長、兵庫県第一宗務所長、宗

門学校理事、評議員及び監事、参事会議長、綜合特別審議会々長、その他の各種委員長や予算委員長、同真会本部長、顧問、宝塚市仏教会長、寺院福祉審議会々長なども務め、宗外では民生委員も務めた。平成九年六月十四日に九十歳で示寂した。（「曹洞宗報」七四三号、「傘松」第六四六号『曹洞宗現勢要覧』）

きじま－いつざん　來島逸山

－明治三十三年（一九〇〇）

松江市桐岳寺二十世。号は文苗。島根県仁多郡阿井町に生まれる。本師は黙庵達道。明治三十三年十二月二十二日に七十六歳で示寂した。

きしもと－だいのう　岸本大能

天保十四年（一八四三）－大正六年（一九一七）

三田市慶安寺十四世。号は慧宗。天保十四年三月五日（戸籍）、あるいは十一月二十日に兵庫県氷上郡森村の和田甚兵衛の二男に生まれる。受業師は禅峰、本師は一翁大喝。安政五年（一八五八）二月より心月院の画龍に随侍す。文久二年（一八六二）深谷寺の祖乗の初会で首座を務める。慶応元年（一八六五）二月二十八日に慶安寺の一翁大喝の室に入り嗣法する。同年六月、慶安寺に住持し、明治十五年（一八八二）より二十九年まで兵庫県第一号支局副取締を務めた。大正六年六月二十二日に七十五歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』）

きしもと－りゅうこう　岸本隆孝

明治二十八年（一八九五）－昭和六十年（一九八五）

小浜市永福庵三十二世、小浜市空印寺四十世。号は大圓。明治二十八年九月五日に福井県今立郡北日野村庄田に生まれる。受業師、本師は久我顕孝。明治四十三年（一九一〇）三月、敦賀郡松原村の松原尋常高等小学校高等科を卒業した後、四十四年三月まで永建寺、四十四年から大正三年まで、臥竜院、三年から四年まで名古屋市大光院、四年から五年まで永平寺、五年から六年まで東京都豪徳寺、七年から十二年まで永建寺に安居して上野舜嶺、梶川乾堂、熊沢泰禅らに参随した。永平寺高祖大師報恩授戒会教授師、福井県宗務所長、福井県布教師、布教委員長、福井県司法保護委員、小浜市仏教会長、遠敷郡仏教会長などを務めた。昭和六十年八月十七日に示寂した。（『洞門龍象要覧』）

きた－どういつ　北　道逸

明治二十二年（一八八九）－昭和二十五年（一九五〇）

防府市成海寺二十二世。号は機外。明治二十二年十二月二十四日に佐賀県杵島郡東川登大字袴野の北平次郎の四男に生まれた。受業師は永溪素龍、本師は天鏡賢然。明治三十八年（一九〇五）九月、曹洞宗第四中学林に入学し、四十三年七月に卒業、大正九年（一九二〇）三月二十九日に成海寺二十二世に就く。山口県曹洞宗宗務所長、宗会議員、準師家も務め、多々良学園の発展に尽力した。昭和二十七年五月二十八日に六十三歳で示寂した。

きだ－てんしん　木田天信

明治三十年（一八九七）－昭和五十六年（一九八一）

鳥取県八頭郡吉祥寺十八世。号は仁学。明治三十年五月五日に鳥取県東伯郡北条町江北の小原家に生まれる。後に木田氏の養子となり改名する。受業師は石井泰禅、本師は木田真竜。大正二年（一九一三）に郡立実業学校を卒業し、南天坊老師にも随侍する。昭和十八年（一九四三）から二十年まで永平寺直歳、町、社会教育委員、司法委員なども務めた。著作は『参同契・宝鏡三昧の諸訳』『大智偈頌の新提唱』『正法眼蔵讃偈簡訳』などがある。昭和五十六年三月十五日に八十五歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』）

きだ－とうこう　木田韜光

嘉永六年（一八五三）－大正四年（一九一五）

岐阜県不破郡禅幢寺三十二世、名古屋市護国院（永平寺名古屋別院）七世。号は遼空。嘉永六年に生まれる。漢学を太田梁平、慤大機、溪毛介、中村謙などに学び、天外石橋、成川百衲、不破一牛、原坦山、折居光輪などに参随した。曹洞宗大学林卒業後、学林の教授、支局取締、布教師などを歴任し、宗門の時弊を憂い、弘津説三、斎藤運三らと栴檀社を設立し東洋宗教新聞を発行した。明治三十二年（一八九九）より永平寺監院、曹洞宗務院総務、宗会議員の公選議員二回、特選議員三回、宗会議長二回を務めた。名古屋の檀信徒より名古屋市布池町に承陽大師奉安殿建立の計画があり、その総裁に推挙されて、四十四年一月に護国院住職に就いた。京都道正庵より道元禅師木像を拝請奉安して寺格を常恒会に昇進させ、永平寺布教伝道の出張所とした。また、愛知県吉祥講本部を設け、本殿、庫裡、玄関、書院など五百坪の大伽藍とした。大正四年七月十一（十）日に示寂している。（『洞上高僧月旦』『開運の光』『曹洞宗名鑑』）

きたごし－かいじょう　北越戒定

明治九年（一八七六）－昭和二十二年（一九四七）

東京都万福寺二十二世、東京都長谷寺三十世。号は大賢。明治九年二月十三日に東京都荏原郡馬込村に生まれる。受業師は黒田賢孝、本師は北越円浄。中学林、高等学林を卒業し、曹洞宗大学林に入って三十四年（一九〇一）に卒業、四十三年に宗務所長となる。四十四年に長谷寺に認可僧堂を開設して准師家となり雲衲を接化した。麻布少年教会を起し、布教雑誌「道の友」を発行する。孤児救済施設福田会の常務理事も務め、昭和二十二年三月十六日に示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』『麻布長谷寺誌』）

きたごし－ぐかい　北越具戒

天保十一年（一八四〇）－明治三十四年（一九〇一）

東京都萬福寺、東京都長谷寺（永平寺東京都別院）二十九世。号は圓成。天保十一年十一月五日に越後国頸城郡根越村字曽根田の山崎八十二の四男に生まれる。受業師、本師は水口龍機。嘉永四年（一八五一）、

江戸に出て所沢市久米の永源寺の豪仙に侍して読書習経した。翌年五月二十三日に喜運寺の龍機に就て得度し、四年間随侍した。安政三年（一八五六）より遊方行脚し、白鳥鼎三、久我環溪らに参随した。六年九月に武州荏原郡馬込村萬福寺に首先住職し、翌万延元年（一八六〇）三月二十三日に武州成田龍淵寺の龍機の室に入り嗣法し、文久二年（一八六二）四月、永平寺で転衣し、明治二年（一八六九）に萬福寺で初会を修行して、十五年には長谷寺へ転住した。曹洞宗副取締、福田会育児院の監事、評議員を務めており、貧民教育や貧民救済など、東京府下における有志的公共事業にも加わった。明治三十四年三月一日に世寿六十二歳で示寂した。（『麻布長谷寺誌』「通俗仏教新聞」第三五一号『福田会沿革略史』）

きたざわ－そみん　北沢素珉

文化五年（一八〇八）－明治八年（一八七五）

藤枝市栄昌寺二世、菊川市長安寺十九世、静岡県周智郡大洞院輪番。号は性海、瓦全、礫友。文化五年（一八二二）に静岡県駿河国安部郡黒俣村の北沢家に生まれる。受業師、本師は石倉素龍。文政十年（一八二七）より大興寺の寛量に就て修学し、天保十二年（一八四一）まで吉祥寺栴檀寮にて八年間修学、栄昌寺の寺子屋で多くの子弟教育を行った。明治六年（一八七三）十月より曹洞宗宗内教導職幹事に就き、著作には『莠語千字文』がある。明治八年九月九日に六十九歳で示寂した。（「過去帳履歴書」）

きたに－りょうさい　喜谷良哉

明治十年（一八七七）－昭和四十三年（一九六八）

東京都梅林寺二十八世。号は慈門。明治十年七月十二日に浅草区馬道町に生まれる。受業師は起雲吟龍、本師は南嶺保寿。明治三十年（一八九七）曹洞宗高等中学校卒業、東京錦城学校中退、曹洞宗高等学林中退、哲学館卒業。三十九年宗務院財務部書記、昭和五年（一九三〇）より東京宗務所賛事、同参与。十三年九月、東京曹洞宗宗務所長就任、十四年布教管理、十三年より十六年まで事変対処局参務、十七年准師家に任命される。二十年には曹洞宗審判会審判長に任命され、二十三年五月に總持寺副監院、十月教学部長及教学研究所長、三十四年十二月に本山准顧問、三十五年一月二十二日に本山顧問会副議長に選任される。宗外では仏教広済会理事、司法保護委員を務めた。明治三十四年頃より俳文学研究に志し、河東碧梧桐に師事して俳人生活を送った。著書に俳句集『寒煙』『梅林句屑』『碧梧桐句集』『地橙孫句抄』『虚白』などがあり、昭和四十三年十二月二十日に示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』『洞門龍象要覧』「梅林二十八世中興慈門良哉和尚経歴」）

きたの－げんぽう　北野元峰

天保十三年（一八四二）－昭和八年（一九一九）

東京都青松寺四十四世、永平寺六十七世。号は大夤、不二庵。天保十三年十一月一日

に福井県大野郡小山村字鍬掛村の北野孫四郎の十男に生まれる。受業師は哲量、本師は素信魯衷。安政元年（一八五四）には長野県長国寺の覚巌に随身し、五年に東京府松月院の魯衷に随身した。万延元年（一八六〇）には東京府豪徳寺の俊竜に、慶応二年（一八六六）に茨城県大雄院の正庵に、明治元年（一八六八）に滋賀県清涼寺の清拙（雪爪）に随身した。元治元年（一八六四）には碩童より魯衷に転師しており、慶応二年（一八六六）に魯衷の室で嗣法した。三年八月二十日、永平寺において転衣し、明治六年（一八七三）に青松寺住職となる。総持寺監院にも任ぜられており、翌年には教導取締の要職に就いた。この頃に起った永平寺、總持寺の両本山分離の抗争の中に立ち、宗門の安定に努めた。三十八年に青松寺を引退し、四十四年、朝鮮布教総監に赴任し、大正九年に永平寺六十七世となる。著書に『起信論講義』『金剛経講義』『少室六門講義』『証道歌講義』『北野元峰禅師法話集』『禅道法話集』などがあり、昭和八年十月十九日に九十二歳で示寂した。（『仏教各宗高僧品評』『洞上高僧月旦』『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』『永平元峰禅師伝歴』『福田会沿革略史』）

きたの－りょうどう　北野良道

大正二年（一九一三）－平成九年（一九九七）

高島市正伝寺二十五世、高島市光明寺二十五世、大野市宝慶寺五十四世。号は徹心。大正二年八月二十日に福井県丹生郡織田町織田に生まれる。受業師、本師は清水良徹。駒澤大学専門部国漢科卒業、永平寺安居。特派布教師、滋賀県宗務所副所長、永平寺単頭、副監院、近畿管区教化センター統監を務めた。御直末会会長、孝順会会長なども歴任し、宝慶寺に専門僧堂の許可を得て、堂長、師家として活躍した。平成九年十二月七日に世寿八十四歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』『曹洞宗現勢要覧』「傘松」第六五一号）

きだまり－かくせん　木田餘鶴仙

－明治四十年（一九〇七）

岡崎市龍渓院独住三世、島田市大覚寺二十一世。号は春巌。受業師、本師は大乗竺仙。明治十一年（一八七八）に火災で類焼した大覚寺の復興に努めた。教導講習院の講師も務め、『仏教の真髄』『龍渓大乗禅師語録』などを刊行した。明治四十年十一月三十日に五十六歳で示寂した。（『天王山大覚寺誌』『大澤山龍渓院誌』）

きたみ－しょうゆう　北見正夫

明治四十五年（一九一二）－昭和五十五年（一九八〇）

茨城県北相馬郡来見寺三十世。号は大丈。明治四十五年一月三十日に生まれる。本師は北見賢孝。昭和十四年（一九三九）に總持寺僧堂研究科修了。方面委員、同委員長、郡副会長、司法保護委員、保護司、同郡副会長、人権擁護委員、利根町公民館長、北相馬郡特別職報酬審議会委員長などを務めた。昭和五十五年八月二十三日に六十八歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』『曹洞宗現勢要覧』）

きたむら－だいえい　北村大栄

明治三十三年（一九〇〇）－昭和五十八年（一九八三）

茅ヶ崎市善谷寺二十世、山梨県西八代郡善応寺十八世。号は真道。明治三十三年一月二十九日に大阪市福島区浦江に生まれる。受業師は規矩覚清、本師は高橋良之。昭和三年（一九二八）に駒澤大学東洋学科を卒業。布教師、日曜学校教科書編纂委員、世田谷中学校教諭、駒澤大学講師、教学審議会委員、高松宮歌集編纂係などを務め、東京都日の丸幼稚園を設立して園長にも就いた。著書に『慈愛の母観音さま』『お地蔵さま』『童話絵話の理論と実際』『お話の楽園』『不滅の光』『家庭禅話』『新訳修証義』『日の丸教育美談』などがあり、昭和五十八年六月二日に八十四歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』「傘松」第四七八号）

きたむら－りょうせん　北村亮仙

嘉永六年（一八五三）－大正七年（一九一八）

秋田県山本郡長泉寺十六世、秋田県山本郡自福寺十四世、秋田県山本郡盛沢寺十八世。号は仏乗。嘉永六年五月十日に能登鳳至郡剱地村の北村清右衛門の四男に生まれる。受業師、本師は葛蔭北仙。明治十一年（一八七八）に自福寺に第一号曹洞教会を結び、自から会長となった。二十一年には曹洞宗大学林内の説教講習会の講習員となった。また、公選議員、二十七年に秋田県宗務支局取締となる。二十一年より二十七年間私塾（寺子屋）を自坊に設け、高等小学校卒業生に教授した。地域における優秀な人材がここから輩出しており、大正七年二月五日に六十六歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』「明教新誌」第四二二、一三六一、二一一七号）

きたやま－ぜつさん　北山絶三

天保八年（一八三七）－大正四年（一九一五）

大阪市太平寺十六世、金沢市祇陀寺、鴨川市長安寺、岐阜県不破郡妙応寺四十一世。号は無一、雪灘。受業師は龍淵寺の宗麟、本師は浄住寺の文峰。天保八年十月八日に金沢市宗叔町の中村準作の七男に生まれる。嘉永五年（一八五二）より美濃全昌寺の清拙に、六年九月より濃州禅幢寺の大之に、安政元年（一八五四）より総覚寺の寛潮、永明寺の百詢に、安政二年には龍泉寺の満舟に、四年に、孝顕寺の應龍に参随した。万延二年（一八六一）二月二十五日に祇陀寺の首先住職となり、明治三年（一八七〇）九月五日に太平寺に転住し、五年六月には大阪管内説教師となり、七年五月十五日に大阪府下一宗教導取締、八月より大阪合併（神道・仏道）中教院事務担当となり、八年五月まで担当した。八年四月二十四日に大講義に補任された。九年十一月三十日に大阪府教導取締、十年一月二十六日に大阪府下総教会講長、十一年六月十一日、永平寺二代尊大遠忌大書記兼賞勲係、十四年七月十四日に権大教正、十五年六月二十三日に両大本山貫首より本校建築係、十五年七月十日、護法会設立に付、千葉県、茨城県、福島県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県の各宗務支局へ勧募法説示の派出、十六年五月七日、護法会係会監（十

七年三月十五日には退任）、曹洞宗宗務局局務参与、十六年九月十日に永平寺後董公撰開票審査参与、十七年三月十五日、永平寺東京出張所詰副監院、四月十七日には長安寺へ住職した。十八年十一月十日に永平寺詰副監院、十九年一月二日には永平寺詰監院となり、二十年二月三日、千葉県総教会講長、二十二年九月二十九日に妙応寺へ転住した。二十三年三月十五日には總持寺東京出張所副監院、二十八年三月六日には岐阜県中学林監理、三十年八月八日に太平寺に再住職、三十二年九月十八日には永平寺吉祥講監督、三十三年四月二十五日には大阪府第一号曹洞宗務支局教導取締、三十四年一月十日、大阪府第一号総教会講長、三十五年一月十日に大阪府第一曹洞宗務支局取締心得、三十六年一月二十四日に曹洞宗師家、三十七年七月十五日に曹洞宗宗議会特選議員、四十年七月十五日に曹洞宗宗議会特選議員、四十一年九月十六日に太平寺を依願退董し、十二月十四日には広島市国泰寺認可僧堂の師家となった。四十三年十月十九日には太平寺の再三住職に就き、大正二年七月二十六日には特殊功績により随意会地に昇等し、両大本山貫首より法幢資本金壱百円を下附された。大正四年二月二十二日に七十九歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』『洞上高僧月旦』『美濃国今須妙応寺史』「太平禅寺歴住履歴書」）

きづ－そがく　木津祖岳

嘉永三年（一八五〇）－大正十一年（一九二二）

本宮市石雲寺二十七世、郡山市飯盛寺、郡山市徳成寺、本宮市龍伝寺。号は大雲、大運。嘉永三年十月十日に新潟県東蒲原に生まれる（一説・福島県本宮）。受業師、本師は木津忠光。桂孝道、瀧澤古芳に参随した。新津市の正法寺に安居。明治二十八年（一八九五）夏初会結制修行、十四年三月、永平寺で転衣、三十一年十二月に石雲寺へ転住し支局副取締に任命され、監事、地方布教部委員長、宗会議員などを歴任する。大正二年（一九一三）の宗議会には副議長に選ばれ、福島県下各宗慈善会の幹部として公共事業に尽力した。大正十一年十二月八日に七十三歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』）

きづ－ちゅうこう　木津忠光

文政三年（一八二〇）－明治三十一年（一八九八）

本宮市石雲寺二十六世、本宮市大泉寺二十七世。号は戒庵。新潟県新津市に生まれる。本師は円応道融。新潟市大栄寺に安居、明治三十一年八月十五日に示寂した。

きっかわ－えつじょう　吉川悦乗

－明治二十八年（一八九五）

阿賀野市長福寺二十五世。号は大信。新潟県三条市上ノ原の吉川甚平の子に生まれる。受業師、本師は大庵仙明。曹洞宗同盟会第十九番議員を務めており、明治二十六年（一八九三）には本堂、二十七年に庫裡を再建した。二十八年十一月十八日に五十六歳で示寂した。

きっかわ－えつりゅう　吉川悦隆

明治五年（一八七二）－昭和二十八年（一九五三）

阿賀野市長福寺二十七世、村上市大智院十五世、矢板市鏡山寺二十六世、新潟市長安寺十八世、東京都勝興寺二十六世、五泉市便住寺十七世、新潟市正禅寺開山、新潟市光明寺開山。号は大庵（安）。明治五年十月八日に生まれる。本師は吉川悦乗。明治三十六年（一九〇三）より大正四年（一九一五）まで宗務院書記、部長及び総務秘書、七年には宗会議員、昭和二年（一九二七）に庶務部主事、六年より九年まで庶務部長、財務部長、十五年に総務、寺院等級査定会委員、宗憲改正特別審議会委員長、法式改良審議会委員長、仏教連合会理事、駒澤大学理事長、宗務院宗機顧問所長、六年以来、總持寺出張所副監院、同監院事務取扱、同監院、總持寺顧問、十九年四月に總持寺顧問会副議長、同議長、永平寺大遠忌顧問などを務めた。栗山泰音に三十八年間随身しており、十四年四月には『栗山禅師自適集』を編集し刊行した。二十八年九月二十日に八十二歳で示寂している。（『栗山禅師自適集』『曹洞宗現勢要覧』「曹洞宗報」第二二二号）

きっかわ－かっそう　吉川活宗

－明治六年（一八七三）

焼津市林叟院二十九世、静岡市法幢寺十八世、伊豆市光月院十三世、牧之原市石雲院。号は愚門。静岡県榛原郡藤守の吉川万六の五男に生まれる。受業師、本師は祖海徹宗。明治六年十二月二日に示寂した。（「林叟院住山記」）

きっかわ－しょうじゅん　吉川彰準

明治三十七年（一九〇四）－平成五年（一九九三）

浅口市法林寺、浅口市長川寺三十世、井原市永祥寺。号は規道。明治三十七年五月十七日に岡山県浅口郡鴨方町深田の吉川静陽の長男に生まれる。受業師、本師は英克成。大正十三年（一九二四）に私立金光中学校を卒業、瑞応寺僧堂に安居、昭和五年（一九三〇）に總持寺に安居、岡山県第一教区長、宗務所教化主事などに就き、民生委員、保護司、調停委員などを歴任する。また、良寛の研究に尽力し、全国良寛会顧問も務めている。著作に『良寛修行と玉島』『良寛雑話集』『良寛の世界』や良寛、玄透に関する研究論集などがあり、良寛の研究に尽力した。平成五年九月十一日に九十歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』『曹洞宗現勢要覧』「歴住世代帳」「過去帳」「傘松」第六〇二号）

きっしゅう－しょうしん　吉州正信

大正六年（一九一七）－平成四年（一九九二）

埼玉県北葛飾郡正明寺二十世、川越市蓮光寺二十八世。号は皓道。大正六年七月五日に埼玉県北葛飾郡杉戸町の吉州棟運の長男に生まれる。受業師、本師は小川道悟。昭和十三年（一九三八）三月十日に駒澤大学専仏科を卒業、四月から十月まで永平寺に安居、二十二年四月三十日に豊岡村議会副議長、二十八年五月一日に豊岡村議会議長、三十年四月一日より泉村議会副議長、

三十四年九月十一日に杉戸町議会議員、九月十九日、杉戸町議会教育厚生常任委員会委員長、三十六年九月二十七日に杉戸町議会副議長、四十二年五月二十六日には杉戸町議会議長、四十六年九月十七日に幸手町外三ヶ町衛生組合議員になる。その他、昭和三十七年十月四日には杉戸町民生委員推薦会委員長、三十九年十一月五日に杉戸町母子健康センター運営協議会委員、四十八年四月一日に杉戸町献血推進協議会会長、六十三年十月一日、杉戸町特別職報酬等審議会会長を始め、昭和三十七年五月には杉戸町立東中学校ＰＴＡ会長、杉戸町内ＰＴＡ連合会会長、四十年五月、埼玉県ＰＴＡ連合会理事なども務めた。六十年七月十日に蓮光寺住職となり、平成四年九月二十九日に七十五歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』「傘松」第五九一号）

きっしゅう－かんりゅう　吉州觀隆

－大正十一年（一九二二）

熊谷市香林寺十六世、熊谷市常楽寺十七世。号は瑞翁。大正十一年六月二十五日に八十四歳で示寂した。

きどう－そはく　其道素白

弘化二年（一八四五）－明治四十四年（一九一一）

伊賀市十念寺八世、伊賀市広禅寺三十三世、上野市見徳寺二世、上野市高徳寺六世、津市長徳寺開山。号は月堂。弘化二年四月八日に三重県阿山郡伊賀町柘植町の濱地一清の子に生まれる。受業師は一相圓成、本師は武内尚寛。万延元年（一八六〇）三月二十日に津市四天王寺に安居、文久二年（一八六二）正月より明治元年（一八六八）九月まで宇治市興聖寺に安居、二年より五年まで金沢市天徳院に安居。三十一年十二月に三重県第一号宗務支局詰となり、三十二年二月に三重県第一号宗務支局副取締、四十年三月には三重県曹洞宗第一宗務所長を務めた。明治四十四年三月二十五日に六十六歳で示寂した。

きどう－だいしん　機道太心

嘉永二年（一八四九）－昭和二年（一九二七）

市原市金光寺十一世、市原市福寿寺、市原市西光寺十九世、いすみ市成就院二十世、富津市善福寺二十五世、市原市大通寺七十四世。嘉永二年三月二十八日に千葉県市原郡白鳥村朝生原の岩佐又左衛門の五男に生まれる。受業師、本師は勝山機外。三歳にして千葉県夷隅郡古沢村の善福寺の機外に就て沙弥となる。安政三年（一八五六）夏同寺機外の初会に入衆、五年七月まで機外に随侍した。続いて慶応四年（一八六八）まで君津郡馬来田村の真如寺大道に随侍、明治元年（一八六八）夏、市原郡月崎村の永昌寺卍道の初会にて立職、同年より五年八月まで、国府台総寧寺の服部元良に随侍、六年より十二年まで我孫子町正泉寺の服部俊童に随侍、千葉中教院専門支校を卒業。明治元年七月に機外の室に入て嗣法、五年七月、教導職試補、九月権訓導、七年三月訓導、八年少講義、同年の五月中教院試験係、千葉中教院洞済二宗事務取扱、宗議会議員、十五年より十七年まで千葉専門支校句読師兼学監、二十四年千葉、茨城、

栃木三県連合中学林寮監、三十九年九月、千葉県小学林学監、大正二年（一九一三）一月、千葉県第三宗務所長に就く。昭和二年七月八日に七十六歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』「過去帳」）

きのした－ぎんしょう　木下吟嘯

明治三十一年（一八九八）－昭和十一年（一九三六）

東京都摠禅寺三十世。号は一龍。明治三十一年二月十一日に東京浅草橋場の木下吟龍の長男に生まれる。受業師は木下吟龍、本師は大石観法。宇治の興聖寺に安居。昭和十一年四月十八日に三十九歳で示寂した。

きのした－ぎんりゅう　木下吟龍

安政六年（一八五九）－

東京都福寿院、東京都摠禅寺二十九世、東京都総泉寺四十二世。号は起雲。安政六年一月二十四日に生まれる。受業師、本師は千葉俊機。明治九年（一八七六）七月より能仁柏巌に随侍した。十五年四月に曹洞宗大学林に入学し卒業。十七年には総泉寺で立職し、十八年三月十五日に千葉俊機の室に投じて嗣法する。九月には總持寺に安居、十九年二月より永平寺に安居し、二十年には東京府の曹洞宗専門支校の教師となり、二十二年には福寿院に首先住職した。二十三年九月には総泉寺へ転住し、二十七年に東京府下曹洞宗務支局の教導副取締に任ぜられたが、まもなく辞職した。二十九年九月には曹洞宗第四項議会議員に推挙され、三十一年十二月には曹洞宗紀綱寮司に選ばれた。曹洞宗の雄弁家の一人に数えられる。（「明教新誌」第四二八〇号『洞上高僧月旦』）

きのした－どうせん　木下道仙

－大正十五年（一九二六）

輪島市光現寺二十三世、石川県鳳至郡蔵福院二十世、珠洲市金峰寺三十五世、金沢市浄住寺四十三世、木更津市真如寺四十三世。号は竹裔。能州に生まれる。木下道海に参随し、曹洞宗両本山布教師、千葉県第五宗務所長、石川県専門支校学監を務める。大正十五年三月一日に示寂した。（『當山歴住示寂年譜』「明教新誌」第二一六九号）

きふね－ぜんのう　木船全能

明治三十年（一八九七）－昭和四十二年（一九六七）

大田市慶福寺十九世。号は無学。明治三十年十一月一日に島根県郁智郡三原村に生まれる。早稲田大学哲学科卒業、宗議会議員、庶務部長、世界宗教融合和一運動主幹、ほほえみ会全国本部長を務める。昭和四十二年九月二十九日に示寂した。（『洞門龍象要覧』）

きふね－りょうしゅう　木船良秀

明治十八年（一八八五）－昭和三十七年（一九六二）

岐阜県不破郡妙応寺四十五世、金沢市広昌寺、大阪市興福寺、米原市西福寺二十九世。号は天海。明治十八年九月十一日に金沢市石坂町の木船互の長男に生まれる。幼少は雄豊と称した。受業師は朝耕田、本師は北山絶三。明治三十二年（一八九九）よ

り三十六年まで大乗寺に安居、三十七年より四十年まで妙応寺と名古屋市安斎院に安居した。昭和九年（一九三四）には管内布教師、十二年から妙応寺僧堂准師家、十二年に教区長となる。昭和三十七年十二月二十一日に七十八歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』『洞門龍象要覧』『今須美濃国妙応寺史』）

きまた－たいこう　木全大孝

明治二十八年（一八九五）－昭和三十六年（一九六一）

浜松市大厳寺七世、浜松市太月寺八世、浜松市瑞生寺六世。号は絶学。明治二十八年三月二十九日に愛知県稲沢市下津の木全家に生まれる。受業師、本師は谷沢孝道。名古屋市の円通寺に安居し、陸鉞巌に参随。大正八年（一九一九）に日本大学宗教科専修を修了、宗議会議員、東海布教管理統管、静岡県仏教会会長、十三年には大厳寺住職、昭和三年（一九二八）には浜松市仏教養老院理事、六年には財団法人遠州仏教積善会理事、九年には浜松市社会教育委員、十一年には静岡県方面委員、十三年に静岡県保護観察所保護司、翌年には司法保護委員、十七年には浜松市議会議員、翌年には浜松仏教養老院長になる。二十一年に浜松区成人保護司会長、浜松教養護院長、浜松市民生委員推薦委員長、財団法人遠州仏教積善会長に就任した。同年十二月には浜松市に養護老人ホーム「光音寮」を設立、二十二年浜松市議会議長、同市の社会事業共同募金会委員長を務めた。二十五年、西遠地方青少年問題対策協議会委員長、翌年には静岡県社会福祉協議会顧問、浜松市社会福祉協議会副会長、二十七年六月には浜松に更生施設「慈照園」を設立した。三十年、浜松市社会福祉協議会長に就任、三十六年十二月二十六日に六十六歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』『静岡人物誌』『社会福祉の先覚者シリーズ』№7）

きみこうべ－けいしゅう　喜美候部継宗

大正四年（一九一五）－平成十二年（二〇〇〇）

東京都青松寺四十五世、高崎市龍広寺二十七世、高崎市長年寺四十三世。号は覚堂。大正四年六月二十五日に高崎市若松町に生まれる。受業師、本師は喜美候部省吾。昭和十四年（一九三九）に慶応義塾大学法学部法律学科を卒業、十一年に龍広寺に首先住職する。二十一年に青松寺僧堂に安居、二十六年には長年寺に転住、四十六年に青松寺の住職に就任した。五十九年には永平寺顧問、六十一年には永平寺東京別院監院、平成元年（一九八九）には永平寺別院長谷寺僧堂准師家に就任、三年に曹洞宗師家に任ぜられる。八年九月には永平寺副貫首に就任し、長谷寺専門僧堂堂長にも就いた。その他、駒澤大学評議員、東京同真会長、関東同真会長、宗務庁経歴調査会特別審査会委員、駒澤大学寄付行為改定検討委員会委員、青松幼稚園長、駒澤大学野球部後援会長なども務めた。平成十二年六月二十一日に八十五歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』「傘松」第六八二号）

きみこうべ－しょうじ　喜美候部正志

昭和七年（一九三二）－平成十一年（一

九九九）

高崎市長年寺四十四世、高崎市龍門寺二十七世。号は覚天。昭和七年十一月二十五日に群馬県高崎市箕郷町東明屋の喜美候部謙正の長男として生まれる。受業師、本師は喜美候部省吾。昭和二十六年（一九五一）三月に群馬県立高崎高等学校を卒業後、四月より三十年三月まで青松寺専門僧堂に安居しながら三十年三月に駒澤大学仏教学部仏教学科を卒業。三十年四月より四十六年四月まで群馬県公立小中学校の教員に就任、三十年九月一日に龍門寺住職、四十八年三月十二日には長年寺住職、四月には榛名愛育幼稚園園長に就任した。五十四年四月より平成二年三月まで群馬県私立幼稚園協会理事に就いており、五十六年三月には榛名愛育幼稚園新園舎落成並びに学校法人長年寺学園を設立して理事長に就任する。平成元年（一九八九）五月二十二日には曹洞宗宗議会議員に当選する。また、新境内墓地「陽光苑」を落成するなどして十一年七月二十六日に六十八歳で示寂した。（『面山和尚法孫系譜』「傘松」第六七二号、「本葬儀栞」）

きみこうべ－せいご　喜美候部省吾

明治二十九年（一八九六）－昭和三十七年（一九六二）

東京都青松寺四十三世、高崎市龍広寺二十五世、高崎市長年寺四十二世。号は銕肝。明治二十九年二月三日に群馬県高崎市若松町の喜美候部家に生まれる。受業師、本師は佐藤銕額、北野元峰に随身する。大正三年（一九一四）に群馬県高崎中学を卒業、第一中学林補習科卒業。大正十一年には慶応義塾大学文学部を卒業。昭和二年（一九二七）に群馬県長年寺に首先住職して以来、龍広寺を兼務、二十三年には青松寺に住職し、長年寺、龍広寺を兼務した。十六年八月には群馬県宗務所長、二十一年四月には宗議会議員となり、青松寺専門僧堂の堂長、準師家も務めた。三十七年六月二十七日に六十七歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』「傘松」第二八〇号）

きむら－しかい　木村資契

明治四十二年（一九〇九）－昭和六十二年（一九八七）

山梨県東山梨郡高雲寺、山口市臨川寺、萩市海潮寺四十世。号は高雲。明治四十二年一月二日に熊本県天草郡に生まれる。受業師は渡辺規契、本師は木村隆法。昭和九年（一九三四）に駒澤大学仏教科を卒業し永平寺、總持寺に安居。同年に島根県永明寺認可禅林講師を拝命し、山梨県山梨郡高雲寺に首先住職した。十三年に山口市の臨川寺へ転住、十六年には満州国駐在開教師を拝命、二十七年には萩市の海潮寺へ転住、四十九年には總持寺大遠忌の授戒会で引請師、焼香師を拝命、五十六年より五十八年まで萩市仏教団長を務めた。海潮寺の客殿を改築し、六十二年三月十三日に七十九歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』『海潮寺開山歴住伝譜』）

きむら－しゅうけん　木村秀憲

大正八年（一九一九）－平成七年（一九九五）

大崎市瑞川寺三十三世。大正八年一月二日に宮城県古川市三日町に生まれる。本師は木村智秀。駒澤大学仏教学部仏教学科卒業。永平寺に特別安居し、昭和四十三年（一九六八）には瑞川寺に梅花講を結成した。宮城県曹洞宗宗務所長や永平寺高祖大師報恩授戒会焼香師を務めた。平成七年六月十日に七十七歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』「傘松」第六二二号）

きむら－しょうはん　木村正範

明治三十六年（一九〇三）－昭和五十八年（一九八三）

名古屋市陽秀院十五世、名古屋市善光寺五世、京都府船井郡千峰寺十世。号は義海。明治三十六年十一月二十六日に名古屋市に生まれる。本師は橘宗範。大正十年（一九二一）に曹洞宗第三中学林を卒業している。永平寺名古屋別院監院、教区長、永平寺参与、道交会愛知第一副支部長、名古屋市中区仏教会長、名古屋市仏教会長、愛知県仏教会長などを務め、名古屋の仏教活動に努めた。その他、保護司、中区少年補導委員などにも就いた。昭和五十八年七月二日に世寿八十歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』「傘松」第四七九号）

きむら－せいかん　木村清鑑

明治十三年（一八八〇）－昭和三十四年（一九五九）

北海道久遠郡延命寺六世、北名古屋市霊松寺十三世、北海道奥尻郡乾清寺三世、北海道久遠郡大法寺開山、北海道北斗市七宝寺勧請二世。号は大臨。明治十三年八月十日に愛知県に生まれる。受業師、本師は確天良重。大本山布教師伊藤俊道に参随する。愛知県より単身にて来道し、布教に尽して新寺を建立した。昭和五年（一九三〇）に曹洞宗道会議員となり、十三年には北海道第一曹洞宗務所長に就き、その後、鉱山布教師、教育委員、司法保護連盟会長、瀬棚公安委員長を務めた。昭和十五年七月には泰慧昭禅師を拝請して授戒会を修行し、皇紀二六〇〇年曹洞宗記念賞を受ける。司法大臣、法務総裁より感謝状を受けている。昭和三十四年一月二十一日に八十歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』）

きむら－だいき　木村大亀

明治二年（一八六九）－大正九年（一九二〇）

大崎市瑞川寺三十一世。号は壽山。明治二年八月二十一日に宮城県登米郡桜場の大場隆覚の長男に生まれる。後に祖父の木村隆禅の養子となる。受業師は大場隆覚、本師は木村隆禅。明治二十三年（一八九〇）に仙台沙弥校教授となり、三十五年に宮城県刑務所監獄布教師となり、続いて宮城監獄古川分監教誨師、宮城県出獄人保護会幹事として更生事業に身を尽くす。明治中期の両本山分離問題には松音寺の木村文明とともに非分離に尽した。大正九年五月二十九日に五十二歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『釋南崖祖翁詩偈遺集』）

きむら－たいけん　木村泰賢

明治十四年（一八八一）－昭和五年（一九三〇）

八幡平市東慈寺二十世。明治十四年八月十

一日に岩手県岩手郡田頭村の木村亀治の二男として生まれる。受業師、本師は村山実定。明治三十四年に私立青山学院中学部を卒業、三十六年に曹洞宗大学林を卒業し、四十二年には東京帝国大学文科大学哲学科を卒業した。成績優秀にて恩賜の銀時計を受け、東京帝国大学特選給費生を命ぜられて大学院に入り、インド哲学を学ぶ。東京帝国大学講師、曹洞宗大学講師、東洋大学、慶応義塾大学などからも請される。三十七年二月には日露戦争の勃発により、五月、第八師団に陸軍二等看護卒として充員召集され、満州に出征して第三野戦病院に勤務した。しかし、戦地での不慣れな軍務のため体を壊してチフスにかかり、数十日間も病の床に伏した。大正三年（一九一四）十月、最初の著作として恩師の高楠順次郎と共著『印度哲学宗教史』を刊行した。四年五月には高楠博士校閲のもとに『印度六派哲学』を刊行、五年六月、本書に対して帝国学士院から恩賜賞が授与された。八年七月から満二年間、印度哲学研究のためにイギリスやドイツへ留学し、帰朝してから『原始仏教思想論』と『阿毘達磨論の研究』を著わした。十二年一月には文学博士の学位を得て、三月から帝大教授に任命され印度哲学第一講座を担当した。十三年三月には、仏教思想上で近代的な意義を与えた『解脱への道』を刊行している。昭和五年五月十六日に狭心症で五十歳にて示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』『西根町史』『木村泰賢全集』）

きむら-だいてい　木村大鼎

（－明治四十四年（一九一一）

愛知県知多郡天龍寺法地開祖、愛知県知多郡延命寺十九世、愛知県知多郡正衆寺二十二世。号は克文。本師は達林魯道。明治四十四年三月十三日に示寂した。

きむら-たんりゅう　木村潭龍

明治十八年（一八八五）－大正十二年（一九二三）

山口市正福寺十七世。号は含玉。本師は松村道隆。明治十八年四月二十五日に山口県佐波郡出雲堀の木村家の次男として生まれる。明治四十一年（一九〇八）曹洞宗大学林を卒業。正福寺住職の旁ら、和歌、俳句の会を催し、九條武子や徳川義親、新井石禅らと親交があった。山口県報徳会々長として社会教育にも尽力し、子供の教化活動として少年会などを開催し、青少年教化にも尽力した。大正十二年三月二十日に四十一歳で示寂した。

きむら-ぶんみょう　木村文明

嘉永五年（一八五二）－大正十年（一九二一）

仙台市龍泉院、仙台市松音寺三十五世。号は俊喆、古城。嘉永五年四月に宮城県桃生郡小野郷の木村家の長男に生まれる。受業師、本師は泰栄。明治元年（一八六八）夏、仙台東禅寺の泰運の首座となり、長泉寺の徳隣に師事すること十年、その後、西有穆山に随侍して東京駒込の旃檀林に三年間掛錫した。四年十月、龍泉院に首先住職し、十七年には初会結制を修行した。二十年四月に松音寺に転住し、十年より専門支校の教師となって以来、宗務支局副取締、

取締となる。曹洞宗大学林学監、軍人布教師、両本山布教師、宗議会特選議員、宮城県第一宗務所所長なども務めた。その他、居士会と称して毎月居士などを集め禅書を提唱した。また免囚保護事業である宮城県共済会長も務めている。大正十年九月十六日に示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』）

きむら－ほうざん　木村豊山

明治十二年（一八七九）－昭和三十一年（一九五六）

山梨市実相寺十八世。号は冨門。明治十二年一月六日に山梨県東山梨郡牧丘町馬場の木村哲門の長男に生まれる。本師は木村哲門。明治十九年（一八八六）に日川中学を卒業、三十四年六月一日には北清事変分隊長として北京、上海に転戦、三十五年に甲府地方裁判所の書記を務め、四十一年には満洲鉄道守備隊として従軍した。社会教育委員、青少年教化委員、負債整理委員、方面委員、民生委員、郡仏教会理事などを務めた。昭和三十一年二月二日に示寂している。（『曹洞宗現勢要覧』）

きむら－ゆうさい　木村雄哉

明治三十九年（一九〇六）－昭和六十二年（一九八七）

北九州市吉祥寺十三世。号は秀岳。北九州市若松区本町の甘蔗栄秀の二男に生まれる。受業師、本師は甘蔗栄秀。東京大学法学部を卒業し永平寺、總持寺に安居。福岡県宗務所長、曹洞宗宗会議員を務めた。昭和六十二年十一月三日に八十二歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』）

きむら－ゆうざん　木村雄山

？－昭和二十七年（一九五二）

奥州市鳳凰寺十五世、岩手県胆沢郡永徳寺三十七世。号は太玄。岩手県岩手郡田頭村に生まれた。受業師、本師は小原春琳、報恩寺の哲道に参随した。東京大学英文科を卒業した後、土浦中学校教諭、栴檀中学教頭、台北中学校長を務めた。昭和二十七年十一月二十九日に六十八歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』）

きむら－りゅうほう　木村隆法

明治八年（一八七五）－昭和三十七年（一九六二）

青梅市蜆沢院、愛媛県喜多郡高昌寺、萩市海潮寺三十九世。号は仏海。明治八年に山口県大島郡の長井儀兵衛の三男として生まれる。受業師は木村随法、本師は浅野祖田。明治四十一年（一九〇八）に東京帝国大学文科大学哲学科を卒業、四十四年に東京府西多摩郡の蜆沢院に首先住職し、大正三年（一九一四）に高昌寺へ転住、八年に海潮寺へ転住して昭和二十七年（一九五二）までの三十五年間在住した。大正十五年、總持寺貫首新井石禅の御親化、昭和二年に海潮寺の禅堂を新築し、九年に海潮寺境内の旧保福寺地蔵堂大伽藍を再建した。十二年、十六年に總持寺での焼香師を務め、三十年には大梵鐘鋳造及山門鐘楼の大修理、三十三年には海潮寺開山五百五十回大遠忌を總持寺貫首孤峰智璨が御親化。三十四年には總持寺より海潮寺重興の称号を賜る。三十七年十二月二十六日に世寿八十八歳で示寂した。（『海潮寺開山歴住伝譜』）

きむら－りょうゆう　木村良猷

明治八年（一八七五）－昭和二十一年（一九四六）

一関市大祥寺四十二世、一関市道慶寺二十三世。号は南宗。明治八年、秋田県平鹿郡の斉藤家に生まれる。受業師、本師は祖心玄猷。大乗寺専門僧堂に安居した後、曹洞宗岩手県宗務所第七教区長などを歴任した。昭和二十一年三月十七（二十一）日に七十三歳で示寂した。

きよし－そうがく　清　相覚

－大正八年（一九一九）

佐賀市慈音院、佐賀市龍泰寺三十一世、京都市洞谷寺十九世。号は圓桂、本然。本師は圓岩相隣。明治九年（一八七六）頃、慈音院の堂塔が破壊していたので復興し、その後龍泰寺に転住した。大正八年二月二十五日に永平寺で示寂した。（「明教新誌」第三七七号『講田法系攷』『天桂禅師霊楠陽松庵史』）

きよなり－ちのう　清成智納

明治二十七年（一八九四）－昭和四十二年（一九六七）

下関市海晏寺二十二世。号は天外。明治二十七年五月一日に下関市伊崎町に生まれる。曹洞宗大学卒業、国学院大学高等師範部卒業。宗務所長、宗会議員、永平寺副監院、成人保護司会長、民生委員会々長、市公安委員長などを務めた。昭和四十二年五月二十二日に七十四歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』）

きよはら－けいどう　清原圭堂

－明治十年（一八七七）

出雲市南泉寺十二世。号は素珀。出雲市今市町の佐々木久兵衛の長男に生まれる。明治十四年には本堂の屋根替を行った。四十年三月五日に六十八歳で示寂した。（「南泉寺過去帳」）

きよはら－こがく　清原巨学

－明治二十一年（一八八八）

福島県西白河郡澄江寺二十四世。号は潭海。現在の白河市に生まれる。寺子屋と弓の指導を行い、墓石の台座には教え子らが記されている。明治四十一年二月二十二日に示寂した。

きよはら－しょうどう　清原正道

明治二年（一八六九）－大正十二年（一九二三）

松坂市神楽寺十一世。明治二年五月六日に宇治山田の濱邊藤平の四男に生まれる。受業師は前原朴全、本師は清原大英。明治十五年（一八八二）に昌慶寺に入衆し、二十年、松坂の養泉寺で立職した。十九年には専門支校に入り、二十三年に卒業した。その後、浄眼寺の袖岡素雄、養泉寺の水野良英、可睡斎の西有穆山らに参随する。二十五年四月に總持寺に瑞世し、二十六年四月には神楽寺に住職する。曹洞宗務支局の庶務会計、取締所長などを歴任し、管内布教師として布教に尽力する。自坊に禅話会を開き、禅を提唱して大いに教界に光彩を添えた。山門を修繕したり庫裡を再建して法器や仏具を新調した。大正十二年十一月二

十三日に示寂している。（『曹洞宗名鑑』）

きりはた－とくしゅん　桐畑徳峻

嘉永五年（一八五二）－昭和六年（一九三一）

長浜市正福庵十一世、長浜市吉祥院十五世、鹿児島市大中寺開山、長浜市洞寿院四十五世。号は不休。嘉永五年五月二十一日に滋賀県伊香郡余呉町川並の桐畑善四郎の三男に生まれる。幼名を宇仲治といった。受業師、本師は是洞俊童。栴崖奕堂、森田悟由に参随した。明治八年（一八七五）内務省教導職、九年滋賀県師範学校を卒業し、永平寺に安居する。三十三年に滋賀県教導職の取締役になり、三十七年に洞寿院を退董し、鹿児島で教団開拓に挺身した。洞寿院時代には杉の植林を始めた。鹿児島市の大中寺時代には孤児を育て、二葉幼稚園を設立して寺院敷地を拡張していった。永平寺特派布教師、大遠忌委員長、宗議会議員、菩提会地方総務などを務めた。昭和六年五月十七日に七十九歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『近江を築いた人びと上』『伊香郡誌』）

きりやま－だいあん　桐山大安

－明治三十五年（一九〇二）

豊田市常楽寺二十七世、岡崎市法林寺五世、愛知県北設楽郡金龍寺二十二世。号は道悟。本師は梅童大枝。明治三十五年旧七月十三日に六十一歳で示寂した。

きんとう－とんりょう　金藤頓良

慶応三年（一八六七）－昭和十八年（一九四三）

米沢市常慶院、村上市善沢寺。号は静山。慶応三年に新潟県新発田城一の丸内の金藤弥平の四男として生まれる。受業師、本師は無端絶学。永平寺に安居した後、書道などの講師や宗議会議員も務めており、昭和十八年十一月十七日に七十七歳で示寂した。

資料

「新愛知」における仏骨奉迎の記事について

川口高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書をみると失敗であったとか事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

現在、私は当時の仏教界における各宗の事情や意見をながめるため、各宗の機関誌から関連記事をとり出して考察している。

本稿では、地元の名古屋ではどのようにみていたかを地元新聞の「新愛知」からながめてみよう。

「新愛知」は現在の中日新聞の前身で、明治十九年三月に自由民権運動を続けてきた大島宇吉が、同志とともに題号なしの「無題号新聞」を報文社より発行したのが始まりである。官憲の干渉、圧迫が厳しく発行停止処分にあい、翌年七月には廃刊となった。続いて「愛知絵入新聞」を「無題号新聞」と改称し、同二十年八月一日に第一号を発刊した。

しかし、翌年四月二十三日の第二一六号で廃刊されたため、「愛知絵入新聞」を陣容一新の上発刊した。これもまた筆禍を浴びて発行停止となり廃刊され、二十一年七月五日に初めて新愛知社より「新愛知」が発行された。これもいく度かの停止処分にあったが、二十二年七月に本社を本町二丁目に移し印刷機械や活字などの工場設備を完備して発行した。

当時の諸新聞が政治思想の向上だけを至上主義としたのに対し、「新愛知」は社会大衆の実益に立脚した産業、教育の指導的地位に立つことも主張した。官憲からは何回も発行停止の処分を受け、代用紙の「名古屋」や「真愛知」を発行して言論で抵抗した。(1)

このような「新愛知」には、明治三十三年四月十日発行の「妙心寺の各宗委員会」の記事で、仏骨奉迎について大谷派本願寺に一任したことを述べている。それ以来、三十七年十二月七日発行の日暹寺における成道会法要の記事までをとりあげた。

翻刻にあたり、仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字

に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。また、明らかな誤植は訂正した。

注

（1）「新愛知」については『名古屋市史』学芸編（大正五年十二月　名古屋市役所）『名古屋印刷史』（昭和十五年十二月　名古屋印刷同業組合）一〇四頁以下、『愛知百科事典』（昭和五十一年十月　中日新聞本社）一七〇、四一四、五〇四頁、『中日新聞創業百年史』（昭和六十二年八月　中日新聞社）五頁以下、『新修名古屋市史』第五巻（平成十二年三月　名古屋市）八四九頁以下などによった。

妙心寺の各宗委員会〔明治33年4月10日〕

再昨七日、京都花園妙心寺龍泉庵に於て開きたる各宗委員会に出席したるは、大谷派和田円什、仏光寺派有馬憲文、天台宗薗光轍、西山派青井俊法、臨済宗前田誠節の五氏にて、真言宗土宜法龍氏は欠席せり。会合席は同庵書院にて秘密に議したるを以て詳細は知るに由なきも、要するに次期議会に提出すべき宗教法案に就ての準備に外ならず。其他第二妙心寺会議に議決したる京都に各宗派集議所設置の件、帝国仏教会組織に就て会則編成の件は、来る五月二十五日各宗派管長会議の開設を待て決議する事とし、会場は建仁寺の方丈なるべし。次に仏骨奉迎の事は大谷派本願寺に一任したるが、多分南条博士に托する事となるべし。尚此の件に就ては、大谷派に於て協議し再び各宗派委員へ通牒決定する事に定めて散会せり。

仏骨受取委員〔明治33年4月11日〕

前号記載の如く、各宗委員は去る八日妙心寺に会し、来月建仁寺に於て開会する各宗派管長会準備の相談会を開きし際、暹羅国皇帝陛下より分与の釈尊遺骨受取の事は、大谷派に一任するに決し、其旨同派に通じたるに、同派にては直ちに承諾の上、連枝宝香院大谷勝達師（越中城ヶ端別院住職）を選定し、南条博士外二名随行と定めたるが、右連枝の一行は来る十七八日頃出発の筈なり。

仏骨歓迎に関する各宗の協議〔明治33年4月15日〕

各宗委員会は、既報の如く去る七日洛北妙心寺龍泉庵に於て第一回を開きしも、翌八日より妙心寺に於ては授戒会、大谷派本願寺に於ては大法要の執行あり。旁々開会する運びに至らざりしも、暹羅皇帝より仏骨遺灰及び遺品等分与の件に付き至急協議を要するを以て、一昨日午前十時より龍泉庵に於て第二回委員会を開けり。出席者は二十余名にして、當日の議案は歓迎委員派遣の件、同経費の件、暹羅国皇帝陛下へ献上品の件等なりしが、本件に付ては本派本願寺へも特に照会したれば、同本山より神根善雄師出席し、斯くて午前十一時三十分より午後に渉りて協議会を開き、午後二時四十分より更に本会議を開き、本派委員神根師は本件は近日開くべき各宗派管長会議に提出し慎重に討議せんと述べしも、既に期日切迫せることなれば、管長会議を待ち難しとの事にて結局調査委員三名を選び付托することゝし、尚ほ本件に付き日蓮、曹洞、浄土の三宗より照会の次第もあれば、委員を東上せしめ右三宗に交渉し、暹羅国皇帝陛下の思召の如く我が仏教各宗派一致して奉迎せんとの事に決し調査委員三名を選挙せしに、本派本願寺委員神根善雄、大谷派本願寺委員土屋観山、臨済宗建仁寺委員瑞岳惟陶の三師當選し、次に日蓮、浄土、曹洞三宗への交渉委員一名を選挙せしに、仏光寺派委員有馬憲文師當選せり。依つて右調査委員の報告を待ちて、来る十八日午前十時より更に本会を開くことゝし、四時過ぎ散会せり。尚ほ仏骨歓迎委員は此程の紙上に、大谷派連枝宝香院大谷勝道師を推薦すべしとのことを記

せしが、聞く処ろに依れば委員会にては、同派新門主大谷光演師を推選せんとの意向なりと。

妙心寺会議〔明治33年4月20日〕

一昨日午後、洛西妙心寺龍泉庵に於て夫の仏骨迎斎の為め各宗会議を開きたり。前田誠節師を議長に、名和淵海師を副議長に選挙し、夫れより前田師議長席に着き、今回の会議に関して去る十五日委員会にて定め各自に配布せる原案に就て熟議ありたき旨を注意し、尚ほ日蓮、曹洞、浄土の三宗に交渉の為め曩に上京したる仏光寺有馬憲文師が、三宗委員同伴にて一昨日午後五時頃着京せる筈なれば、之を待つて十九日午前八時より開議する旨を宣告し、次に橋本峨山師の伝語に由り稲垣公使より別に本議に関し三浦、鳥尾両子へ依頼し越せる旨あれば、両子にも協賛を求めて可ならんとの由を述べ、更に匿名の文書仏骨奉迎は結構なるも、之を迎へたる後の処置は如何すべき予じめ定め置くの要ありとの主旨を朗読して会衆に注意し之れにて閉会せり。

仏骨奉迎協議会〔明治33年4月21日〕

各宗派仏骨奉迎協議会は、前日に引続き一昨十九日も午前十時二十分洛西妙心寺龍泉庵に開議したるが、出席者は各宗委員廿九名にして、當日は東京より曹洞、浄土、日蓮三宗よりの出席あり七名出席を増したり。かくて議長（前田）は前日に引続き本日より本議に移るべきを宣言し、先づ仏骨奉迎の議を提出し、満場賛同を表し奉迎を可決したるが、真言宗の小林栄運氏は独り異議を唱へ、此仏骨といふも或は偽物にて牛の骨か馬の骨なるやも計られず、従つて調査を要すべしと考ふるにつき、奉迎使差遣に先ちて数名の先発者を派遣し調査を為さしめんとするの緊急動議を提出したるが、是に対し仏光寺派の有馬憲文氏は、本件は苟そめにも我邦を代表し暹羅国に駐劄せる全権公使に於て充分の調査ありし事なれば、牛骨や馬骨の気遣はなく調査の必要なしと駁し、両説とも賛成者あり一時は議論噉々として議場も静かならざりしが、時當に正午にて議長は休憩を命じたるが、其の間に仲裁する者ありて、小林氏は調査説を撤回することとなり、午後一時開会せしが、奉迎使に於て正副を区別するは各宗派の感情を害すべきにつき、原案にある正使一名副使二名とあるを止めて委員とし、各宗派より五名を出ださんと云ひ、員数に付てまた〳〵種々の議論出でゝ、協議会又は休憩再度あり午後四時開議したるに、曹洞宗弘津説三氏の説として真言、浄土、曹洞、日蓮、臨済、本願寺派、大谷派の七宗より各一名の奉迎委員を選出し、而して七委員にて正副使についての協議を托することにせんとの説に対し、議長は採決せしに多数にて之に決し、昨廿日午前九時より引続き開議することを宣告し、散会せしは午後四時四十分なりし。

仏骨奉迎協議会〔明治33年4月22日〕

過日来妙心寺龍泉庵に於て開ける仏骨奉迎各宗協議会は、一昨日も前日に引続き開会せしが、午前は秘密の協議のみにて午後一時

四十分本会議を開き、奉迎議案につき逐条審議をなし、其間二回秘密協議会をなし、二時二十分より再び開議して同協議案の二次会を了り、夫より特別協議案として仏骨塔廟建築及び地所買入の件並びに帝国仏教会設立の件を議して休憩し、更に四時三十分開会し仏骨奉迎協議案の三次会を開き、左記の如く議定し、次に皇太子殿下御慶事奉祝献上品協議案を左の如く議決し、其の委員には議長より稲葉元厚（妙心寺派）小林栄運（真言宗）土屋観山（大谷派）名和淵海（本願寺派）河野良心の五師を指名し、尚ほ仏骨奉迎事務所を大仏妙法院に設け追て常務員の確定するまで前記五名の委員に事務を依托することとし、午後五時一同議事録に調印し是れにて今回の会議を終了せり。

釈尊御遺形奉迎協議案（可決）

第一項　帝国仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し、暹羅国へ派遣せしむる事。但し宗派は真言、臨済、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を□む。○第二項　奉迎使は互選を以て正使一員を置くことを得。○第三項　各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛、管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事。○第四項　各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。但物品の価格は合て金一千円を程度とし物品の選択は奉迎使の協定に一任すべし。○第五項　各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し、奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名住所等は本日より五日以内に通知せられたし。○第六項　釈尊御遺形仮奉安所及奉迎事務所を設置する事。但京都市下京区妙法院前町妙法院とす。○第七項　奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事。前項の費用は一時借入金を以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし。奉迎使派遣の費用を定むること左の如し。

一金一万円　奉迎使派遣費
　内　金千円　奉呈物品購入費
　　金七千円　奉迎使往復費
　　金二千円　奉迎使予備費

以上、費用は奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し一時立替べし。

第九項　御遺形仏事式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協定すべき事。

一上陸会　長崎に於て之を行ふ
一奉迎会　京都に於て之を行ふ
一仮安置会　同上
一拝迎会　沿道各所に於て之を行ふ
一拝瞻会　仮安置の後期日を定め之を行ふ

第十項　奉迎委員は御遺形奉安に付左記各項の事業計画を為し、宗派会議に提出し決定すべき事。

一塗□建設の件
一同上建設地決定の件
一右費に関する件

第十一項　奉迎使に推薦したる各宗派に対しては當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事。

特別協議案（可決）

一皇太子殿下御慶事に付各宗派奉祝献品を為し、管長連署総代を以て祝詞を呈し、之れが献納を為す事。但し議長指名を以て各宗派より委員五名を選定し献納物品の選択及之れに関する諸般の事項を委托する事。

特別協議案（可決）

一釈尊御遺形を奉迎し及び之れを奉安し、日本仏教者に於て永遠維持し奉らんが為め帝国仏教会を設立し、同会組織方法等は之れを各宗派管長会に提出し議決を求むべし。

仏骨奉迎につき〔明治33年4月24日〕

既報の如く、仏骨奉迎事務所を大仏妙法院に設置する事となりしを以て、再昨二十一日更らに天台宗薗光轍、臨済宗前田誠節の両委員妙法院に至り、門跡村田寂順師に面会し、奉迎事務所借用の件を協議し、同門跡も承諾して及ぶだけ尽力せん事を約したれは、一昨日午前十一時より、奉迎事務委員大谷派土屋観山、本願寺派名和淵海、真言宗小林栄運、臨済宗稲葉元厚、時宗河野良心の五師妙法院に到り、室内等を検分し午後一時退散したる由にて、昨廿三日午後三時より更らに委員会を開きしと。▲仏骨奉迎使派遣に付、各宗派より暹羅国皇帝陛下及び同国外務大臣並びに稲垣公使へ各管長連署の書面を呈する筈にて、前田誠節師目下起草中なりと。▲暹羅国宮中其他前年渡来ありたる親王及び各大臣への贈呈品は、何れも日本美術品の内より選択する意見にて、比叡山延暦寺、真言宗総本山教王護国寺、両本願寺、曹洞宗越山能山両本山、浄土宗総本山知恩院、其他有名なる各本山の写真をも合せて贈るよし。▲奉迎使は再昨廿一日より明廿五日まで五日間以内に、両本願寺、真言、浄土、臨済、日蓮、曹洞の七派より各一名づゝを選定し、奉迎事務所に届出づべき筈にて、予て記せし如く各宗派より大谷派法主大谷光瑩伯正使として出発せられんことを驥望するも、法主は事務法務多事を以て辞したるにつき、更らに同新門主大谷光演師に嘱したるに、快よく承諾あり。同門主は旅行準備の為、一昨廿二日午前零時廿七分七条発列車にて、東京浅草別院に帰任することとなり。随行は南条文学博士以下三名なるよし。▲仏骨仮奉安所は大仏妙法院となりたるが、多分一昨年新築したる（宸殿仮般舟院）を以て之を充るなるべしといふ。

仏骨奉迎準備彙報〔明治33年4月26日〕

仏骨奉迎準備に関し尚ほ聞く所に依れば、大仏妙法院内に設けたる奉迎事務所は五名の事務委員日々詰切るの必要なければ、當分一名づゝ午前中に出頭することに定め、必要の際総員集合する筈なりと。▲十二宗三十六派に於て宗派毎に奉迎委員一名を置く筈にて、此委員は去る廿一日より昨廿五日までの間に夫々其管長に於て選定し、奉迎事務所へ届出づることとせしが、一昨日までに届出しは五名のみなりし由。▲各宗派より一名づつ選任する奉迎

委員（総て四十二名）の定まるを待ち、妙法院に委員会を開き奉迎に関する諸事を議定する由。▲奉迎使選定は七宗派に於て一名宛選定する筈にて、臨済各派の如きは建仁、南禅、天龍、東福、相国の五山の意向は妙心寺の前田誠節師を推さんとし、大徳寺は妙心寺に選挙を一任したるよし。真言宗は久しく印度にありし釈光然師を推すべく、曹洞宗は弘津説三氏、日蓮宗は田村豊亮師なるべく、本派本願寺は弥よ藤島了穏師に決したる由。▲又選定に困難なるは浄土宗なるべく、之れは総本山（知恩院）派と東京宗務局派とあり、交渉随分六ツかしかるべしと。但し奉迎使選定期日は別に定めあらざる由。▲奉迎委員会の第一に行ふは、十名の奉迎事務員を四十二名中より互選するにあり。此の事務員は定まれると同時に、目下の仮事務員五名の交代する筈なりと。此互選は遅くも来る三十日までに行ふ筈なり。

仏骨奉迎委員会〔明治33年4月29日〕

大仏妙法院に仏骨奉迎事務所を設け去る廿一日より再昨廿五日まで五日間に、各宗派より一人づゝ即ち四十二名の仏骨奉迎委員を選定し、奉迎事務所に届出づべき筈なるが、再昨廿六日までに同事務所へ届書の到達せしは、臨済宗建仁寺派、東福寺派、真宗高田派、仏光寺派、時宗浄土宗西山派、天台宗等にて、其他は今廿九日までには纏まる見込に付、来る三十日臨時委員会を開く由。

妙法院の委員会〔明治33年5月2日〕

京都妙法院内に仮設したる仏骨奉迎事務所にては、去る三十日午後一時より大谷派土屋観山、本派名和淵海、真言宗林栄運、時宗河野良心、臨済派稲葉元厚の各氏集会し、仏骨奉迎事務員の事及び暹羅王への献上品の事等を議したる由。一昨日まで届出でたる各宗奉迎委員は、大谷派土屋観山、永源寺派伊藤宗富、建仁寺派後藤文震、融通念仏宗黒田覚州、興正寺派三原俊栄、時宗河野良心、東福寺派平住幽谷、西山派青井俊法、天台宗薗光轍、寺門派河村暹尊、東大寺派平岡宥海、妙心寺派後藤禅提、曹洞宗有沢香庵の数氏にして、更に一昨日まで届け出たる分にして未だ開緘せざるは、法相、臨済、鎌倉建長寺、日蓮宗派、相国寺派、黄檗派等なりと云ふ。

仏教各派と日蓮宗〔明治33年5月4日〕

東宮御慶事奉祝の献品及び仏骨奉迎に付て、仏教各宗派は悉く一致し、日蓮宗にても賛同を表し居るも、独り顕本法華宗の妙満寺、本隆寺、本門法華宗の勝劣派は、固く彼の四個格言を執りて、各宗と一致の行動を為す能はずとて協同せざる由。

可睡斎主の仏骨奉迎〔明治33年5月4日〕

遠州可睡斎の日置黙仙老師は、今回管長代理として仏骨奉迎の為め暹羅国へ航行に付、来る六日名古屋支部に一泊、翌七日笹島駅発車にて神戸港へ赴き、各宗奉迎者と共に讃岐丸に乗組み、九日

正午ごろ出帆の筈なり。

仏骨奉迎各宗委員会〔明治33年5月9日〕

予記の如く一昨日午前十一時より、洛東妙法院内の仮事務所に於て開会す。会するもの大谷派土屋観山、本派名和淵海、曹洞宗前田誠節の各氏外二十四氏。先づ過日御慶事奉祝として献納品に付ての報告あり、続いて奉迎に関する常任委員を選挙せしに當選者左の如し。

大谷派土屋観山、妙心寺派後藤禅提、曹洞宗有沢香庵、興正寺派原俊栄、時宗河野良心、西山派青井俊法、天台宗薗光轍、真言宗小林栄運、本派名和淵海、日蓮宗（欠席に付未定）の十名。

尚、浄土宗鎮西派より仏骨奉迎に付て、各宗派との提携を断つ旨通知あり。委員一名を東上交渉せしむる事となりたるが、要するに大谷派新法主正使に付ての不平なりと云ふ。

仏骨奉迎使の発途場〔明治33年5月17日〕

釈尊遺骨奉迎使大谷光演師を始め前田誠節、藤島了穏、日置黙仙の四氏は、十五名の随行員と共に愈よ来る二十二日午後一時二十四分七条発汽車にて出発し、同三時五十分三宮に着、諏訪山常盤に一泊し、翌二十三日午前十時税関波止場より小蒸気船にて博多丸に乗込み、正午同港を解纜することに決定せり。右に付き各宗委員其他重なる檀信徒数百名は神戸まで見送り、又七条三宮両駅発着の節は、煙火を打揚ぐる由。

奉迎使出発期日〔明治33年5月20日〕

仏骨奉迎使は、真宗大谷派新門主大谷光演師を正使とし、本派本願寺藤島了穏、臨済宗前田誠節、曹洞宗日置黙仙の三師副使として、愈々来る廿二日午後一時廿分七条発列車にて一行神戸に到り。常盤ホテルに一泊、廿三日同港出帆の博多丸に搭じ出発することゝなりたり。奉迎使帰朝の期限は二ヶ月の予定にて、仏骨を仮安置する場所は妙法院宸殿なりといふ。

各宗派管長会〔明治33年5月20日〕

客年六月建仁寺に於て各宗派管長会を開きし後は、単に宗派委員会にて宗教法案等のことを処理し居りしが、本年定期会として来る六月二日より妙心寺中龍泉庵に管長会を開くこととなり。会期は二週間にて、宗教制度設定に関する件、仏骨奉迎に関する件、其他を議するよし。

奉迎使送別宴〔明治33年5月22日〕

仏骨奉迎正使大谷派本願寺新門主大谷光演師は、再昨十九日午後二時より奉迎事務総理村田寂順師を始め、前田誠節、藤島了穏、日置黙仙の三副使及び奉迎事務員諸氏を枳穀邸に招待し留別の宴を開き、光瑩法主の挨拶あり。席上村田寂順師は左の詩三首を贈りしと。

送奉迎釈尊遺形各宗諸師渡暹　南台　寂順

奉迎万里渡南洋。霊物東来是吉祥。預祝諸師回錫処。扶桑仏日更生光。

鉄輪截海乱濤開。万里処迎交壮哉。大聖似追東漸約。更分霊骨渡洋来。

暹王頒贈仏遺形。欣喜奉迎双樹霊。大白牛車容彼土。報恩頒布一乗経。

又、光瑩法主より光演新法主に左の詩を与られたり。

西邦皇帝勅宣伝。使事任難爾勉旃。奇瑞時生皆善巧。霊趾今現亦方便。慈恩更治暹羅国。光益重加日域天。休遵海洋航路険。龍神恭護仏陀船。

愚　邱

仏骨奉迎使の出発〔明治33年5月23日〕

仏骨奉迎使の一行は、弥よ昨廿二日午後一時廿四分京都七条発列車にて神戸に出発したるが、七条停車場まで見送り同停車場に於ては五十発の煙火を打揚げたり、神戸旅館は中常盤にして、本日博多丸に乗込、門司に到り。同所に二日、上海に二日、シンガポールに二日間滞在し、同地より便船に乗替へ暹羅国に到る筈。帰朝は七月下旬か遅くも八月上旬にて、暹羅国滞在は一週間か長くも十日間を過ぎざる予定にて、仏骨の神戸に着する砌りは、各宗管長神戸まで奉迎のよし。又、奉迎使の携帯して暹羅国皇帝其他へ献贈する品物は左の如し。

一金地芝山入花生　一　対

白斜子袋入茶色紐にて結び相僅に納め之を復柾樅の函に入る。

一平目蒔絵巻煙草函　一　個

白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め之を復柾樅の函に入る。

一真美大観　甲乙　冊

紙本絹表紙上等桐文庫に納め之を又柾樅の函に入る。

又、同国大臣僧正稲葉公使への贈品は左の如し。

一七宝□模様花生　一　対

一同古代模様花生　一　対

一古銅象眼花立　一　対

一古□□二十五条袈裟　一　肩

右袈裟色は縮緬紅白昼夜仕立函は島桐外箱付

一真美大観並製　五部甲乙　冊

仏骨奉迎使出発の詳報〔明治33年5月24日〕

各宗派の仏骨奉迎使一行は、愈々一昨日午後一時廿四分京都七条発の列車にて出発したる由は前号に報ぜしが、其詳報を記さんに、正使なる大谷派本願寺に於ては役員一同午前八時より事務所に集まり、一同旅装等の用意を為し白書院に於て役員一同に光演師対面あり、正午に近き頃各宗本山の見送人及び各宗学校生徒追々に停車場に集まり、十二時二十分奉迎使前田誠節師、花園より京鉄列車にて来り七条停車場前橋本屋に入れり。本派本願寺奉

迎使藤島了穏師は、木辺派の門跡木辺慈孝師、小田尊順、服部執行等と馬車にて来着。次いで大谷派新法主は、随行長南条文雄師其他を随へ着し、何れも楼上にて休憩。村田妙法院門跡、本派連枝大谷尊重、大谷派総務大谷勝縁、相国寺管長中原東涯の各師、其他管長代理執事以下役員講中門信徒、無慮一万人余の見送人あり。同停車場は非常の混雑を極めたり。奉迎使の一行は、午後一時二十四分七条駅組立の列車にて出発せり。各宗総代の本船までの見送人は、奉迎事務所常任委員土屋観山、後藤禅提、石川舜台の諸氏にして、何れも門司港迄見送れり。尚ほ奉迎使より暹羅国王其他への献上の物品は前号に報ぜしが、右は各宗派全体より献上するものにして、別に正使たる大谷光演師より同国皇帝へ左の諸品を献納せらるゝ由。

一刺繍結四曲屏風（宇治平等院春景園）　一双
一絹織壁掛（蓬の園）　一枚
一刺繍扇額（林中群雅園）　一面
一刺繍結扇額（山桜の園）　一面
一婦人用織物洋服地　一巻

西川代議士〔明治33年5月24日〕

西川代議士は、東海道鉄道の視察を兼ね、仏骨奉迎使大谷光演師の一行及び前田珍男子氏見送の為め、一昨廿二日神戸に赴けり。

仏骨奉迎使一行神戸出発〔明治33年5月25日〕

奉迎使の一行は、再昨日午後夫の神戸に達するや信徒並びに遠来の僧俗等は神戸停車場付近に押寄せ、各団体並びに講中の旗を押立て歓迎し、正使等は県庁の馬車にて諏訪山中常盤に、其他の一行は各旅館に分宿し、尚ほ京都其他よりの見送僧侶及び有志者は数百名に及べり。此夜諏訪山温泉場の外門あたり迄紅灯を山字形に吊し、庭前にて音楽隊の奏楽あり。斯くて正使□一昨朝九時三十分、中常盤出立の先触にて十□□□の馬車にて旅館を出て、三台の貸馬車には副使其他同乗し、水上警察署前にて馬車を駐め、有吉参事官等は一行の水上小蒸気船に同乗し、本船迄見送りたりき。此日海岸へ群集せし老幼は数知れず。有志の見送り船は小蒸気数隻を充て、尚ほ同船には国旗を飾り音楽隊をも乗せ、僧侶及び信徒等盛んに歓送し、海岸にては絶えず煙火を打揚げて盛んに見送りたりと。

妙心寺会議〔明治33年6月6日〕

各宗派管長会議は、弥いよ昨五日午前十時より洛北妙心寺内龍泉庵に開会したる筈なるが、其議案は第一帝国仏教会組織に関する件、第二仏骨奉迎準備に関する件、第三仏骨仮奉安所及び拝殿に関する件等にして、会期は三日間の予定なりと。

日本大菩提会創立式〔明治33年6月13日〕

各宗派管長会議に於て議決したる日本大菩提会は、一昨日午前十

一時五十分大仏妙法院宸殿に於て創立式を挙行せり。宸殿尊牌段は白の幔幕を以て覆ひ、幕外中央上段に妙法院第廿七代獅子吼院一品堯恕法親王の御染筆なる釈迦文殊普賢三尊の大幅を掲げ、一同着席するや理事長村田寂順師開会の辞を朗読し、次に真宗誠照寺派管長二条秀源師及び仏光寺派管長代理有馬憲文師の祝辞、仏骨奉迎委員総代田村豊亮師の答辞あり。来賓鳥尾得庵居士は一場の演説を為し、古へより山城、大和両国は仏教各本山の所在地なれども、今日は帝都を東京に移され、時勢自から一変し居れば、仏骨奉安の地は東京を以て適當と考ふる旨を述べ、午後一時式を終り折詰の饗ありて退散せり。

本派と大菩提会〔明治33年6月13日〕

本派本願寺は、各派と協同して仏骨奉迎の為め、既に副使として藤島了穏師を暹羅国に派遣したるも、各宗派管長会議に於て日本菩提会規則を議するに當り、同派委員は第一期の事業たる覚王殿建立に同意を表したるも、第二期の教育及び慈善事業を起すことに反対し、激論の末管長代理以下委員一同袂を聯ねて退場し、爾来同会議に列せず。前項の菩提会創立式にも参列せざりしが、同本山にては愈よ各宗派と提携を絶ち、藤島師の仏骨奉迎副使を罷め、同師は来る九月巴里に開く万国宗教大会より招待せられ居るを以て、暹羅国より直ちに仏国に出張を命ずることに顧問会に於て決議したれば、不日法主の裁可を経て発表する由。

覚王殿建設と本派の寄付〔明治33年6月14日〕

本派本願寺は、大菩提会の第二期事業として、教育及び慈善の起業を為すことに反対し、同会組織に同意せざることに決したれども、仏骨奉安の為め覚王殿を建設することは勿論賛成なりとて、同殿建設費中に金二万円を寄附する事に決定し、顧問利井明朗、注記名和淵海の二師は、大仏妙法院に仏骨奉迎事務総理村田寂順師を訪ふて其旨を陳述したる由。

仏骨奉迎と汽車賃割引〔明治33年7月17日〕

関西、尾西両鉄道は、仏骨奉迎者の便利を計り、来る十八、十九、廿の三日間各駅より京都行往復三割引切符を発売する由にて、通用期限は一週間なり。

仏骨奉迎報告演説〔明治33年10月2日〕

暹羅国王陛下より我国仏教徒へ分与あらせられたる釈尊の遺形奉迎報告演説を、當時奉迎使として渡暹せし前田誠節師等の一行が、来る三、四の両日間當市下茶屋町大谷派別院に於て開会さるゝに付き、其の準備として日本大菩提会本部より理事後藤禅提、三原俊栄の二氏並びに大谷派本願寺より畠山氏等も来名し、去る二十九日県下の各宗派教務取締等と諸事を合議せり。右の結果、同会仮事務所を當市南桑名町大林寺内に置くことゝなれり。尚ほ同一行が各地に於ける報告演説の日割は左の如し。

十月二日　岐阜市▲三日、四日　名古屋市▲五日　大垣町▲六

日、七日　神戸町▲九日、十日　武儀郡中洞▲十一日　上有知町▲十二、十三、十四日　郡上郡八幡

仏骨贈与の議〔明治33年11月1日〕

今春暹羅国皇帝陛下より分与せられし釈迦如来の分骨歓迎の為め、本邦各宗総代として本願寺連枝が従者二十余名を召連れ態々同国に出張したる事に付ては、心ある僧侶社会中には窃かに顰蹙せしものも多かりしやに聞きしが、鎌倉銭覚寺に安置せる仏牙舎利は、建保年間源実朝卿故ありて彼の国より奉迎したる釈迦如来の歯牙にして、其大さ約一寸強にて実に霊現著じるしきものなるに由り、老若男女の帰依浅からず、之れを宝殿国宝の殿宇内（健保年間の造営に係る）に安置し、毎年十月十五日を以て厳かなる仏牙舎利大法会を執行するを常例と為し居る由なるが、今春同国皇帝陛下より好意を以て仏骨を本邦に分与せられしに付ては、今回は本邦僧侶より前記の仏牙舎利を同皇帝陛下に分贈し、以て仏教国の交情をして益々親厚ならしめんとて、目下稲垣公使を始め貴族院議員児玉淳一郎、法学士鈴木正也、早川千吉郎、法学士大津麟平諸氏等同国の宮中に向つて交渉中なりと云。

日本大菩提会〔明治33年11月1日〕

愛知出張所奉迎使前田誠節氏が去月三日来名して報告演説ありし以来、同会理事後藤禅提出張所水野良俊氏等日々事務所に詰切り百般該務に従事し、一方各宗派取締並びに地方委員、地方用係等の諸氏尽力ありしに、爾来続々入会申込ありて最早会員一万人以上に達し非常盛大に行ひ、同会の目的は、全国苟くも仏教徒たる者は一人も余さず入会さす計画なりと、左に右大覚世尊遺形奉安覚王殿建築の事なれば然こそあるべけれ。

日置黙仙師〔明治33年12月19日〕

日置黙仙師は去る十三日を以て来名し、十四日は徳川侯爵邸にて同侯及び同夫人等の為めに暹羅紀行談及び禅理の法話あり。十五、十六両日は信徒の請に応じて親化せられ、十八日は名古屋階行社楼上に於て第三師団将校諸士の為に法話されたり。

仏骨の遷京〔明治34年1月22日〕

日本大菩提会にては弥来る三月中旬を以て、仏事を東京に遷す事に確定し、上野公園博物館前の広地に祠堂を建築し、之れに安置することに決定したり。又其事務所は芝公園内浄土宗々務所に設置すべしと云ふ。

大菩提会委員会〔明治34年2月20日〕

去る十六日午前より妙法院に於て各宗委員会を開き、仏骨拝瞻会準備に付き協議したるよしなるが、猶昨十九日より仝院奥書院に於て各宗管長会議を開きたる上、仝会経費其協賛会設置可否等を協議する筈なり。

大菩提会の委員会〔明治34年2月21日〕

大菩提会にては去十六、七両日委員会を開き、来る四月執行する拝瞻会に係る諸般準備の協議を為したるが、法要、供養、会計、庶務、協賛の五部は、近日より同会本部なる大仏妙法院の大台所を借り受け設置する事とし、又拝瞻会及び各部設置に付、要用の器具購入等の件を決議せし由。

拝瞻会各部事務開始〔明治34年3月2日〕

大菩提会の拝瞻会は、法要、供養、庶務、会計、協賛の五部を置き委員を各宗派より選出したるに付、昨日は午後一時より各部事務開始式を行ひし筈にて、各部委員室を一昨日より妙法院内に設立したり。而して一昨日までに定まりし委員は左の如し。

法要部名和良精（天台）、宮崎旃方（相国寺）、林泰嶺（東福寺）、小栗憲一（大谷派）、今井明朗（日蓮宗）、〇供養部岩瀬霊雲（西山派）、小泉妙徳（真盛派）、田代宗道（大徳寺派）、森善応（法相宗）、小川真光（真言律派）、〇庶務部大西霊純（高田派）、井上義洲（南禅寺派）、〇会計部小栗憲一（大谷派）、河野良心（時宗）、黒田覚妙（融通念仏宗派）、後藤禅提（妙心寺派）、布庵與勝（興正派）、北条周篤（天龍寺派）、有沢香庵（曹洞宗）、〇協賛部真能義淵（木辺派）、物部長寛（仏光寺派）、筒井寛聖（華厳宗）、林梅雪（黄檗宗）、武村誠誓（日蓮宗）、菅居元賢（天台宗）

尚ほ、供養部委員二名、庶務部三名、協賛部三名は未定なるが、会計委員小栗憲一、北条周篤両師の提議に依り、妙法院内に委員の職を執るものは、来賓に対するときと雖も一切酒を同院門内に入れざることに申合せたる由。

覚王殿建設地〔明治34年3月30日〕

調査委員大菩提会の大事業たる覚王殿建設地の未定なるより、東京、名古屋、奈良等の有志者より土地寄附申出もあり。旁建設地調査委員評議員中より選出し調査せしむる事と為り、天台宗の菅居光賢、臨済宗妙心寺派の後藤、真宗興正派の三原俊栄三師當選したりと。

拝瞻会の最終法要〔明治34年5月2日〕

月初より妙法院内の大菩提会に於て執行せられたる釈尊御遺形拝瞻会には、天台真言を始として各宗派の管長輪次出座して毎日法要を営まれけるが、去る廿八日はその最終日とて釈尊御遺形奉迎正使たりし大谷派の新法主大谷光演師には、和田部長、土屋科長及び家従数名を従へて参会せられ、法要参勤として上首、定衆、各等の堂班及び堂衆など五十余名出向し、午後一時半の法鼓鳴りて奏楽の起ると共に、集会所より儀列を整へて宸殿に入り総礼、伽陀、観音弥陀経起立散華、伽陀、回向、総礼の厳粛なる法要を修し退出。楽と共に儀列を正して還座せられたるは、午後二時半なりき。當日は最終の法会と云ひ、奉迎正使のことに参会勤行せらるゝことなれば、この好縁を失ひ何れの日にかまた奉拝するこ

とのあるべきやと、衆庶の参拝するもの甚だ多く、妙法院の山内もたゞ人を以て埋まるほど非常の盛況なりしといふ。

覚王殿建設地と三方ヶ原〔明治34年5月5日〕

仏舎利を奉安する覚王殿は、過般来三府に於て各其建設地たることを競争中なるが、既記の如く西遠地方の有志者は三方ヶ原に同殿を建設せしめんとし、曩に三名の運動委員を派して京都なる大菩提会本部に交渉する処ありしが、恰も各派議員上洛中にて話もよく運び多数の賛成を得、不日開会の大会議に提出せらるべき予約をも得帰りしが、去三日同会役員より会議の模様経過よき見込あるに付き、委員出頭ありたき旨来電ありたるを以て、長谷川貞雄氏差支の為め、中村藤吉、林弥十郎両氏の内にて至急上洛せん筈なるが、若し愈々同地に建設の事と決定せば、大に信徒を募集して決議次第奉迎し得るの準備整ひ居り。又奉迎の上は殿堂敷地十余万坪を寄附する筈にて、既に建築材料は全国より寄附の申込充分あるを以て速かに工を督し、七十年間に竣工せしむる見込にて、其間には既に計画せし天龍川分水工事を完成して、三方ヶ原一面良田園となし、維持費基本財産として其二百余町歩の寄附をも目論見中なりと。尚ほ、同地は東西両京の運動に対しても其中を得たる位置に居れるを以て、或ひは好結果を得るならんと云ふ。

仏舎利奉安地〔明治34年5月25日〕

三方ヶ原とする件に付、運動着々効を奏したるを以て、長谷川貞雄氏は浜名、引佐両郡各町村長に通報し、来廿八日正午各町村有志数名宛を浜松倶楽部に会し協議する筈。

大菩提会の前途〔明治34年5月25日〕

大菩提会の前途が岌々乎として累卵の危きに在るは、最早や争ふべからず。今日のまゝに推行かんには自然滅亡の外なき有様なるが、右に付会長村田寂順師（目下会長を辞しつゝあり）の心事なりとて、或人の語る所に依れば元来同会の創立は固仏骨奉迎に起因したるものにして、村田師が仏骨奉迎に賛成したるのみならず自ら推されて会長となり、誠心之が成立に尽したるは師が心中兼て希望せる唯一の目的あるが為めなり。其は他なし仏教各宗の統一なり。現在の仏教は各宗互に相争ひ毫も統一する所なく、其結果往々鬩牆の失態を演ずるのみならず、外教の為めに乗ぜらるゝ機会を与ふるは実に遺憾の至りなれば、何とかして之を統一和合して日本仏教なる大団体の下に教学布教の拡張を計るべく、統一は本なり、教学布教は末なり、其本立たずして各宗相争はゞ教学布教は到底真の効果を収め難しとは、是れ村田師が二十年来の宿志なり。其は師が従来の経歴に徴するも明瞭にして何人も異論なき所なるべし。然るに各宗統一とは理論上容易なるも実際上至難の事にして、是れまで屢々試みて屢々失敗したる所なるを以て、従来の徹によらず何事か一種特抜の機会を造るに非ざれば、成功

し難きを思ふ折柄恰もよし。仏骨奉迎の事は、遇々稲垣公使の手より伝へられ、大谷派率先して賛成したるより、村田師は是れぞ予ての宿志たる各宗統一の好機なりと為し、全力を尽して奔走したるが、中途にして事多く心と違ひ爾来菩提会の事一も意の如くならず。其局遂に今日の悲境に沈みたるものにして、師が同会の長としての手腕は不十分なる辺もあるべきが、其心事は実に察すべきものありと云へり。師は目下会長辞任中なるが、此の如く紛擾に紛擾を重ねつゝある同会は、現に鴨東の債務のみにても到底滅亡の外なからんと云ふ。

仏骨奉迎使懇親会〔明治34年7月13日〕

一昨十一日は、渡暹仏骨奉迎使の一行が長崎に上陸せし一週年の紀念日なればとて、同午後三時より東本願寺枳穀邸に於て懇親会を開き、和気藹々の中に航海當時の逸事などを語り合ひて旧交を温め黄昏散会したり。この席に列りたるものは、正使大谷光演師、副使前田誠節、日置黙仙、藤島了穏の三氏及び同寺の重役石川舜台、小林什尊、平野履信、土屋観山の諸氏なりとぞ。

暹羅の軍艦注文〔明治34年8月11日〕

暹羅政府は、我稲垣公使を経由し我海軍省所轄の造船所に於て軍艦新造のことを依頼し来りたるも、同省にては欧米列国の海軍省の如く公私を問はず一般新艦の製造に応ぜざる。成規なれば已むなく謝絶すべき次第を、稲垣公使をして回答せしめたりしも、同国政府は回航費節約の都合よりして、頻に本邦に於て構造せんことを希望する模様なれば、結局長崎なる三菱造船所か、或は神戸なる川崎造船所に製艦を依託するに至るならんといふ。我国へ軍艦の注文あるは之を嚆矢とすべし。

大菩提会〔明治34年8月22日〕

大菩提会の前田誠節、服部賢成両師は、再昨十九日洛東清水寺に於いて内貴市長と会合し、同会の現況を述べ将来同会の為めに力を仮さんことを乞ひしが、其要旨は同会の債務も着々整理を告げ、売込商人に対しては来る二十五日を以て仕払残金の全額を払渡す都合にて、其他鴨東銀行等に対する負債の総額は五万円許りあれども、目下債権者に向て償却猶予の交渉を為しつゝあり、其償還方法も大体見込立ちたる。一方には近畿地方に於て十万円内外の寄附金申込あり、追々整理の緒に付きたる旨を述べしに、市長は仏教の盛衰は京都の盛衰に関する次第なれば、今後の遣方如何に依ては市の繁栄を謀るが為めに成るべく尽力すべしとの意を洩らし、次に前田師等は覚王殿の建築は来三十六年を以て立柱式を執行したき考なれば、二三万坪の適當なる地所を撰定せられたき旨を依頼したるに、市長は今日二三万坪の地所を購入せんには十五万円乃至二十万円を要するに依り、山手に於て適當の官有地を撰び、無料下渡を請願する方得策なるべく且つ三十六年に立柱式を執行せんとするも木材の買入等に時日を要すべければ、先づ第一に敷地を撰定し三十六年を以て地鎮祭を執行し得らるゝ様準

備を為すと同時に寄附金の取纏めに勉むること肝要なりとの旨を注意したる由。

日本大菩提会三重支部発会式〔明治34年9月17日〕

去十四日午後二時より津市栄町四天王寺に於て執行し非常の盛式なりき。▲仏教秋季講習会　葉栗郡各寺院僧侶は、大谷派本願寺学師龍川賢随師を招聘し、去十三日より一周間同郡黒田町善龍寺に於て秋季講習会を開催せり。▲亀崎仏教婦人会　来る廿日午後一時より知多郡亀崎町浄顕寺に於て横田務、萩倉耕造外数氏を招き同会の演説会を開く由。▲施餓鬼と説教　當市布池町護国院に於て来る十八日午後二時より大施餓鬼会を修行し、水野雷懽氏の説教あり。又、西春日井郡西枇杷島町地蔵堂に於て来る廿一日午後二時より大施餓鬼会を営み水野氏の法話ありと。

各宗管長会議〔明治34年11月22日〕

各宗管長会議は、弥よ来十二月二日頃より洛北妙心寺中龍泉庵に於て開く予定にて、大菩提会本部にては目下其議案を調査中の由なるが、今回の重もなる問題は覚王殿建設地撰定の件なりと。然るに覚王殿建設に就ては本年四月拝瞻会の砌り、静岡県下三方原を建設地に指定せんことを同地方有志者長谷川貞雄氏外三百余名の連署を以て大菩提会へ建議せしが、今回管長会に於て建設地撰定の協議を為すことを聞くや、同地有志者は又々運動を始め、去る十五日付を以て浜松町有志者総代林弥十郎、中村藤吉、中村忠七、長谷川貞雄の諸氏連署の書面を各宗派管長門跡各本山宗務寺務重役に送り、三方原に建設せんことを懇請したりと云ふ。

各宗派管長会議〔明治34年11月30日〕

各宗派管長会議は、愈よ来月十五日より三日間大仏妙法院に於て開会することに決定したる由にて、大菩提会本部に於ては近日評議員会を開き其提出議案を調査する筈なるが、其重なる議案は左の如しと云ふ。

一　釈尊遺形奉安地選定の件
一　紀念拝瞻会始末報告の件
一　大日本菩提会本部及支部会則条項改訂の件

日本大菩提会支部移転〔明治34年12月1日〕

仝会は是迄當市南桑名町大林寺内に愛知出張所を置き会務を扱ひ来りしが、十月中旬より長谷川理事外二名出張し、専ら市中寺院の入会を勧誘中なりしに、各寺院の入会も粗ほ結了せしを以て本日より白川町西光院内に移転し、更に愛知支部を設置し専ら会務の拡張に尽力し、追々市中全般の会員募集に着手せし筈なりと。

管長会議の延期〔明治34年12月7日〕

大菩提会に於ては覚王殿建設地撰定の件及び本部支部規定条項更改の件に付、来る十五日より各宗派管長会議を開く筈なりしが、大谷派本願寺に於て同十六日より議制局会議を開き同派管長等出

席し難きを以て来春に延期したり。

各宗派管長会（大菩提会）〔明治35年1月24日〕

同盟宗派会監会は再昨夜□会の筈なりしが、第一号議案の（仏舎利奉安地選定の件）交渉委員は三方原の撰定については、同地を眼中に置かざりし為め同地方より上京せる有志者の激昂を招き、為に交渉委員の調査を非認する形勢あるより委員中憤然退出するものあり。為に議了に至らず一昨日更に引続き開議のこととなりしも霊群、布施、植村、中村、松田、小松、伊藤、矢野、弘津、橋本、渥美の十一師の不参の為め、午後二時三十分漸く開会せしが、遂に第一号議案は交渉委員の調査を否決し左の如く修正可決したり。

御遺形奉安撰定は、七名の委員を挙げて調査し、其結果を来る四月十三日まで連合宗派会監会議に報告し協賛を求むる事。

而して七名の委員を撰挙するに際し、宗教法案交渉委員渥美契縁師外六名即ち七名の委員に尚二名を増加して九名の委員とし、京都、東京、三方原の三地方につき利害適否の調査を托することとなり。これにて第一号議案の□段落を告げしは午後四時なりき。夫より左の第二号議案を議せしは異議なく原案に可決せり。

第二号議案

第一条　法用期日は、例年四月十三日より十九日迄一七日間とす

第二条　法要修行は、期日中各別に各宗派管長方御親修あるべし

第三条　法要修行出席の宗派順次は、本部に於て之れを定め當該宗派の承諾を請ふべし

第四条　法要修行の経費は、本部より之を支出す

夫より夜に入りて三、四、五、六、七、八の議案を附議したるが、三号、四号は他日に回はし、其他は二、三読会を省略して議了し午後十時閉会式を行ひたり。議了議案左の如し。

第五号議案　会計法

第六号　日本大菩提会本部決算報告

第七号　日本大菩提会本部会計歳入歳出予算

第八号議案

会　則

第四章第五条一項より四項迄の各項評議員会とあるを「本会の推薦に依る」と改む

同第六条　但随喜会員には證票のみを交付すと追加

同第九条　第四項の次へ

一顧問　若干人

顧問は必要の場合に於て各部の事務に協商せしむの一項を追加

同第六条第十条第三項の次へ

一顧問　緇素を論せす本会外に就き本会事業進行の為め必要の場合之れを托する一項追加同第十一条但書再選を再

任と改む

覚王殿の位置に就て〔明治35年1月25日〕

大日本菩提会に於ける彼の覚王殿建設位置詮定問題に付きては、京都、東京、遠州三方原の三説ありて、三派に分れ甲論乙駁容易に決せざりしが、其後三方原説は其理由とすべき材料に乏しきを以て遂に消滅に帰し、今や京都派と東京派との両説となれるを以て、同会にては此際特に之に対する詮考委員を選定しに東西孰れかに一定せしむることゝなし。其委員は都合九名と定め、内七名は此程妙法院に於ける管長会議の際選定されたる宗教法案の交渉委員、即ち中村勝契（天台）、土岐法龍（真言）、霊群諦全（西山）、前田誠節（妙心寺）、弘津説三（曹洞）、渥美契縁（大谷派）、津田日厚（日蓮）の七師に之を委嘱し、尚ほ二名は近日同会頭の指名を以て之を定め、愈々来る三月中を期して位置協定する見込なり。目今の傾向に拠れば京都派の説多く実行せらるべき模様なりといへり。

大菩提会成立式〔明治35年2月25日〕

日本大菩提会愛知支部は、会務拡張に付事務取扱上便宜の為め尾張全国を十六区に分画し、第一区取扱所を愛知郡烏森の禅養寺に設置し、第一区組織成立式を兼ね本会拡張の趣旨大演説会を、一昨日廿二日同郡荒子村蓮徳寺に開きたり。午後二時会開会の趣旨に次で、本部理事長谷川観石師は、日本大菩提会の趣旨たる各宗管長の諭告文を朗読し之を布演し、特派使高木義答師は、各宗協同の事業にして仏教徒としては違背すべからざること論じ、特派使藤井一朗師は、奉迎始末の概況を陳述せられたり。演説に引続き高木義答師及水野万乗師の説教あり。聴衆一層の信念を増進したり。夜に入りて幻灯会を開き、暹国にて仏骨奉迎受授の模様及び同国の風俗等を撮影して本会の趣旨を説明したるが、参集者は昼夜共満堂し、無慮一千人以上と注せられ非常の盛会にてありし由。

大菩提会々務拡張〔明治35年3月20日〕

日本大菩提会は、曩に名古屋市白川町五丁目に愛知支部を設置し、爾来着々会務の進捗を図りつゝあるが、今回郡部に向つて大挙会務の拡張を企図し、今二十日一宮町浄念寺に於て会務大演説会を開会する筈にて、當日は特に本部より釈尊御遺形奉安事務総理兼日本大菩提会々長妙法院門跡村田大僧正来錫せられ御親示あり。其他大谷派議制会議長小栗憲一師及び本部特派使酒井玄覚、藤井一朗、高木義答、本部理事長谷川観石の諸師出演せらるゝ由。然して當日は更に県下同会の派出員一同を招集し、会務拡張の方針を示し、尚ほ協議会を開く筈なり。因に今回来錫の村田大僧正は、本年九月暹羅国王太子の渡来準備の用務をも帯びらるゝ事なれば、重ねて再び来名さるべし。

覚王殿新設請願書提出〔明治35年3月21日〕

當地の有志者が覚王殿を名古屋市に新設せられたしとて奔走中の事は既記の如くなるが、右請願書は百余名の連署にて昨日各宗管長に宛てゝ提出せり。

大菩提会拡張演説〔明治35年3月25日〕

去る廿日一の宮町常念寺に開会したる日本大菩提会拡張大演説会は、當日同会本部より特に会長妙法院門跡村田大僧正の来錫あり。又、副会長前田誠節師、特派講師小栗憲一師、其他特派使及び理事等の出席顔触れのこととて、来聴者は定刻前より続々詰掛け流石広き大堂も開会前已に立錐の余地なきに至り。参聴者無慮五千人已上と注せられぬ。乃ち定刻午後一時より開会、足立貫円師、登壇開会の趣旨を述べ、次で水野万乗師、地方派出員惣代として国家の宗教、理事長谷川観石師の大菩提の演題の下に縷述し、次で前田副会長は、奉迎使として渡暹されたる縁故にて御遺形奉迎始末を懇篤に序述せられ、頗ぶる聴衆の感動を惹起したり。次いで伊藤満作氏は、登壇し目下同氏の手にて製図中の覚王殿及び讃仏殿等の原因を開披し、来聴者に示し一々説明し参聴者をして一層の感動を与へたり。次に会長村田大僧正御出仕、諭告文の朗読並びに懇切なる親示あり。酒井玄覚師は、例の軽妙の弁を以て斯業は仏教徒たるもの一致団結して成就すべき事業なることを反覆説き去り説き来り、拍手喝采の内に降壇せり。次に小栗憲一師は、歴朝の意志を継げと題し、御歴代の三宝御崇敬遊はされたることを縷述し来り、仏教盛んなれば国亦栄へ仏教衰ふれば国亦太平ならすと云ふ意味を説き、布教の急務を切言せられたり。斯くて時間切迫の為めに藤井及び高木特派使は演説を見合せしは遺憾なりしも、非常なる盛況を以て午後五時閉会を告げたりと。

仏骨奉安運動〔明治35年3月27日〕

當市御遺形奉安地選定期成同盟会より此程来京都へ出派したる吉田禄在、長谷川百太郎両氏は、京都本山に就き一応の運動を了れるを以て、更に昨廿六日より吉田録在氏は、本願寺妙心寺日本大菩提会等に就き詳細なる意見を具陳し、長谷川百太郎氏は、奈良、江州地方に於ける各本山に向け出発運動に着手せし由。尚、目下滞京中の小栗富治郎氏は、日蓮宗及び曹洞宗、其他鎌倉円覚寺派、建長寺派に対し同盟会の旨趣を開陳して賛同を求め、更に急行西京に向ふ予定なりといふ。

覚王殿建設地予想〔明治35年3月27日〕

前項運動の結果、窺知したる各本山の意向は何れも東西両京の思惑上、名古屋附近に選定するの公平なるを認めたるが如く、来る四月十三日の管長会議には多分名古屋説多数を占むるならんと予想せられたりといふ。

大菩提会拡張の演説会〔明治35年3月27日〕

去る廿三日午後一時より中島郡起町本誓寺に於て日本大菩提会拡張演説会を開きしが、藤井一朗師、先づ開会の趣旨に因みて奉迎後の所感を演説し、次に酒井玄覚師、菩提会の趣意を、高木義答師は、各宗同盟の時機方に到ると題し各宗同盟事業なることを、小栗憲一師は、歴朝の聖旨に背く勿れと題し各切実なる演説あり。終りに前田副会長は、奉迎當時の実況を縷述し説き去り説き来つて懇々切々大いに聴衆を動かし、午後五時を以て閉会を告げしが、此日の参聴者は凡そ四千人と註せられたり。因みに演説会に引続き、同町尋常小学校内に地方有力家の茶話会を催ほし、席上前田副会長の暹羅宗教目撃談あり。翌廿四日は酒井玄覚師の演説及び高木義答師及び小栗憲一師の説教あり。何れも盛況なりしといふ。

御遺形奉安演説会〔明治35年3月28日〕

中島郡萩原町宝光寺に於て明廿九日午後一時より、覚王殿を名古屋市に建設せんとの目的を以て日本大菩提会々務拡張を兼ね、同会特派師酒井玄覚、藤井一郎、軍隊布教師高木義答、地方派出員筧、稲本、水谷の諸師弁士として大演説会を開く由。

覚王殿建設の位地（乾）〔明治35年3月30日〕

何事にも熱沖し易くして而して又た冷却し易きは我邦人の常弊也、而かも此弊亦た仏教家の中にも之れあるに至ては、我輩の遺憾とする所也。想起す、一昨三十三年七月、暹羅国より釈尊の御遺形を奉迎するに際し、我仏教家は果して如何なる熱心を表したりとするぞ。暹羅国皇帝陛下の好意に感激し、各宗より四名の奉迎使を派遣して、盛んに奉迎し、或は是れを機として各宗派の軋轢を融和せんとしたるにあらずや。然るに御遺形奉迎の當時こそ、覚王殿建設に就て種々計画する所ありたれ、爾来已に三星霜を経たる今日に至るも、尚ほ仮りに大仏妙法院の一隅に奉安せしまゝにて、未だ何等の決定せしものあるを聞かず。之れ前には熱心にして而して後には冷淡なるものにあらずや苟くも宗教家たるもの、爾かく冷熱の差ありて可ならんや。況んや其事の、釈尊御遺形の奉安に関するに於てをや。

説をなす者あり、曰く我仏教家は必ずしも爾く前に熱心にして後に冷淡なるにあらざる也、之れには他に事情のあるありて、事意の如く進捗せざるなりと。夫れ然らん、我輩も亦た然らんことを信ず。而かも其事情なるものゝ、互に覚王殿建設の位地を争ふにありて、為に一致を見る能ずと云ふに至ては、之れ殊に我仏教家の体面を汚損するものにあらずや。斯くては、我仏教界各宗派の軋轢を融和せん為めの御遺形奉安も、却て軋轢を助長するものたるにあらずや。是れを聞く、本年一月の各宗管長会議に於て、御遺形奉安の位地に就き、東京説と、京都説と、三方ヶ原の三説あり、三者堅く執て譲らず、果ては口角泡を飛ばし、議席を蹴て去る者あるに至り、竟に一定する所なかりし為め、已むなく各宗派より九名の委員を選定して、之れに附托することとなり、同委員

は東京に委員会を開き、覚王殿建設地を京都に仮定したりと。斯くの如くんば、我仏教家は決して冷淡なるにあらず、寧ろ熱心なるの結果、此確執を来たせるに似たりと雖も、之れ果して宗教家の面目なりや。我輩は各宗派の熱心を喜ぶ、然れども如何に熱心なればとて、爾かく相紛争するは我輩の採らざる所。否、之れ人をして其裏面に情実、利欲の埋伏するなきやを疑はしむるものたり。

去れば、委員会の決議なるもの亦、円満に各宗派の認諾する所となるや否や、頗る覚束なしと云ふ可し。此を以て、更らに他の方面に御遺形奉安の位地を選定するの要あり、而して我輩は当市名古屋を以て最も適当の地たるを信ずる也。

覚王殿建設の位地（坤）〔明治35年4月1日〕

我輩が、名古屋市を以て覚王殿建設地となす可しと云ふ所以は、主として各宗派の円満を図らんとするにあり。蓋し覚王殿建設地に関して、已に京都、東京、三方ヶ原の三説あり、孰れも固く執て譲らざるに於ては、タトヒ委員会に於て京都に仮定したりとするも、東京、三方ヶ原の両派が快よく此決議を承認す可しとも思はれず。而して之れ啻に裏面の情実よりして然るのみならず、従来の行懸上又た委員会の決議を認諾する能はざる場合あらん。此時に当り、三者の面目を損せず、感情を害せずして、円満の局を結ぶ方法としては、新たに其位地を選定する外なく、新たに其位地を選定すとせば、名古屋を以て最適当の地たるを信ずる也。洵に名古屋は東海の中枢たり、三府に次ぐの大都会たり、而して又た古来仏教有縁の地たりと雖も、一宗を統轄するの大本山なく、四方の仏教徒が信念を捧ぐるの巨刹、大伽藍なし、之豈に仏教の隆盛を期する途ならんや。因て此所に覚王殿を建設して釈尊の御遺形を奉安す、乃ち位地其宜しきを得て而して且つ京都、東京、三方ヶ原三説の何れにも偏せず、其感情を害せずして、仏教家の軋轢を融和するの趣旨に適ふを得ん。

且つ夫れ、名古屋市よりして之を見る、特に其必要ありと云はざる可からず。市や自ら称して中京と云ひ、仏教有縁の地と云ふと雖も、何等信徒の信念を引く可き殿堂なきは元より、市の面目を飾り、四民の遊楽に供す可き公園だになく、内外人の此地に来る者をして毎に寂寞の感を懐かしむ、是れ豈に市の繁栄を来す所以ならんや。此時に当り、偶爾我仏教界に覚王殿建設に関する争議あり是れ名古屋人士の宜しく奮発一口す可き機会にあらずや。否、当市に於ける有志中、已に之れが運動に着手せるものあり、御遺形奉安地選定期成同盟会を組織し、或は京都に出張し、或は各宗管長に請願書を呈出する等、着々其歩を進めざるにあらずと雖も、一般市民に至ては尚ほ太だ熱心ならざるが如し、我輩は我仏教界の為め、将た我名古屋市の為め。信徒並に市民諸氏の奮発一番せられんを望んで已まざるもの也。

是れを聞く、暹羅国皇帝陛下は予て欧州漫遊の計画ありしが、開を中止して本年中に我国に来遊の筈なりと。暹羅国皇帝陛下の来遊は、尚ほ判然せずとするも、同国皇太子が本年九月若くは十月

頃を以て、我国に来遊すべしとは事実なるが如し。若し来遊の際、御遺形にして尚ほ今日の假仮殿に奉安しあらんか、暹羅国皇太子の心事如何。況んや、其事の各派の軋轢に由来するに於ては、之れ豈に我仏教家の醜体を露呈するものにあらずや。故に我輩は我市民に向て、名古屋をして覚王殿建設地たらしむ可く尽力せんことを勧むると同時に、各宗管長に対して仏教界の融和を図り、御遺形奉安の趣旨を全ふせん為めに、名古屋市を以て覚王殿建設地とせられんことを切望する者也。

大菩提会拡張演説会〔明治35年4月1日〕

日本大菩提会副会長及び特派使の一行は、去る廿四日午後一時より中島郡稲沢町禅源寺に於て日本大菩提会拡張演説会を開きしが、特派使高木義答師は、時機方に到ると題し本会目的たる協同団結を鞏固にし其事業の第一着に於て覚王殿建設を遂行して仏教の光輝を発揚するは正に今日の急務なるを説き、酒井玄覚師は、人心の団結と題して教徒は根本の教義に則り仏恩報謝の実意を以て如何なる事業に向つても粉骨すべき旨を説き、小栗憲一師は、例により歴朝の詔勅に背く勿れとて御歴代天皇の仏教崇敬の上より仏教を以て国民を導き玉ひたる聖旨を体すべきを説き、最後に副会長前田誠節師は、御遺形奉迎の手続きより京都大仏妙法院の仮奉安殿に仮奉安せるまでの始末を縷々陳述する所ありしが、六千人有余の聴衆は凡て感奮の熱情に酔はんばかりの盛況なりき。

覚王殿建設運動彙報〔明治35年4月2日〕

當市有志の覚王殿建設運動に就ては已に逐次記載する所ありしが、尚最近の消息を左に掲げん。

東京方面　予て上京中なりし小栗富次郎氏が、鎌倉に在る各有力寺院を訪問して其意見を叩きたるに、何れも名古屋市に建設の議に賛成したり。又た其後上京せし青山市長、服部市会議長、長谷川百太郎氏等も各宗事務所に出頭して懇請し同意を求めたり。又た右三氏は沖知事（過日来上京中）を訪問して尽力を求めたるに、知事は此程有栖川宮殿下の御宴会に招かれたる際、貴顕の方々より覚王殿建設の議に就て種々の談話あり。鎌倉の建長寺、円覚寺等も名古屋説に賛成すべしと云ひ必ず尽力す可きを誓ひたり。尚ほ青山市長は本件に付外務省に出頭して杉村通商局長に面会し、更に内務省に到りて宗教局長にも具陳する所ありたりと。

京都方面　此程吉田禄在、長谷川百太郎二氏が、京都に到りて運動せしに頗る好望の由は既記せしが、上京中なりし小栗氏は、大谷派新門跡の電報に接せしを以て昨日東京出発、大磯に伊藤侯及加藤高明氏を訪問し本日名古屋に立ち寄りて京都に赴く筈。

期成同盟会の総会　以上の如く當市有力者の運動着々歩を進め来りたるを以て、御遺形奉安地期成同盟会にては不日総会を開きて、當市の伊藤万作氏が日本大菩提会より二千五百余円にて請負へ居る覚王殿の図面を一般市民の縦覧に供することとし、尚ほ運動の模様を報告する由なるが昨今同会に入会を申込もの頗る多しと云へり。

覚王殿建設運動の進行〔明治33年4月6日〕

博覧会設備陳列館敷地借入交渉（上京中の沖知事に対し）に兼て覚王殿建設運動の為め上京中なりし市長等は、一昨日帰名したれば一両日中に市会議事堂に報告会を開きて、吉田、長谷川氏等が京都方面の運動と共に之れを報告する筈なるが、外務省等にても暹羅国王より釈尊御遺形を我国に寄送せられたるは、一は外交上の関係もあることゆゑ荏苒日を送りて覚王殿を建設せざるは宜しからずとし、其後も各宗管長に謀る所あり。各管長は来る十三日京都に会合して更に協議する由なるが、當市の運動は既記の如く前途頗る好望なれば、奉安地期成同盟会にては大菩提会中部支部と連合して着々運動の歩を進むる由。但し覚王殿を當市に建設するに就ては二十万円許りの寄附金を要するも、仏教界の円滑を図り且つ當市永遠の繁栄策たる可き事とて、其方法如何に依りては右寄附金を募ることも強ち困難にあらざる可しと云ふ。

御遺形奉安地期成会〔明治35年4月12日〕

同会にては小栗富次郎、青山朗、吉田禄在、服部小十郎、長谷川百太郎の諸氏が、去月来各地に出派して運動せし結果、畧ほ大体上の見込立ちしより、其報告を兼ね今後の方針を協議する為め、本日午後一時より當市会議事堂に於て総会を開く筈。因みに二千余円を費して調製したる覚王殿写図は普く公衆に縦覧せしむる由。

覚王殿建設運動報告会〔明治35年4月13日〕

夫の當市に於ける覚王殿建設運動に付、昨日午後三時より當市役所市会議事堂に報告会を開きたるが、来会者は五十余名にて、第一に吉田禄在氏京都方面に於ける運動の顛末、第二に長谷川百太郎氏御遺形奉安地期成同盟会と大菩提会愛知支部との関係を報告したり。尤も京都方面に於ける運動の好望なることは既記せし如くなるが、同盟会と愛知支部との関係は同盟会は専ら御遺形奉安地を名古屋附近に選定する事。又愛知支部は主として寄附金募集の事に尽力す可く両者の間に契約せし由にて、殊に覚王殿にして名古屋附近に建設せられざる時は、愛知支部にて募集せし寄附金は大菩提会本部に寄贈せざる筈なりと云ふ。尚ほ右両氏の報告終つて愛知支部役僧の談話ありたるが、到る所覚王殿にして名古屋に建設せらるれば頗る寄附金多かる可き模様なりと云ふ。因みに當日は伊藤万作氏製作の覚王殿の地図を縦覧に供したり。

釈尊遺形拝瞻会〔明治35年4月15日〕

大日本菩提会にては、一昨日より一周間京都大仏妙法院の仮覚王殿に於て釈尊遺形拝瞻会を執行せり。同院門前町馬町北門より七条まで両側には高張提灯を樹て、覚王殿には五色の幔幕を張り釈尊遺形の輦輿を中央に安置開扉し、其左脇には暹羅国王室より御贈進の経巻の覆ひ並びに同国文部大臣より寄贈の経巻を陳列し精饌生花を供し、午後一時より妙法院門跡村田大僧正大阿闍梨となり式衆廿七名にて法華讖法会を営み、大阿闍梨の啓白、供養文、

唱礼、警覚、九万便、五大願、仏讃正念誦、回向、行道等鄭重なる大法要にて三時三十分終了せりと。

覚王殿建設運動に就て〔明治35年4月15日〕

屡次報道せし如く覚王殿建設運動は頗る好望となれる由なるが、尚聞く所によれば村田大菩提会長は飽くまで京都説を主張すれども、各宗委員の意向は當初兎も角一旦京都と決定したるを以て今日は依然京都と定まり居るも、果して京都に建設するの運びに至らば、啻に東西両京間に多少感情上の衝突を惹起すべきのみならず、爾来西京の地たる各宗本山を始め其他巨刹の多くを有する事とて、仮し覚王殿を建設するとせば非常なる大規模を劃せざれば到底是等以上の壮観を保つ能はず。更に将来維持の上に於ても旁々希望者あるこそ幸ひ、寧ろ名古屋に譲るを得策なりとするの説多数を占むる由なり。尤も来る十八日の管長会議には此問題の提出を見合はせ、拝瞻会の終るまで延期する事となれり。尚日蓮派は未だ何等の意見をも表白せずとなり。因に當市矢場町伊藤万作氏の調整したる図面によれば、其総坪数は十万坪以上を要し建坪は覚王殿三十六坪、讃仏殿五百坪、廊下七十坪、中雀門廿八坪、日歩廊百六十坪、菩提門七十坪、護法会院百五十坪、衆会院百五十坪、東祠堂四十九坪、西祠堂九十九坪、廊下五百五十八坪、瑞垣二百十八間、唐門二坪、発心門三十六坪、涅槃門三十六坪、修行門三十五坪、皷楼十二坪二合五勺、鐘楼十二坪二合五勺、茶堂百〇五坪、嗽水舎三十五坪、図書館七十五坪、宝庫十四坪、倉庫三十坪、廻廊三千五百六十坪、公衆便所二十四坪等にして、建坪合計五千八百五十六坪五合なりと。蓋し設計の上に於ては日本第一の大伽藍にして此建築費額は凡そ一千万円なりと云ふ。

覚王殿建設運動〔明治35年4月17日〕

御遺形奉安地期成同盟会は、昨日愈々常務委員三十名を嘱托し日々会務の進行を図り、又京都名古屋の連絡を保つ為め且つ十八日京都に開かるべき各宗管長会議を幸ひ、昨十六日十二時三十五分発の列車にて長谷川百太郎氏京都へ出発し、小栗富次郎氏も不日京都に向けて出発することに決定し、本日より同会事務所を名古屋市役所内に開設し事務員を置くべしと。

覚王殿建設運動〔明治35年4月25日〕

仏骨奉安地選定運動に就ては予て本紙に掲載する所ありしが、京都に於ても名古屋説頻りに盛んなるを以て當市にても愈々今二十五日午後一時各宗派取締を市役所に召集し、明廿六日より廿九日迄毎日午後一時より各町の惣代を召集し、青山市長より覚王殿奉安地の件に付談話を為し、右終り次第當市の各寺院及び劇場に於て奉安地選定の大演説会を開くことに決し、目下其の準備中なりと云ふ。

覚王殿位地選定委員会〔明治35年4月25日〕

昨年の各宗管長会議にて選任せし覚王殿位地選定委員、本願寺渥美契縁、天台宗中村勝契、浄土宗霊群諦全、時宗河野良心、曹洞宗弘津実全、妙心寺前田誠節、一身田日野法雷の各氏は、本年二月廿日東京に於て右土地選定委員会を開き、京都に仮決議を為したるも、同仮決議の方針未だ其結果を得ざるを以て、今回更に同委員会を名古屋市に開会する筈にて、前田誠節氏は廿五、六日頃高野良心氏も同日頃来名す可しと云ふ。

期成同盟会寄附金〔明治35年5月6日〕

名古屋市仏骨奉安地期成同盟会にては目下着々運動の歩を進めつゝあるが、此程左の諸氏より寄附金の申込をなせり。

三百円小栗富次郎、百円青山朗、五十円吉田禄在、五十円志水直、五十円服部小十郎

各宗取締会〔明治35年5月11日〕

日本大菩提会愛知支部にては、本日午後第一時より各宗派取締十余名を招き会務拡張及び市内会員募集の方法等に付、各宗寺院檀信徒に向つて取締より奨励をなすべき事、其他数件を協議する由。

各宗取締会〔明治35年5月14日〕

日本大菩提会愛知支部にて再昨十一日各宗取締会議を開きしが、青山朗、長谷川百太郎両氏は特に臨席して御遺形奉安地期成同盟会の経歴を説話し、仮令奉安地を名古屋附近に選定するも進んで、全国信徒の協賛を得ざれば容易に成功し難かるべければ、此際全国信徒の意向を統合する為め各宗僧侶の熱心なる勧誘を俟つ旨を述べ、殊に県下の各寺院専ら其衝に當り尽瘁する所あらんことを望みしにより、各宗取締も其旨を快諾し同盟会に賛助加入の上尽力斡旋すべしと誓ひ、引続き菩提会拡張に関する数件を議し午後六時退散せり。

新門跡と菩提会〔明治35年5月21日〕

大谷派新門跡大谷光演師は、美濃国巡化の際小熊別院に於て凍死軍人追吊会を親修し、引続き菩提会々員に対し左の教示をなせり。

一昨年各宗派より撰ばれて遠く御遺形を暹羅国に奉迎したり。抑も御遺形を奉安するには菩提会を盛大ならしめ覚王殿を建設し、会の目的を達せしむるには自宗を論ぜず他宗を撰はず必らず協同一致、僧俗共に大に力を尽されんことを望む。今や當地会員日々に増加し且健在なりと聞く。幸に諸氏の自愛を祈る。

覚王殿敷地〔明治35年5月25日〕

當市仏骨奉安地期成同盟会にては着々其歩武を進めつゝあれば、此上は県下各宗信徒の熱心なる尽力を待つて成功するまでに運びしが、愛知郡弥富、田代、広路等の各村協議の結果、東部何れの

地にても敷地十万坪道路敷五万坪を寄附するに決したる由。

仏骨奉安地期成同盟会〔明治35年5月25日〕

同会にては近々常務委員総会を開き会務拡張策を議し、引続き演説会を開き大に同会の旨趣を発展すべしとなり。尚ほ同会は県下の各郡長に賛同を得たるにより、請願書写趣意書入会申込書等を一括して発送したりとなり。

覚王殿の消息〔明治35年6月13日〕

去る十日大菩提会敷地選定委員長なる滋賀県阪本某寺住職當市に来り。青山朗氏に面談し覚王殿に対する名古屋市の意向を訂したるに、同氏は最初より市民に対し勧誘する所ありし旨、並に其後の状況を語り且つ個人としては責任を以て大菩提会の要求通り二十万円を募集するに躊躇せざるも、二十万金を受渡すの暁には一の条件を附するの要あり即ち同殿は一千万円を要する大工事業なれば、同会事務所を當市に移し同会員は一千万円の寄附金を募集する責に任ぜざるべからざる事是なりとの意味を語りしが、委員長も其意を諒し、不日京都に於ける各宗管長会議に提出すべしとの意を洩せりと。尚ほ同候補地につき金沢市に於ても多少運動しつゝある由なるが、大菩提会の意向は當市に重きを置ける模様なれば、愈々二十万円を支出し得る事とならば多分當市に決定せらるべしとなれば、當地方民も奮発一番大に尽すべき次第なりいふ。

覚王殿敷地の寄附〔明治35年6月13日〕

県下丹羽郡多加森村野村茂助氏は、東春日井郡小幡ヶ原の所有地所入千余坪を覚王殿敷地として寄附せんことを願出たる由にて、當支部員は近々本部に具申し稟議を請ふ都合なりといふ。

覚王殿建設地選定委員会〔明治35年6月19日〕

同会は愈々爰二、三日の内に京都に於て開会さるゝことに決せしより、當市の期成同盟会よりは運動委員として青山朗、長谷川百太郎の両氏昨夜夜行汽車にて同地に向け出発したり。

仏骨奉安地の消息〔明治35年6月21日〕

去る十八日京都に赴きたる青山朗及横井善三郎、長谷川百太郎の三氏は、一昨十九日日本大菩提会本部に到り、会長村田寂順師に面会し名古屋に於ける御遺形奉安地期成同盟会の成行を報告し、是非名古屋市附近に選定せざるを得ざる理由を縷々開陳したるが、其結果昨日午前十時を期し日本大菩提会本部に於て、副会長以下理事評議員等を臨時召集し其詳細演述することに決せし由。

覚王殿建設問題〔明治35年6月25日〕

覚王殿建設と商工品陳列館視察の為め京坂地方に赴きたる青山朗氏は、昨日午前帰名したるが、同氏の語る所によれば覚王殿建設問題は大菩提会に交渉の模様は頗る好結果なりしも、独り同会副会長前田誠節氏は頑として動かず、京都に設置せざれば已まざる

決心にて非常の反対をなしつゝあるを以て、理事、敷地選定委員は殆んど名古屋説に傾き居れるに係はらず、前田氏が曩に鴨東銀行の件に就き大菩提会の為め八万円を支出し居る次第もあれば、旁々勢力ありて名古屋説気焔兎角に揚らざれば、若し氏の意志の翻へし得ざる限りは名古屋に設置せん事中々困難なりと云ふ。

覚王殿建設運動〔明治35年6月29日〕

仏骨奉安地を名古屋に選定せんとの運動に関し此程西京に出派したる青山朗外二氏は、先づ大菩提本部に到り陳情し、更に大谷派本願寺に渥美契縁師を訪問し縷々陳述する所ありしが、同師も名古屋説に賛成の意を漏し両法主にも其旨を具申すべしといへりと。尚ほ選定委員中村勝契、霊群諦全、河野良心等の諸師を訪れ同様の陳情をなして三氏は一応帰名したりと。

覚王殿敷地選定委員会〔明治35年7月11日〕

釈尊御遺形奉安地を名古屋に選定せんとは、當地に於ける同期成同盟会及び大菩提会愛知支部一同、其他一般信徒の希望にて、其後着々運動の効を奏し、去る廿二日、廿九日の京都に於ける選定委員会の結果、東西両京委員の交渉として中村勝契、河野良心の両師東上して説く所あり。為めに東京側の委員も大に名古屋説に傾きし由なるが、愈々明十二日午後二時より當商業会議所に於て東西両京及び滋賀、鎌倉、奈良等に於ける選定委員会を開き、何分の決定をなす由なり。尚ほ當市の同盟会員及び大菩提会支部員も選定委員に会見して、広路、弥富及び小幡村の寄附地の実地調査を求め寄附金申込高を確めて、本月開会の宗派会議に提出の原案を編製すべしとなり。因に河野、中村両師は昨日午前四時三十分来着、栄町山田旅館へ投宿せるが各委員も同旅館に投ずべしとの事なり。

選定委員会（覚王殿敷地）〔明治35年7月15日〕

去る十二日午後六時より商業会議所に於て開会したる仏骨奉安地選定委員会は、出席者前号所報の諸氏にて、先づ曹洞宗弘津説三師、選定委員惣代として愛知期成同盟会が如何なる実力を有せらるゝかを問ひ、果して奉安地を此地に選定せられたる暁、募集額一千万円の内第一期土木工事諸雑費を見積り、之を負担に堪へ得べき見込あるや否やを確めたるより、吉田禄在氏は斯る大事業を叨りに企望するものに非ずして、熱誠なる各宗派の信徒が各自其本山に対する信念力の厚き実例を以ても推測せらるゝことにして、実力に就ては毫も懸念するに及ばずと明言し、真言宗土宜法龍師は、更に管長会議に於て當県と選定議決せし已上は同盟会し企画は果して如何と訊し、吉田より本部を移し御遺形を御迎へ来る企画なり。然れども本建築成就の上と云はゞ地方人気を阻喪するの恐れをるを以て一朝に御即答し難しと答へ、乃ち地所選定に関する妥協に止めて其已上は更に日を更めて協商する事とし、最後に弘津より選定の暁には優に一千万円予算の内五十万余の寄附金は責任を帯て之を募集し得べしとの点を確め、且つ之が訂約を

なして茲に其れより会議期日外数件を議して別項寄附地巡検を相約して午後八時頃散会したり。

覚王殿敷地検分〔明治35年7月15日〕

一昨十三日午前七時予報の如く奉安地選定委員は、同盟会員及寄附主総代と同行愛知郡八事山附近、田代、広路、弥富辺の地所を検分せしが、管長会議々決の後は更に充分の調査をなすべしとて午後二時過帰宿したり。

小室派の選挙演説〔明治35年7月22日〕

引続き各地に開会しつゝある小室重弘氏の政見公表演説は、到る処に選挙者の同情を博する由なるが、去十九日は海東郡越治村字百島に於て開会せしに、会衆は同村及び神守百高其他諸村の選挙有権者凡四百余名にて、小室氏の財政外交に関する長演説あり。同村有志は何れも熱心なる賛成者にして部署を定めて各村に遊説することとなれり。又、一昨日は愛知郡笈瀬村字米野の円福寺に於て開会し、会衆三百名計りにて同村及び近傍諸村の有権者は大抵来集せり。當日は本社の荻原民弥氏も出席して議会改革及び新選挙法に付て演説し満場の同意を博し、次に小室重弘氏の東洋政策及び行政刷新に関する演説あり。是亦満場の喝采を博し、薄暮に至り無事散会を告げたり。

大菩提会支部の活動〔明治35年7月27日〕

日本大菩提会愛知支部にては、昨廿六日午後一時より當市会議事堂に於て同支部各宗取締（総委員）顧問、特派使等三十余名の協議会を開き、覚王殿建設に就き八月一日京都に於て開かるべき各宗管長会議には愛知説を可決せしむる様充分運動することに決議し、同時に同議事堂を借受け僧俗連合事務所を開設し、各事務を部署し内務、外務、整理、庶務、会計の五課とし、僧俗数十名は詰切りにて運動に従事し、京都、鎌倉、伊勢、越前各地に遊説員を派遣し大活動を試むる筈にて、昨日同会委員に夫々運動依頼状を発送せり。

覚王殿建設地問題〔明治35年7月29日〕

一昨日午後七時より御遺形奉安地選定期成同盟会は其の活動の第一着として、當市内の各派寺院住職九十余名を當市議事堂控室に招き、長谷川百太郎氏、同盟会の来歴を報告し、近藤疎賢氏、御遺形奉迎の當時よる我県民の熱心に運動し居る旨を述べ、最後に青山朗氏、慷慨淋漓たる一場の演説を為し、各僧侶の惰心を覚破し最も有縁の諸君が充分尽力ありたきを希望し、拍手喝采の裡に散会せしは同十時頃なりき。因に同会は一昨日名古屋通信紙上に、諸般の報告、運動の現況を細記し一万余枚を発行したるが、三千枚は當市内の有力者に、三千枚は県下各郡町村長、各寺院住職に、三千枚は各府県重なる人々に、他の千枚は請願委員其他に送呈し、不日県下各宗派寺院取締住職五百余名を聘し連合運動を

囑托し僧俗一致して大飛躍を試むべしといふ。

仏骨奉安同盟会員の活動〔明治35年7月30日〕

同会員井筒是寛、長谷川百太郎の両氏は今三十日午前零時十六分発の列車にて東上し、鎌倉建長寺、円覚寺の両管長を訪問し管長会議に対する意見を叩き、更に在京中の日置黙仙師に会見し、浅草別院に大谷派管長を訪ひ奉迎正使の責任を完くせられんことを説き、弘津説三、津田日厚の両委員をも訪問して来名當時の訂約履行を促し、夫れより日置氏を擁して一旦帰名の上更に京都に向ひ、管長会議の開期確定に奔走する予定なりといふ。又会員鍋島大慶、杉本義存の二氏は高田派本山に赴き、該派管長の出席と否とを確め、仮し代理者出席の都合となるも飽くまで愛知説に賛同されんことを要請する筈にて、本日午後発伊勢一身田へ向け出発する由。

御遺形奉安大演説会〔明治35年7月31日〕

予報の如く廿九日御園座に於ける京都管長会議に対する仏教大演説会は、午後六時より開会々主総代杉本義存氏開会の趣意を述べ、引続き各宗僧侶及び会員有志者交々現時仏教各宗の衰頽を痛論し、今世紀に於ける急務を切言し東洋仏教徒の合同を主唱し、更に愛知県人士は須らく其信念を発揮して覚王殿建設に尽さんことと勧告して聴衆を動し、夫れより客員として来名せし岩本鉄脚氏、印度仏蹟参拝緬甸暹羅等遊歴談より暹羅の風俗及び御遺形奉迎に就ての関係を陳べ、近藤疎賢師、亦覚王殿建設問題に関する期成同盟会の抱負を縷述し、僧俗一致して大活動をなし京都各宗管長会議に於て是非とも愛知説を通過せしむることに尽力すべしとの意見を繰返し、野村朗氏閉会の辞を述べて閉会せり。時に午後十一時なりき。

期成同盟会と臨済派〔明治35年8月1日〕

本日午後六時より愛知臨済宗幹事十名、當市内寺院十五名を招き、覚王殿奉安地選定委員臨済派前田誠節氏の名古屋説に反対せるより先づ本県臨済派の決意を諮る筈なるが、其模様にて大に運動するの覚悟なりといふ。

期成同盟会拡張演説〔明治35年8月5日〕

予報の如く去る二日午後七時より當市東田町乾徳寺に於て、仏骨奉安地期成同盟会拡張演説会を開きしに、雨中にも拘はらず聴衆堂内に充満し、青山衡天氏の開会の趣意に次で交番僧俗出席し、各京都説を排し県下に御遺形を奉安せざる可からざることを種々例證を挙て説き去り説き来り。何れも喝采を博せしが最後に近藤師仏舎利の功徳を述べ、御遺形奉迎以来の経歴を説き県下に奉安地を定むることの適當なる所以を論じ、尚ほ早川師も奉安地を當地に選定せしむると否とは一に県下信者の信念如何にありと論じ、十一時過ぎ散会したり。

同盟会員の運動〔明治35年8月5日〕

御遺形奉安地期成同盟会員松本義存、井筒是寛の二氏は、一昨日午後一時、高田派本山又び越前に在る真宗四派の管長を訪問の為め出発したり。

稲垣満次郎氏の書翰〔明治35年8月7日〕

在暹羅国盤谷府稲垣公使は、御遺骨奉迎當時より覚王殿建設に関する問題に付熱心に唱道しつゝありしが、奉迎以来二星霜を経過するの今日尚ほ敷地選定問題をさへ決定するに至らざるより、去月十八日附を以て各宗管長に宛て暹羅国皇帝綸旨の次第及び同皇太子殿下御漫遊の期（十月）切迫し居る旨を具して奉安地決定を促し来れるが、尚ほ同十七日附の左の書翰を以て名古屋に於ける奉安主唱に賛成の意を表し遙かに応援する所あるべき旨を言ひ越されたり。

謹啓貴下益御清穆慶賀の至りに奉存候。陳ば前年、當国皇帝陛下より本邦仏教徒へ御分与相成し釈尊御遺形奉安の儀に付、爾来已に二星霜を経過致候。今日に至り未だ奉安地の決定すら見ざるは、小生の大に遺憾とする所に御座候。然るに此頃錦地に於て奉安期成同盟会の設立有之。貴下に□種々御尽瘁の由深く小生の鳴謝する所に御座候。就ては此度右決定の速ならんことを希望し、各宗管長へ宛別紙写の通書面差出置候に付、何れ各宗管長に於ても会合協議も可致事に存候。貴下にも此上御尽力相成候様、不堪希望の至り候。匆々敬具。

七月十七日　在暹羅盤谷府　稲垣満次郎

名古屋市長青山朗殿貴下

追伸。大菩提会愛知支部高木、藤井、丹羽三氏へも當状の旨趣御洩し被下度、御願申上候。

三白奉安地を名古屋に決定するを急速ならしむる為め、小生の尽力にて何等効力の有之候様の儀も御座候はゞ、無御遠慮御申越被下度、乍不及相當相運可申候。

御遺形奉安演説会〔明治35年8月7日〕

再昨四日午後一時より東別院広間に於て、奉安地選定期成同盟会拡張演説会を開き、発起者の開会の趣旨に次で、僧俗交々出演して各自の熱誠を披歴して當地に御遺骨奉安の赤心を吐露し、藍川法学士、北川博士、青山将軍の演説、近藤疎賢師は前項所載の在暹国本邦公使稲垣満次郎氏の来翰につき、同公使の愛知県説に賛成せる事を付言し、且暹王陛下の御綸旨をも伝へて、我愛知説の既に海外にも波及せしことを述べ、長谷川百太郎氏は、本年三月以来の運動概況及び去月廿七日鎌倉及東西両京等を巡歴せし経過を報告し、更に将来の希望を縷述して閉会を告げたり。然して午後七時より杉の町朝日座に於て再開。弁士は、覚王殿建設問題を決するは日本仏教徒の極力尽すべき急務中の急務にして、加之も愛知説の公正なることを痛論し、何れも盛会を極めたり。因に今七日午後七時より橋詰町笑福座に於て、同様拡張演説を開催する筈。

御遺形奉安演説会〔明治35年8月14日〕

今十四日午後六時より當市本重町新守座に於て、御遺形奉安地期成同盟会の発起にて、京都各宗管長会議に対する意見公表、仏教大演説会を開く由。出席弁士は服部小十郎、志水直、山田才吉、青山鉞四郎、野村朗、安藤一之介、鈴置倉次郎、大導寺忠七、青山朗、長谷川百太郎、近藤疎賢、光弘祐玄、片岡量海、青山衝天、竹山得界、本多顕赫、本多春紀、平野大仙其他数名なりと。因に管長会議は来る廿七、八の両日に決定したり。

各宗派管長会〔明治35年8月17日〕

愈々来る廿三日各宗派会評議員会を開き、引続き廿六日より本議会開会に決したるが、右により名古屋御遺形奉安地選定期成同盟会にては、京都下京区下寺町魚ノ棚突當り長講堂内に出張所を設け着々運動中なり。尚ほ本部にては、会員詰切りにて諸般の打合をなしつゝある由。

覚王殿と三府の輿論〔明治35年8月19日〕

當市御遺形奉安地選定期成同盟会に依つて一たび愛知説を唱道せらるや、各地人士の注目は一に同会の行動に集るに至り、殊に妙心寺派議事前田誠節師の一派は、極力之に対抗する決心を以て現に機関雑誌「菩提」を発刊し、大に京都説の為めに鼓吹しつつあるに係はらず、愛知派にては其気勢頗る揚らず、寧ろ一般に冷淡を気構ひつゝあるの傾を見るは、聊か県下仏徒の信念を疑はざるべからざる次第なれば、此際大に警醒する所なくんば未来永劫雪ぐべからざるの屈辱を、尾三仏教史上に貽すの結果を見るに至るべし。乃ち県下教徒の注意を喚起せん為め、敢て覚王殿に対する三府の公職者又は有力者の意見を序する事左の如し。

△東京説　の重なる根拠は、由来京都には各本山を初め其他の大伽藍屹然対峙して固より仏教有縁の地たるは争ふべからざる所なれども、釈尊の御遺形を奉安し一切の宗派心を捨てゝ巡拝せしむるの霊地としては聊か不適當なるべし。何となれば全国幾百万の信徒が各自に自派の本山を主とし、覚王殿へ対しては寧ろ形式の礼拝を捧ぐるに傾くべきは人情自然の結果にして、御遺形に対し宗門宗派の如何を問はず仏法開基の始祖として尊奉する旨趣に悖るの虞あるを以て、當初奉迎の旨を貫かんには是非とも宗派的観念を脱却し、宗門の渦中を離れて唯一絶対の霊地を選ぶこそ教徒の本分なれ。則ち今日に於ては、之を東都に択ぶの外他に恰當の選択を容るるの余地なし、云々といふに在り而して所謂。

△大阪説　を唱ふるものは、遖がに京都人士の意思につき最も剴切なる観察を与へて謂へらく、由来京都人士は他国人士の金力を吸収するの策に長せるを以て我帝国の旧都として将た幾多の名勝旧趾の存在せるに僥倖し、彼の大極殿の如き豊国会の如き或は北野に於ける菅公祭の如き、苟も他国人士の金力を吸収するに足るべき神社仏閣は過去に於て明かに京都人士に利用せられ、又将来に於ても然るべき趨向を示せり。名は仏法有縁の霊地として、御遺形奉安に恰當なる地境たりといふべけんも、詮じ来らば恐くは

最も賤むべき心事に左右せられつゝある事柄たらん。既に愛知説を駁するの口実として自己の意思より他を忖度して、敢て不遜無礼の言辞を弄しつゝあるによるも争ひなき次第にて、自己の臭きを知らずして他の臭きを笑ふの謗は、京都人士が如何に之を弁ぜんも徒爾たらん。殊に覚王殿建設費の如きも既往に於ける京都人士の行動により推断せば、恐くは負担に堪へざるべく、結局大阪の如きは慥かに其犠牲たらんのみ。若し夫れ京都説にして勝を制するあらんか、勢ひ大阪に於ても応分の助力をなさゞるべからずして、而も博覧会設備に関する失費多端の今日厘毛の余力を有せざる今日なれば、京都人士の力畢に将た何をかなさん。敢て此無謀の説をなす丈けの自信力あらば、大阪に於ける菩提会支部の如き亦急速に之を引揚げて、毫末も倚頼の念を絶つに如かず云々と而して。

京都説　に於ては是亦二派ありて、徒らに熱衷狂奔するの徒は、唯夫れ他を排して奉安地を奪はんのみの意思を以て幾多苦肉の策をなしつゝあるも心あるものゝ唱道する所に拠れば、京都は現に大極殿建設の大事業に就きながら、工費三十万円の内僅かに二万円を京都にて負担せしのみにて、自余は凡て之を他に仰ぎしのみならず、是が維持に関しても頗る苦心惨憺たる有様にして、此他幾多の神社堂塔に対し殆んど持剰し居れる今日、一千万円の大事業を負荷せんとするが如きは最も無望なりといへり。然も或る一派は、此秩序ある議論をも省みず徒らに狂奔しつゝあれば、其気焔甚だ熾なりといふ。

大勢既に斯の如きの今日、愛知派に於て緊褌一番大に飛躍を試みんか。仮令中傷誣言の百出するあらんも、其熱心と信念により当初の目的を貫徹せんは固より易々たるべく、同時に一歩は一歩益々止まざらん決心を要すと。

覚王殿建設地選定会〔明治35年8月20日〕

同盟宗派管長村田大菩提会総理は来る廿七日、建仁寺方丈に於て名誉同盟会即ち各宗派管長会を開き、覚王殿建設地選定の件を議せん為め、左の各管長に対し召集状を発したり。

天台座主梅谷孝成、天台宗真盛派管長石山覚湛、真言宗連合総裁長宥匡、浄土宗西山派管長清水範空、臨済宗天龍寺派管長高木龍淵、同宗相国寺派管長中原東岳、同宗建仁寺派管長竹田黙雷、同宗南禅寺派管長豊田毒湛、同宗妙心寺派管長小林宗補、同宗建長寺派（鎌倉）管長霄貫道、同宗東福寺派管長済門敬仲、同宗大徳寺派管長菅広州、同宗円覚寺派（鎌倉）管長釈宗演、同宗永源寺派管長久松楳仙、曹洞宗管長西有穆山、真宗大谷派管長大谷光瑩、真宗高田派管長常盤井堯熙、真宗興正寺派管長華園沢称、真宗仏光寺派管長渋谷微妙定院、真宗出雲路派管長藤善聴、真宗誠照寺派管長二条秀源、真宗門徒派管長平光円、日蓮宗管長浜日運、時宗管長河野覚阿、融通念仏宗事務取扱梅原霊巌、黄檗宗管長吉井虎林、法相宗管長秦行純、華厳宗管長佐保山晋円、真言律宗管長佐伯泓澄

而して翌廿八日は、各宗派委員会を開きて同件を議する筈なり。

右に就ては大菩提会は来る廿四日午前十時より評議員会を開きて議案の審議を為す由、因に當日は愛知期成同盟会よりも会員二百余名を出派して大々的運動を試むる筈なり。

期成同盟会檄を飛ばす〔明治35年8月22日〕

管長会議既に切迫しぬ、當地に於ける御遺形奉安地選定期成同盟会は某一派の如く、敢て我意を貫徹せんとするが如き狭量を以て云為すものにあらずして、我国法界の為め宗派宗門の私情を脱し、仏教開祖に対する信念の軽重を問はん為め公正なる意思を満天下に表白するの目的にて左の檄文を飛ばせり

檄して満天下の仏教徒に告ぐ

粛颯として秋気到り天地醒警を発するの時、我同盟会は茲に刻下の急に迫まれる重大問題に付、満天下の仏教徒に向て檄告せざるを得ざるに至れり。

回首すれば已に三年前、暹羅国より釈迦大覚世尊の御遺形を奉迎し来るや其神聖なる宝蓋を瞻仰して、海内万衆歓呼の声を湧かし前古稀に見るの歓迎ありしは、今猶ほ昨の如く歴々として万衆の眼底に存す。其此の如きは何ぞや他なし此盛事に遭遇し、我仏教の為めに一新紀元を画し、之を外にしては東洋幾億万の同教者が打て一団となし、仏教をして二十世紀文明の上に赫々煌々の光輝を発揚せしむ可く、之を内にしては我仏教各宗派の和協統合を計り積弊を洗刷し衰運を挽回し、以て我光栄ある国史に伴へる仏教の隆興を計るは方さに是時に在ることを確信したればなり。

何ぞ図らん此盛大なる歓迎をなしたりし釈尊の御遺形は今や仮りに京都妙法院の一隅に奉安し、荒天寂地凄雨寥烟行人をして寧ろ落寞の感に堪へざらしめ、荏苒として早く已に三星霜を経過せり。而して之を奉安す可き大覚王殿建立の位置をも猶未だ決定するに至らさるは何ぞや。初め奉迎使の暹国に至るや御遺形永遠の持護に関しては、暹国皇帝の叡慮に背違せず、又在外公使等の誠意を空くせず、必ず完全に之を成就す可しと誓言したるに拘らず、実際各宗派の言動を察するに、徒らに執我俳異凌轢争抗を是れ事とし、其間に歳月を徒消するのみにして、曽て大局の成効如何に達観せざるか如きは、奉迎使が暹国に於ける當初の誓言に背くのみならず、東洋仏教国たる我国の体面を汚損すること決して少々ならず。是れ天下識者の斉しく憤痛慨嘆する所なり。

今日に至り大覚王殿建立の位地等に就て、或は漫に我見を張るものなきにあらずと雖ども、已に三年の歳月を徒過して未だ何等の寸績の見る可きなく、唯菩提会々務の大蹉躓の如き宗派間の抗争の如きを以て、徒らに紛擾を滋くするを見るのみ。夫れ三年にして何等見る可きなきもの五年十年亦為すべきや、推して知る可きのみ。

今に及び我能く任じて之に當ると言ふものありとも、天下誰が復之を信ぜん。究竟するに今日の事態に放任せば、神聖なる御遺形は仮奉安の儘となり、大覚王殿の建立も遂に茫々昧々其前途期す可からざるに終らんかな。我同盟会は前述の如き状態に対して慷慨禁ずる能はず、愛国護法の熱誠其抑塞に堪へず、已むを得ずし

て自から起り励声疾呼して天下に唱へ、此際姑息なる論議を排し区々たる情絆を絶ち、至公至正なる奉仏の信念により大局の成効を以て専念となし、大覚王殿建立の位置を愛知県名古屋付近に決定せんことを主張し、自ら任じて此重大なる責務を担当せんことを誓へり。而して今や我同盟会の誠意は幸に社会多数の同感を得、在暹羅国公使も亦此挙を以て其夙志に副へるものとなし、内外の賛成続々至り会員の数已に五十余万と称し、益々其活動を見るは我会の最も栄誉とする所なり。抑愛知県は我帝国の中央に位し、其名古屋市は東西二京の間に居り殷富繁盛直ちに三都に亞ぐ。而して此地方は古来仏教有縁の境にして、三十三派尽く此に存し、各宗寺院の数三万五千に越へ、信徒の数約二百万を下らず。仏教の隆昌なる全国多く其比を見ず。海内称して仏教の中心となす。是を以て我会の一たび組織するや、愛知県下仏教徒は先づ自から奮起して非常の大担任力あることを表白し、寄付金を申込むもの争先続出し、已に数百万円の多額に上ぼり、其建設敷地を献納せんとするもの亦続々たり。

今や奉安地を決定す可き管長会議は、京都に於て開設せらる此会議の議決は、各派管長が凌轢抗争の圏外に立ち和協一致して大公至正なる判断を下し、右奉安地は海内に於て最も適當なる愛知県下に選定するに至るべきは我会の信じて疑はざる所なり。然りと雖ども、若し纏綿たる情弊に絆し、偏私なる我執に陥り、至當なる決定に欽くるが如きあらば、是れ自から全局の体計を破り、今後の進路を阻害するものにして、外には暹国に対する国交上の体面を損じ、内には仏教徒の為めに非常の大恥辱を招くの結果に至らざるを保し難し、然らば則ち此会議の一可一否直ちに本問題の死活に係はるは論を待たず。

敢て満天下の仏教徒各位に告ぐ。各位は其満身の鋭気を此に発し、其満腹の熱誠を此に注ぎ、挺励奮躍して我会の企画を賛し、我会の主張を援け此緊急遍迫の時会に臨む猛進邁往以て、我会の目的を遂行するに勉められんことを。

明治三十五年八月廿一日

奉安地選定期成同盟会

仏骨奉安期成同盟会の活動〔明治35年8月22日〕

覚王殿建設地選定会も時日追々切迫せしを以て、期成同盟会より昨夜夜行汽車にて長谷川百太郎、野崎兼行、加藤梅嶺の三氏西京へ向け出発。尚引続き奥田正香、吉田禄在、服部直衡、清水直、服部小十郎、大導寺忠七、鈴置倉次郎等の諸氏を初め、本県下の有力者漸次上京運動上に関し大に尽力するよし。

高田派本山へ遊説の模様〔明治35年8月23日〕

當市御遺形奉安期成同盟会にては此程中村利恭氏を遊説員として、勢州一身田高田派本山に到らしめ、親しく常盤井法主に就き、覚王殿建設の急務なること並びに名古屋説は天下の輿論なる事を凱切に遊説せし結果、常盤井法主は頗る同情を表されたり。尚中村氏は該宗派の委員長岡大仙氏を訪ひ、法主の意を通じて尽

力を請ひ、長岡氏も其意を了し、今廿三日西京に出派し専ら同志を糾合することに尽力することを誓へり。

妙心寺派檀徒の建議〔明治35年8月23日〕

當市臨済宗妙心寺派の檀徒五十余名より同派管長小林宗補師に建議して、覚王殿を名古屋市に建立するは、海内の公論殆んと帰一せるに係はらず、役僧前田誠節師が京都説を主張し名古屋説に反対するは、大局の成功を破るものなれば、管長に於て宜しく之を戒飭し、方針を誤らしめざる様尽力あらんことを申出でたり。

仏骨奉安地京都説の真相〔明治35年8月23日〕

仏骨奉安地選定に関する管長会議の時日も切迫せる事とて、名古屋に於ける篤信なる仏教信徒は、東奔西走夜を日に継いで奉安地期成同盟会の為めに尽しつゝあること何人も認むる所にして、殊に奉迎使中にても大谷派新門主、日置黙仙、藤島了穏其他の各宗派管長中有力なる諸師は非常に賛成を表せるに係はらず、妙心寺派の議事前田誠節師は頑然反対の態度を執り、嘗て岐阜県にて自己の配下石黒某の発行し居たる雑誌「菩提」を京都に移し、表面大菩提会の機関の如く鼓吹して、僭越にも大菩提会の意見として名古屋説を否認し、温良謙徳の村田会長を慫慂して強て京都説を主張しつゝあるが、其真相につき口善悪なき京童の伝説に拠れば、前田師の俗情に通じ世故に長けたる燗眼は早くも奉安地に関する東京、三方原説は到底成立せずして、至竟京都に決定せらるべきを看破し、既に京都紫野辺に於て広大なる地所を見定めあれば、之を覚王殿敷地に充てんとの下心にて、斯くは京都説を主張せるものなりといへり。夫れと是とは固より関係なかるべきも、兎に角中途より名古屋説の湧出して非常の勢力あるに至りしより、同師が躍起の反対を試みつゝあるは其間の消息に多少洩すべからざるの事情なからんやはと。

各宗取締会議〔明治35年8月23日〕

昨日午後より當市会議事堂に於て各宗取締十余名会合し、協議の結果各宗より其管長に向ひ奉安地を名古屋に選定せられたき請願書を提出することに内決せし由。

期成同盟会趣意発表　當市御遺形奉安期成同盟会にて、釈尊御遺形奉安の件に就て必死の運動をなしつゝあるは屡次報導せし処なるが、愛知郡千種町御器所村付近の信徒は其気焔殊に高く、加之も建設候補地に接近せしを以て二ヶ町村の有志者より趣旨公表演説会開会を発起し、去る廿日午後六時より千種町の太田久左衛門方に於て、廿一日午後六時より御器所村久松寺にて野村朗、長谷川百太郎、鶴見淵蔵、貫沢全隆の諸氏出席各熱誠を濯いて大に輿論を惹起し、同会の為め頗る活気を高めたり。

期成同盟会頗る振ふ〔明治35年8月24日〕

八名の選定委員中七人までを虜にしたる名古屋派の運動は、百尺竿頭に一歩を進めて、今や管長等天台座主、真言総裁、浄土西山

派、臨済宗建長寺派、同円覚寺派、同永源寺派、大谷派、曹洞宗、真宗高田派、同仏光寺派、北陸真宗出雲路派、誠照寺派、三門徒派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、黄檗宗、法相集、華厳宗、真言律宗廿二宗の賛成を得たれば、今に於て京都説を持するは建長、円覚、永源三派を除ける臨済の各派及び興正寺派等十宗派管長に過きずして、目下上京中の運動委員は更に益々運動の歩を進むべきに付旁々名古屋説は将来益々勢を得るの傾あり。素より京都派に於ても莫大の寄付金の外に市内に一個処郡部に一箇処の地所を選定して窃に名古屋の寄付運動に対抗の姿勢を取り、別に平安同志会なるものを組織して活発に運動し始めつゝあれども、要するに虚勢を張つて徒らに喧囂を極むるのみにて、大勢は名古屋派に帰したるが如し。唯今回の委員に付托せられたるは京都、東京、三形原の三地の内一を選べしと云ふに在りて、名古屋説を取るは権限外に属する観あれば、京都派よりは先づ此点に於て異議を提出すべければ、結局委員再付托となり、然る後愈々名古屋説に決すべき模様なり。

期成同盟会委員上京　御遺形奉安地選定愛知期成同盟会にては、既に数名の運動委員を西京に派して、各宗管長会議に対する運動に着手せるが、尚ほ一昨夜の夜行列車にて近藤疎賢、平野大仙外数氏引続き上京せり。一行は予て曹洞宗々務局より内命を受居る由にて、着京の上は各宗管長を歴訪し愛国護法の赤誠を披歴して、大覚王殿を名古屋付近に建設するの趣旨貫徹を尽瘁すべしとなり。因に石川県に於ける一派の信徒は「我邦仏教の根本的中心たる京都を擱き名古屋に建設せられんとする変調を現出云々」の不遜非理なる言詞を以て、愛知同志者の行動に嘲笑を加へ敢て中傷を試みつゝあれば、此際緊褌一番以てます〳〵彼等の心胆を寒からしむるの覚悟なかるべからずとなり。

三浦将軍の移檄（覚王殿敷地選定問題）〔明治35年8月26日〕

覚王殿建設地選定問題は今や満天下の仏教界に一大問題となり、衆説紛々として殆んど帰着する処なく、将に開かるべき各宗管長会議に於ける決定も未だ容易に予想すべからざれども、大勢は名古屋説に傾きます〳〵有力なる賛成を得つゝあるが、更に仏教界に於ける有力なる三浦将軍亦京都人士の性格上より論断して左の如く名古屋説を主張せる檄文を各宗管長へ提出したり。

案するに、我日本の仏教徒が暹羅国より奉迎し来りし仏舎利を奉安すべき覚王殿建設の土地に就ては、衆議紛々として未だ定説あるを聞かず。従つて大菩提会亦其選定に惑ひつゝあるが如し。茲に於てか今や各宗管長会議の開会あるに方りて、余は聊か意見を陳述し以て各宗管長猊下の勇断を催告する所あらんと欲す。抑も覚王殿建設の土地に関する衆説中最も天下の視線を引きつゝあるは、京都並に名古屋の両説なりとす。故に右両地に就て其利害得失を対較して、将来永遠の大策を講ずるは尤も今日の急務なるべしと信ず。此れ余が右両地に関して少しく論究する所あらんと欲する所以なり。

蓋し古今を通じ東西に渉りて狎れ安く倦み安きは人情の通弊なりとす。故に苟も新事業を起すに方りては必ずや先づ其所依の境を選み、其土地の人情風俗を観察して之れに着手するにあらずんば、遂に其効果を収むること能はざるべし。今之れを我邦の仏教歴史の上に徴するに、奈良京都等の名は仏教初生の地として頗る人口に上りて、既に吾人の耳朶に狎れつゝあるのみにあらず。由来京都の地たるや、人心多くは一時の華美を競ひて永遠の事業を策するの思想に乏しく、諸般の商業一として世界的日進を図るものなく、其他神社仏閣に対する観念等に至りても所謂大旅客的の計を成すことにのみ孜々として、絶て永遠の効を将来に期することあるなし。故に其結果の及ぶ所を見るに、近くは彼の豊国会の如き大極殿御造営の如き又は菅公会の如き、何れも皆一時的となり祭礼的となり終りしに非ずや。加之、仏舎利奉迎當時に於ける京都の士民が之れに対する感情並に奉迎事件の如き、何れか其風習に促されたるものにあらずとする乎。果して然らば仮令京都は各宗本山の所在地にして、又由来仏教に因縁ある土地なりとするも、今此地に覚王殿を建設し仏舎利を奉安せんと欲するは抑も所依の境を選み得たるものと称すべきに非ざることは、余が言を待たずして明かなるべし。

試みに卑近なる一例を挙げて之を解するに、今幼児に玩弄物を与ふるとせんに、仮令同一玩弄物なりとするも、之れを愛するの情と之れを永遠に保持するの念とは、都会の幼児と村里の幼児とを比較するに、差異果して幾何ぞや。都会の幼児は忽ちにして物を愛し安きと共に忽ちにして倦み安しと雖も、村里の幼児に至りては然らず。一旦人の玩弄物を与ふるあらば深く之れを愛して倦まず、而かも永く愛着して措くことなし。蓋し此の見易き理数は独り幼児の上にのみありて存ずるにあらず、所依の境遇によりて人情に変化を与ふること概ね斯くの如しと云はざる可らず。想ふに京都の人心は殆ど都会の幼児の物を愛し安く物を憎み安きに似て、名古屋は全く之に反し一物を愛玩して永遠に持続すること、恰も村里の幼児に均しと謂つべき也。

夫然り然らば、覚王殿建設の土地を選ぶに方りても此見易き道理に照して遺骨を永く保持し、且つ之を珍重する者に与ふるに於ては、即ち暹羅国皇帝陛下より分与せられたる聖旨にも協ふべく、又我日本仏教徒が至誠熱心之を奉迎し来りたる素意をも達することを得、抑も又仏種結縁の萌芽も着々顕揚発育するに至らん。

且つは、京都の地たるや彼の神社仏閣の壮麗人目を驚かすものありと雖、人心之がために先づ狎れ先づ倦み道心日々に薄ふして積弊此に萌す。然るに名古屋は之に反して人心も軽浮ならず信念も京都に比するに純一なりと云ふべし。故に一たび覚王殿を此地に建設して霊骨を安置し奉るあらば、是れを動機として益々比隣の諸念を固結せしむることを得べきは勿論、之を活動の中心として各宗積年の確執を打破するに至るべきや必せり、是れ余が各宗合同の機は京都よりも名古屋を以て円熟せりと予期して、此地に覚王殿を建設せんと欲する所以なり。

更に世人が新事業を策する上に就て尤も困難に感ずる所の経費の

点よりして両地を比較し来るに、之を一時的祭礼的の嗜好に富める京都人心に就て永遠を期する事業の経費を要求せんよりは、寧ろ名古屋の人心に檄して事を計るの易きに如かざるべし。殊に況んや名古屋は既に多額の入費を確定して之を提供しつゝありと聞く。

以上の事実に就て既往を以て将来を照し来らば、覚王殿建築の土地をして世人の視線を引きつゝある京都説並に名古屋説の両地の利害得失は、最早余の言を待たずして明瞭なるべし。冀くは各宗管長猊下公平の眼を以て両地の利害得失を対照し、深く将来を鑒みて現下の情弊を打破し、英断を以て名古屋説に決定せられんことを千祈万礼の至りは堪ず。謹白

明治三十五年八月廿三日

正三位勲一等子爵
樞密顧問官陸軍中将　三浦梧楼

敷地選定と委員（覚王殿）〔明治35年8月26日〕

前号所報の如く、覚王殿建設敷地選定委員は曩に東京、京都、三形原の内何れへか選定すべしとの趣旨を以て選任されしものにして、其後に於て提出されたる名古屋説に就て採否の権なしとは京都派の唱道する所なるを以て、議事法上或は委員再附托となるべきは固より予想すべき処なるが、京都派に於て之を主張するは大々的魂胆の存ずる所以にして、予じめ名古屋設の鋭鋒當るべからざるものあるを予知し、名を委員再附托に仮つて敢て其決定を延期せしめ、更に徐ろに劃策する目的の存ずることは行掛上今より想像するに難からざるなし。然も来る十月の交には邉国皇太子殿下の御来朝あるべき筈なれば、今に及んで固より荏苒日を曠うして機宜を誤り畢に我国信徒の信念の薄弱なるを表白して、斯界に一大汚点を貽すが如きは絶対に之を排斥せざるべからざる次第なれば、愛知期成同盟会運動委員に於ては此覚悟をなし仮し委員再附托となるも、飽まで今回の管長会議の開期二三日を莚長するも決定せしめん意気込にて、一瀉千里を以て老獪なる一派をして其間に猾策を施すの余地なからしめん筈なりといふ。

●委員の上京　御遺形奉安地選定愛知期成同盟会本部より一昨日、代議士鈴置倉次郎、服部小十郎、大導寺忠七の諸氏運動委員として急行西京に出発し、同夜更に早川見龍、宮本熊楠、高岡亮音、玉置法伝の諸氏上京し、昨日は野村朗、片岡量海、西村善平の諸氏引続き出京し、滞京中の運動員と相呼応して大々的飛躍を試むべしといふ。

覚王殿敷地選定問題〔明治35年8月27日〕

▲各宗派管長会　今廿七日開会の覚王殿建設地選定の各宗派管長会々場は建仁寺の筈なりしも、都合に依り妙法院内に開くこととなりたり。管長中不参の届出ありたるは本派本願寺、臨済宗南禅寺派にして、大谷派管長は渥美契縁師を代理とし、曹洞宗管長は日置黙仙師を代理として出席せしむる由、然して同会にては、覚王殿建設地選定委員の調査報告に引続き、名古屋期成同盟会の建議案を議すこととなる。

▲京都説の真相　名古屋派の運動者か続々上洛するにより、漸く昏睡より醒め周章狼狽運動を開始せるが、今京都派の勢力如何、内幕の真相を聞くに、同派の勢力極めて微弱にして、僧侶側にては前田誠節師一味の輩と所謂影弁慶的の平安同志会並に振興会の如き者を煽動し、多くは中流以下の壮士連を使嗾し、二三の条件を密約して第一着に演説会を開始せり。其際前田師並に同一派が其黒幕にて周旋せるが如き、その間の消息之を窺知するに難からざるなり。更に京都中流以上の某紳士が頃日某記者に語る所によれば、今や當市各宗派の多くは其本山を維持する能はずして殆んど廃寺に及ぶもの少なからず。然らざれば各寺宝物の展覧料を収め僅かに余喘を保つものなれば、茲に覚王殿を建設すればとて如何でか其維持を全うせんや。則ち大覚王殿も畢に所謂荒天寂地凄雨寥烟行人をして落寞の咸に堪へざらしむるに至らんかな。殊に當地の仏教機関は、殆んど具備せる今日徒らに事を繁くして却つて伝灯の奉旨に悖るは、為めに大に採らざる所なり。寧ろ熱心誠意所依深厚なる愛知仏教徒に托するの万全なるを信ず。誠みに見よ武徳殿、豊国社、北野千年祭等の如きは、愛知の援助を仰ぎしもの之を既往に徴して甚だ尠しとせず。斯の如く望外の望に熱狂して一部少数者の野心を充し、理由なき理由を口実として京都市民の与論を顧みず、徒らに同殿を引受けんとするは吾々の深く迷惑を感ずる所にして、更に以て愛知県民の感情を害せんとするが如きは、之を将来に慮りて最も京都市に不得策なりと信ず云云と。又内貴同市長の語る所を聞くに、今や市の事業頗る多端上下水道の改修疏水道の拡張、七条停車場御所間の道路開通（幅十二間）の如き刻下の急務にして、加之も市民多年の宿望なるに係はらず夫すら経費支出の上に於て未だ之を実行し難き事情の下に在り。然も何を苦しんで多額の費用を要する覚王殿建設に熱狂するものぞ云々と。以て京都派が一部野心家の群にして京都市民の与論を代表せしものにあらざるを知るに足らん。更に之を実際に徴するも、今日に於て専ら京都説を主張するは所謂限々者流（同志会の如き）に過ぎずして、市民の多くは唯京都人士として京都説に反対するは、地方的関係に於て甚だ奇怪なりといふ懸念より、表面賛成を装ふに過ぎず。従つて當初一二回の演説を試みたる新代議士も、今や言を左右にして深く立入らざる有様となり、其聲の大なるは唯々同志会一派に過ぎざれば、若し夫れ万一京都説に決定せんも其暁に及んでは、却つて之を持剰し結局大覚王殿も灯火長へに絶滅せるの悲観を呈せんは、火を睹るよりも明かなり。

▲愛知期成同盟会の建議　覚王殿建設愛知期成同盟会にては愈々左の建議書を各宗管長に提出したり

覚王殿建設の位置を名古屋市附近に決定するの建議

一昨年暹羅国より奉迎したる釈尊の御遺形を安置し奉るべき覚王殿建設の位置に付ては、二、三の候補地を申出でたるものなきにあらずと雖も、未だ之を以て全然適當なるものと認る能はず。然るに愛知県名古屋市に興りたる御遺形奉安地選定期成同盟会は、其企劃する処最も確実にして其主張亦最も適切なりと信ず。依て右覚王殿建設の位置を名古屋市附近に決定せられん

ことを望む。
右及建議候也。
而して其理由書に曰く、
（前畧）上来開陳する所を括言すれば、釈尊の御遺形を奉安する覚王殿の建設は宜しく速かに其位置を決定し、着々之が完成を計らざる可からず。而して愛知県は仏教の因縁特に深く其県民奉教上の信仰は他に比類なきを以て能く其負担に堪ゆるは、勿論名古屋地方は東西二京の中間に位し、覚王殿建設の位置としては他の二三地に比して特出の資格を有するが故に、其位置を名古屋市附近に決定するを以て最も適當なりと謂ふに在り。今日に於て先づ其位置を決定し、而して鋭意其の進行を計るは暹国々王陛下が我が懇請を容れられたる聖意に契合し、又日本仏教各宗派の和協統合を計り、進では東洋文明の開達を促し我仏教の光栄を宇内に宣揚するの宏□を開くものなり。是の如きは天壌無窮の　皇祚を隆にし国家万民の慶福を大にする所以なることを疑はず。而して愛知県民が企劃する所能く此主意に合し、其熱心なる担任心は此大業と相始終するに堪ゆるを信ず。右の理由なるを以て各王殿建設の位置を愛知県名古屋市附近に確定せられんことを切望し、本建議を提出するものなり。
更に左の書類を添付せり。
稲垣公使より暹国外相に呈したる書、暹国外相より稲垣公使に送る返書、稲垣公使より我管長へ送りし書、外山領事より菩提会長へ送りし書、奉安地を名古屋市附近に定むる請願書、稲垣公使外山領事より菩提会名古屋支部へ宛送りし書、稲垣公使より名古屋市長へ送りし書、同公使より我各宗管長へ送りし書、名古屋市及び愛知以下十六郡寄附金一覧表（合計金百四十万二千二百八十二円）、覚王殿敷地献納者一覧表、土地寄附の外各郡部より土工人夫其他建築材料等の寄附申込書
因に敷地献納者は左の如し。
東春日井郡小幡村八万二千六百卅六坪野村茂助○愛知郡広路村小出藤十郎外四名十四万四千六百坪○同郡田代村片山竹治郎十万坪○同郡広路村加藤鎌次郎一万千八百六十八坪○同郡田代村清水貞雄十万坪○合計四十三万九千百四坪

各宗管長会議（在京特派員報）（明治35年8月28日）

京　都　電　話　（廿七日）
本日午前七時より京都天台宗妙法院に於て各宗派の管長会議を開き、来会者は相国寺管長中原東嶽師外二十六名にして議案は、
第一　奉安仮殿設置の件
第二　奉安地選定に関する諸般の件は西京以下本部員に於て之れを取扱ふこと
第三　奉安地は京都附近の中に就きて第二条の手続に依り選定し、宗派会を開き決定すべし
第四　奉安地は可成信者の寄捨を乞ふべし
第五　奉安地は区域を凡そ十町歩とす
但選定の都合に依り出張部を二ヶ所又は三ヶ所に設くるも防

げなし

第六　条正案

御遺形奉安地の選定は九名の委員をして調査をなさしめ、九月十三日迄に各部へ報告する事

右の議案を配布し寄り〳〵密談を凝らしたるも、議場の形勢は名古屋派十五名、京都派僅かに六名に過ぎざりし為め、前田派より種々の口実を提供して欠席中なる西本願寺管長の意見を問ふことゝなり、結局修正案のみを可決して午後六時に至るも尚ほ正式の開議に至らず。

名古屋派は早朝より各管長を其宿所に訪問し、夫れより僧俗袂を連ねて傍聴せんとて同院玄関に至りたるに、受付掛りは種々防害を試みたるも結局許可を得しが前記の事情にて、遂に睨合ひの有様にて六時過ぎ散会の已むなきに至れり。殊に予て渡しある傍聴券には甚だ曖昧なるもの多くして、紛擾一方ならず。中には腕力に訴ふるもあり、形勢不穏なりし。

●大谷派本願寺紛擾事件

▲全国門末は、今回の愛山有志改革派なるものは畢竟石川舜台氏以下前内局役員が自巳の失政を蔽はんが為の運動なる事を知り、憤激一方ならず。就中尾張酬恩会より差出せし上申書には、迅に不明瞭の五十万円一条を取調べて事理を明瞭にし、其責任者の罪を問ふ可しとありし由。▲愛山派の委員三名は昨日交渉会派の事務所に赴き、今回の本山紛擾に対する眼目には両派他少異にするも、其の帰着する処は連枝内局組織の必要を感しつゝある事なれば、結局相提携して事を為さんとの旨を申込みたり。▲長浜別院連枝大谷勝縁師は目下の事情愈々入京するの止むを得ざるを感じ、既に其意を洩したりとの報により、事務所并に枳穀邸より電報を以て入京の時日を問合せたるに、未だ何等の返電もなしと。

大覚王殿建設問題（在京特派員報）〔明治35年8月28日〕

▲管長会議　昨日の管長会議に出席すべき各管長は、極めて少数にして多くは代理者を出席せしめ、殊に多少の欠席者もあるを以て、此重大問題に対して最後の断案を下さん事到底難事なれば、多分会期を二三日間延期する事となるべしといふ。一説には更に会期を定め召集地を変更して再議すべしとも伝ふ。

●大谷派新門主と名古屋説　大谷派新門主が名古屋説に対し賛成の調印をなしたりとの事につき、北陸地方の同派信徒が激昂して上京せしなどゝ伝ふる者あれども、右は必竟京都派が虚勢を張らん為の口実に止まりて何等の痛痒をも名古屋派に与ふる所なく、新門主の意向は到底京都にては勧財の見込みなく限りなき時日を空なしく送り、何時迄も建設の出来ざるは明かなる事実にして、若し此儘に放置せんは奉迎正使として心苦しきことなれば、名古屋には篤信なる多数の仏教信徒もあり、充分勧財の感算も出来居る事なれば、之を名古屋に建設するこそ適當ならんとて意見書を発表せらたしと云ふ。尚ほ本派本願寺にては由来宗教法案と菩提会には反対なるも、御遺形奉安には賛成なるを以て覚王殿建設成るの日は、二万円の寄附をなすべきことを明言し居れる由。即ち

公平なる眼光を以て、敢て地の京都なると名古屋なるを問はず、只管実行の速かならんを望みつゝ、理論よりは寧ろ実際に重きを置いて、陰然名古屋説に左担しつゝありと云ふ。

▲京都派内部の怪聞　覚王殿問題に付き、京都説を主張する一派の裏面に於て頗る怪しむべき風説を伝ふるものあり。其は建設地に付き、荻野某所有の吉田山（神楽ヶ岡）の地所時価六千円を表面、岐阜の日吉善識なる妙心寺派の僧侶が二万円にて売得したる如く装ひて、過日既に登記迄すまし、更に改めて此地所を菩提会に寄附し、同会は之を以て将来の建設地と内実確実したり。此間の運動に付ては右荻野を主として服部賢成、船越謙吉、横山某、井出某等関係せる由なるが、斯くと聞たる仏教団の有志者は、総代管龍貫、段証依秀、美濃田覚念三氏の名を以て菩提会に対し一の建議書を提出したり。其要は、右日吉師は前田誠節師とは懇意の間柄にて、其間何等かの利益問題伏在すとの噂あれば、折角京都に建設する程ならば斯る不浄の世評ある場所を避け、他に無垢の霊地を選定せられんことを望むとの趣意にして、京都建設派に対する一大打撃なりしといふ。

▲小栗氏と臨済各派調査員　臨済各派の調査員中に、名古屋に果して覚王殿建設に対する費額を募集し得べきやの実地を探らん為め、一応名古屋に出張して取調ぶる所あらんとの説ありしが、名古屋派には各宗管長会議の為め有力にして且つ責任ある仏教信徒諸氏が続々出張して滞京し居る事なれば、今更敢て名古屋に派出して事実の調査を為すにも及ぶまじとの説もありて、結局名古屋に派出の議を見合せ、一昨廿六日午前十時に調査員より小栗富次郎氏に会談を求めて、右に関する調査に従事したり。固より賛否の意見は発表せざりし由なるが、此の会談は極めて秘密に附しありといふ。（以上廿七日午後五時稿）

大覚王殿建設問題（明治35年8月28日）

本誌が曾つて掲載したる大覚王殿建設問題に関する各宗派の色分（名古屋説廿二派）の記事が、少なからざる打撃を京都派に与へたる事とて、京都派にては更に其色分けなるものを公表し、京都説十四派、中立説五派とし名古屋説は僅かに三派ありと声言しつゝあれども、京都派に於て所謂自派に属すてふ十四派の内天台、真言（真盛、寺門両派を除く）日蓮の各宗及び真宗大谷派、同興正寺派、同高田派、同仏光寺派、同誠照寺派、同出雲寺派、同三門徒派、及び臨済宗の内建長寺、円覚寺、永平寺の三派は明かに名古屋説に加担せるものにして、彼等が中立派と称するものゝ内にも明かに名古屋説を賛成せるもの少なからざるに拘はらず、京都派の勢力日に非なるに苦しんで敢て此虚妄の伝説を以て頽勢を挽回せんとするの窮策真に愚の極なり。而して更に局外者をして公平なる判断なりといふを聞くに、理論に於ては京都説勝を占め、実際に於ては名古屋説勝を占め居れり。然れば会議が果して理論派の勝利に皈すべきか実際派の勝利に皈すべきかと云ふに、結局の勝利は前者に在らずして後者に皈すべきが如し。其は何分京都側の弱点は仏骨に対する既往数年間の成績が甚だ面白か

らざりしのみならず、積極的に云へば今日までの不成績は実に一面に於ては折角分贈を辱けなふしたる暹羅国王の好意を空ふし、延ては此間に起て周旋したる稲垣公使の面目を毀損したる事、若干ぞ又一面には世界唯一と称せらるる日本仏教徒の如何にも活地なき事実を表白したる事となりて、国家の体面上より見るも亦幾分の責なしとせず。是等の責任は何人に皈すべきか今更之が詮議立するも無益の沙汰ながら、要するに大菩提会の責任たる事は免がるべくもあらず。而して同会の責任は取りも直さず事務の當局其人の責任と云はざるべからず。試みに見よ、数年を出でずして数百万円の巨資を募集し、宏壮輪奐の覚王殿を建立するてふ當初の計画は如何に、各宗合併の大学校を設立し大に仏教の興隆を計るの策は如何に、慈善事業は如何に、数へ来れば當時会の當局者が予定したる計画は悉く是れ空中楼閣にあらざれば、痴人の夢に同じきのみならず、失態百出醜聞紛起、結局十万足らずの負債を残したるの外、更に一事の見るべきなきにあらずや。彼の暹羅国王が満腔の熱誠と信仰とを捧げて、遙かに日本仏教徒に分与せられたる一片無垢の仏骨は、今も尚悲風惨雨の裡依然として妙法院の片隅に閉置せられあり。過去の成績此の如し。之を以て推すに、将来に於て能く當初計画通りの成効を京都の地に於て見ん事は、決して為し能はざる所なり。況んや京都は、既に業に各宗本山初め由緒縁故ある数多の霊刹名院あり。一覚王殿の建築無きも敢て事を欠くにあらず。経済の上よりするも必ずしも京都に限らず、暹羅国王の趣旨は単に日本仏教徒に与へたるものにて、京都に与へたるにあらず。然る時は、一概に京都説を固執するは事態に通ぜざるの論なり。之に反して、名古屋説の主張は兎も角も会の負債は一切引受くるのみならず、数十万の資本も立処に募集して、数年を限り必ず殿堂を建立すべしと云へり。若し此の説の如くなる時は、菩提会に取りては、所謂渡りに舟、願ふても無き幸ひにあらずや。抑も何を苦んで此の好機会を自から逸せんとはするか。若し名古屋派の公言する負債引受け等を危ぶむとなれば、其は他に如何様とも確実なる手続によりて、其事の履行を期する手段はあるべし。要するに名古屋にして負債を引受け、覚王殿を建築するに於ては、断然之を譲るを以て得策とするは、事理の最も視易き所なり、云々と。（廿七日午前）

大覚王殿建設問題〔明治35年8月29日〕

▲各宗管長会（廿八日午前特報）前号京都電話を以て略報せる如く、昨日の同名譽会監会は議案の配布のみにて本議を開くに至らず、単に協議会に止たるが、名古屋説につき最も熱心なる主張者、曹洞宗管長代理日置黙仙、同宗委員弘津説三の二師と、前田派との間に峻酷鎮痛なる論議ありたり。是より先、京都派にては熱心に各派間を遊説し、毎会欠席勝にして這回も無論欠席するならんと認められたる各宗派までも促し来つて、理論も実際も問ふ所にあらず。唯々頭数を以て勝利を占めんとの策を講じたるも、夫れさへ名古屋説の鋭鋒に當り難き形勢を致せるより、乃ち会議を延期せしむるを得策と感じたりけん。本派本願寺及び欠席せる

他の一二宗派に交渉せんとの議に対し異議なく同意を表し、
一、奉迎以前に立戻り各宗派管長会議として非同盟宗派も加へて更に会議を開くべきか
二、此儘同盟会を開設するか
の二点に就て協議し、其結果非同盟宗派に交渉するに決し、委員として左の四名を選定したり
真宗大谷派　井沢勝詮　曹洞宗　日置黙仙　誠照寺派　二条秀源　興正寺派　三原俊栄
右委員は本日中に本派本願寺其他に交渉を了る都合なるが、明廿九日は前号所載の各議案の本議に移る筈なれども、或は延期再開に決するならん、因に昨日は各地より入洛せしものは固より京都市民も今更の如く会議の結果を気遣ひ、午前七時頃より傍聴の為め詰掛けたるもの引きも切らず無慮三百名にも及びたるが、菩提会にては一切傍聴を厳禁し、何人も入門を謝絶したるに、傍聴人は容易に去る模様なく仏骨仮安置所其他院内庭上に充満し、中には是非傍聴せしむべしとて厳談を持掛くる者もありて、一時頗る騒然たりき。當日参集の各管長及び代理者は左の如し、
相国寺管長　中原東岳、誠照寺管長　二条秀源、大徳寺管長、菅広宗、真言律宗管長　佐伯弘澄、三門派管長　□光円、建仁寺管長代理　瑞岳唯陶、妙心寺管長代理　池田沢照、曹洞宗管長代理　日置黙仙、木辺派管長代理　足利義蔵、真言聯合派代理　小川光義、大谷派管長代理　井沢勝詮、仏光寺派代理　奥博愛、黄檗宗代理　鈴本悪眼、興正寺派代理　三原俊栄、永源寺代理　宗元宗純、南禅寺代理　大沢協宗、天台宗代理　大村観順、融通派代理　清原賢静、時宗代理　足利灌柔、高田派代理　大西□順、西山派代理　北川舜龍、東福寺代理　林湊順、真盛派代理　橋本□実、華厳宗代理　筒井寛望

▲京都派愈々窮す　京都派、即ち臨済宗の前田派に属する一部の隈々連は、壮士を使嗾し、虚報を伝へ、反間苦肉の策を施して、百方自個の勢力を誇大に吹聴しつゝあれども、由来京都説の内容は、一定の成算あつて唱道せらるゝものにあらず。唯々自己の野望に耽々たる群少の主唱せる架空の説に過ぎずして、殊に新進の某代議士が、京都派の為めに運動するを条件として、三万円の運動費を得たるが如き個中の消息は、蓋し解し難からざるなり。現に建設地寄附に就ても、土地を所有する資力さへなき森田某なるものにして、敢て二十万円（十万坪）を寄附すべしと声言せるが如き、或は将来の利益交換を条件として寄附申込をなすものゝ如き、到底誠意誠心を以て仏舎利の奉安を希ふものと認むる能はざるのみか、其首領たる前田誠節師の如きも、大徳寺附近に於て何事をか劃策しつゝ、爰に神聖なる仏舎利を安置せんとして、敢て野望を以て仏徳を汚瀆せんとするの迹歴歴として見るべし。仮し彼輩は是等野望の為めに動くものにあらずとするも、刻下死活の問題を討議するに際して尚ほ僅々十万坪の敷地を京都附近に得る能はざるが如きは、理論に於ては兎も角も、覚王殿の建設を現実ならしむる上に於て、全く無能力なりといはざるべからず。既に建設問題に対する先決条件たる建設費を纏め得ざるの事実を以て

するも、彼等の窮状知るべきなり。斯の如しにして京都派の勢力は遂に益々窮戚され、其極厄鬼的に中傷讒言を放つて僅かに余喘を保つのみ。夫れかあらぬか、仏骨奉安地選定の為め召集せる各宗派管長会議費の内二万円を濫費して、今や将に刑事上の問題をも惹起すべき形勢に頻しつゝあり。而して其最も笑ふべきは、目今府下各地に開会せる演説会場に於て、聴衆に対し一人前十銭位の饅頭を施与して、端たなき歓心を買ひつゝあるが如きは、殆んど児戯に等し。あはれ其末路は、寧ろ為めに愍笑するに勝へたりと。

各宗管長会議（今卅日）〔明治35年8月30日〕

京　都　電　話（八月廿九日）

本日午前九時妙法院に於て会監会議を開きたるが、一昨日の建議案即ち御遺形奉安地の事は、大菩提会のみにて決定すべきものにあらず。御遺形は啻に大菩提会の専有物にあらずして、各宗管長協議の上奉迎したるものなれば、茲に大菩提会の各宗管長並びに同会以外の各宗管長合同し、更らに各宗管長の会議なるものを組織し、明日本格を以て決定すると云ふ。尤も大菩提会に於て選挙したる奉安地選定委員は、大菩提会以外の管長に於ても承諾したる事なれば、今回更らに組織せられたる各宗管長会議は、正式に奉安地を選定する資格ありと云ふ。

大覚王殿建設問題〔明治35年8月30日〕

▲廿七日の管長会議（既報）　去る廿七日を以て大仏妙法院内に開会せし名誉会監会は、既報の如く内交渉を要せし為め本会議に移らず。先づ協議会を開き誠照寺派管長二条秀源師座長席に就き、議事を総理せり。劈頭村田会長の説明演説ありしが、其要旨は御遺形奉迎當時稲垣暹羅公使より同国々王陛下に奏上して、覚王殿を京都に建設するの予定なりと言明したるに係はらず、京都に於て或る事情の下に三ケ年の日子を空過したるより、突然愛知菩提会支部より稲垣公使に対し京都人士の無能を訴え、覚王殿を名古屋に建設せんことの議を通告し、今や論議百出して容易に決定する能はざるの状態となり、甚だ遺憾とする所なり。愛知菩提会支部か不肖寂順師を措いて、直接に稲垣公使に通告したるは、総理を無視したる行動なる事今更多く謂を要せざるも、稲垣公使にして、中途より名古屋説に賛同せられしは頗る意を得ざる所にして、目下質疑中なり。由来京都の地なる各宗本山の多くを有し、仏教有縁の地なるを位て、覚王殿の位置として最も適當なるは何人も認むる所なれども、直ちに京都に確定せんは聊か壟断の嫌あるを以て、本年一月の管長会議に於て九名の選定委員を挙げ、東京、京都及び三方ケ原三ケ所の内、仮りに京都に奉安するに決したる次第なり。然も今や名古屋説突如として提出せられ、選定委員の七名は之に賛同したり。然も不肖の観る所を以てせば、委員に於て三候補地あることを忘却して、漫然名古屋説を主張せるは聊か序の正しきを失したるものと認む云々、と述べた

り。茲に於て、曹洞宗、真言宗、時宗、真宗大谷派、浄土宗西山派の各管長代理より左の先決議案を提出し、討議の末六に対する十九の多数にて可決せしより、村田、前田の正副会長は自己の権能を蹂躙せられたりとて、辞職せんとの脅し文句を並べたり。然れども、結局双互の意思疎通して、前報の如く委員四名を選び、交渉する事に決し散会せり。（交渉顛末は四面に掲げたり）

世尊御遺形は日本仏教各宗派へ遍羅国皇帝陛下より御贈与のものなり。然るに各宗派内より、自ら御贈与の列に加はらざる宗派は止むを得ず之を除くも、既に其列に加り居る宗派を除き、単に菩提会内の各宗派而已て御遺形奉安地選定の決議を為すは、不當のものと存す。故に、共同贈与を受けたる各宗派会を開き、奉安地を選定するを至當のものと信ず。依て菩提会々則の下に開設する会、監会及ひ宗派会を変更し、共同贈与を受けたる宗派会を開き、之を決定せられんことを請求候也。

曹洞宗管長代理　日置黙仙　㊞
時宗管長代理　足利瀧柔　㊞
真宗大谷派管長代理　井沢勝詮　㊞
真言宗聯合長者代理　小川光義　㊞
浄土宗西山派管長代理　北川舜龍　㊞

仏教各宗派管長各猊下

▲廿九日の管長会議　午前九時より開会の予定なる同会議は、延期せんか継続せんかは今尚ほ未定にして、各管長は何れも殆んど気迷ひの姿なり。然も愛知派の気焔愈々熾んにして、京都派は全く防禦の地位に立ち、只管任延期を希望するものゝ如く、加之のみならず愛知派にせよ京都派にせよ、一方の勝利に帰せんか、将来大菩提会会務の上に少なからざる影響を被むるべきにより、此上は両派の間に調停を試みんとするものさへあるより、多分本議を決する能はずして流会に了らんといへり。因に名古屋派より提出せる建議案は左の如し。（廿九日午前八時特発）

建　議　案

第一条　釈尊御遺形奉安覚王殿建設地は、愛知県名古屋市附近に決定する事

第二条　覚王殿建設の敷地は、十万坪以上十五万坪以下の献納を申出たる三個の候補地に就き、十分の調査を遂げ決定する事

第三条　愛知県より寄附する覚王殿建設経費金額の内、已に申込を了したる一百四十万二千二百八十二円は、本年八月以後満二ケ年間に完納せしむるの方法を確定する事

第四条　全国の寄附金額は、前条期限内に募集を結了する事

第五条　覚王殿建設は本年十月起工式を執行し、満三ケ年を最終期限とし竣工する事

第六条　御遺形は覚王殿建設起工式より一週間以前に名古屋市に奉遷して、仮奉安を為す事

第七条　覚王殿建設に関する事業及び前条御遺形奉遷に関する事務は、各宗派会に於て十名の委員を選定し、之に担任せしむる事

第八条　各条の事項中、愛知県に関連する件々は前条十名の委員

に於て、愛知県道俗を代表する責任者に交渉し、正当の手続を履み、其各事項の挙行を確約する事

別　項

一御遺形奉迎経費及び菩提会にして負債と為るものは、各宗派及び菩提会に属する各宗派の承認したるものに限り、三十日以内に前項愛知県の責任者より寄附償却せしむる事

▲奉迎使と名古屋説　仏舎利奉迎使大谷光演、藤島了穏、日置黙仙の三師より昨日各宗派管長に対し左の書面を廻附したるが、京都説は為に一大打撃を被れりといふ。

拝啓残暑之候に候処、各位御道体益御清祥之御事と奉賀候陳者拙僧共一昨年各位の御委任を受け暹羅国磐谷府に渡航し、釈尊御遺形奉迎の大任を全し候事は偏に仏天之加被力と各位の御奨励に由る事と深く感佩仕候。就夫御遺形奉安地之事は帰朝後已に満二ケ年を経たる今日尚、何処とも御撰定無之由平素関心罷居候処、今回西京に於て会議開設相成候由伝承候に付ては、右奉安地撰定之事は御会議之一大要件ならんと存候。聊か鄙見を陳述して各位の御決議を御促し申上度候基儀は、一方愛知県名古屋地方に於て適当の地所を撰定し且其建築等に於ても尠からざる負担を辞せざる趣、又一方にては最初京都と御定の事有之爾後京都に於ても夫々建築之方法等を講せられつゝある事と存候得共、未だ確たる施設は伝聞不致候然るに本年中には暹国皇太子殿下は英国より御帰朝の途次米国を経過して本邦にも来朝可相成御事と拝承致居候。果して然らば其際御父王陛下も我日本仏教徒へ恩恵贈に相成候御遺形之奉安地も一定せざる様にては、我等仏教徒は何の面目を以て之を奉迎する事を得可申哉況んや。一昨年六月十八日磐谷府宮殿中に於て御暇乞を申上候節の暹王陛下の御懇命には、奉安所建築の用材は陛下を如め奉り王族大臣等よりも御寄附可被遊に付、迅速之を成就して衆庶の拝礼に便ならしめよとの思召なりし事は帰朝の上詳細に各位へ報告仕候事に御座候。夫是以て今日迄も御棄置相成候而は右の御懇命をも無視致候様にも相見へ候次第にして、之を思ふ毎に慚汗背を沾す儀に御候。就ては愛知県京都各其得失可有之候得共此際拙僧等の切望する処は区々の情実を顧みず、建築準備の実を全ふせるものを撰び、一日も速に建設の場合に至らして暹王陛下の懇命を空しくせしめざる様致度事に候。拙僧等奉迎使たりし縁故を以て此段奉得貴意候也。

明治三十五年八月二十五日

大谷光演　印

藤島了穏　㊞

日置黙仙　㊞

各宗派管長殿

▲両派の運動益熾　廿五日迄に上洛せる愛知派運動者は小栗寅次郎、吉田禄在、大導寺忠七、鈴置倉次郎、近藤疎賢、早川見龍、盛田久右衛門諸氏を始め僧俗無慮三十余名にて、何も名望有力の人々にて、正義を標榜し表面に裏面に堂々の運動を試み極力奔走しつゝあるが、之に反し京都派は同市無頼の壮士輩を

使嗾し蛮行を是れ事とし徒らに示威的運動を試みつゝ、無主義無意味の裡にお祭的の狂奔をなすのみ。然も大勢は名古屋派に傾き曹洞宗、真宗大谷派は無論にて高田、西山、仏光、天台、真盛、華厳時宗、真言律法相の各派合して十有四、而して純然たる京都派とては唯り妙心寺派あるのみにて、相国、永源、南禅、東福、大徳、天龍、興正寺等の如き何れも京都説に重きを措かざるを以て、同派の勢力は殆んど孤日落城の姿なり。唯建仁寺派の瑞岳惟陶師が旗幟頗る曖昧なるは少しく意想外にして、蓋し前田師の頤使の下に道義を没了せしものと見ゆ。

覚王殿建設問題（明治35年8月30日）

▲小松宮御戒論の事　殿下の仏教の前途に深憂を抱かせらるゝは今日に始まらず、二十八日の朝京都御出発の砌七条停車場楼上に於て、御見送りの人々に拝謁を許されたる内に大菩提会会頭村田寂順師あり。特に会の成行を言上し近時の問題たる覚王殿建築の事に及び殿下の御意を伺ひまつりしに、殿下は以て軽からざることゝなし玉ひ、大乗の妙法は、今や我国に存するのみと平常誇り居れる仏教徒にして教祖釈尊の遺形を安んずるに、一方ならざる紛擾を察し加ふるに、醜聞の門外に伝はるあるが如きは、単り教界の恥辱のみならず我国の不面目なり。汝は会の責任者、慎思明察苛くも譏を後世に貽すなかれ、と二法を諦らめたまひし懇々の御戒論に、寂順今更の如く責任の重さを感じ、益々慎重に事を処し御論旨に副はんことを誓ひ上げしといふ。名利の外より降され し殿下の御論旨を畏みて、昨今の紛擾能く解くべきや否や。徒らに仏舎利を安置して、地の繁栄を企図せんとするが如き京都人士少しく反省して可也。

▲交渉委員の交渉　廿七日の協議会の結果、鎌倉円覚寺、建長寺両派、天台宗寺門派、臨済宗天龍寺派、真宗出雲路派、同山元派等に対し電報を以て出席を交渉せしに、鎌倉建長寺、円覚寺両派は先に提携を断ちたるとなれば、今回は出席せざる旨回電し、本派本願寺へは一昨日大谷派の井沢、興正寺派の三原両委員出張し交渉せしに、是迄同様の交渉を受ると四回に及ぶも、本派は覚王殿建設地は何れに決するも異議なし。要するに熱誠以て仏恩奉謝の意を表する地方（暗に名古屋を指す）に奉安せんことを謁望するのみなれば、今日特に出席の要なしと回答せし由。

▲愛山有志会と名古屋説　名古屋の大谷派の賛衆高木義答、本田顕赫の二師は愛山派改革有志会の稲葉了證、雄上了岳、岸鉄城、佐々木呉牛、北方蒙の五師を説き、遂に名古屋派に同意せしめ、名古屋派の請願書に調印を得たれば、名古屋派の気勢益々熾んなりと。

▲大谷派の向背　大谷派の井沢勝詮師は個人として京都説派に賛同を表し居るも、渥美契縁師は名古屋に縁故深き故と一は京都に於て到底建設の実行を見る能はざるを看破せるとにより、名古屋派に傾く模様あり。

▲選定委員の談話　京都派の間野闡門師は、一昨日覚王殿地所選定委員某師を訪問し、其意見を叩きたるに、河野師は東京に於て

委員会開会の當時委員は頗る東京説に傾きしも、京都にては二十万円の現金と十万坪の地所を寄附せんとの申込み、為めに委員会はもし夫が実行せらるゝならば、京都に設置せる事にせんと決定したり。然るに実際京都の申込の実行が延期したる為め、四月十三日の報告会も従つて延期して、遂に今日に及びたりしなり。左れば全会も亦先決問題として、京都が果して予定の如く実行し得るや否やを決せざるべからざる次第なるが、公平なる眼を以て観察せば、京都に於て此の大事業を成効し得べしとは到底予期すべからざる処にして、偖こそ委員の多数が名古屋説に傾き居る次第なりといへり。

覚王殿問題と本願寺〔明治35年8月31日〕

京　都　電　話（八月三十日）

本派本願寺派にては一昨日来の交渉に依り、結局各宗管長会議に提出する明細書を要求し、其の性質の如何に依り出席するや否やの確答をなす事となりたるを以て、今朝書面を大菩提会に発して会議の性質を明記せしものを徴して其決心をなし、斯くて公正なる管長会議を開くべき意向なるが、本日果して其の目的の如く交渉整ひ会議を開くに至るや否や尚ほ不明に属すと云ふ。

覚王殿建設問題〔明治35年8月31日〕

雑　報

▲一昨日の会監会議　一昨日の名誉会監会議は、今回新たに出席したる鎌倉建長寺管長及び円覚寺管長代理武田達応、天龍寺派管長代理北条周篤の二師を合せて（前会出席せし誠照寺派管長二条秀源師出ずして代理稲田晃盛師出席し、真言宗聯合長者代理小川光義師出ずして聯合長者宥匡師出席し、相国寺派管長中原東嶽師出ずして代理小堀宗長師出席）人員総て二十七名にて、午前十時より妙法院御座の間に於て協議会を開き、前日曹洞宗管長代理日置黙仙師外四名の建議にかゝる當会監会を仏舎利奉迎の前即ち未だ会監会の在らざりし當時に立戻り、暹羅皇帝より贈与を受けたる宗派会とし毎々出席なき本派本願寺其他二、三宗派に交渉し可成出席を勧誘し、欠席なく会合し円満の局を結び度しとの件につき、再び論議起り一時は紛擾を極め午後三時四十分頃に至るも止まざりしが、斯くては幾日会議するも本会議に移る能はざるを以て前日来管長会議へ出席勧請の件に付、井沢、日置両師は本派本願寺に至り藤島執行に面して種々交渉する処ありしも出席の得ざりしが、尚菩提会の真精神を確実に書面にて差出されたしとの要求に、同会にては其書面を本派本願寺に送り尚昨日の会議を会監会及び管長会議と云ふ名目の下に本派の出席を催促する事として、午後四時半散会交渉委員は夫々の交渉の為め散会後奔走したり。因に昨日は本派の出席如何に係はらず、午前八時より同院に於て臨時各管長会議を開きし筈なり。

▲臨時管長会議　前項協議会の結果交渉委員は昨日早朝重ねて本派に至り、文書を以て会議の性質を明かにして其出席を求め、午前八時より愈よ本会議を開きし筈。而して会監会議と管長会議と

を合併折衷せる意味にて、臨時管長会議と命名せる筈なりと。
（以上昨日午前着信）

▲名古屋、京都両説の色分　刻下に於る名古屋、京都両説に就て各宗派の色分けなりといふを聞くに、左の如しといへり。

名古屋説　真宗大谷派、同本派、同高田派、同木邊派、同仏光寺派、曹洞宗、天台宗、真言宗古義派、同新義派、浄土宗西山派、時宗

此他華厳、法相、融通念仏、三門派、円覚寺等交渉済のもの数派あり

京都説　臨済宗妙心派、同相国派、同大徳派、同建仁派、同南禅派、真宗興正派、同誠照派、日蓮宗

此他黄檗宗、臨済宗永源派等に交渉を遂げ居れり。

右につき両説に対する輿論を対較するに、名古屋派に属する各本山の下にある寺院は凡そ九万有余にして、京都派各本山の有する末寺は僅かに七千有余に過ぎず。故に若し京都派にして此際非常手段を以て勝を制するにもせよ、是れ唯各本山管長の頭数を以て克つに過ぎずして、輿論においては明かに失敗せるものなり。左れば、仮し京都に選定するも力能く、大覚王殿建設の大事業に堪へ得ざるは火を賭るよりも明かなり。況んや今者各本山の輿論亦既に名古屋説を是認するに於てをや。

▲稲垣公使の書翰　去る七日附を以て、在暹羅国稲垣公使より左の書翰来着せり。

謹啓七月十日の御手状謹で拝見仕候時下、本国に於ては酷熱の候に御座候処、益々御健勝為宗務御尽力被遊候段、大慶の事に奉存候、偖而覚王殿建築地の治定に付非常の御尽力万事好都合に相運申候段奉賀候、実は今明日中に電信を接受可致に付き到着次第材木運送の件に付、御希望の通り相運候様尽力可致候。地面等の寄附に付き暹羅皇帝陛下に上申可致の義は、只今差控へ万事確定致候暁に於て宜敷様取計ひ可申心算に御座候。先般青山市長にも申上候通り各宗管長に於て一致の運動に出で内外打合せて至急奉安地確定相成候様致度折角御尽力の程奉願上候果、又他に御希望も有之候はゞ、無御遠慮御申越に相成度、先は御回答旁々如斯。早々敬具

八月七日　　稲垣満次郎

青山朗殿

藤井一郎殿

丹羽円殿

二伸

覚王殿地鎮祭に當国皇太子殿下御臨幸奉請の儀は、万事確定後に於てすべき筈に候得共、本月五日當国新任公使我国へ渡航致候に付、其折同氏に対して名古屋市長青山氏が、覚王殿地鎮祭に貴国皇太子殿下御臨幸の儀を貴使に相談する事と存ずるに付き、宜敷御周旋あり度旨依頼致置候間同公使に付き、御相談相成度。尚皇太子殿下日本御到着は十二月第二週間と相定り申候。

覚王殿建設問題の**本会議（愈々本日決定）**〔明治35年9月2日〕

京　都　電　話（九月一日）

本日午前九時より大仏妙法院御座の間に於て、一昨日に引続き協議会を開き、前田誠節氏会長席に就き、前日村田菩提会長、日置曹洞宗管長代理、真言宗長者長宥匡の三氏が本派本願寺に交渉したる結果を村田、日置の二氏報告し、御遺形の処置に対する法律上の研究員五氏が、大瀧法学士と研究したる結果は、土宜法龍氏報告して曰く、

（一）御遺形を暹羅国より奉迎せし時は、三十三宗派が同意調印して授受したれば、法律上動かす可からざる所有物たる事

（二）若し御遺形奉安に関し事業を企つるも、所有者過半数以上なれば、他は異議を挟む事能はず

（三）大菩提会を財団法人とせば、覚王殿は勝手に建築し得る資格を有す、と公告したるが同会は法人ならざれば研究上に於て全く御遺形を勝手に処分し能はざる事となりしかば、京都派の瑞岳惟陶氏等は続々質問を始めたるに際限なければ結局委員の報告を是認する事となり、暫時休憩の後午後一時より愈々本会議に移る是より先立ち出席者一同は御遺形奉安殿に参拝し、夫れより御座の間に入り村田会長開会の辞を述へ正副議長の選挙に移りしに、真言宗長者長宥匡氏廿四票の大多数を以て當選し、副議長には日置黙仙氏十三票、瑞岳惟陶氏十二票にて、日置氏當選し、夫より覚王殿敷地選定委員前田誠節氏調査の結果を報告し、京都は仏教有縁の地にして、御遺形奉迎の當時暹羅国公使より特に此地に指定せられたる条件もあれば、無論京都に奉安す可き事にして、殊に桜ケ岡吉田の大学校敷地、松ケ崎妙法山敷地、其他一ケ所の敷地と寄附金二十万円を森田某より寄附する事なれば、枉げても京都説に賛成ありたしと陳べ、引続き土宜法龍氏は名古屋の調査の景況を報告し、吾々委員は東京、京都、三方ケ原の三ケ所のみを調査するの任を嘱托せられたるにあらず、全国到る処適當なる敷地あらば、之れが調査を嘱托せられ居るは、本年一月の会議録に於て證明せられ居るを以て、吾々始め前田氏を除く七名の委員は名古屋に出張して、同地の吉田禄在外四名と協議し、五十万円と敷地三ケ所を契約したるなり。而して其実力は京都より遥に上にあれば、吾々は名古屋を以て覚王殿建設の位置を適當なりと推選する旨報告したり。夫れにて本日会議を終り、明日之を議案として議事に上り採決する筈。

大覚王殿建設問題〔明治35年9月2日〕

雑　　報

臨時管長会（三十日）　前日来交渉の結果として、三十日午前八時より臨時各宗派管長会を開くことと為りしが、是より先交渉委員は屢本派本願寺に到り出席を促せしに、本派にては大菩提会組織後に成立せる会監会には出席し難し。御遺形奉迎當時即ち大菩提会の未だ組織なき以前に遡り純然たる同盟各宗派管長会を開設すれば出席すべしとのことなれども、今日の情勢会監会を除きて管長会を開くを得ず。依て会監会と管長会を合併して開くことと

し、午前七時より日置黙仙、井沢勝詮の両師より会議の性質を明かにして其出席を求めたるに、本派にては大菩提会は御遺形に付何等容喙するの権能なきものなるべしとの趣意を持し出席せざる旨を答へたる由、斯くて十一時頃には漸く十名計りの管長又は管長代理者の出席あり。午後二時三十分頃左記廿二名に達したり。

真言律宗管長代理佐伯泓澄、真言宗聯合長者長宥匡、曹洞宗管長代日置黙仙、真宗誠照寺派管長代福田晃盛、真宗仏光寺派管長代奥博愛、黄檗宗管長代鈴木恵眼、真宗興正寺派管長代三原俊栄、天台座主代木村観順、真宗高田派管長代大西霊純、浄土宗西山派管長代北川舜龍、東福寺派管長代林泰嶺、天台宗真盛派管長代小泉妙徳、真宗木邊派管長代足利義蔵、大徳寺派管長代小堀宗長、相国寺派管長代上島惟材、天龍寺派管長代北条周篤、華厳宗法相宗両管長代筒井寛聖、融通念仏宗管長代清原賢静、南禅寺派管長代大沢協州、妙心寺派管長代池田沢洲、大谷派管長代木曽琢磨、三門徒派管長平光円

乃ち三時過ぎに至り奥書院に於て協議会を開き、土宜、前田、弘津の三委員も出席し延期説（京都派）、非延期説（名古屋派）との間に激烈なる論戦ありて、結局三十一日を以て更に本派へ交渉し並に大菩提会を財団法人とする法律問題を調査し、昨一日午前八時より臨時管長会議を開く事とし六時三十分散会したり。因に本派への交渉委員は真言宗聯合長者長宥匡、曹洞宗管長代日置黙仙、大菩提会長村田寂順の三師と定まり、財団法人に関する法律調査委員は五名にて日蓮宗管長代川合日辰、真宗仏光寺管長代奥博愛、大菩提会委員土宜法龍の三師丈け定まり、其他二名は大菩提会理事中より取ることとなりたり。

▲研究会員会　別項の協議会にて撰定せられたる法律上の研究委員は、一昨日午前十時三十分より妙法院に会合し、菩提会本部よりは前田誠節師、委員中より弘津説三、土宜法龍の二師及び別項三師にて法学士大瀧新之助を顧問とし、

一、釈尊御遺形なるものは最初暹羅国に奉迎せんとせる時奉迎の事に同意し以て調印したる三十三宗派の専有物と為すことは法律上動かすべからざる事なるや否

二、其他御遺形奉安地を選定するに大菩提会名誉会監会に於て決議を為すは法律上に於て効力を有するものなるや否

右二項につき前項は法律上動かすべからざるものとし、後項も法律上効力を有すべきものとのことに決議し、猶大菩提会を財団法人として覚王殿を建設せざる可らざることをも議決したり。

▲本派への交渉　昨一日の臨時管長会へ本派本願寺管長の出席交渉として、一昨日午前十時より村田寂順、長宥匡、日置黙仙の三師同時に赴き法主に白書院に於て面会したるが、交渉は藤島皆立、藤島了穏の二師之に當り結局本派は昨朝を以て大菩提会に回答を為すことと為りたるが、出席の諾否につき未だ詳報に接せず。

▲昨日の会議　法会に流会を重ねて名誉会監会も空しく五日間を徒遇し、此間遠地より上洛せし管長又は管長代理中一昨日来帰山の途に就きしものも少なからざれば、昨日の出席者は頗る少数な

りし模様にて、又々延期説起りたるやに伝説す。因に中立を以て目せられたる真宗木邊派、華厳、法相、真言、真言律宗などは無論名古屋説に傾き居れりとなり。

▲菩提会本部改革の議　北陸三国の有力者は、自今菩提会本部は非常に不整理にて、殊に理事等には山師的の者あり。仔細に観察せば魔窟の如き感なき能はざるを以て従つて役員は世の不信任を買ひ、覚王殿問題の紛糾を惹起すに至りたる次第なれば、本部の大改革を施し適任の理事々務員を挙げ、会計上の取締等は一層厳重にし世間の信用を回復し、以て浄財を集めざるべからずと主張し居れりと。会長副会長の責も此に至つて其軽からざるを見るべし。

▲京都説の不法　前田派に於ては既記の如く決議方法は頭数により決することを主張し居るに係はらず、費用負担に就ては各宗派の大小に依り按分的に割賦すべしとの議論を抱ける由なるが、斯くては義務は権利と相伴ふべしとの原理を無視する訳にて、固より不法の論議たり。若し夫れ権利数に拠らば総権利数七十一の内、愛知派四十一、京都派三十の比を得べく、愛知派の勝算歴々たり。故に既記の如く一時頭数により敗を取るも輿論は慥かに愛知説に帰するものにして、苟も輿論の重んずべきを知るものは須く留意すべき事なりと。

▲京都派の猾策　大勢日に非なるより、去る三十日の臨時管長会議を延期して運動の余地を得る為め左の書面を捏造し各管長に回附したりと。

忝白

本日本派に対し矚々交渉いたし候処、今一際御協定と申請合に至り兼候ども、円満なる結果を得べき望みは十分に付、再びとくと交渉手続可仕候間、明三十日妙法院へ御出会には不及候。尤も交渉済次第必も御報道可仕候。夫迄は無論延期の暁と御承知相成度候也。

八月廿九日　　交渉委員

各管長宛

覚王殿と暹羅国〔明治35年9月5日〕

目下仏界の一問題となり居る仏骨安置覚王殿建設地の未定は、我国と暹羅との交誼上にまで影響を及ぼすべしとは、妙法院に於ける各宗派管長会に於て、曹洞宗の日置、日蓮宗の津田、真言宗の土宜、曹洞宗弘津等の諸師の口を極めて論弁せし所なるが、由来暹羅国王陛下が稲垣公使を介して仏骨を分与せられしより既に三年を経るに、未だ覚王殿の建設を見ず。加ふるに菩提会は、醜態を出して新聞紙上にも現はれ、稲垣駐暹公使の如きは時々　国王陛下より仏骨及び覚王殿建設に就ての御下問に接し、複奏の辞に窮したる事あり。殊に陛下は近年我邦へ国交を温めんとて漫遊の思召あり。先づ皇太子をして本年十二月我国に向ひ出発せしめらるゝやの噂もあり。左れば此御来遊に際し仏骨は矢張り仮殿に奉安し、覚王殿の敷地も定らず、図案設計さへなきに於ては、自然御不快の感を生ぜしめ、彼我の交誼上にも影響すべし。現に外務

當務局も本年三月頃弘津説三を招きて、暹羅と我国とは将来兄弟の交誼を結ふべき関係あれば、覚王殿の建設に就ても速かに其実行を挙げて彼国王及び国民の感情を融和すべしと説示せられし事もあり。小村外相も大に仏骨安置に対し配慮し居れりとの説もあり。去れば管長会に於ても宜しく此点に意を用ひざる可からず。幸ひ名古屋は市民挙って茲に注意し覚王殿を同地に建設したしとの事は既に稲垣公使にも通じ、公使より国王陛下へ奏上に及び建設用材は何時にても来らるゝ位の運びとなりあり。然るに今日に至り尚ほ彼是紛争に時を移すが如き単り我々宗教家の不面目のみならず、公使の信用にも関し延いて外交上にも影響を及すなきを得ずと云ふものあり。

覚王殿敷地問題の成行〔明治35年9月6日〕

過般来京都大仏妙法院内に於て開会せられたる臨時各宗管長会議にて解決せざりし覚王殿敷地問題は、去る三日の議場に於て三週間延期の上十名の土地選定委員にして名古屋、京都二地の実力を調査することに決したれば、三週間の後には委員の指定により某地に各宗派会を開会し委員の報告により孰れへか採決せられん筈なるが、此延期が名古屋説の為めに利なるや不利なるやに付聊か論述する所あらんとす。名古屋派の最初より唱導せし所は実に各宗派会に於て仏骨奉安地と処決せんとするにありき。然も大日本菩提会は自から主宰となり、同会の会監会（各管長会）に於て処決せんとしたりき。而して要するに京都派の意思に外ならざるなり。左れば来る廿五日を以て各宗派会を開く事となりしは、蓋し名古屋派の勝算更に一歩を進めしものと云ふべし。

仏骨の所有権は過日法律研究会に於て決せる如く菩提会の占有にあらず、仏骨奉迎の當時調印同意したる三十三宗派の所有物なり否な我国仏教信徒の所有物なるは明かにして、仏徒の一部有志が組織せる菩提会に於て自由に処断し能はざるは固より法律上の研究を俟たずして明かなり。故に仏骨奉迎に同意調印せし本派本願寺其他諸宗等の菩提会に対し異議を挟むは怪むべきにあらずして、又菩提会に加盟せざるの故を以て強ちに排斥せんとするは不法の太甚しきものなり。

（未完）

覚王殿建設地問題〔明治35年9月6日〕

▲実力調査委員の予想　覚王殿建設に関する実力調査委員は遅くとも四、五日間に各宗派に於て夫れ夫れ撰定し菩提会本部に届出べき筈なるが、此の委員は如何なる人當撰するかにつき、聞く所によれは曩の土地撰定委員は中村勝契、土宜法龍、弘津説三、津田日厚、河野良心、霊群諦全、前田誠節、渥美契縁の八師なりしが、今回新たに撰出する十名の委員中半数は前委員當選するならんと云へり。即ち其予想なりと云ふは左の如し。

名古屋派　天台宗中村勝契、真言宗土宜法龍、曹洞宗弘津説三、大谷派久米天海、西山派時宗法相華厳真言宗霊群諦全、日蓮宗津田日厚

京都派　妙心寺派前田誠節、臨済各派瑞岳惟陶、真宗各派三原

俊栄、

而して本派本願寺は委員を出さゞるべしとなり。因に各宗派委員の調査すべき事項は専ら京都、名古屋両派の請願に係る土地及金額に就き精密に比較調査をなすにありて、今後他の地方より土地金円の寄附を申出るものあるも断して採用せざることに決したりと。

▲京都派の真相（再び）　京都説の魂胆は既記の如くなるが、之を要するに一部の私利が主となり居り。現に吉田山地所の寄附事件の如き其の一例にして、右の地所は平安紡績の荻野芳蔵の所有に係り、時価三千円内外位のものなるに之を二万円にて日吉全識なるものが買得し、公然登記を済し改めて同人より覚王殿建設地として菩提会に寄附したる事になり居れり。此の事実は登記所に付て調査するも明瞭なるが、元来此の日吉は如何なるものかと云ふに、妙心寺派の僧侶にして而も前田誠節氏が日頃極めて信任せる人物なりと云へば、別に説明を要せずして此間の消息を窺ふに難からざるべし。左れば同じ京都派中にても仏教団の人々は大に憤激し、前記の顛末を詳記したる一篇の建議書を管長会議に提出したる次第なり。然も此激昂せる仏教団も亦何かの意味合により一時非常に激昂せるも其後何たる音沙汰なきに至り、或は早くも荻野等より何分の交渉入りたる結果ならんかとも伝ふるに到れり。而して風聞によれば右寄附の地所に対しては、愈々同殿建立の暁は相当の報酬を菩提会より寄附者に贈与する内約は確かに成立し居る由。

▲名古屋派の事務所　新寺町長講堂内に事務所を設け運動しつゝありし名古屋派は、依然同所に設立し滞京委員を置いて運動を継続する事に決したり。

覚王殿建設問題（明治35年9月7日）

▲土地選定委員　覚王殿土地比較選定委員会は明八日を以て建仁寺塔中久昌院に第一回の会議を開くよしにて、同日までに各宗派にて委員選任を了る筈なるが、臨済宗妙心寺派にて青山宗完師を選任せしのみにて他は未だ確定せざるが、今其予想を聞くに臨済宗、建仁、東福、南禅、天龍、相国、大徳の六派にては上島恵材師、曹洞宗にては弘津説三師、真言宗にては土宜法龍、小川光義二師の内、日蓮宗にては河合日辰師、津田日厚両師の内、真宗各派よりは奥博愛、三原俊栄二師の内、西山派、時宗、法相宗、華厳宗、真言律宗にては河野良心、大谷派にては久米天海師なるべしと。天台宗は不分明なり。

▲愛知同盟会員　総代丹羽円、野村朗氏等僧俗十余名県民を代表すとて、一昨日午前京都妙法院に仏骨を拝し、会長、副会長及本部員一同に会見し頓て帰東せり。

▲比較調査　土地比較調査の次第は明八日の第一回委員会に於て協議せらるべきが、多分名古屋を先に為すことと為るべしといふ。

▲名古屋派の運動者帰る　先月廿二、三日頃より上洛して四面楚歌の裡にあり。正義を標榜して臥薪嘗胆の苦を凌ぎ運動に従事し

たりし野村朗、長谷川百太郎、野崎兼行、近藤疎賢、清水機然、丹羽円等の諸氏は昨日、日置黙仙、弘津説三、土宜法龍の三師と共に帰名したり。尚ほ日置、弘津、土宜の三師は何れも栄町山田屋方に投宿せしが、昨夜青山朗、吉田禄在、服部小十郎の諸氏と会見して打合会を開き、今朝日置、弘津両師は東上し土宜師は西行したり。因に在阪中なりし小栗富次郎氏は一昨夜入洛し柊屋に委員と会し、覚王殿問題に就き懐抱する意見を陳べたりと云ふ。

覚王殿敷地問題の成行（承前）〔明治35年9月7日〕

菩提会の会監会は一変して臨時各宗管長会議となれり。之れ菩提会の会監会は菩提会以外の各管長を集めて組織せるものにして、表面は菩提会以外の各管長に対し仏舎利の処置に就き与議せしめたる妥當の措置たる如きも、裏面より之れを見れば大菩提会は決して其以外の管長の与議を好まず。唯々趨向上余儀なく会監会を拡張して各宗管長会議となしたるに過ぎず。然も尚ほ全然会監会の旧套を脱せず、村田会長は屢々容喙し会場も亦菩提会本部の妙法院を以て之に充て、議事の方法に至るも菩提会議事規程によりしが如き前田等の狭量笑ふべし。さればにや突然臨時各宗管長会議の通告に接して臨席したる同会以外の各管長は殆んど度外視され、勢ひ局外の位置に起つ有様なりし偖てこそ、本派本願寺が屢次会議の性質を明かにせんことを迫り、之に対する交渉委員の純然たる各宗管長会議なりとの弁明に対しても容易に信を措かず、頑然として更に応ぜざりしは亦実に其所なり。要するに今回の臨時管長会議は名実相副はざるものといふも過言に非ず。由来宗教家の会議は重きを徳義に於て組織せらるゝもの多きを以て法律に背馳するの点尠なからざるは免がるべからざる数なれども、今回の会議の如きは殊に其甚だしきものにして、之を法理上より立論して其の欠点を指摘し来らば殆んど論ずる価値なきものなり。若夫れ京都派が仏徒としてあるまじき無根の事実を捏造し、又は俗界に於てすら嫌忌すべき中傷的の巷言を流布し、甚だしきは壮士を使嗾して蛮行を企つる等あらゆる手段を以て我名古屋説に妨害を試みたるが如き、當に大に責めざるべからず。斯くの如くにして其決議せし処何等の価値かあらん。唯幸ひにして決議の延期を視るに至り、及ち実力調査の議成立せしは一縷の面目を保ち得たる慶事といはん而已。更に、斯の如く徳義の制裁を没了せる会議の実績に徴し従来の宗教家会議唯一の要素を失ふに至り、遂に已むなく法律の下に会議を開かざる可らざるに至りしは、議事法の上に於ては多少の進歩なりといはんも仏徒の不面目は蓋し尠少ならざるなり。

前陳の如く、我名古屋派が最初に於て仏骨の処置につき宜しく全国各宗派会に於て決すべしと唱導したりし當時は、両派の間に尚ほ多少の徳義の存在せしも、京都派は遂に全く徳義的観念を没了し御遺形を以て大菩提会の占有物なりとの観念を主張したり。見よ彼等は各宗管長会議は宗派の大小に関はらず一本山に一名の出席権利あるを奇貨とし、例へば臨済宗の如き末寺僅かに七千に充たざる一宗に於て十名（十派）の管長を出し、曹洞宗の如き一万

八千の末寺を有する宗派の漸く一名の管長を出すのみなるを利用し、議を頭数に依て決せんとせしが如き妄の甚だしきものなり。由来覚王殿の設備を議し其経費負担を決する上に於て其負担を末寺の多少に准せんとせば、宗派の大小により議員の数を定むべきは議会の原則なり。殊に況んや一事業を興さんには経費の之に伴ふは必然の数なるをや。覚王殿の事業設計と同時に経費予算を決定し之を各宗に賦課するに當り、斯の如き組織に成れる各宗管長会に於て議決し了らんは抑も妄なり。従来は幸ひに会議静穏なりし為め管長会議の議決し各宗派会にて之を認定（寧ろ盲従）したるも、今や仮令管長会議に於て決するも宗派会（宗派の大小により委員の数を決す）にて否認し又は大に論議するの権あり。要するに義務と権利の相伴はざるべからざるは、恐らくは何人も否認せざる原則なれば将に来るべき覚王殿建設問題の決定実に斯くの如くならざるべからず。徒らに今回の臨時管長会議の不法を繰返すべけんや。

（完）

仏骨問題と愛知人士（某有力者の談）〔明治35年9月9日〕

妙法院会議の最終日（去る三日）議席に列したる議員の色分は十四に対する十三にて、即ち名古屋派は一票を彼に輸し居たるも正副議長を出したる為め殆んど対抗の姿となり。殊に妙心派の奸策により京都小本山の管長代理等の動揺常なかりし為め採決の上に於て実に危険にてありき。由来正義は表面持囃さるゝも裏面に於ては不粋とし却けらるゝ刻下社会の趨向に徴するも、さては京都僧侶界に於ては特に正義を排斥し居る事実に視るも、正義を標榜して正々堂々の争ひをなしたる名古屋派の苦戦は允に其所也。然り理論よりするも実力よりするも遥かに京都派を凌駕せる名古屋派の苦戦せしは真に意外にして、其間咄々怪事の消息を伝ふべき事質の憑證に非ずや、一歩を退いて其成否の問題を離れて観察するに、我名古屋派の蹶起一番天下に疾呼して奉迎以来妙法院の一遇に安置せられ、殆んと荒寥の裡に葬られたる仏舎利の奉安地問題を捉へ来つて、満天下の仏徒をして少くも同問題に聳目傾聴せしめたる功績は永久没すべからざるものにして、若し夫れ名古屋派にして起たさゝりせば彼等は幾十年を閲するも畢に其昏睡より醒めざりしならん。之を外にして仏教界に貢献せる斯くの如し、之を内にしては由来名古屋人士の退嬰主義を執れる其積弊の久しき。未だ嘗て公然対外事件に干与せし事なく、只だ徒らに中京と自称せる三府に亜ぐ都会の民なりとして自から甘んぜしものが、意外にも覚王殿問題に於て殆んど捲土の勢ひを以て京都と拮抗するに至り、中京人士の気概の未だ全く地に堕ちざる事を表明したり。更に惟ふに愛知県民の長所は理論に於て判定すべからざる熱心なる信仰力を有し、之を京都人士に比するも遥かに一頭地を抜けり。彼の平安帝都時代に於て仏教の中心として我国仏教史上に光彩を放てる京都人士の信仰力固より没すべからざるも、今や信仰の熱冷めて幾多堂塔伽藍は空しく荒天寂地と化し、転た落寞の感あらしむるも京都市民は全く冷眼に看過し、偶々熱心なる信者なきにあらざるも概ね皆真正の情を欠き、寧ろ地の繁栄に利用せ

んとするに傾けり。現に彼等が熱狂して之を其地に奉安せんとする仏舎利の仮奉安殿たる妙法院に賽する市民果して幾何かある。彼等たるもの少しく省みて可なり。然り京都市民と名古屋人士とが仏教に対する信念斯の如きを対較せば、京都市民が覚王殿建設に熱衷する心事亦解し難からず。然も今に及んで愛知人士の活火的信仰心が冷灰に等しき京都市民の信仰心に打勝つこと能はずんば、愛知人士も畢に無能の譏を免れざるべく加之も仏界腐敗の恥辱亦百世雪ぐべからざるに至らん。愛知県人士――特に其主動者たる中京人士たるもの當に大に覚悟する所なくして可ならんや。

（未完）

覚王殿建設問題〔明治35年9月10日〕

▲比較調査委員選定　覚王殿建設地に関し名古屋、京都両地に於ける土地比較調査委員は左の如く選定されたり。但し本派本願寺は予報の如く委員を出さず。

天台宗木村観順、真言宗土宜法龍、曹洞宗有沢香庵、日蓮宗豊田真静、臨済宗各派上村祖宗、妙心寺派青山宗完、真宗各派三原俊栄、西山派時宗、融通念仏宗、真言律宗、華厳宗、法相宗河野良心、大谷派木曽琢磨

以上の諸師にして、今十日寺町四条下る浄教寺に於て再会先つ寄附金等の書類を調査し、引続き京都の実地調査を了へ、其れより名古屋の実地調査を為す筈なり。

▲比較調査委員会　同委員会は一昨八日を以て第一回委員会を建仁寺中久昌院に開きたるが、午前に来着せしは三名のみにて午後三時頃に漸く九名打揃ひ、同日は比較調査の方法に対しては協議を凝らさず。九名の委員を出せる各管長を推選して土地選定調査の触頭たらんことを請ひ、其承諾を求むることとせり。其の触頭管長は左の如し、

天台座主梅谷孝成、真言宗聯合長者長宥匡、曹洞宗管長西有穆山、日蓮宗管長浜日運、臨済宗建仁寺派管長竹田黙雷、妙心寺派管長小林宗補、真宗興正寺派管長華園沢称、時宗管長河野覚阿、大谷派管長大谷光瑩

猶、同委員会に常務委員三名を置くこととし、青山宗完、有沢香庵、木村観順の三師を推して散会したるが、昨日も引続き開議せし由。

覚王殿建設地調査会〔明治35年9月11日〕

前日に引続き一昨九日覚王殿敷地調査委員会を開き、先づ本派本願寺委員選出を交渉したるに、本派にては重役不在中なるを以て今日確答する能はず。但し本派は委員を出さゞる為委員会不成立とありては、各宗派に対し済まざるを以て本派は委員の多数説に同意する旨を答へしにより、爰に初めて委員会を開き第一に協議して委員十名の管長より委員会の模様を各派に通知するは事煩累の嫌あるを以て委員中総代を五名推挙する事とし、天台、日蓮、大谷派、妙心寺、曹洞宗の五名と定まり、事務所は愈々浄教寺に移す事とし、覚王殿建設土地選定調査事務所の名称に決し、

第二回委員会を昨十日午後五時開会する事に定め散会せしが、昨日の委員会に於ては京都、名古屋の調査報告書及び請願書等に就て一応比較的調査を為し、其上にて全委員を抽籤を以て五名宛に二分し名古屋と京都を分担調査せしむる筈なりと。因に本派本願寺は今回は枉げて委員を出すに至るならんかとの伝説もありとなり。

覚王殿建設問題〔明治35年9月12日〕

▲比較調査委員会　土地比較調査委員会は既記の如く、一昨十日午后一時より寺町四条下る浄教寺に於て開会。當日は菩提会本部より土地其他寄附に係る願書類を漏さず取寄せ、願意の異同に依りて類別したるに止まりしが、尚昨日も引続き開会せし筈。

▲管長会と日蓮宗　日蓮宗大本山本圀寺貫主は、来る廿五日即ち臨時管長会開会の當日東京宗務院に於て開票を為し、當選者は直ちに電報にて通知の筈なるが、同宗は覚王殿問題に対し一名の管長代理は名古屋説に他の一名は京都説に調印し、何れも其調印を取消さずにあり。然るに貫主にして京都の妙覚寺前住職旭日苗師に定まらば同宗は京都説と為り、名古屋の妙浄寺住職伊藤日清師に定まらば名古屋説と為るべきを以て、此貫主の競争は覚王殿問題に関係ありと云ふ。

▲仏骨と法律問題　御遺形所有権能に付て法律問題起り、研究の結果所有権は奉迎當時信認状に調印せし三十三宗派管長其者にありて宗又は派にはなし。但し真宗の如き血脈相承の管長は其の権能を継ぐも、他宗にありては調印せし管長の死亡せし時は法脈の管長相続するも之れには所有権なしとの解釈を見るに至りしが、此の解釈に対しては様々の評論ありて此解釈に満足を表するものなく、来る廿五日の臨時管長会に於て必ず再研究の提議あるべしと。今異議者の説なりと云ふを聞くに、御遺形所有権能は民法を以て云々すべき者に非ず、果して民法を以て論ずれば御遺形は物件と為り何円何銭と価格を定めざるべからず。然れども御遺形は物と見る可らず無形の信敬の対象と見るべし。且つ事実より云ふも暹国王が御遺形を洽く日本仏教徒に賜りし事実は動かすべからずして、信認状調印管長は唯日本仏教徒の代表者に過ぎず去れば代表者のみが之を所有する理なしと云ふに在り。

覚王殿建設地問題〔明治35年9月13日〕

雑　報

▲調査委員会　京都に於ける実力比較調査委員会は一昨日午後二時より開会各種請願書等の整理をなしたるが、昨日は更らに比較調査の方針に付協議せし筈なり。

▲調査委員の来名期　各宗派より選出されたる九名の実力調査（名古屋市の実力京都に勝る事は万万なるも仮に京都派の請求に応じたるもの）委員は、明十四日午後来名山田屋に投宿しいよ〳〵翌十五日より當市実力の調査に着手する筈なり。

▲北陸地方の形勢　過日當市の期成同盟会より北陸地方に特派せし近藤疎賢、本多顕赫二師は、過日来福井県各方面にて名古屋説

拡張演説をなせしに、賛成者頗る多く北陸地方は漸次名古屋説に化するの形勢なりと云ふ。

▲調印申込み山の如し　當市役所内なる期成同盟会事務所には、日々数百名の仏教信徒寄り来り請願書に調印を申込み為に雑踏を極め居れるが、我名古屋説の有力なる事固より明瞭なる事実なれば今更ら余りに多数の調印は要せざるも、折角遠方より来る門信徒の調印丈けは承諾する旨事務員は語り居れり。

覚王殿調査委員会〔明治35年9月14日〕

京都に置ける覚王殿建設土地比較調査委員会は、一昨日休会し昨日午前八時九名の委員上京区吉田町なる天台宗真如堂極楽寺に集会の上、第一に同市吉田山字神楽岡の候補地畑山林合計六町五反四畝十九歩の地を踏査し、夫れより洛北北愛宕郡修学院村字松ケ崎の候補地山林畑地六町八反歩及び洛東宇治郡山科村字日の岡の候補地山林畑地七町三反歩を踏査せしが、尚ほ同委員は本日来名の筈なりし所明日に延引し、同日委員は一同午前七時五十六分七条発列車にて當市に来る由。管長会に於て決議せし當地の候補地は三ケ所なるも猶寄附の申出二ケ所あり。都合五ケ所なる故遺漏なきを保ずる為め、五ケ所とも悉く踏査する筈にて其敷地献納者及び坪数は左の如し。

愛知県東春日井郡小幡村八万二千六百三十八坪　野村　茂助
同県愛知郡広路村　十万千八百六十八坪　加藤鎌次郎
同県同郡同村　十四万四千六百坪　小出藤十郎
□□□□□□　□□□□□
□□□□□□　□□□□□
同県同郡同村　十万坪　片山□□□

覚王殿建設地調査員〔明治35年9月16日〕

御遺形奉安地選定に関する実力比較調査委員中
真宗各派三原俊栄、大谷派木曽琢磨、天台宗木村観順、時宗西山奈良三山河野良心
の諸師は、昨日午前零時廿八分笹島着の列車にて来名。仝午后五時五十分着にて
日蓮宗祖田真静、妙心寺派青山宗完、臨済宗派上島恵材、真言宗土宜法龍、曹洞宗有沢香庵
の諸師来名。出迎ひの服部小十郎、青山朗氏代理田中鍈太郎、長谷川百太郎、野村朗、宮地熊楠、中村利恭、谷口高忠、伊藤彦七、吉村重爵、杉本義存、豊瀬竹三郎、瀧義道、貫沢全隆、石垣伊助外十数氏を共に栄町山田旅館に入れり。而して右の調査委員は本日期成同盟会員の案内にて五箇所の候補地を踏査し、明十七日京都に帰り十九日京都寺町浄教寺に双方の比較調査会を開く筈なるが、京都の候補地中吉田は東北の僻地、松ケ崎は峻険、縦し其山下に建設するとするも適良なりといふを得ず。広岡も地所高く昇降不便なれば、要するに京都は三候補地共十分とは云ひ難しとなり。

覚王殿敷地問題（調査委員の踏査）〔明治35年9月17日〕

雑　報

一昨日来名したる御遺形奉安地比較調査委員土宜、上島、青山、三原、弘津、木村、河野、木曽、豊田の九師は、昨朝旅館山田屋に委員会を開き敷地広袤を三万坪以上と内決し、其他、二、三の秘密打合及び調査を了り、午前八時四十分服部代議士、青山朗、吉田禄在、野村朗、中村利恭並に寄附地主等の案内にて順路愛知郡千種、田代、広路の各候補地を踏査し、正午八事八勝館に入り昼餐を了り、更に同郡弥富村の候補地外二、三ケ所を調査し御器所村を経て午後六時頃帰路に就きたるが、不便狭隘なる京都の敷地に引換へ広闊なる数ケ所の敷地を供して委員の選択に任せ、何れにても寄附すべしと申出し為め、調査委員中には其余りに大袈裟なるより或は無責任の提供ならずやと訝りし者さへありしとなれば、実力の京都に比して如何に隔絶せるかを知るに足らん。尤も昨日を以て充分の実査を終り能はざりしにより、本日も引続き実査を遂ぐべしとなり。

覚王殿敷地問題〔明治35年9月18日〕

雑　報

▲昨日の実地踏査　実力調査委員の一行九名は、昨日午前中旅館山田屋に於て秘密協議会を開き候補地実地踏査の方針を議し、夫れより一行二手に分れ土宜、上島の両委員は本多顕赫氏外数名の案内にて東春日井郡小幡村の候補地に向ひ、他の委員七名は野村朗、杉本義存氏外二、三名の案内にて愛知郡田代村新池南方高地及び月見阪の北方にて二ケ所の候補地を踏査し、何れも午後二時帰館し再び協議会を開き実地踏査の寄附地附帯条件を審議し、同夜七時より委員の一行は吉田禄在、服部小十郎、青山朗外数氏の招待に応じ東魚町御納屋に於て会見の上、寄附金其他の附帯条件を決定し是にて調査終了して本日午前中帰洛の途に上る筈なりと。因に昨日迄に実地踏査を終りし候補地は都合十一ケ所なりと云ふ。

▲京都派の狼狽　覚王殿建設候補地調査は着々歩を進めつゝあるが、既記の如く京都に於ける候補地たる洛北愛宕松ケ崎、吉田山神楽岡、洛東山科広岡の三個所は何れも奉安地として不適當なりとの結果に帰したれば京都派の狼狽一方ならず。是非とも他に良好の候補地を選んで愛知派に対抗せんと焦りつゝ、終に無法にも現豊国神社を曩日の大閤坦に移して其跡を奉安地に擬するに至れりと。如何に我意を貫徹せんとするに専念なりとも敢えて此無法の計画をなすに至ては寸毫も仮借すべからざるものにして、京都派たるもの少しく反省して可なり。

覚王殿敷地問題〔明治35年9月19日〕

▲調査委員招待会（会見）　既記の如く一昨十七日午後七時より當市東魚町御納屋に於て御遺形奉安地選定期成同盟会を代表し古田禄在、服部小十郎、野村朗の諸氏は来名中の調査委員九名を招待して、精選料理を供し寄附地以外の附帯条件に就き会見を遂げ

たるが、先づ吉田氏より委員諸氏の労を謝し且つ県民一同が御遺形を當地に奉安せんとするは、一に至誠に出でし事は諸師の調査せられたる如くなりとて、其経営の方法並に附帯条件等に就て綿密に懇談し、服部氏亦厳粛なる態度にて、予は祖先以来の仏教信徒なるが今回當問題の當市に起りて以来夙夜奉安地の速に確定せんことを渇望するものにして、若し本問題に関し些々たる資財を抛つて能く此目的を達し得らるべき限りは之を蕩尽するも聊か遺憾なし。加之も幸に奉安地の當地方に決定せられんか更に全力を注いて仏恩奉謝の意を尽せんことを誓ふべし。況んや県下有力者の熱心なる賛同あるをや。必ずや責任を以て御遺形に対し万代不易の奉仕を捧げんと熱誠さながら面に溢れしかば、満場粛然委員等も其熱心の程に感じ入れりとなん。斯くて配膳饗応に移り快談数刻にして散会せしは午後十一時頃なりき。

▲寄附地民の熱誠　調査委員等が実地踏査の為め各寄附地に出張したるに、孰れの地方にても村民は正装にて之を歓迎し接待の用意頗る周到、殊に田代村民等の如き末森城跡に天幕を張り、又は某氏の別荘を借受け接待所に充てしなど其熱情転た信念の厚さを想はしめしとなり。

▲京都派の内憂　覚王殿建設問題につき京都派の躍起運動も幸ひにして多少世人の注目を惹くに至りしが、偖て仮りに京都派の勝利に帰すべしとせば先づ第一着に寄附金の一条を決定せざるべからざるに拘はらす。今日に於て京都市民は既に其負担の重さを叫ひ市費は年々膨脹しつゝ目下財源を求むるに汲々たる時に當り、少なくとも四、五十万金を要する覚王殿の経営に従事せんとするは到底望外の事にして、若し夫れ狂奔者流が大極殿、豊公廟の例に做ひ資金の十中八九は之を他地方に仰がん方針なりと云ふも、其暁に於て名古屋地方の感情上反対の態度を取りて一錙半銭の資をも供せざるは勿論、北越地方亦決して十分の補助をなすべしとも思はれず。東京の如き亦然るべく更に九州の縁遠きをや、彼れ是れ思ひ到らば到底建設の予想だもなし得ざるにあらずやとは心あるものゝ斉しく認めて問はんとする所にて、一派は之に対ふるに到底責任ある答弁の以てする能はざる次第なれば、京都派の内憂も今更思い遣られて気の毒にこそ。

▲調査委員の帰洛　一昨夜の会見後委員中三名は同夜の急行列車にて帰洛し、自余六名は昨日午前帰洛の途に就きたり。

▲青山朗氏の出張　青山朗氏は奉安地に関する用務を帯び、本日伊勢一身田高田派本山に出張する筈なりと。

覚王殿敷地問題〔明治35年9月20日〕

雑　報

▲契約書の交附　一昨日午前帰洛の筈なりし調査委員九名中木曽、弘津、河野の三師は居残り、来る廿五日各宗派会に報告すべき寄附地、寄附金の契約書の交附を終り昨日午前零時三十五分帰洛せり。

▲契約書の内容　別項交附を終りたる契約書の内容は三項に分たれ、第一項には委員の実査せし候補地は何処にても寄附すべき

事、第二項は覚王殿建設を當地に確定せらるれば御遺形奉安以来の負債を負担するは勿論其他に金五十万円を寄附し建築に着手し、若し勧募金額を合するも不足を生ずる時は其責に任ずる事、第三項は前二項の如く各宗派会に決定せられし上は建築委員の指揮に従ふ事の意味にて青山朗、小栗富次郎、古田録在、服部小十郎の四氏代表者として捺印し、宛名は九名の調査委員なりと。

▲契約書署名者の事　御納屋の会見席上に於て委員等より契約書の交附を申出でしに付、吉田氏は其内容及び方式を訊せしに内容は別項の如くにして方式は受人に小栗、服部の二氏、證人に吉田、青山二氏を署名捺印せしめんと云ふに、ありしより吉田、青山両氏は證人として署名すべき必要なき旨を主張し且つ予輩は當初より発起請願者なるを以て共に受人として署名せんことを申出で、結極四氏は何れも受人として署名する事となれりと。

覚王殿と本派本願寺

〔明治35年9月21日〕

覚王殿建設問題に関し最も公平なる意見を有するは本派本願寺なるが、今同派執行長藤島了穏師の語る所を聞くに、▲仏骨奉迎已来既に三年にもなつて居るのに未だに奉安すべき所も無いと云ふは日本仏教者の失体である。故に予は本派を代表して暹羅へ行いた縁故もあり、旁覚王殿建設の急務なる事を呈議したのである。聞けば外務省からも曹洞宗の日置に対し放つて置てはよく無からふと注意が在つたそふな、固より左もあるべき事だ。▲なに建設の場所は京都でも名古屋でもドチラデもよい。然し名古屋の方は非常の熱心で尽力して居る事であるから、名古屋へ遣つた方が速く建設が出来て善からふ。それに名古屋には小栗とか青山、吉田、服部とかいふ有力家が資産を投じてやると云ふのだから大丈夫である。然も京都には金の出し手が無いに困る風説に誰かゞ十万円寄附すると云ふそふなが、其十万円の寄附者は三万円の資産すら無き者であるとは滑稽でないか。▲それに第一京都でやつた日にや、菩提会に在る十一万円の借財の如何する事も出来ぬ。然るに名古屋では其菩提会の借財すら済してやると云のぢやそうだから持つて来いの事である。何故一同が名古屋説に賛成せんだらう。▲本派の覚王殿建設に二万円寄附すると云ふは斯うである。初め菩提会では一千万円の資本を以て十町余歩の地所を求め附帯して慈善病院も建て貧民学校も拵へるなどゝ非常な事で在つたが、本派は初よりそんな架空の望は懐かず、覚王殿建設費を十五万円と見積り、各宗僧侶が報恩の為に一ケ寺平均二円宛出せば、総体で十五万位は出来る。及ち本派は末寺を一万と見なし「二万円」丈は寄附すると云ふたのである。▲世間往々、仏骨と菩提会と同一事業であるかの様に誤想して居る者もある由で、種々な間違が生ずるのには困る。若し夫れ仏骨を以て、曹洞宗は曹洞宗の為に、臨済宗は臨済宗の為に、妙法院は妙法院の為に利益を計らふなぞと云ふに至つては、根本から誤つた話だ。▲前田誠節の如きは、菩提会へ妙心寺の金を三万円融通したと云ふが、銀行に六、七朱で預けて在つたものを一割二分の利で貸附たと云ふは何事であるか。実に菩提会では三万円の借金の為に隔月一千五百円

づゝ出金して居ると云ふではないか。果して然らば前田の主張も知るべしだ。▲既に仏骨と菩提会の無関係なるを知らば、菩提会なる者が決して御遺形に関して容喙する事は出来ぬ。御遺形は暹羅国王よりわれ〳〵日本仏教徒へ下されたものであるから、之を代表した各宗管長と雖も勝手に之を左右する事は出来ぬ筈である。況や菩提会は社団法人でもなく、合資会社でも無く、何でもない者であるから、毛頭御遺形を私有視する事は出来ない。▲そこでマア、藤島一個人では名古屋の方が速成するから賛成ぢやが、我が本派として別に何れの説にも傾ては居らん。今日の模様は我派の賛否によりて、ドチラかへ決する様な姿が在る。何分にもつまらぬ争ひを止めて、匆々覚王殿を建設するのが日本仏教全体の為である。

覚王殿建設問題〔明治35年9月23日〕

▲政務局長と覚王殿　外務省政務局長山座円次郎氏は、去る十六日附を以て覚王殿土地比較調査委員会場なる寺町四条下る浄教寺へ向け、暹羅国皇太子も来る十二月御来朝あるにつき、成るべく早く覚王殿建設問題を決すべしと申来りし由。

▲比較調査会　覚王殿建設地比較調査委員は、去る十九日帰京後同午後二時より調査会を開き管長会及び宗派会に報告する件を議せしが、同日は何の要領をも得ずして散会し翌二十日午後一時より引続き開会したるが、何分九名の委員中名古屋派五名、京都派四名にて到底議纏らざりしと。猶同会は引続き一昨日も開会したるが到底両派委員より各別の報告を為すの外なき模様なり。

▲会場及期日変更　来る廿五の会日は彼岸中の事とて同廿八日に延期し、去る二十日を以て委員より各管長に通知したり。而して会場は建仁寺方丈の筈なりしも、當日差支ありとて同寺より謝絶せしを以て、大谷派本願寺若くは妙心寺山内龍泉院に移さるべしと云ふ。

▲京都派の狼狽　今回開会すべき各宗派会は、末寺門徒の多寡により出席議員の数を異にし、大宗派は五名までを出す規定なれば、総員約七十余名に上るべく。而して名古屋説に属するものは何れも大宗派のみなれば、既に議員の数に於ては名古屋派多数を占むること勿論なるべきにつき、京都派は此頃に至り始めて気付きたるもるゝ如く由々敷大事となし、市公職を帯びたる面々は去る十八日京都倶楽部に集会し、翌十九日午前十一時より委員は市議事堂に集会し、平安同志会よりも出席して種々協議の上在京各管長を歴訪して賛成を請ふの手筈を定めたりと。

▲事務所設置　知多郡に於ける覚王殿建設期成同盟会員は、同郡大野町光明寺内に事務所を設け、運動方針の一致を期する事とせり。

覚王殿建設問題〔明治35年9月24日〕

▲選定委員会　同会は一昨二十二日丈け休会し、昨二十三日午前八時より寺町浄教寺に於て開会したるが、選定委員の比較調査は今日迄未だ何等の決定を見る能はざれども、伝聞する所にては名

古屋の候補地も京都の候補地も先づ譲らざるものとして、只だ覚王殿建設費及び建設以後の維持方法に対し比較調査必要あり、大に其方面の調査を凝し居る由。

▲会場変更に就て　会場変更の真相は別項の如くなるが、調査委員会にては已むなく大谷派本願寺其他に向ひて照会したるも、是れ亦何れも謝絶したるを以て調査委員会に於ては河野良心、豊田心静の二師を交渉委員として更に建仁寺に貸与の交渉しつゝありと云ふ。

▲京都派の卑劣手段　覚王殿建設地比較調査委員が過般来名し候補地踏査の結果、覚王殿建設地は名古屋を適當と確信し居る模様なるより、京都派に於ては又々卑劣手段を講し建仁寺に於て開会の予定なりし。宗派会は委員一同異議なく、殊に建仁寺も会場として貸与の件を承諾したるに拘らず、委員の意向が爾く一変せしより臨済各派は自派の利益の為め会場を貸与せざるの決議をなして、卑劣にも開議の妨害を試み以て之を遷延せしむるの奸策を講しつゝあり。加之も日々数百円の運動費を投して小宗派を買収しつゝあるが如き陋劣極まれりと云ふべし。而して茲に笑止なるは同派の運動員が名古屋派の某宗派に対し買収交渉を試みたる際、吾派は金銭にて意志を変更するが如きことは聞くも忌はしとて、断然之を跳付け買収運動者が手持無沙汰に引下れる事実なりと。

▲京都派の御馳走政略　名古屋説の日に其勢力を拡張し、京都説の形勢次第に否なるより此際有力者を籠絡するの急務なるを悟りしものは、村田、前田の正副会長の主動にて名もなきに漫りに贈物をなし、又は祇園中村平野屋等の料理店に就て只管御馳走政略を施しつゝある由なるが、口善悪なき京童は畢竟覚王殿の名古屋に建設さるゝ暁には両会長の地位極めて危殆に瀕するが為めなりと云へり。

覚王殿建設問題（明治35年9月26日）

▲宗派会々場　宗派会会場借入に就ては、建仁寺に向て最後の交渉を為したる結果、来月一日以後ならば貸与すべしとの事にて、為に開会期日を来月二日と確定し、再昨二十三日各宗派管長に招集状を発したり。因に同日午后一時より寺町浄教寺に於て土地選定委員会を開き京都、名古屋の比較調査を為したり。

▲宗派会開会遅疑の裏面　過日洛東妙法院管長会議の結果、昨廿五日より覚王殿位置問題を宗派会議に附する筈なりし処、時恰も彼岸会に際するとの口実により廿九日に延期したるが、更に又来月二、三日頃に延会したる由。斯く再三延期して宗派会開会を遅疑するは大に事情のある由にて、名古屋派の運動用意周到なるのみならず実力も確実にして、曩に稲垣暹羅公使よりの書面は同派唯一の口実なるより之を打消すの必要を認め、妙心寺管長会議中菩提会顧問弁護士吉田佐吉氏をして渡清と称し密に暹羅に赴かしめ、恰も在暹富山領事は元妙心寺の僧侶にて前田誠節氏の法弟なりしより、稲垣公使の意志を飜さしむること能はざる迄も、少なくも該領事の斡旋にて好報を齎さんとの見込なるより、京都派の人々は日々吉田氏よりの吉報を待ちつゝあり。尚実地比較調査の

結果も名古屋にては小栗富次郎、服部小十郎、吉田禄在氏等個人にでも、二、三十万円の責任を負ふべき資格ある富豪家の契約書（片務契約）を調査委員と手許に差出したるに、京都派にては森田治平、森田長次郎の両氏二十万円の寄附を保證するとのことなるも、公職を帯びたる人々も自ら進んで責任を負ふものなき有様にて、殊に京都派を賛成する加、能、越三国の五十三万円を寄附すと声言するも其実間野、日向二師（菩提会特派使）の見込に止まり、是亦進んで責任を負ぶものなきより、特派使の専断を憤り内部に異議者を生じ、却つて名古屋派に傾き加之も今回開かるべき宗派会にては既に頭数に於て名古屋派に多数を制せらるゝこと明かなれば、旁々開会を遅疑し京都各寺院は会場を貸与せざることに一致し、双方交渉の上来月ならば建仁寺を貸与することになりたるなりと。

覚王殿問題〔明治35年9月28日〕

覚王殿位置調査委員会は、引続き京都、名古屋両派の実力比較調査に従事しつゝあるが、再昨日は京都市の森田武平氏を招き其意志を確めたるに、同氏は前田誠節師附添ひにて委員会場に来り、委員の面前にて二十万円寄附のことを誓約したり。依て調査委員は更に同氏の資産を調査する筈なりと。因に宗派会は来月二日開会に決したり。

▲三浦子爵は覚王殿問題につき曩に日置黙仙師の紹介にて意書見を各管長に提出し、名古屋に置くの適當なることを開陳せしが、今又本派本願寺へも長文の書面を送りたりと。▲名古屋御遺形奉安期成同盟会、在暹羅稲垣公使に建設候補地の図面及び寄附金確定の状況を報告したるに、去る三日附を以て同公使及び外山領事より候補地は地域といひ交通といひ諸般の目的に適當し寄附の浄捨も纏りたる趣きなるが、尚此上とも大菩提会本部と熟議の上、速かに所期の目的を達せられたしとの意味の書面を同会に送り来れり。

覚王殿建設問題〔明治35年10月1日〕

▲京都派の調印取纏　各宗派管長会議は、愈々明二日より開会につき平安同志会にては、昨今京都市内外より右管長会へ提出の建議書及び陳情書等の取纏めに着手し居れるが、下京区の如き戸毎に京都建設を希望する旨の陳情書に調印を取り居れり。

▲調査委員会　建設地調査委員会は、本日も午后一時より寺町四条下る浄教寺にて開会する筈なりしも、午后二時頃までは委員の出席少数なりしを以て三時過より開会する筈。

覚王殿問題〔明治35年10月1日〕

土地選定委員は去る二十八日午前九時より浄教寺に集会し比較調査会を開きしが、名古屋より申出に係る寄附金及び建設地に就て責任ある者と会見するの必要あるを以て、當期成同盟会に向け上洛すべき旨の電報を発したるより、服部小十郎、吉田禄在の両氏は同夜入洛したりと。又京都の寄附金申出人たる森田武兵衛氏外

二名に対しては、既に第一回の会見は終りしも尚再会するの必要あり。是亦一昨廿九日会見せし筈。▲曩に宗派会に向け福井、石川、富山、岐阜の四県有志総代より四、五管長の賛成を得て覚王殿の京都説に決する暁には、金五十三万円を寄附すべしとの請願書を出したるが、土地選定委員会にては右の請願は採用せざる事に決したる由。而して選定委員の意向は斯の如き請願書を採用して一々調査を為し居りては、到底際限なしと云ふにありと。▲曹洞宗管長及び委員は名古屋説を執つて動かざる由にて、曹洞宗両本山を管理する在東京同派宗務本局より、全国二百四十余の支局並に一万四千箇寺の支配する百二十万戸の信徒、及び檀家総代より、続々名古屋説に決定あり度旨、選定委員会に向け請願書を提出する由。▲京都派に於ける寄附金に関する真相を聞くに、例の森田武兵衛の代人同長次郎が去る廿六日の委員会に出頭し二十万円寄附の事を言明せしにより、委員は證拠書類として此契約書を徴するに決し、翌廿六日休会する事となりたるが、右に関し北国有志総代、九州有志総代二名、森田武兵衛方を訪問して真相を慥めたるに、同人子息亀三郎より二十万円の寄附金をなすなどゝは思ひも寄らざる事にして、唯京都に建設する暁には二十万円を募集すべしとの公約に過ぎずして、夫さへ種々入込たる事情あれば是が明言を憚る旨を語れりと。以て裏面に伏在せる曖昧なる事情を推知するに足らんか。▲覚王殿問題につき、京名両派に対する各宗派の色分けなりと云を聞くに、左の如し。

京　都　派

天龍寺派	二人	相国寺派	二人
南禅寺派	二人	妙心寺派	四人
大徳寺派	二人	永源寺派	二人
興正寺派	二人	仏光寺派	二人
三門徒派	二人	山元派	二人
十四派	三十人		

名古屋派

真言宗派	二人	大谷派	五人
曹洞宗派	五人	時宗派	二人
円覚寺派	二人	真言律派	二人
華厳宗派	二人	融通念仏	二人
十二派	三十三人		

申立派

真宗本派	五人	天台宗派	四人
真盛派	二人	木邊派	二六
六　派	十七人		

因に中立派中真宗本派、木邊派、出雲寺派は欠席するならんと。

覚王殿建設地問題〔明治35年10月2日〕

覚王殿建設地の決定に就ては、大谷派多少名古屋説に傾けるを以て京阪地方を始め加能越地方より続続本山へ京都説に賛成ありたき旨の陳情場を差出すと共に、若之を容れざれば自今同寺の一問題なる財政整理に影響を及ぼす可しと忠告する向もあり。旁々本

日は渥美邸に上局会議を開き賛否決定の協議を遂げしが、多分中立を守る事に決すべし。

明日より開会する各宗派会議には、本派本願寺は断然出席せずとの事なり。

明日より開かる可き各宗派管長会へ出席の管長及代表者等の氏名は今尚判明せず、又出席不参等の回答もなきにつき、明日は果して定刻より開会し得るや否や予定し難しといへば、或は流会に至らんとの事なり。

覚王殿建設問題〔明治35年10月2日〕

▲管長会議　弥々今二日午前九時より、京都建仁寺方丈に開くべき管長会議に欠席の届出をなせしは、臨済宗永源寺派管長久松琢宗師一名のみなりと。但し本派本願寺は例の如く出席せざるよし。

▲調査会閉会　去る十七日より、京都寺町四条下る浄教寺に開会せる同会は、一昨三十日も以て調査を了り閉会したるよし。

▲臨済宗各派　京都に於ける臨済宗各派は孰れも京都説なるが、鎌倉建長寺及び円覚寺は最初より名古屋説を主張し居るより、京都の各本山より右両寺に交渉為したるも、両寺は飽迄名古屋説を採て動かず。其強固なるは全く仏骨奉迎以来三年を経る今日に至るも建設地の定まらざりし事、及び京都市の不熱心なりと云ふにある由。

▲妙心派の狼狽　比較調査委員会に対し、京都派の寄附金二十万と声言せる森田武兵衛氏名儀の寄附金受書は去月廿八日に提出の筈なりしに、同人より當日に至るも尚提出せざるより、京都派の張本たる妙心寺派にては非常に狼狽を極め、人を森田方に派して兎も角も提出せよと迫り、遂に或る条件の下に漸く受書を差出すまでに運びたる由なるが為めに、京都派の実力は全く幽霊的のものなる事を暴露して、少なからざる打撃を蒙りたれば、偖てこそ名古屋派の内訌などゝ無根の事実を捏造して、京坂地方の各新聞に唄はしつゝありと。

▲妙心寺に疑獄起らん　京都派の張本たる某々等が、覚王殿問題につき少なからざる運動費を要したるは今や隠れなき事実なるが為めに、其財源に窮して妙心寺の寺班金積立額の内より臨時繰替払をなし結局同寺の資財に少なからざる不足額を見るに至りたれば、来る十一月の会計評議員会には一問題となりて現はるべき形勢にて、其余波として此私消事件に関して刑事問題を引起すべき模様ありと。

京都派の頽勢〔明治35年10月4日〕

北陸出身にて京都説を首唱せる日向順照、間野闡明の諸氏が吉本前代議士と共に此程入洛し、北陸十二仏教団体を代表して五十万円を寄附せんとの申込をなせしも、実力比較調査委員会に於ては之を採用せざることに決せしは既記の如くなるが、之より先當地期成同盟会の近藤疎賢、本多顕赫、豊瀬竹次郎の諸氏北陸地方を遊説せし際、北陸の有力仏教徒熊谷宗実、石川某（石川舜台子

息）、前代議士大垣兵次の諸氏並に北陸十二仏教団体を遊説し意見を叩き交渉を遂げたるに、すべて愛知派の実力と熱心とを悉知せる事とて賛成の旨を誓ひ、殊に有力なる加賀同志会は即時に六十一名の会員を召集し協議会を開き、菩提会本部に向ひ曩に要求を受けたる事件は、之に応ずる能はず。且つ覚王殿建設に関しては京都説に賛同する能はざる旨を発電し、尚ほ野間師等の不都合を指摘したる上申書に同県会議長村田三八氏外六十余名署名調印の上各宗管長及委員に提出し、更に熊谷、石川、村田の諸氏並に同地方盈進社の黒田某以下数名は、同地方民一万余人連署の愛知派賛成上申書を携へて、去る一日入洛し其他北陸地方より之に類する請願書の続々郵送しつゝあるより、京都派の唯一の後援と恃みし地方も今や全く京都派に背き、偖てこそ愛知派三十八の京都派三十の懸隔を生せしものなりと。

覚王殿建設地問題（京名両派運動激甚）〔明治35年10月5日〕

昨日の覚王殿建設地管長会議に於ける土宜委員の報告は我田引水なりとし、京都派は大に激昂し昨夜より建仁寺久昌院に徹夜協議せり。又名古屋派は柊屋別荘を本陣とし密議する処あり。本日は名古屋地方より多数の人入京する由にて、同問題は到底円滑なる終局を見る事難からん。双方共大いに不穏の状ありと云ふ因に記す。本日は管長会議休会せられ明日も果して開かるゝや否や不明なるが、委員会位は開かるゝならんか。

覚王殿建設問題（又延期説起る）〔明治35年10月7日〕

京　都　電　話（六日）

過般来会議席上に於て、名古屋派の優勢なるより京都派にても対抗の念愈々強く熾んに、今回の各宗派会解散の意見を唱導し、平安同志会及全国交渉事務所より諸方に飛檄する等其勢力侮りがたりものありて、斯くては只粉擾に粉擾を来すのみなれば、兎に角仲裁の為一先会議を延期せしめんとの説起りて、近来或有力者其間に奔走しつゝありと云ふ。

覚王殿建設地問題〔明治35年10月8日〕

▲菩提会臨時総会開設建議　菩提会特派使間野闡門外数氏より、今回の各宗派会に於て菩提会を解散するか若しくは名義を改めんとの説あるにつき、之を非として此際菩提会員臨時総会を開設せられん事を村田会長へ昨日建議したりといふ。

▲京都派の会長訪問　覚王殿建設京都派服部顕成外二氏は昨日村田会長に面会して、覚王殿は名古屋に建設せしめ、之れに附随して建立せんとする。各宗合同宗教大学及び慈善院の如きは、京都に設立せんとの交換問題起りしとの説あるに就て会長の意見を問ひたるに、村田会長は覚王殿と之れに附随して設立する大学其他のものとは別問題にて、到底交換問題となる可きものにあらず。故に自分等は素より右様なる問題は意に介せずと答へたれば、服部氏等は其意を諒して引取りたりと。

覚王殿建設問題〔明治35年10月8日〕

▲交渉委員の提案（対菩提会）　去る五日の交渉委員秘密会議の結果、一昨日午前十八名の両派委員は妙法院に至り大菩提会本部に出頭し、面会委員として土宜法龍（真言宗）、蕪城賢順（大谷派）、浅井日通（日蓮宗）の三師菩提会長村田寂順、副会長前田誠節の両師に会見し、委員より会長は充分大菩提会の責任を負うて答弁されたしとの前提を置き、大菩提会に対する世評兎角面白からざるに依り此際会名を何とは改正せられんことを望むといひしに、村田会長は菩提会は御遺形奉迎とゝもに生れ出でゝ今や三年の星霜を閲し、内国のみならず海外に迄其名は知れ渡り内外貴顕縉紳の同会員となりしもの少なからず。是れに対しても会名を変更するは頗る面倒にして其益する処何れにありやを知らず。殊に本派本願寺は大菩提会は覚王殿建設に対し容喙すべき権能なしとの申立さへ有しも、菩提会と云ふ名称には苦情はなしとの事なれば、内容を大に改正し、会則を改正し会長以下の役員を改正して、会名を維持せんとて交渉に応ぜざるより、双方議論紛出し正午過ぐるも各宗派会を見ざりし。

▲交渉委員秘密会議　別項妙法院内大菩提会に於ける交渉の結果、各委員は更に建仁寺に会合し、午後三時より秘密に協議する処ありしが、要は大菩提会を存在し覚王殿建設決定地派に於て同会の負債を負担すべしとて、遂に全纏に至らず。午後六時退散せり。因に昨日引続き同寺にて交渉委員会を開きし筈。

▲法人組織の議（菩提会）　菩提会を解散せずして之を法人組織として京都に置き、三十三宗派悉く加盟して最初の目的通り諸経画を遂行し、附随事業たる慈善病院、仏教大学校は之を京都に建設し、覚王殿は之を名古屋に建設し、以て円満の終局を告ぐべしとの折衷説を提出する者ありて、委員は既に協議を纏め居る由。伝ふる者あるより、京都派にては大に驚き百方防禦運動に着手せし由なれど、調査委員等は名古屋に出張せし以来覚王殿の建設地として名古屋を以て適當とする者ありと云へば、現今の形勢は名古屋建設に決定するに至るべき見込なりと。

▲名古屋派の態度　名古屋派は此際飽迄交渉委員会に於て名古屋説の纏りを付け、本会議は儀式的に結了する意志にて、若し本会議に於て名古屋派が多数を以て勝利を制するも、委員会に於て同議の纏りを見ざる以上は大菩提会の負債は負担する能はずとの意を漏し居る由にて、之れが為め前田師は余程の苦境に立ち種々熟考し居れり。若し同師にして名古屋の要求を納るゝに至らば、京都派は無論敗北に帰すべしと。されば京都派は同師を軟化せしめざらん為め躍起運動に余念なしと。

▲前田師の苦境　前田誠節師は大菩提会の負債に対し、債主等が名古屋説に加担し負債償却の方法を立つべしと迫り居るが為め頗る苦悶し居る由なれば、或は何等かの口実の下に今回の会議も又亦延期する事になるべしと云ふものあり。

覚王殿建設地問題〔明治35年10月9日〕

▲交渉委員の方針　委員会に於て畧ほ一致したる方針なりといふ

を聞くに、奉安地既に一方に定れば他の一方は感情を害し、其他の問題を決せんとするも出席せずして、何も彼も奉安地派の意見に決すべきを以て、奉安地問題は之を最後に決せんとするものゝ如し。而して目下交渉委員は大菩提会名義更改の件、同会負債償却の件、同会帳簿検閲の件等を分担調査中にて、去る六日の同会名義に関する交渉（前号参看）の結果、会長が可成名義の現存を望むとの主意につき、更に委員に於て協議の上翌七日更に同件の交渉をなし、大菩提会の負債に対しては例令大菩提会の名義を変更する事あるも内容は存在し、同会の債務は必ず償却すべしと云ふに在りて、債権者はほゞ其交渉に応ずる模様ありと云ふ。又大菩提会の帳簿は頗る乱雑なるものにて到底手の着けやうなき始末なれど、三十三年四月以来の会計帳簿を取調ぶることに決して、一昨日午後より妙法院別室に於て調査に着手し、昨日も継続調査したる筈なり。左れば交渉委員会の終了するまでは到底本議を見るに至らざるべしと云ふ。

▲村田会長の建議　大菩提会長村田寂順師は、目下京都、名古屋の両派相競うて譲らず。為めに各宗派亦両派に分れて紛諍渦中に陥溺せるは我仏徒の体面に関する次第なりとて、此際建設地を京都、名古屋の以外に於て例へは比叡山の如き又は高野山の如き霊地を卜して本廟を設け、更に京都及び名古屋には遥拝殿を営まんとの意見を縷述せる一篇の建議書を各宗管長に提出したりと。

▲寄附金仮納の議　名古屋派より五十万円、京都派より廿万円を夫々申込地に決定の上寄附すべしと云ふも、中には疑はしき点ありて若し奉安地決定せられたる上納入を怠るの虞もあれば、先両方をして現金を提供せしめ、決定の上一方を返す事とせんとの意見委員中に起れりやに伝ふ。

▲某委員の談話　交渉委員中の某師の語る所によれば、委員は名京両派共一切眼中に置かず、唯々宗派会と菩提会の関係を明確に決定するに努めつゝあり。若し夫れ両会の関係にして不分明且つ意志の疎通を欠かんか。各宗派会に於て建設地を決定せばとて、菩提会の負債償却につき至難の問題を引起さんも計るべからず。仮し今日の処菩提会の負債は覚王殿建設地に決したる地方に於て負担する所となり居るも、刻下の緊急問題は両会の関係を決するにあるや疑なし。斯の如く委員会は固より両派外に立てるも、若し夫れ両派何れを優勢なりやと言はゞ、局外公平の観察を以て名古屋派なりといはんか。而して菩提会の帳簿は極めて不整頓のものなるが故に、到底短時日を以て調査するは困難ならん云々と。

覚王殿問題〔明治35年10月10日〕

一昨日開会の筈なりし各宗派会は、前日迄に大菩提会会計の収支計算表の出来せざりし為め開会の運びに至らず。一昨日も引続き午前十時頃より委員等大菩提会に至りて帳簿の調査をなせしが、同会の会計帳簿は六月以来未整理にて頗る複雑せる為め、容易に収支の計算を明瞭にする能はず。依て同会にては一応収支表を作成し其上にて負債額償却方法の交渉を纏め各宗派会に報告する手順の由なるが、委員等は一昨日中を以て是非交渉を取纏めんとの

意向にて、午後大菩提会より建仁寺に引取り交渉委員会を開きしが、其際昨日の各宗派会の開否を決したる筈なり。▲大菩提会に対し大刷新を加ふることとなり、此程より委員と交渉中なりしが、同会が本派本願寺と最初より衝突しつゝある会則中、第三条第二項教育及慈善事業を起す事の一項を削り、尚役員選任職務分担等に修正を加ふる事に協議整ひたるやに伝説するものあり。▲京都、名古屋両派より申出たる寄附金は、何れも現金にて昨日午前中に差出すこととなりしが、右は寄附申出全額にあらずして、菩提会の負債額十三万円宛なりと。▲前号所記の村田菩提会長の建議は、未だ各管長に提出したる訳にはあらずと云ふ。

覚王殿建設問題〔明治35年10月11日〕

▲大菩提会負債総額　昨日の協議会に於て調査委員より各議員に報告したる六項目中、大菩提会に於て去る三十三年七月以来の負債金額は、総計十三万六千三十九円八十二銭八厘なりと言ふ。

▲宗派会は延期せず　今回の各宗派会に於ても、種種紛擾の為め又々決議に至らず、延期を為すならん抔の風説を為すものあるも、今回は是非とも覚王殿問題は落着せしむる筈なりと言居るものもあり。

▲各宗派管長会議　各宗管長会は午前十一時より開会、長議長着席、協議会として菩提会改正規則の草案を逐条審議し多少の修正あり。正午休憩午前の出席者は五十六名なりしが、午後は六十四名にて再び開会。午前に引続き同規則の二読会を開き、三読会を省略して確定し、暫時休憩後、日置副議長議長席に着き、片山正中、雨森菊次郎外五十名より提出の京都派請願書及び委員会の報告書につき二、三の質問あり。終て午後四時二十分散会したるが、明日も引続き開会の筈。

覚王殿建設問題〔明治35年10月11日〕

▲交渉委員会　は引続き八日夜に入りて尚ほ建仁寺に開会し、大菩提会の帳簿調査委員の調査報告を得、午後十一時頃まで協議せしも何等の決する所なくして退散し、翌九日午前再開協議する所ありしが、其真相は固より秘密にして、之を知るによしなきも概要左の五項目につき協議する所ありしが如し。

第一、覚王殿建設は大菩提会の事業としてなすべき事
第二、同会の組織を変更する事
第三、覚王殿建築工事を向ふ三ケ年に終了する事
第四、募金は向ふ二ケ年になす事
第五、土地選定決定の上は五十日間に大菩提会負債を償却する事

右の項目中覚王殿建設は大菩提会の事業として竣工する事は既に委員と是認せし所なるが如く、前夜蕪城、浅井、土宜の三委員は村田会長に面して、全然大菩提会の名義を現存し内容のみ改造するの意向を告げしに、村田師も満足を表せし由。尤も同会の内容改造に付ては種々の意見も有る由なれど、要するに従前の会監会を廃して各宗派会及評議会となし、会の組織を分ちて奉仕、勧

奨、庶務、工事、会計、監査の六部を設置する事とし、従前の役員に対しては大淘汰を行ふに在るが如し。又大菩提会の負債は約十三万円なるが、同負債償却の方法に就ては夫々委員より債権者に対し交渉せし結果、一定の期限を約し其期限に於て返済さるれば待つべしとの意向なるが如しと云ふ。

▲管長宗派会　別項一昨九日の交渉委員会を終るや、午後二時三十分より管長宗派会を開けり。出席議員は七十四名の内六十三名（今回は菩提会々則を議すべく、就ては同則は本派本願寺と意志の投合せざる条項もありしかば、同派の議員出席を交渉せしに、今回も亦覚王殿建設地は何れに決するも異存なし、特に出席の必要なき旨回答ありたり）、議長は長宥匡師にて、番外には弘津説三師着席し、議長は書記をして本派が出席せざるの届書を読ましめ了りて、瑞岳惟陶師は委員総代として議長の進行上今日は直ちに本議に移らずして協議会にせられ度旨を望み、採決の結果協議会と為し、乃ち大菩提会の改正案を配付し書記之を朗読したる後、番外より覚王殿建設に付菩提会々則を改正するの必要を認めたるを以て、十八名の委員に於て改正案を作りたれば、充分討議あり度旨を述べ、前田誠節師は三十三年六月各宗派管長の定められたる現行会則と今日改正の会則を比すれば、大体の目的と為すべき御遺形奉安の覚王殿建設に附帯して、永く宏恩を仰がん為め慈恵院仏教大学を建つるの項を削られしは如何なる次第と質問し、番外と数回の問答ありしが、青山宗完師は、実は会則の改正其他に於ても十八名の委員中に今猶ほ熟議を経るに至らず。就ては今日は是れにて散会を乞ひ、十八名委員は徹夜しても尚ほ今夜中に埒明んと発議し、採決の結果之れを可決し四時三十分散会したり。

覚王殿建設問題（明治35年10月12日）

▲各宗派協議会　十八名の各宗派委員は、去九日の宗派会閉会後午後五時より会則改正草案に付疎通協議会を開き、明治三十三年四月各宗派管長の定めたる現行会則に就て議したるが、衆議一致せざりし為め同夜は決議に至らずして散会し、一昨日午前九時より又々建仁寺方丈に参集。同十時半頃に至り協議畧纏まりしが、其折は管長以下出席者既に五十六名に及びしを以て同十一時管長会開会。真言宗長者長宥匡師議長席に着き、弘津説三師番外席に着き議長開議を宣告し、番外は前日来委員に於ても未だ充分の疎通を見ざるを以て、此際直ちに本議に移らず此儘協議会となさんと望み、二、三の質問ありて後之を可決し、大菩提会の目的に関する条項につき三原俊栄師より左の修正説を提出し、

第二条　本会は釈尊の御遺形を奉安護持する為め覚王殿を建設するを目的とし、仏徳を顕揚し国民の道義を涵養するを以て目的とす

津田日厚師も亦左の修正案を呈出したり

第二条　本会は釈尊の御遺形を奉安護持し、仏徳を顕揚し、道義を涵養するの目的を以て左に列記する事項を実行す

一覚王殿を建築する事

一教育及慈善事業を起す事

時に正午なりしを以て議長は休憩を宣告し、午後一時再開。出席六十三名にて第二読会を継続し、三原師の修正案に賛成者続々あり。議長之を採決せしに満場異議なく之を可決し、夫より逐条審議の上第三読会を省略し草案を可決し、午後二時又々休会、三時三十分に至り開議出席六十四名、副議長日置黙仙師議長に、土宜法龍師番外席に着き、京都市片山正中外四十二名より提出せる覚王殿建設地を京都に選定あるべきは至當なり云々の稟議書は、議長大沢協州、北条周篤、香川晃月、青山宗完の四師の紹介にて各議員に配付せられ書記是れを朗読し、引続き去る四日より十八名の委員が交渉作成せし覚王殿建築後の設備草案を書記朗読し、番外土宜師は前日来委員会交渉の始末を報告したるが、大菩提会十三万六千余円の負債を覚王殿建設地決定の日より五十日以内に支払ふ事の予定、及び京都に於ける寄附金二十万円、名古屋に於ける寄附金五十万円に対する契約、并に覚王殿建築費等につき質問あり。中には京都派の寄附金申出者森田武兵衛の資力は到底寄附金負担に堪へざる事実を挙げて、調査委員に説明を求むるものさへありしが、結局三原俊栄師より、猶ほ十八名の委員中に於ても意旨の疎通を欠くものあるを以て、充分の協議を凝し意志を疎通せしめんと述べ、満場之を容れて四時三十分散会したり。

▲交渉委員の報告　各交渉委員の調査交渉結果は、昨紙に其真相を畧記せしが、尚各宗派会に報告したる項目は左の如しと、

一覚王殿建築事業は日本大菩提会に於て之を挙行する事を承諾す

但大菩提会は財団法人と為す事

二日本大菩提会の会則を修正し、其組織を改善せしむる事

三御遺形奉安地決定の上は其日より満三ケ年を期し、覚王殿建築工事を竣成する事

四奉安地決定の上は其日より満二ケ年に寄附金募集を完むる事

五奉安地決定の上は奉安地比較調査委員に対し契約書をなし、責任者より大菩提会の負債金額十三万六千〇三十九円八十二銭を決定の日より五十日以内に仕払ふ事

六御遺形及び大菩提会は決定したる奉安地に奉遷及移転するものとす

名古屋派の勝利（覚王殿問題決定す）〔明治35年10月14日〕

曩者、御遺形奉安地に関して、全国仏教徒の間に競争起るや、吾輩は當市名古屋を以て最適當地と認め、爾かく仏教家に告げ、且つ當市有志の奮励を促したりき。爾来名古屋は最も有力なる候補地となり、東京、三方ケ原説等は全く立ち消へとなりて、京都対名古屋の競争となれり。而して此二候補地の何れに決定す可きやに就き、去る八月以来、京都に管長会議若しくは各宗派管長会議を開くにり至りしと雖も、其の競争の激烈なる、或は人をして円満の局を結ぶ能はざる可きかを疑はしめたり。然るに、一昨日の京都電話は、一快報を齎らして云ふ、久しく紛議を極めたりし覚王殿問題は、同日の各宗派管長会議に於て、三十七名の大多数を以て名古屋説に決したりと。之れ唯り我名古屋の為に喜ぶべきこ

とたるのみならず、実に日本仏教界の為に賀す可きことたり。而して吾輩は、本問題をして此の結果を見るに至らしめたるを以て、一に大谷派、天台宗、真盛派、木邊派、曹洞宗、真言宗、真言律宗、時宗、西山派、建長寺派、円覚寺派、法相宗、華厳宗、融通念仏宗の功に帰し、其の労を大なりとせずんばあらず。而かも京都派が、議場の形勢の非なるを見て、本問題の円満なる決定を期する為めと称し、自ら議決権を放棄して聯袂退場するに至りたる、亦た其の態度の宜しきを失はざる也。

其れ然り、本問題の競争中に在てや、幾多の蜚語流説は、紛然として放たれたりと雖も、已に問題の決定せる以上は、苟くも仏教家たる者は、其悪感情を一掃し、相携提して益々仏光発場の為に、尽す所なかる可からざる也。

但し名古屋派人士は、爾かく美事に勝利を得たればとて、此儘凱歌を奏して止む可きか。吾輩を以て之れを見る、這般の勝利や、又名古屋派有志の尽力に依ると云と雖も、名古屋派有志は勝利と共に、重大なる責任も負荷するに至りたるもの也。建設地の選定は、覚王殿最後の問題にあらず、今や建設地は名古屋と確定す、名古屋派有志は乃ち之れを建設せざる可からざる也。而かも、其の費用の巨額にして、其の規模の大なる、思ふに容易の業にあらざる可し。世人早くも説をなして曰く覚王殿の位置に就て競争するは不可なし、勝利を博する、又た洵に結構也。然れども、少なくとも数百万円を要する大事業を恙なく成功し得可きや否や。斯くの如く巨額の寄附を募集するの、困難なるのみならず、或は事業中途にして内訌を生ずるに至る如きことあるなきかと。我輩は名古屋派有志の徒爾にして競争せしにあらざるを知る、已に競争に勝しに於ては、着々其事業の進行に着手す可きを知る。然り之れを知ると雖も、其の事業の容易ならざるは、又た之を認めざるを得ざる也。知らず、名古屋派有志たる者、如何の成算ありや。請ふらくは、其責任の重大なるに顧みて、軽率に事に當る勿れ。

覚王殿問題決定す（十二日午後四時廿分京都発電）〔明治35年10月14日〕

京　都　電　話（十二日）

――名古屋派の勝利――

各宗派管長会議は本日午前十時より開会、出席議員五十五名にて、日置黙仙師議長席に就き、前日来協議を重ねたる例の大菩提会々則改正の件を議了し、休憩後午後二時再開（出席者四十七名）、覚王殿建設地問題につき開議せしが、京都派議員は形勢非なるを覚り、袂を聯ねて退席せしもの九名にて議場に列せしは三十八名となり、討議の末三十七名の大多数を以て名古屋説に決したり。

同上後報（十二日午後八時十分京都電話）〔明治35年10月14日〕

覚王殿建設地問題につき、前日来名京両派間に激烈なる運動ありて形勢頗る危殆に迫りしより、本日の会議には出席者著しく減少し、総数五十五名午前中に菩提会々則改正を議了し午後再開（四

十七名)、敷地選定問題に移りしに、議場の形勢は京都派の勝算到底覚束なく見えしより、京都派の津田日厚師（日蓮宗）緊急動議を提出し、該問題は頃日来粉々擾々として議論百出し頗る難決の問題たるにも拘はらず、京都派委員の欠席者あるに際し之を議決するは各宗派の円満を欠くものなれば、宜しく二三の大宗派に托し交渉の労を煩はし度と云に、定規の賛成者ありて議題となりしも少数にて消滅したれば、津田師は奮然として席を蹴て退席したり。之を機として京都派九名は袂を聯ねて悉く退場し、結局議員三十八名にて京都派一名に対する三十七名を以て名古屋説に可決したり。其賛成宗派別は左の如し、

天台宗　四名、真盛派　二名、大谷派　五名、木邊派　一名（一名欠席）、曹洞宗　五名、真言宗　四名、真言律宗　二名、時宗　二名、西山派　三名、建長寺派　二名、円覚寺派　二名、法相宗　二名、華厳宗　二名、融通念仏派　一名、

因に厳正中立の態度を執しは左の各派なりしと云。

高田派、寺門派、真宗本派、永源寺派、出雲寺派（以上二件号外再録）

覚王殿建設地確定の祝詞（明治35年10月16日）

今回大覚王殿が當地に建設する事に決したる為め、全国各地より続々祝電文を當市役所内期成同盟会に向け送越せるが、愛知慈恵会よりは左の祝詞を寄せたりと、

仏日の光明赫々として無明の長夜を破し、一切有情を光明界に導き給ふや毫も偏頗ある事なし。然るに今や大覚世尊の御遺形奉安地は弥々名古屋説大捷利を得て、不日當地に奉迎し、永く當市をして根本法輪の霊地たらしむるの光栄を奏したるや、全く期成同盟会諸君の炎々として燃るが如く熱誠なる信仰力と真誠なる大活動力に依るものにて、吾人は双手を挙て奉祝し大地に投じて拝謝する所なり。斯の如き大挙は所謂名古屋市をして世界的大名誉地たらしめたるものなり。茲に無辞を陳じて聊か祝意を表す。

明治三十五年十月十四日　愛知県慈恵会

名古屋御遺形奉安期成同盟会　御中

覚王殿問題の其後（明治35年10月22日）

爾来日蓮宗の津田日厚、大谷派の木曽琢磨師が各宗派間の交渉調停も其功なく、當市の有志は各宗派間の軋轢は眼中に置かず各宗派会の決議を齎らして皈名せしが、當地方の人心は覚王殿問題決定後一層熾にて予てより経画中の協賛会の成立を期し寄附金を募集し、万一大菩提会と破裂するも協賛会の力にて経営せん覚悟なりと。又同派にては各宗派会議長よりの決定公文によりて進行する覚悟にて、若し各宗派の軋轢によりて事業を妨害さるゝ如き事あれば、宗派の何たるを問はず各宗派会を相手取り契約履行の訴訟を提起すべしと。尚同派有志は是迄種々の契約書に調印し、多くの責任義務を負ひ居るを以て之に伴ふ権利を有するは當然の事にて、宗派の争闘によりて権利を伸縮さるゝ理由なしと主張し居

れりと。▲村田菩提会会長は病を押して菩提会長の任にありしが、覚王殿問題は愈々面倒と為り其任に堪へざるに至りしより、広島地方に転地保養を為すに決し、一昨日午前厳島に向ひて出発し、同会長不在中は副会長前田誠節師事務を代理する事となれり。▲宗派会残務委員九名中青山宗完（妙心寺派）、上島恵材（相国寺派）、豊田心静（日蓮宗）、三原俊栄（真宗興正寺派）の四名は、残務委員たるを承諾せざるより宗派会より交渉中なりしが、四師は遂に交渉に応ぜず断然之を拒絶したる由。▲御遺形奉安地選定期成同盟会にては、當初覚王殿建設地を名古屋市附近に選定せられんことの請願書調印者百余名、並に各宗派取締数十名へ依頼状を発し、本日午後一時より當商業会議所樓上に於て、運動の顚末並に今後の方針に付き協議会を開き、尚ほ明日同時刻より市内各町総代協議会を開く筈にて、同様依頼状を発せり。

覚王殿問題経過報告会〔明治35年10月24日〕

覚王殿問題経過報告会は、予記の如く當商業会議所楼上に於て、昨日午後一時三十分より開会し吉田禄在、服部小十郎の両氏は期成同盟会員総代として、覚王殿敷地選定問題につき今日まで執り来りたる方針及び運動の模様を報告し、尚ほ将来に於ける計画の一班を告げ且つ前日の協議会に於ける決議の旨を報告して、期成同盟会を解散し更に協賛会を組織するの趣旨を表明し、大に有志を糾合して活躍する所あらんことの希望を述べ、午後三時過各自退散したり。因に参会の依頼を受けたる各町総代にして参集せしもの三百余名ありたり。

●協賛会設立委員　一昨日の當商業会議所に於ける御遺形奉安地選定期成同盟会協議会の結果、同会を解散し更に菩提会愛知協賛会を組織することに決定したるが、其創立に関する委員選定方を吉田禄在に一任せしより、氏は白石半助、服部小十郎、加藤重三郎、岡部善之輔、長谷川百太郎、野村朗、吉田禄在の七氏を指名せし由にて、本日午後一時より當市会議事堂控席に於て右創立委員会を開く由。

土竜連の秘密会〔明治35年10月25日〕

覚王殿の敷地に関しては、已に二回まで貴紙上に怪聞を掲げて當事者の注意を促されしは我々の感謝する所なるが、夫の愛知郡田代村蝮ケ池の上なる松川別荘に会せし面々は、去る二十二日又もや同別荘に会合して種々密議したり。同日席に連なりしは公職者の某、某村長外数名、地主側にては〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇など云へる連中の外、地所口入業某等都合二十余名にて、孰れも此の界隈に地所山林を買ひ占め居るより曩に、各宗派会にて選任の上當地に出張せしめたる土地選定委員に対しても其當時已に運動する所ありしが、彼等は覚王殿建設地のいよいよ名古屋附近と決定せしを聞き、好機逸す可らずとし、田代村字月見坂の候補地を以て右建設地に充つるの好果を収めんと。斯くは人里離れし山家を探りて鹿ケ谷の大怪議を催ふせるなり、何はしかれ、土竜連が蝮ケ池の辺に会す。いづれ怪しかる事たるは

推して知る可きなり穴賢（活眼生投ず）。

愛知協賛会創立委員会〔明治35年10月26日〕

覚王殿問題に関し、一昨日午後一時より當市会議事堂控席に於て、日本大菩提会愛知協賛会創立委員会を開きたるが、出席者白石、加藤、野村、岡部、吉田、服部の六名は、左の仮会則を議定し更に諸般の事務に付協議する処ありたり。而して本日は午後一時より當市会議事堂に於て百四名の請願委員会を開き、創立委員の報告に基き協議を遂げ更に役員選挙、経費の支出、会員募集等に関し協議する由。

第一条　本会は日本大菩提会の主趣を賛同し、覚王殿の建設を助成するを以て目的とす

第二条　本会は事務所を名古屋市に置く

第三条　本会の所属は愛知県の管轄区域に拠る

第四条　本会は日本大菩提会に応分の金員を寄附する者を以て会員とす

第五条　本会に左の役員を置く

会長　一名　副会長　一名　幹事長　一名　幹事若干名　賛助員若干名

第六条　本会々長は会員之を推薦し、副会長以下役員は会長之を依嘱す

第七条　本会に顧問若干名を置き、県下の名望家を以て之に充つ

第八条　本会の役員は総て名誉職とす

第九条　本会役員の任務並に事務細則は別に之を定む

第十条　本会々員の寄附金は指定の銀行に振込むものとす、其手続は別に之を定む

第十一条　本会に事務長一名、事務員若干名を置く

第十二条　本会の経費は日本大菩提会にて之を支弁す

雑報〔明治35年10月28日〕

愛知協賛会の成立（大菩提会）

予報の如く御遺形奉安地選定期成同盟会にては、前会委員に附托せし協賛会仮会則脱稿せしにより、一昨廿六日午後二時三十分より、當市会議事堂に請願人を召集し協議会を開きたるに、出席者三十余名吉田禄在氏座長席に着き、前号所載の仮会則脱稿迄の次第を報告し、逐条審議すべきやを問ひしに、安藤一之助氏より総体を一括して議決せんと発議あり。満場異議なく可決し、続いて服部小十郎氏より、同会則成立の上は会長推選に関しては投票の労を煩く為め、且つは会の活動上に於ける将来の利益の為めに、深野一三氏（知事）を推さんとの発議ありて、異議なく之に可決し、加藤重三郎氏より目下知事不在中なれば、其出張先に此旨を通じ且つ本日の顛末を報告し、其承諾迄は吉田禄在氏に事務取扱を一任せんとの発議あり。異議なく可決して午後四時退散したり。

覚王殿彙報〔明治35年10月28日〕

十一月二日頃大菩提会は、名誉会監会議を開き其決議に依つて菩提会本部を當市に移し、御遺形奉迎準備委員を選任し、仏骨を奉迎すべしと。▲宗派会閉会後諸事取纏めの為め在洛中なりし日置禅師、中村勝契師は、一昨廿六日京都発夜行列車にて、又彼我交渉の為め往復中なりし丹羽円師も同列車にて帰名し、協賛会の吉田服部両氏と会見打合の上、日置師は同夜東上せられしも、中村師は當分滞名、仏骨奉遷及来月二三日頃開催の会監会に対する方針につき協議する所あるべしとなり。

大菩提会々監会（覚王殿問題）〔明治35年11月7日〕

一昨日の大菩提会々監会及び各宗派会議にては、前号所載の議案（第一号より第七号）を附議したるが、第一号議案に付ては弘津説三師より、出席三十二名は過半数にして有効なりやに付て質問あり。番外前田師有効なる旨を答へ、書記は村田前田正副会長の辞表を朗読し、引続き二三の押問答ありしが、結局読会省略確定議と為すの発議に続々賛成ありて之に決し、第二号議案に移りて是亦異議なく確定し、次に第三号議案に移り来る十五日名古屋に奉遷するに付て、負債は夫れ迄に整理の始末付くや、万一御遺形は本部と共に名古屋に移転し、後に負債のみ残る如き事ありては迷惑なり云々と質問あり。番外は一切の事務（負債を含む）は十五日の前日、即ち十四日迄に悉皆整頓せしむべしとて同案も同時可決確定し、他の四、五、六、七号議案とも二三の質問ありたるのみにて、一瀉千里の勢ひを以て悉く読会を省略し、午後四時三十分議了し、夫より休憩中協議会を開きて、村田菩提会長前田副会長以下理事の辞表を承認するに付ては、新会則に依りて、正副会長以下部長理事評議員選挙及び旧会長優遇並に感謝状を呈する等の協議を纏め、午後五時二十分開会し、新菩提会の正副会長の選挙に付、瑞岳惟陶師の動議にて協議会に於て決せし通り、会長に大谷光演師、副会長に日置黙仙師を推選し、部長六名は曹洞宗一人、大谷派一人、日蓮宗一人、妙心寺派一人、真言宗一人、天台宗及真盛派一人を各其の宗派に於て選定し届出づることとし、理事六名の中三名を僧侶とし、三名は俗人より出し、評議員九名は部長を出さゞる宗派に於て選出し届出づることとなり、尚ほ昨夜引続き決議事項実行上の凝議を為したり。因に十五日の御遺形奉送には、九州行幸の陛下還幸の御日取の都合に依り、廿日に変更するやも知れずと。

釈尊御遺形奉遷〔明治35年11月15日〕

▲御前立黄金仏　昨日午後一時笹島着にて、伊達委員総代は、御前立黄金仏並に厨子を奉して到着せしにより、長谷川観石、丹羽円其他諸師の出迎ひにて當市役所内に仮奉安し、今朝万松寺に奉還する筈。右仏像は丈け二尺余（重量十八貫）の純金像なりと云ふ。

▲荷物の到着　昨日奉遷事務所宛にて京都の出張員より到着せし荷物は、百七十余行李にして、笹島駅倉庫内に積在しあるが、

其重なるものは前立黄金仏並に暹羅皇室より下賜せられし貴重品、緞子、縮緬の大幔幕、植込高張提灯、稚児装束等なりと云。

▲御遺形各駅通過の時刻　御遺形奉戴の列車は、本日午前八時四十分の臨時別仕立にて京都七条駅を発する筈なれば、各駅通過の時刻は明記し難きも、大約左の如くなる可し。

大垣駅　午前十一時四十分、岐阜駅　午後零時十分、木曽川駅　午後零時三十分、一宮駅　午後零時五十分、清州駅　午後一時十五分、笹島駅　午後一時三十分着

▲奉安殿の準備　昨夕刻に至り、仮奉安殿と定められたる裏門前町万松寺は、稍や整頓したるが、同寺入口には緑竹の大門を建設し、同門より本堂前迄の間に高張提灯を樹立し、本堂前は桟敷に昇降口を構ひ、堂内には京都より廻送せられし緞子、紫縮緬の大幔幕を廻らし、金襴の柱隠を纏ひ、境内西手の禅堂を修繕し、参列者の休憩所に充つる筈なるが、本日は却々の大混雑なれば、名古屋警察署よりは百余名の巡査を派し警戒すべしと。

▲行列順序の変更　昨紙に報じたる行列順序中にて各宗派講中、仏教各団体、町村長並各町総代は行列後方、新聞記者の次に町村長並各町総代、仏教団体、各宗派講中の順序に変更されたり。

▲仏教団体、講中の順次　別項の仏教各団体、各宗派講中にて総計四十五団体一万五千余人なるが、尚ほ昨夜申込し団体もある模様にて、其順序は左の如く決定せられたり。

（一）施薬院、（二）愛知慈恵会、（三）十善会愛知支部、（四）積徳会、（五）愛知吉祥講、（六）西部仏教青年会、（七）仏教少年教育会、（八）日本仏教青年会、（九）興徳会、（十）積徳教会、（十一）教友会、（十二）親友会、（十三）仏教慈善会、（十四）津島菩提会、（十五）東雲寺青年会、（十六）愛知訓盲院、（十七）大師講、（十八）申下大師講、（十九）南伏見町大師講、（二十）大谷派講中、（二十一）大栄講、（二十二）法進講、（二十三）徳栄講、（二十四）七ツ寺団体、（廿五）延命院、（二十六）長久寺、（二十七）東界寺、（二十八）関鍛冶町説教所、（二十九）鳥居忠言講中、（三十）伊藤平左衛門講中、（三十一）木栄同盟会、（三十二）建具組合、（三十三）重井信講中、其他各講中

▲菩提会奉迎役員嘱託　昨日左の諸師を奉迎役員に嘱託せり。

（事務所係）中村勝契、木曽琢磨、丹羽円、吉田尊昭、本多顕赫、清水機然、藤井一郎、片岡量海、加藤栴嶺、住田祐信、吉村重静、貫澤全隆（接待係）竹由得界、佐藤日嬰、堀江深秀、寺尾恵晁、織田宝山、沢実温、久田俊法、橘成典、小林康任、（庶務係）近藤疎賢、松葉貞栄、佐藤興応、前田鉄桂、岡本円正、佐々木賢淳、吉永徳成、鍋島大慶、武田諒（行列係）塚松寿泉、吉田祐山、林祖芳、森西心、織田果昇、武藤舜応、松浦龍英、伴龍舟、野田仏元、源実聴、小澤辨応、永谷魁曜、小桜秀孝、西条啓道、玉垣網宗、中川泰道、加藤日慈、天野顕意（法務係）横井良琪、高間亮普、桂井越水、関智運、龍桑嶺、古沢全誠、平野大仙、河村道隣、高橋善往、瀧義道、林高

眼、中川泰道、武田秀善、村瀬辨応、木村実粲、尾関亮堂、服部□亮、山田祐山（地方係）三岳融賢、水野万乗、小林康什、杉山覚域、尾関隆堯、横江覚皎、水谷得雄、原良瑞、織田智迪、瀧池聴龍、横井宗寛、佐々木恵旭、前田学、小笠原静恬、朝宮教行、奥村勇円、矢雷霊雄、富貴原昇導、鈴木実良、玉垣禅喜、足立聞證、筧慈円、吉川祐研、足立円霊、富田龍肇、加藤法円、堀田端仁、藤波智曜、佐竹法輪、神守空嵓、長沢大教、山田俊栄、小倉恵照、丹羽大船、位田岱苗、水野雷幢、小笠原篤実、松原祖英、

▲協賛会の役員　愛知協賛会に於ては昨日奉迎役員として左の諸氏を嘱托せり。

（行列係）小林倫祥、中山和助、宮本薫楠、奥村半六、同薪兵衛、水野寅吉、鈴木政吉、宮田辰次郎、大沢重右衛門（調度係）榊原栄蔵、熊田喜平治（雑務係）土井勝清、中村利恭、加藤當次郎、谷口高忠、林真平、舘野義高（書記）刑部玄雄、鈴木雄蔵（受付）服部兵助、太田鉄吉、永田玉太郎、安藤一之助、堀部勝四郎、中村源蔵、福住静雄、木村桑太郎

▲参列者の注意　御遺形奉遷事務所に於ては、奉迎に就き雑沓を予防する為め、奉迎者には参列券を附与し行列者の数を限りたるが、総数五万枚を調製し、一昨日より當市会議事堂内協賛会事務所並に万松寺内奉遷事務所（十三銀行にて附与することは中止となれり）の二ヶ所にて寄附金取扱、参列券附与を開始したるが、同参列者は同券と共に受取りし、赤字にて奉迎の二字を印刷せし白紙片を各自襟に結着し、奉迎員、賛助員は紫色、各役員は白色の桜形徽章を胸部に附すべしと。

▲各駅の迎送　御遺形の列車が各駅を通過するより、同地方の信者は何れも送迎する由にて、岐阜市にては菩提会岐阜支部役員始め、会員各宗僧侶は盛大に迎送の準備せり。又一宮駅にては同様機織を押立て、煙火を打揚げ奉迎送すべしと。

▲大谷新法主と暹羅公使　大谷新法主、暹羅国公使は御遺形奉遷に参列の為、本日午前四時笹島着にて東京より来名の筈なれば、當東別院よりは十数名同駅に出迎ひ、東別院に入り、又暹羅国公使出迎委員として、協賛会より青山顧問、大槻俊造外数十名出迎ふ由にて、公使は同会より差廻しの馬車にて名古屋ホテルに投宿する筈。

▲昨日の上洛者　協賛会より昨日中に上洛せしは、布留川尚、中村源蔵、吉田禄在、谷口高忠の四氏なりし。

▲雅楽の寄附　袋町小林倫祥氏より雅楽（吹奏者十二名）、釣楽器（人夫二名）を寄附する筈にて、楽名は平調慶雲楽なりと。

釈尊御遺形奉迎（明治35年11月16日）

▲停車場及沿道の光景　前夜の空模様にて昨日の天気も如何あらんと思ひきや、早天より名残なく晴れ渡りて、夜来の降雨は反つて塵境を浄むる撒水とはなれり。さらでだに数日前より御遺形奉迎に熱狂せし善男善女は、早朝より洛駅として笹島停車場及び、沿道の新柳町、栄町、鉄砲町、末広町、門前町、裏門前町に

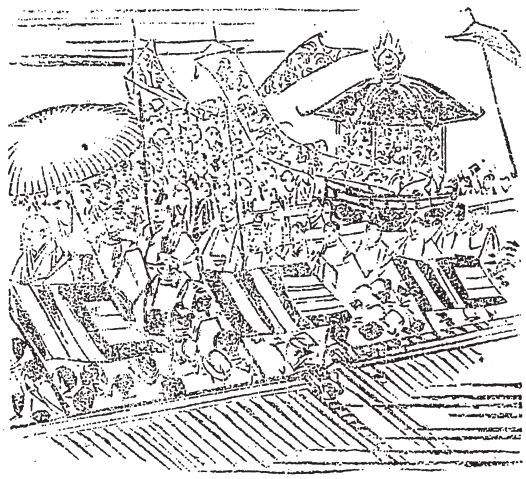

蝟集し来り、其数幾十万なるを知らず。而して沿道各戸には大菩提と記せる球燈を掲げ、六金色旗を翻し、更に枢要の個所には大国旗を交叉し、新柳町通には高張提灯を植込みたり。又笹島停車場構内南手に北面して設けたる、三間に五間の簀張苫葺の仮奉安所は幔幕を張廻らし、万丸旅館には愛知協賛会庶務部、各宗管長休憩所、各宗僧侶集合所、奉迎院事務所等を設け、楼上楼下立錐の余地なきまでに雑沓を極めたり。而して各仏教団体講中は同附近の旅館を借受けて事務員講員の溜所となし、奉迎者は何れも各自の標旗を押立てつゝ引きも切らず、客設けの位置に就けり。

▲宝輿御安着　午後一時四十分御遺形櫃、六角宝輿、其他附属物を奉戴せる臨時汽車は笹島駅へ安着し、便乗の奉迎委員も同時に到着したり。之より先暹羅国公使フテヤーロジヤーナプヘバンド氏は、米国文学士佐藤毅、青山市長と馬車を駆つて笹島停車場に来り。後藤書記官亦同駅に待受け、大菩提会本部中村勝契、土宜法龍の両師、協賛会の服部幹事長、加藤、白石、谷口の諸氏を始めとし各役員、奉迎員各公職、新聞記者百余名は、プラツトホム東側に整列して出迎ひたり。而して同列車には奉送者なる各宗管長門跡、各管長代理村田前会長、前田前副会長、日置副会長、各宗執事、随行員人夫二百余名便乗したり。斯くて宝輿は、各宗僧侶整列の中を白衣の仕丁十数名にて之を舁き、プラツトホームを出で一先づ笹島仮奉安所に奉置せられたり。此間始終烟火を放揚し、中天漲々の声ありし。

▲笹島御発輿　宝輿は暫時仮奉安所に奉置せられしが、其間に既記の行列の次序により、警官並に各行列員の斡旋にて数万の参拝者を排し、辛うじて伍列を作し、順次に繰り出しつゝ練り初めぬ。此時大谷新法主は服部小十郎氏と同乗し、馬車にて同所に臨み、暫時休憩の後、十六人の仕丁に舁がれて宝輿の発するや（午後二時）、此序列に加はり、何はさて、此盛大なる行列を参拝せんとて、同所附近に集ひ来れる幾十万の群衆犇き〳〵て人波を打たせつゝある事とて、発輿前は行列係、警官等も殆んと術の尽きたらん如く見えぬ。此時恰も東別院より、新法主警衛の為め人夫数十名を繰出せしにより、漸く列伍の乱れざるを得たり。

▲途上に於ける行列　笹島万松寺間の行列は未曽有の盛観にして、行列に加はりし四十余の仏教団体講中、各宗僧侶、官吏、公

職者、奉迎員等其数無慮二万余人、行列の延長二十余町に亘れり。匠工組合員二百余名揃の菅笠を戴き、礼服着用して先払に立ち、次に空也堂道士異様の法衣に鉦、瓢などを携へ、空也念仏を唱へつゝ練り行き、當日の一異彩を示し、夫より大谷派中学生、仏教各団体夫々一定の装束にて附随し、無帽円頂の徒各宗規定の法衣を纏ひ、次で各宗管長、同代理、村田前菩提会々長腕車にて之に従ひ、暹羅公使は佐藤青山二氏同乗馬車にて之に次ぎ、小林倫祥氏の率ゆる奏楽一隊は慶雲楽を奏しつゝ之に次ぎ、花車一輌、金襴仏旗一旒、唐櫃、四天王旗之に次ぎ、茲に宝輿（御遺形）を奉じ、奉迎旗之に次げり。而して大谷新門主は、柳橋迄徒歩にて列に在り。夫より腕車にて日置菩提会副会長奉迎使各宗本

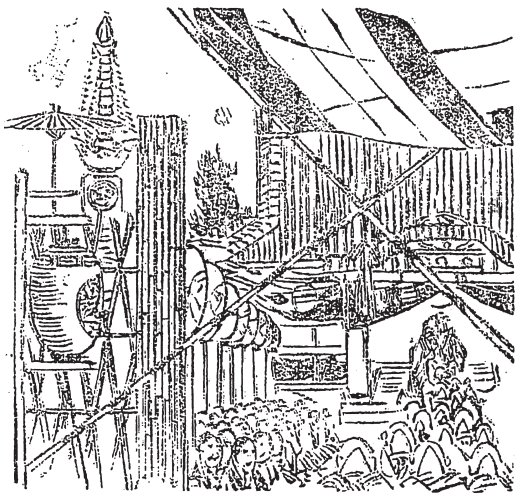

山僧侶、同重役及地方取締、仏教有志団体奉迎者等を導けり。

▲宝輿仮奉安殿に入る　別項所載の順路を経て、午後四時頃漸く行列の先頭は仮奉安殿なる裏門前町万松寺に到着せしが、さしもに多数の行列者を同境内に入場せしめんこと能はざるより、同寺に着したる行列者は逐次門外に退かしめしも、着輿の際には尚ほ境内僧侶を以て充ち、同寺の堂上堂下は殆んど余地を見ざりし。斯くて宝輿は設けられたる同寺本堂正面の仏堂に舁据ゑられ、暹羅公使、大谷新法主、村田前会長、日置師其他一同参拝焼香を了つて、午後五時半頃何れも退場したり。因に同寺の装飾其他の設備は既に屢次報道したるにより之を略す。

▲宝輿随従者　昨日京都より宝輿に随従せし重なる人々は左の如し。

村田妙法院門跡、融通念仏宗管長清涼得善、西山派管長清水範空、日置、前田、藤島の三奉迎使、妙心寺派管長代理池田沢州、同本山代表釈等顧、同執事青山宗完、日蓮宗管長代理川合日辰、東福寺管長代理、泉宗瑋、林泰嶺、黄檗宗管長代理鈴木恵眼、大徳寺管長代理小堀宗長、相国寺管長代理牧野宜厚、建仁寺管長代理後藤文辰、大谷派管長代理堅田勝増、曹洞宗管長代理福山黙童、興正寺管長代理三原俊栄、天台宗管長代理高木習道、木村観順、時宗管長代理加納法順、仏光寺管長代理物部長寛、仏光寺管長代理足利義三、華厳宗執事筒井寛聖其他菩提会評議員役員等二百余名。

▲新門主と暹羅公使　暹羅公使大谷新門主の一行は、昨日午前

四時十七分名古屋駅に安着したるが、出迎人の主なるは大谷派別院より竹山管事野間輪番、菩提会より丹羽円、加藤梅嶺、本多顕赫、平野大仙、長谷川観石、各宗取締総代高岡亮音、横井良琪、協賛会及び信徒より青山朗、鈴置倉次郎、近藤友右衛門の諸氏以下五十余名、其他興徳会金城支部、積徳教会羽城講中等三百余名にて、尚ほ沿道辻々には二三十人の出迎者あり。別院境内には、出迎者及び大谷派尾張中学々生等両側に整列し、玄関には別院重役及び菩提会役員総代中村勝契師等出迎たり。

▲参列者の宿割　昨日各地より参列の為来名せし各宗管長の宿割を、左の如く指定せられたり。

村田前会長、各宗派委員（山田もと）、各宗派管長、各宗派随行員（三輪）、本部役員（鶴鳴舘、万梅支店）、各宗派重役員（美濃兼）。

▲雑観　本県地方民の仏教信仰に熱心なることは、當日の参列者の多かりしに見るも争ひ難し。時恰も秋収多忙の時期、十数里を遠しとせずして来り、随喜の涙にぞ咽びたる。▲此多数の奉迎者を見たるは、奉迎係員は固より我も人も斉しく一驚を喫したり。新柳町通り、殊に停車場附近の地は、巡査の配置不充分なりし為め、行列の殿後は殆んど混乱して、新門主の納屋橋畔に達せし頃、其腕車は転覆せんばかりなりし。▲円道路上に筵を敷き、危座して奉迎したる信者の如きは、宝輿、新門主を拝しつゝ、流涕殆んど仰ぎ見る能はず。口々に唱名して冥加に泣きぬ。▲鉄砲町より万松寺迄の間は、一時間前より車馬人民の通行を停止したるにより、幸に稍混乱を免れたり。唯広小路通の不取締は言語に絶したり。殊に甚しきは沿道の混雑を極めたるに、然も電車は依然往復したるが行列に妨げられて已むを得ず運転を中止し、為めに中途に停止せる電車二三輌を見たり、危険！▲本紙の予言の如く、今回の奉迎は頗る突然に出でしを以て準備整頓せず。之を極言せば、拝観者の多かりしを壮観とするの外全く見るべきものなく、笹島より万松寺に宝輿を送込みしと云ふに過ぎず。▲當日最も熱心に奔走して斡旋の労を執りしは長谷川観石師にして、我々は師の労を多とす。▲門前署の某巡査は、参拝者の或者が同巡査の命に従はざりしとて乱打乱蹴、遂に一方ならず負傷せしめたり。街路の取締も此に至つて不法を極む。由来市内警察官には往往にして此弊あり。警むべし。

仏に成損ね〔明治35年11月18日〕

愛知郡熱田外大字東熱田い六十三番戸、平民麻裏製造職、早川丹蔵（四十）は、内縁の妻とく（卅六）と共に、再昨日午後四時ごろ仏骨奉迎を見に来り。門前町の公園入口の雑沓中にて圧倒され気絶したので、待合八千代へ舁込み治療の上蘇生し、俥にて帰宅せりと。

暹国皇太子御来名に就て（稲垣公使の来翰）〔明治35年11月22日〕

暹羅国皇太子殿下は目下米国御漫遊中なるが、来月中旬には本邦

へ御来着の予定にて、御滞留中、日本大菩提会覚王殿敷地の地鎮祭に臨場の為め来名あらせらる筈にて、同殿下歓迎に関する注意として、在暹国稲垣公使より昨日青山市長に向け、左の如く言い越したり。

謹啓　閣下益御清穆為邦家慶賀の至に奉存候。陳は這般暹国皇太子殿下本邦へ御来遊あらせらるゝ事に確定愈来、十二月第二週日御到着の予定に御座候。何れ殿下御着邦の上は、我　皇室始め政府に於て懇篤なる御歓迎可申上は勿論に御座候得共、同殿下には御幼少の頃より専ら英国の教育を受けさせられ候事として、御気質等は全く英国貴族の美風を備へさせられ、随て国民の歓迎等に対しては、一層御感得あらせらるゝ事にも可有之、就ては我国民一般に於ても充分歓迎の意を表せられん事不堪希望の至りに候。殊に刻下暹国に於ても、親厚なる盟兵国として本邦に信頼するの傾向を呈し来り。此機に際し我国民の殿下歓迎振如何は當国有司の最も注意を怠らざる所にも可有之、延いては此国賓歓迎の一事が、日暹両国間将来の関係に著しき効果あるは、小生の信して疑はざる所に御座候。閣下等に於ても勿論御如才無之事と確信能在候得共、敢て一書を裁し愚見申上候儀、御拝聴被下度候。早々敬具。

十月二十二日　　在暹国　稲垣満次郎

名古屋市長青山朗殿

追て御遺形奉安地も愈貴地に決定候由、欣賀の至に奉存候。畢竟閣下等御尽力の結果に外ならず候。此上充分御尽瘁有之度、尚地鎮祭に際し、當国皇太子殿下の御臨幸を仰ぐ件に関しては、在東京暹国公使と逐協議置候に付、万事同公使と御打合有之候はゞ、別に困難には無之事と確信致居候乍、當国に於ては皇族一名　皇帝陛下御名代として、皇太子殿下奉迎の為め、巡洋艦マハチヤクリ号にて本邦へ御渡航の儀決定致居候に付、是又御承知有之度申添候也。

覚王殿彙報〔明治35年11月25日〕

建設地選定方針其他左の如し

▲建設地選定方針　覚王殿建設地は、左の事項を具備したるものゝ内より選定する筈に付、寄附志願者は来る十二月十日迄に大菩提会事務所へ申出づ可しとなり。

一、覚王殿敷地坪数は十万坪以上にして、各所有者連署したる書面及び番地号並に所有者を記入したる書面を具へたるもの

▲会員募集方法　今回大菩提会にて定めたる会員募集方法は左の如し。

一、名古屋市は僧俗共同して募集するものとす

一、各宗派奨励管理より各宗派僧侶若干名を委員に選出せしめ、本部より之を嘱托す

一、協賛会は同会賛助員を以て募集のことを嘱托す

一、各宗派委員にして本部より嘱托せられたる者は協賛会賛助員を補助し、共に募集に従事す

一、会員募集方法は日本大菩提会々則に拠る

（会　則　摘　要）

一名誉会員は金百円以上醵出したるもの
一準名誉会員は金五十円以上醵出したるもの
一特別会員は金十円以上醵出したるもの
一準特別会員は金五円以上醵出したるもの
一正会員は金一円以上醵出したるもの
一、会員へは左の区別に依り過去帳に霊名を記載せしめ、覚王殿に於て永遠回向するものとす
　一正　会　員　　一　霊
　一準特別会員　　二　霊
　一特別　会　員　　三　霊
　一準名誉会員　　四　霊
　一名誉　会　員　　五霊以上
一、入会者は会員申込に霊名を記入すべし
一、入会金四分一を納附したるとき会員證票を授与し、全額納附したるとき徽章を授与す
一、入会金本部又は最寄銀行へ納附するものとす
一、会納附は左の如し
　一入会のとき即納
　一入会後二ケ年間に分納するも随意たるべし

▲宝物拝観許可　仮奉安殿にては、今廿五日より来る三十日迄六日間、暹羅皇帝並に同皇后陛下の御寄贈品、金玉織の宝物、並に暹文の経典、其他同国文部大臣の寄贈品等の拝観を許し、且つ宝前に於て焼香礼拝を許す事となりたるに付、昨日来各町村総代の手を経て右参拝券を篤志の信徒に配布しつゝあり。

▲昨日の仮奉安殿　曹洞宗尼僧百十余名参集し、清涼寺清水機然師管長、代理として大導師となり法要を営みたり。又本日は有名なる梅干和尚の千燈供養もある由なれば、参拝者は非常に多かるべし。

●覚王殿敷地寄附の協議　愛知郡千種村大字月見坂、地主数十名は、覚王殿敷地寄附の件に付、昨夜當市大光院に会合したる由なり。

覚王殿記事〔明治35年11月27日〕

▲宝物拝観　昨廿六日より三十日迄に、暹羅皇室より御下賜の宝物を、大菩提会員に拝観せしむる筈。▲会員募集　昨日より大菩提会並に愛知協賛会にては会員申込受付を開始したるが、當日は何分突然なりし為め、五十余名の入会あり。當旭廓新三朝主人川島松三郎は金五百円、東田町加藤林三郎は金百円を寄附し、名誉会員に列せり。尚ほ本日各郡町村に向け入会申込書、入会金払込書三万枚を送致したるが、入会希望者は地方各銀行に付手続を訊し入会すべしと。▲各係の部署　一昨日より協賛会にては庶務、勧募、会計の三係に事務員を配置し、事務を整理しつゝあり。▲仏前蝋燭の寄附　當市蝋燭講中総代奥村半六、同新兵衛より、仏前御供への蝋燭永年寄附の儀を申出でたり。▲千燈供養　當地有名な奇僧梅干和尚、飯田道一師は、一昨廿五日より二昼夜仏前に

ありて千燈供養を行ひつゝあり。

覚王殿記事〔明治35年11月28日〕

▲入会員　大菩提会及び協賛会へ昨日直接入会申込の分は二十五名なるが、地方の各銀行等へ申込みの分も余程ありたる摸様なり。▲寄附金　當市小鉢町安福九八より金五十円、南桑名町中野せつ、裏門前町中島房太郎両人より、各金五円宛寄附の旨昨日申込みたり。▲事務員　庶務勧募、会計の各課に各五名宛を置く事に決定したりしが、尚ほ事務の混雑を免ぬがれざれば、日々増員の都合なるにより、今三四日を経過せば余程整頓するならんと云ふ。

覚王殿記事〔明治35年11月29日〕

▲入会者　昨日直接入会申込の分は十三名なりし、郡部各銀行よりの分も十余名の申込者ありし由。▲参拝者　日々の参拝者引きも切らず却々の雑踏なるが、殊に軍人参拝者非常に多く、昨日如きは雨天なりしに関はらず絶えず参拝者あり。且つ郡部又は他県下より来りしもの少なからず。為めに本堂の登壇口には笠、桐油、草鞋等の山をなせり。▲明三十日午後六時より、當市南志摩町五十九番戸、東海仏教倶楽部にて大菩提会拡張演説を開催する由。

●新門主と小林康任師　過日大谷派新門主大谷光演師が大菩提会々長として御遺形を當地に奉迎したる際、知多郡大野町光明寺住職小林康任師が東別院に於て親しく新門主に拝謁せしに、新門主は師に語つて曰く、御遺形奉安地の名古屋に決定せしは頗る満足する所なるが、今後の措置に就ては更に一層慎重の態度を持して、万代の偉業を大成すべく、予亦大菩提会長として飽くまで責任を完うせんことを期す。而して本問題につき種々下問せんとする事あるにより、一度上洛すべし云々と語られし由。新門主の本問題に熱心なるは、今更の事ながら其赤誠言外に溢れたり。

覚王殿記事〔明治35年11月30日〕

▲覚王殿の開帳も愈々本日限りにて、来る十二月より毎月一日、八日、十五日、廿一日の四日間午前九時より午後五時まで開帳する事となり、参拝章宝物拝観券会員標携帯の者には、宝物丈けの拝観を毎日許す筈なりと。▲昨日の会員申込者は、協賛会直接のもの六十余名、其他各銀行への申込者数十名なりし由。▲敷地は昨日迄は未だ正式の申込者一ケ所も無き由なるが、何分十万坪と云ふ莫大の地所故、結局月見坂妙見山の二ケ所位の競争にて、昨今の分月見坂の方稍々勢力あるが如しといふ。

●奉安地期成同盟会　覚王殿敷地を、愛知郡田代村字月見坂西北の地に選定せんとの希望を以て、過般来着々運動中なりしが、愈々去る廿八日午後五時より、鍋屋町大光寺に同志を会し（来会者三百余名）、発起人小関勝輝氏より今日までの経過を報告し、青山鉞四郎氏を仮会長に推して、御遺形奉安地期成同盟会規則十ケ条を討議し、満場一致にて之れを可決し、茲に同会成立し、乃

ち左の役員を選任して午後九時散会したり。

会長　中村与右衛門、副会長　柴田半兵衛、評議員　青山鉞四郎、服部兵助、太田久左衛門、熊田喜平治、神谷伝右衛門、安藤一之助、江尻彦左衛門、大喜多寅之助、黒田茂助、水谷又吉、水野平蔵、水谷佐助、松田六右衛門、大竹才雲、渋谷良平、吉田謙作、上杉善左衛門、山本勘左衛門、佐藤喜兵衛、伊藤庄八、幹事　津坂銀治郎、田嶋松兵衛、松川兵七、新見嘉治、夫馬弥十郎、小関勝輝、杉山弥三郎、柴田嘉幸、伊藤銀蔵、黒田実、□沢治兵衛、佐藤則光、鈴木政吉、武市又兵衛、橋本太八

覚王殿記事〔明治35年12月2日〕

▲菩提会重役　同会本部の當地に移転せし以来、会務整理の為め事務分担を協定し、役員の任命を行ふ等着々進捗中なるが、同会重役は愈々左の如く決定したり。

会長　大谷光演師、副会長　日置黙仙師、奉仕部長　未定（中村会計部長兼務）、勧奨部長　同（同上）、会計部長　中村勝契師、建築部長　福山嘿堂師、庶務部長　津田日厚師、会計監査部長　土宜法龍師

右の外奉仕部出仕として清水機然、稗貫亮鏡両師就任、庶務部長臨時委任として宇都宮師拝命したり。因に中村会計部長は天台宗会議の為め目下帰山中に付、丹羽円師臨時代理の任を受けたり。

▲同会地方主任　去月廿六日附にて左の如く任命ありたり。

尾張国郡部主任　高木義答師、三河国主任　佐竹法津師、加能越三ケ国主任　本多顕赫師、伊勢国主任　大野美恵丸師

▲昨一日午後五時より副会長日置黙仙師は、別項の如く本部及び地方重役の任命を了り、略ほ事務の緒に就きたるにより、協賛会の重なる者と併せて之を本部に召集し、将来の大方針を指示し、且つは協議会を開き、更らに晩餐の饗応を為したり。▲地方主任の諸師は、昨一日午前十時より本部に於て相談会を開き、将来の方針を協議したり。▲昨一日は例月の開帳日の事とて参詣人非常に多く、日蓮宗の信徒数百名の参詣もあり、小坂井鳳勇堀智周二師の説教もありしと。▲来る八日の開帳日には、浄土宗鎮西派の大法会もありとの事なれば、之れ亦非常に盛況なるべしとなり。

▲一昨日の会員申込者は、通常会員八十三名にして、昨日は特別会員五名、準特別会員十名、通常会員三十二名、外に名誉会員の申込者は當市下日置町鈴木美睦氏なり。

覚王殿記事〔明治35年12月3日〕

▲入会員　昨日大菩提会及び協賛会へ直接申込は約四十余名にして、内東州崎町鈴木勝助氏は準特別会員に、尚地方銀行よりの分も続々申込みありたり。▲幹事会　昨日午後六時より旧役員及び新任幹事等を召集し、副会長日置黙仙師より種々将来の方針等に関し協議する所ありたり。▲寄附物　昨日覚王殿に寄附したる金品は、當市門前町武田藤三郎氏より真鍮三ツ具足、同町太田五三郎氏より玄米三俵、白木三宝二膳、鉄砲町岡谷惣助氏より玄米二

表、東新町野田庄兵衛氏より燐寸一噸、宮田同行中より金十円、其他種々有志よりの寄附ありたり。▲新任幹事　大菩提会より新に任命せられたる幹事は左の如し、

今井仙三郎、布留川尚、天野景治、堀部勝四郎、堀田清左衛門、榊原栄蔵、谷口高忠、中村利恭、土井勝清、沢田吉兵衛、熊田喜平治、長谷川太兵衛、井上茂兵衛、加藤彦兵衛、太田鉄吉、林市兵衛、伊藤由太郎、渡辺久三郎、野々垣直次郎、平子徳右衛門、永田甚蔵、長谷川武七、加藤虎次郎、加藤勘太郎、石黒磐、長谷川糾七、佐橋健之助、祖父江道雄、安藤清次郎、永田玉太郎、山本九八郎、宮地茂助、森本善七、森本善蔵、鈴木幸右衛門、小塩美之、国島博、上遠野富之助、山内文助、水野良助、蜂須賀武助、水野源助、山田才吉、森栄七、三輪常七、清水太助、八神幸助、川津清兵衛、水谷房次郎、沢市郎右衛門、奥田清兵衛、若山善右衛門、野田庄兵衛、近藤常七、大隅利兵衛、山田治郎三郎、水野与八、大沢重右衛門、守随鐘三郎、沢田利三郎、高木久兵衛、野崎久兵衛、小島彦三郎、馬淵源六、野尻利右衛門、松田六右衛門、沢田源六、村瀬立斎

暹羅に対する活動〔明治35年12月4日〕

日暹の関係が近来著しく親交の度を加へつゝあるは、諸種の事情にも依る事なれど、主たる原因は、外交方面に於て過般来盛んに活動しつゝあるが為めにして稲垣公使が、名望同国の内廷を圧すと称せらるゝも、近々帰朝を命ぜられ他に交迭すべしと伝へらるゝも、凡てこの間に於ける消息を語るものなりといふ。所謂外交方面に於ける活動は明記する能はざるも、我が単独の活動には非らずして、同盟国たる英国の之れに関連し居る事丈は推想して誤なかるべし。

覚王殿記事〔明治35年12月4日〕

▲各宗取締会議　即日大菩提会にては、午後二時より各宗取締会議を開き、日置副会長、土宜部長より会員勧募等の件に関し各宗への打合を為したり。出席者十三名。▲幹事会　一昨夜の幹事会には出席者二十余名にて、日置副会長土宜部長の演説あり。吉田協賛会副会長の仏骨奉遷運動、及び奉迎に関する詳細なる顧末報告ありて、同夜十一時過散会したり。▲入会者　昨日大菩提会及協賛会へ直接入会を申込みしもの二十余名。▲寄附物　昨日覚王殿へ寄附の金品中、當市皆戸町高彦事高橋彦次郎氏よりの（千円）、現金にて横三蔵町野々垣直次郎氏よりの千円、南武平町松村九助氏よりの米国シカゴ博覧会へ出品したる陶器製蝋燭立一対、及び同人妻よりの金百円は其重なるものにて、其他有志よりも夫〻寄附ありし。▲通夜　覚王殿にては先月十五日以来、瀧義道氏の発起にて、大谷派同行十二三名毎夜十二時過ぎより通夜し居れり。

覚王殿記事〔明治35年12月5日〕

▲開帳日　此程大菩提会に於て決定したる開帳日定日に更に十三

日、廿八日の両日を追加したり。因に二百人以上の団体より特に開扉を請求せば、臨時之を許容すべしと。▲法要月番　大菩提会の法要演説説教月番は左の如く定めたり。

一月　天台宗、二月　真宗各派、三月　真言宗、四月　浄土宗、五月　日蓮宗、六月　臨済宗、七月　曹洞宗

暹国皇太子御来航〔明治35年12月6日〕

暹羅国皇太子マハ、ウアジヲウツト殿下には、去二日インプレス、オヴ、チヤイナ号に御乗船、晩香坡御出帆相成りたる旨、一昨四日午後其筋に公電ありし由に付き、来十五日頃横浜御着港、夫れより御入京帝室の貴賓として御待遇を受けらるゝ都合なりと。

覚王殿記事〔明治35年12月6日〕

▲暹羅皇太子殿下　来る廿日頃御来名の筈につき、各宗取締会にては各宗を代表し、幹事会にては各寺より夫々献納品を奉呈する事に決し、目下献納品の考案中なり。因に覚王殿にては右御奉迎の為めの修繕を加へ居れり。▲入会員　大菩提会及び協賛会へ一昨日、昨日の両日中に申込みたる入会者は十三名にて、内名誉会員には當市袋町山田甚助氏なりと。▲寄附物　昨日覚王殿へ寄附したる物品の主なるは、梅干和尚より陶器類一車にて、其他有志者より種々の寄附ありたり。▲敷地寄附　県下東春日井郡小木田村大字大泉地内字城見阪に於て、山林二十四町歩余を覚王殿建設地に寄附せんとの議ありて、目下同地方の地主間に協議を重ねつゝあるが、不日取纏めの上寄附願を提出する都合にて、既に調印取纏めに着手したる向きもある由。因に同地は陸軍演習地にして中央線高蔵寺駅より二十四丁を距り風景佳絶、土地高燥建設地として恰當の地なりと云ふ。尚ほ同郡神阪村字阪下にては、既に事務所を設置して運動に着手したり。

覚王殿記事〔明治35年12月7日〕

▲所有権確認の訴　釈尊御遺形所有権問題に関し、曩に真言宗僧侶服部賢成氏外一名より各宗の管長及び委員に対し、釈尊御遺形は元来暹国皇帝より我邦仏教信徒に対して分与されたるものなれば、各宗派管長及委員会議に於て、御遺形に関する事項を専断する能はざる性質のものなりとの旨趣を以て同所有権確認の訴訟を提起し、暗に奉安地を名古屋に決定したる決議に反抗しつゝあるが、右訴訟につき来る九日京都地方裁判所に於て口頭弁論を開廷せらるゝ事となりたるより、當該被告たる各宗管長及委員の代理として、當市弁護士加藤重三郎氏は明八日出発京都に向ふ等なり。▲覚王殿建築設計に就て　覚王殿建築は兎に角日本仏教信徒が海外、特に暹国皇室に対し最も注意に注意を重ねて設計すべきは今更の事なるが、建築術に堪能なる昨日、當市下堀川町伊藤平左衛門氏より、日本在来の建築方法に印度支那諸国を初め泰西諸国の寺院堂塔建築法を斟酌して、完全なるも建築を完成せんとの意味を縷述したる意見書を、菩提会本部に提出したる由。▲敷地

寄附願　丹羽郡高木村野村茂助同米輔の両氏は、予ねて覚王殿建設敷地として、東春小幡村に於ける所有地を寄附するの意思にて既に一たび寄附申込をなしたるが、今回改めて同所に於て三十町歩の地域を選定して、該敷地に寄附するの願書を正式を履んで、昨日大菩提会本部に提出したり。尚ほ来る十日同地方有志者を木ケ崎長母寺に会して、諸般の協議を遂ぐる筈なり。

覚王殿記事〔明治35年12月9日〕

▲大菩提会及び協賛会に於ける昨日の入会者は、特別会員に台所町久米八郎、裏門前町宮田せい、橋詰町岡本長七、安房町加納興三、下日置町福島喜三郎、正木町鈴木愛平の諸氏にして、外正会員に四十余名の入会者ありたり。▲昨日は覚王殿の開扉日且つ月並法要日に付午前十時より當番浄土宗僧侶五十余名参列、伊勢松坂町樹敬寺住職大野法音師導師にて読経を終り、同師の演説北川全隆師の説教等あり。参詣者非常に多かりし。▲曩に時価五百円余の金庫を寄附したる禰宜町の石垣伊助氏は、自今参詣者に甘茶を接待せん為め、大手桶三個及び茶碗若干を寄附したり。▲當市仏教少年会生徒数十名は職員に引率され、桜花に仏の字を染抜きたる大旗数流を押立て参拝したり。▲前号所載の如く、帝室技芸員伊藤平左衛門氏より覚王殿建築設計意見書を差出したるが、該意見書は普通工匠の設計と余程趣を異にし、日本在来の仏教殿堂の建築法と欧米寺院の建築法とを折衷して、一種新案の殿堂を建立せんとするにありて、同氏は右建築法に関する材料を蒐集し居る由なれば、有志の質問に対して応答を快諾する由。▲本日午後六時より大菩提会本部に於ては、幹事八十余名の来会を促し、寄附金募集の方法及び其他の諸件を協定する筈。▲大菩提会郡部会員募集の第一着として、明後十一日津島町成信坊及び犬山町瑞泉寺に於て、弁士佐竹法津、大野美恵丸、相羽弁成三師出席、演説会を開き、引続き地方高等官及び有力者を招き、会務上に就き協議を遂げ、事務長佐竹法輪師より特に饗宴を催す由。▲昨日覚王殿に寄附したる重なる金品は、南伊勢町西川兼吉氏（旅館美濃兼事）より槻の大銭箱、竪三ッ蔵町名古屋ホテル高田鉄次郎氏より三百円等にて、此他にも有志より夫々の寄附ありたり。▲愛知郡植田村全久寺住職坂井祖仙師、及び同村総代三田告次郎氏は、一昨日同村民を代表して権現山（東照山）に於て地域三十余町歩の寄附を申出でたり。

覚王殿記事〔明治35年12月10日〕

▲敷地寄附申出　昨日大菩提会へ覚王殿敷地の寄附を申出でたるは、本年六月中敷地寄附を出願したる當市末広町六十七番戸小出藤十郎氏外五十三名より、愛知郡広路村に於て十万二千四百坪寄附の件、及び當市針屋町二十九番戸医師清水貞雄氏より、愛知郡弥富村字裏山六十番御料地十万坪に対する拝借権寄附の件（同氏が御料局より借受け造林栽培の上、将来患者療養地に充つる目的を以て今日迄経営し来りたる地所にして、平針街道に沿ひ北に入る凡そ七八町許り。通称御林と称し、八事山附近の眺望絶佳高燥

の地所なり）等なりし。▲幹事会　昨夜の幹事会にては寄附金勧募の件の外、敷地寄附申込み期日も切迫し漸々申込者もある摸様なれば、敷地の件に関して種々打合せをなしたり。▲入会者　昨日大菩提会及協賛会へ入会を申込みしは、名誉会員に袋町小林倫祥氏、特別会員に同町の宮田重吉、田鍋惣七、味岡由兵衛、同てる、石谷正次郎、同しやう、生田太七、水谷文七の諸氏にて、其他正会員三十余名ありたり。尚ほ寄附金は小林倫祥氏より一百円、宮田重吉、田鍋惣七両氏より各二十円其他種々ありたり。▲建白書　愛知郡千種町外六ケ村、及び名古屋市奥田町外八ケ町の仏教信徒三千五百名にて組織せる東山共用会員代表者山田慶太郎氏外十三名にて、昨日左の建白書を大菩提会本部へ提出したる由。

（前略）吾等東山協同会員一同最も　大覚王殿御建設として適當なる事を確認する八事山附近の土地は、位地高燥眺望佳絶にして気宇広大正しく、仏教有縁至大の霊場たらしむるに足るべく、地盤到る所堅固にして最も大建築地たるに適し、地味亦佳良にして樹木の栽培発育に妙なり。然して今日迄此附近一体数十万坪の土地は耕地にあらず、宅地にあらず、一種の丘陵原野に属するが故に租額甚だ低く、且つ五穀菜蔬の収穫を減滅して国家の不利益を招くの虞れ之れなく、又道路の如きは第一に名古屋より長野県飯田に達する県道の幅員、既成にして六七間の広きものを利用し、之に多少の改修を加ふるは甚だ易々たる而已ならず、既に馬車鉄道敷設の計画ありて、官允の日近きにあらんとす。此県道より　大覚王殿所在地に数条の大道路を開通するには、同じく亦耕地田宅地等有用の土地を廃滅せしむるに及ばずして、大覚王殿御建築地十万坪献納の外尚数万坪の道路敷地献納者あり。一方に国家永世の不利を避けて是に夥多至良の便宜を有せしむるは、則ち仏意に奉対し国利を重んずる両全の策と申すべく、吾等東山協同会員一同が虚心平気誠実に思考して、八事山附近を以て最も　大覚王殿御建設地たるに適すると建言せし所以に有之候。（下略）

覚王殿記事〔明治35年12月11日〕

▲幹事会　一昨九日午後六時より大菩提会本部に於て幹事会を開き、左の諸件を議したり。

一本会則を作成する事
一役員の職務規定を作成する事
一会員募集の方法を定むる事

右会則、規程の起草委員を副会長の指名にて選定する事に決したり。因に副会長より指定せられし委員は左の如し。

青山鉞四郎、榊原栄造、沢田吉兵衛、長谷川太兵衛、平子□右衛門、土井勝清、小塩美之

尚右委員は今十一日午後六時より、同会本部に集会して起草すべしと。▲寄附物　昨日覚王殿へ寄附したる金員は、當市袋町水谷重兵衛氏より金百円、上長者町歌村さく子より金十円、其他幔幕等十数点ありし▲入会者、大菩提会及び協賛会へ昨日入会したる

は、名誉会員に水谷重兵衛、特別会員に歌村さく子、其他正会員二十余名なりし。▲敷地寄附　昨日大菩提会本部へ覚王殿敷地寄附を申込たるは左の如し。

愛知郡御器所村円満会員、木村諦道、鵜飼文翁、加藤丈右衛門、横井柳蔵、溝口清九郎、伊藤吉三郎、加藤啓十郎の諸氏より、愛知郡御器所村北山前六字耕地外畦畔溜池合計五百七十三筆（此地坪総計十万坪）を覚王殿護法信徒円満会に於て一時買収の上、更に寄附する事

東春日井郡大森村々長、長谷川吉重、同村々会議員総代、志水鈴九郎、臼井作次郎諸氏より東春日井郡大森村大字大森字弁天洞に於て、山林反別三十七町五畝三歩（此面積十万坪余）を敷地に寄附する事

愛知郡鳴尾村西来寺住職敷地寄附発起者、小原意裕、同地所々有者、久野増三郎の両氏より同村民を代表して愛知郡鳴海町字高根の内（十一万坪余）又は右地所接近の地所につき、大菩提会に於て実地踏査の上適當とする個所を何れにても寄附すべき事

●仏骨共有権及決議無効確認問題　一昨日は彼の釈尊遺形共有権、及決議無効確認問題の口頭弁論を、京都地方裁判所民事廷に於て開廷する筈にて、原告服部賢成氏同弁護士並に當該被告たる各宗管長、及び委員の代理者加藤弁護士も例刻より出廷せしが、服部氏は嵯峨法輪寺の住職にて、同寺は東寺の末寺なれば、該宗管長長宥匡氏は斯る不徳の僧侶が宗内に在つては宗内の不名誉は勿論、全国仏教界の恥辱に付、住職を免じ僧籍を剥奪するより外なしとて、法輪寺の世話人宗務局に召集し右の次第を伝達したるより、世話人等は大に驚き、服部師に向ひ同訴訟を取下ぐべしと再三勧告したるも聴き入れず、同日裁判所に出頭せしが、一方真言宗の土宜法龍大谷派の木曽琢磨両師も裁判所に至り、加藤弁護士と種種熟談したる結果、加藤氏は原告弁護士と協議の上兎に角期日を延期する事となりたり。因に被告代理より提出したる答弁書の要項は左の如しと云ふ。

釈尊の御遺形は何人たりとも之を所有することを得ず。

釈尊の御遺形を所有する事を得るものと仮定するも、原告等は共有権者にあらず。

釈尊の御遺形の頒与を受けたるは、奉迎に干与したる僧侶にして原告等にあらず。

原告に共有権ありとするも、被告等のみに其確認を求むるは不法なり。

被告等が安置の場所を定むるは不法にあらず。

覚王殿記事〔明治35年12月12日〕

▲入会員　大菩提会へ昨日の入会者は、名誉会員に當市竪三ツ蔵町高田鉄次郎氏、特別会員に袋町山田てる子、其他正会員十五名ありたり。▲寄附物　昨日覚王殿へ寄附したる金品は、高田鉄次郎氏より三百円、山田てる子より十円、水野松次郎氏より記念碑形大提灯二張、其他数十点なりし。▲大菩提会記事　大菩提会に

ては予て附与しある記章を以て会員たるを證することゝなり居れるが、同会本部を當市に移す以前に於ては記章の交付を確実なる台帳面に記さざるもの頗る多く、殊に記章総数と加盟会員数との間に著しく差異を見るに至り、為めに正當の手続を了して加盟せざるものにして、尚且記章を所持する向も往々あるべきやの疑あるのみならず、當時は入会手続甚だ不整理なりし為め、会費の完納未納の区別を判然せざる場合もあるにより、此際當地奉遷前後を以て記章を区別するか、又は記章所有者に就て詳細なる調査を遂ぐるかの二途何れかを励行し整理の方法を立つる方針にて、同会役員中にて協議を凝らしつゝありと云ふ。因に奉遷後の加盟者は、完全に台帳面に列記しある由なれば、該取調も左までに困難を見ざるべしとなり。▲奉迎打合　暹羅国公使館書記ヘヤーロシヤバリステ氏及び同ラング氏は、一昨夜午後八時二十五分来名、名古屋ホテルに投宿、昨日は大菩提会本部へ出頭し、同国皇太子殿下御来名の準備に関する打合せを為したり。▲敷地寄附　一昨日大菩提会へ敷地寄附を請願せしは、前号所報の外、當市末広町小出藤十郎、前津小林鈴木富峰等の諸氏より、愛知郡広路、田代、弥富の三ケ村に於て、反別百七十二町六反一畝四歩の内面積十二万二千四百坪の地所を敷地として寄附すべき旨の申込ありたり。又愛知郡田代村敷地期成会長加藤慶二氏よりも同村民総代の名の下に、愛知郡田代村字月見坂以北反別十万坪を敷地として寄附すべき旨を出願したり。尤も右十万坪の内八万坪は土地所有者の寄附にして、不足分二万坪は敷地期成会員よりの醵金を以て購求の上寄附するものにして、既に其購入の手続も纏まり居る由なり。因に月見坂候補地を適當とする當市及び東部各村落の有力者より、曩に左の旨趣を開陳せる願書を提出したりと。

（前略）其建設候補地と擬するもの十数個所に就て、毫末も私心を挟まず公平に市民の与論に訴へ、最も適當最も利便、永遠に我億兆の善男善女をして無量の幸福を得せしむべき浄地なりと信認せるは、乃ち愛知郡田代村字月見坂の西北高燥佳景の一地区なりとす。故に聊か該地の概況を叙述し添ふるに明細なる地図を以てし、更に委員諸君閣下が御選定の資料に供せんと欲するなり。

夫れ愛知郡田代村字月見坂西北の土地たるや、自然の山状を為し平地を抽くこと数百尺、坦々として岡の如く樹木鬱蒼として塵俗を絶ち、側らに浄地あり。蝮ケ池と称す。水常に清冽酌まば非常の用に供すべし。加ふるに七本水と称する霊泉あり。往時帰化の明人張某の地を択て居を卜したる処にして、爾来湾月薬応尊の霊場たり。又織田氏の古城趾も隣接し、遠近の風光を四顧一望の中に望む。近くは三十万口を有する金鱗城下の街街より熱田神宮の神苑、遠くは知多半島右畔の海上に汽船風帆の往来織るが如きを見、此隣十州の山嶽は屏列して恰も将来に我覚王殿を護持すべき責任を俟つものゝ如し。且つ其他勢たるや、東海鉄道の名古屋停車場より一直線に市の中央を横貫したる一等道路栄町筋を東端に至り、中央鉄道の停車場たる千種より僅々十二町の短い離にして該地に達すべく。殊に千種より月

見坂を経て瀬戸町に到るの新道路は、既に其工事を起し現に開発中に在り。将来の利便惟ふべし。之に加ふるに文明の利器たる電気鉄道を現設線より延長布設せば、自然参拝者の便益夥大なる言を俟たざる処也。

附言す、我名古屋市は現に東海、中央両鉄道の線路に圍繞せらるゝを以て、今や之を横断して他の線路を敷設するが如きは実に至難の事業と謂はざるべからず。然るに千種町西端部は元来地勢高低参差として処々坂形をなし、鉄道の布設に不便を減じ、中央鉄道の如きは既に或る一地区に於ては十数尺の掘下げ工事をなして鉄道を布設しあり。是の処は幸ひにも今回、我々教徒が覚王殿の敷地候補とせる月見坂と栄町筋の直線中央に該當するを以て、該所を横断するには此の難事もなくして、平坦に普通の陸橋を架設して、電気鉄道の延長布設をなし得べし。斯の如く諸般の好都合なるは又他に見ざる処、実に覚王殿の新築をして此地に予期せるものに似たり。

地形は業に既に利便適當斯の如くなるを以て、我我教徒の願意御採納を得るの日に臻らば、覚王殿建設の敷地は予て田代村より十町歩を寄附すべき筈なるに因り、其補足の土地は各地主をして御指定の価格に応じ譲与せしむべきは、我々教徒等一同が鞠躬尽瘁の労を辞せざる処なり。（下略）

暹国皇太子御来遊彙報〔明治35年12月13日〕

来る十六日来着せらるべき暹羅国皇太子殿下は、七、八年前より我国へ来遊の思召ありしなりと。▲天皇皇后両陛下には、殿下御来朝の翌日宮中に御会食遊ばされ、又　天皇陛下は御旅館に御訪問の上勲章を御贈進遊ばさるゝ由。▲御滞京中御慰みに供すべきものは奏楽、相撲、席画、武術、美術展覧、日本料理等にして、奏楽は陸軍楽隊、武術は皇宮警手其他の済寧館員、日本料理は大膳職、美術展覧は宮内省御用達玉宝堂、飯塚伊兵衛担當する筈にて、席画は人選中なり。▲御望みに依りては観兵式を行はれ、又横須賀軍港へ案内せらるべきも、此事は未だ決定せず。▲国賓としての御待遇は一週間内外なるべきも、御滞京期は三週間に亘る予定なりと。

覚王殿記事〔明治35年12月13日〕

▲入会員及寄附金　昨日の大菩提会へ入会者は、名誉会員に當市東新町野田庄兵衛氏、其他正会員に廿余名ありたり。尚ほ野田庄兵衛氏は百円寄附の旨申込みたりと。▲入会申込所　大菩提会本部にては、会員申込及会金払込の便利を謀り、市内各銀行及支店、出張所等三十八ケ所へ入会申込所を設置する事となせり。▲拡張演説　大菩提会にては来る十六日午後六時より、當市門前町梅本説教場にて大菩提会々務拡張演説会を開会する筈。▲建築部長　覚王殿建築部長福山黙堂師は此程来帰坊中なりしが、昨日帰部執務に従事し居れり。▲庶務部長　大菩提会庶務部長宇都宮恵鐘師は、暹国皇太子殿下奉迎準備其他種々打合の為め、本日午前零時二十六分発の列車にて東上せられたり。▲敷地寄附　覚王殿

敷地寄附申込期日（十日）までに大菩提会本部に申込みたる敷地は合計九ケ所にして、本紙に掲載したる外、當市塩町伊藤彦七氏より愛知郡弥富村字裏山に於て五万三千坪を寄附し、其不足分は附近九十九町歩の地内にて追加すべき旨請願せり。尚其他にも三ケ所申出し分ありしも、総て無資格なりし為め、受附ざりしとの事なり。▲会則議定　一昨日午後六時より本会事務所に於て、起草委員七名出席の上大菩提会々則を脱稿したり。尚昨日午後六時より幹事総会を開会し、会則起草案を稟議する筈。因に脱稿したる大菩提会愛知協賛会々則、同役員任務規定同事務細則及び会員募集方法等は左の如し。

日本大菩提会愛知協賛会々則

第一条　本会は日本大菩提会の主趣に賛同し、覚王殿の建設を助成するを以て目的とす、第二条　本会は事務所を名古屋市に置く、第三条　本会の所属は愛知県の管轄区域に拠る、第四条　日本大菩提会の会員を以て本会の会員とす、第五条　本会に左の役員を置く、会長一名、副会長一名、幹事長一名、幹事若干名、賛助員若干名、事務員若干名、第六条　本会に顧問若干名を置き、県下の名望家を以て之に充つ、第七条　本会々長副会長は会員之を推選し、幹事以下役員及び顧問は会長之れを依嘱す、第八条　本会役員の任務並に事務細則は別に之を定む、第九条　本会の経費は日本大菩提会より之れを支弁す

日本大菩提会愛知協賛会役員任務規定

第一条　会長は会務を総理す、第二条　副会長は会長を補佐し、会長不在若くは欠員の時は会長に代つて会務を総理す、第三条　幹事長は幹事の職務を整理す、第四条　幹事は会務を議定し、其執行に當る幹事長不在の時は会長幹事中より代理者を選任す、第五条　幹事は之を四部に分ち特に任務を分掌す、第一議定部　重大ならざる会務を議定す、第二常務部　会務の常務執行を掌る、第三会計部　会計の事を監査す、第四拡張部　会員募集の事を担當す、第六条　幹事会の決議は出席者の多数に依る、第七条　賛助員は会長の指導依嘱を受け、会務の進行を補助す、第八条　事務員は幹事の指揮に随ひ会中の諸務を掌る

日本大菩提会愛知協賛会事務細則

第一条　本会に左の係を置き事務を分掌す、庶務係、会計係、拡張係、第二条　各係の分掌事務左の如し、庶務係、金銭出納及び会員募集の事務を除くの外本会一切の事務を掌理す、会計係、金銭出納一切の事務を掌理す、拡張係、入会勧誘に関する一切の事務を掌理す、第三条　前項各係に係長一人宛を置き幹事を以て之に充て事務員を以て係員に充つ、但係長は幹事長之を選任す、第四条　當該係員は其担任事務に付ては自ら認印を受くるを要す、第五条　総て事務員は係長の承認を受くるに非ざれば、現金の取扱をなすを得ず、第六条　本則に規定せざる諸件は、総て会長幹事の指揮に依るべし

会員募集方法

一、会員募集は学校通学区域に依る、一、各募集区は事務所を設

置するを得、一、拡張部幹事は募集を分担す

覚王殿記事〔明治35年12月14日〕

▲入会員及寄附金　昨日大菩提会に入会したるは、名誉会員に當市大船町伊藤清助、塩町榊原栄蔵の両氏、及び正会員四十余名にして、伊藤清助、榊原栄蔵の両氏は各百円宛を寄附したり。▲例

●覚王殿敷地候補地距離　月見坂候補地　県庁より約廿五町余、御器所候補地　同約三十町、広路候補地　同三十町余、妙見山候補地　同一里強、八事裏山候補地　同一里半強、植田候補地　同二里強、鳴尾候補地　同三里半強、北山候補地同一里半強、弁天洞候補地　同二里弱、城見坂候補地　同三里強

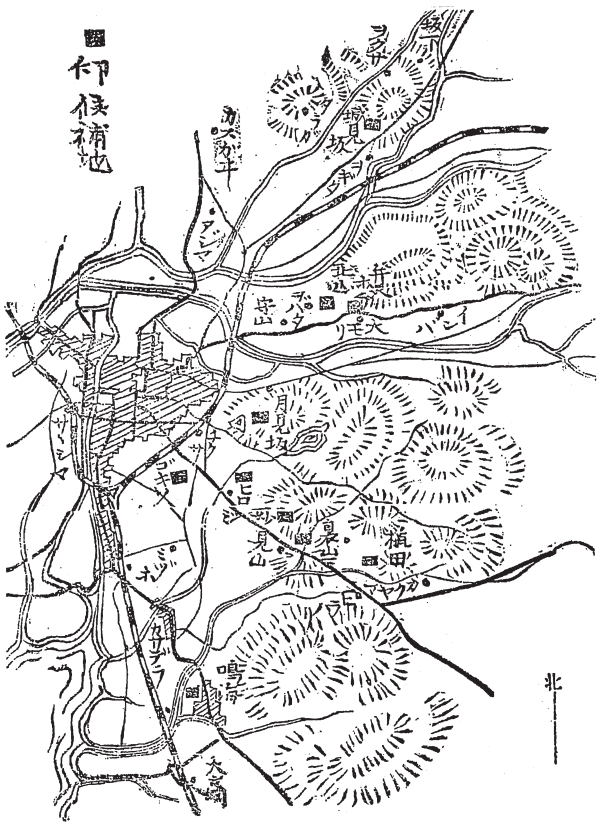

月法要　昨日は覚王殿の月次法要にて、午前十時より日蓮宗信徒の一万遍供養並びに横井英光其他二三弁士の演説ありて、参詣人非常に多かりし、尚ほ午後一時頃、當市住吉町内五百有余の人々打揃ひ、各自に六根色の徽章を佩び参拝したるを以て、協賛会副会長吉田禄在、同幹事加藤重三郎の両氏より会員募集法に関する懇篤なる演説を為したり。▲郡部会員募集　既記の如く明十五日午後一時より、郡部会員募集の第一着手として津島町瑞泉寺に於て演説会を開き、弁士は本部より福山黙堂、中村勝契、丹羽円の三師、地方主任にては佐竹法津、大野美恵丸、高木義答、本多顕威赫の四師出席する筈なり。因に同地方会員より既に五千円以上の寄附申込みありたる由。又愛知郡植田村全久寺にては、明後十六日午後一時より弁士数名出席会員勧募に関する演説会を開く筈なり。▲郡部主任　大菩提会郡部主任高木義答師は、大谷派議制局会議の為め出京不在に付、事務は三河国主任佐竹法津師兼務する事となれり。▲幹事会　昨日午後六時より大菩提会本部に於て幹事会を開き、起草委員の手にて脱稿したる会則議案を出席幹事（二十五名）に配附し、逐条審議を略し、全体を議す事として一二字句の訂正をなし、討議の結果総て原案に可決確定し（前号所載）、午後十時退散したり。因に同会に於て決定したる幹事の役割左の如し。

議定幹事　布留川尚、天野景治、祖父江道雄、小塩美之、森本善蔵、太田鉄吉、加藤常次郎、国島博、青山鉞四

郎、上遠野富之助
常務幹事　長谷川百太郎、岡部善之輔、中村利恭、野々垣直次郎、鈴木政吉、安藤一之助、沢田吉兵衛、土井勝清、野村朗、谷口高忠、熊田喜平治、近藤偵吉、小林倫祥、水野良助、長谷川太兵衛
会計幹事　白石半助、宮地茂助、永田甚蔵、服部兵助、榊原栄蔵、井上茂兵衛、堀内茂右衛門、服部勝四郎、永田玉太郎、渡辺久三郎
拡張幹事　幹事惣員
（備考）常務議定会計之三部とも拡張部員を兼務す

覚王殿記事〔明治35年12月16日〕

▲入会員及寄附金　昨日大菩提会に入会を申込みたるは、名誉会員に當市南武平町松村九助氏、特別会員に鉄砲町中川小兵衛氏、其他正会員四十余名にして、寄附金は松村九助氏より百円、中川小兵衛氏より十円、其他正会員より夫々寄附ありたり。▲月並開帳　昨日は覚王殿の月並開帳日にて供養あり、午後二時より宮本熊楠氏其他二、三名の法話演説等ありて、参詣者も非常に多数なりし。▲募集協議　今十六日午後六時より、園町学校菅原学校両連区内幹事及賛成員は大菩提会本部に集会し、会員募集の方法を協議する筈。▲敷地請願及賛同　予て愛知郡田代村字月見坂以北の地十余万坪を覚王殿敷地として寄附の旨。大菩提会本部へ申込みありしが、昨十五日更に寄附地明細書及購入地明細書寄附地契約書等を差出したる由なるが、尚該地にして敷地に決定の上は、地盤地均し等に要する人夫は有志者の寄附とし、別に人夫寄附申込書に調印せし人夫の数、無慮三万五百六十人なりと。又覚王殿建設寄附地は大菩提会本部へ申込みたるもの已に十ケ所以上に達し、多くは八事山附近なりしが、昨日熱田町民九百八十有余名の連署にて、八事山附近の地は清浄にして眺望絶佳天然の風致に富む山林なるを以て、覚王殿敷地は是非該地附近に選定せられんことを望む旨の賛同書を、菩提会本部に提出したり。▲奉仕部長大菩提会奉仕部兼会計部長中村勝契師は、昨日津島町に開会の郡部会員募集奨励演説会に出張せり。▲道路修理　當市門前町樅の木より裏門前町角金に至る道路は、泥濘深く従来頗る通行に悩めるが、今回暹国皇太子御来名の筈なるにより此程来修理に着手し、昨今両日は通行を禁止して竣工を急ぎつゝあり。

暹羅皇太子殿下の御経歴〔明治35年12月17日〕

暹羅皇太子ワジラウツト殿下は、昨日午前横浜港に御安着遊ばされたるが、同殿下は千八百八十一年一月一日の誕生にして、皇兄の薨去に就き千八百九十五年一月十八日皇儲に宣下せられたり。殿下は千八百九十四年より英国に遊ばれ、爾来八年間蛍雪の苦を積まれたり。即ち初めは特別の教師を傭はれしも、尋てサンドホルスト兵学校に入られ、更にオツクスフオルド大学に移られ、南阿戦争開始の頃殿下はサンドホルスト兵学校を去り、軍隊の実務を御研究あり。陸軍中尉の職を帯びらる殿下は、尚オツクスフ

オールド在学中歴史を嗜まれ、「波蘭王位継承戦史」の著あり。倫敦チー、フイツシヤー、アルウインより出版して世に行はる殿下は、本春来欧洲各都府を御漫遊あり。到る処歓迎を受けさせられたり。次で本年十月殿下は御帰国の途米国に渡られ、更に本邦に立ち寄らるゝなり。殿下今回の御旅行は凡て御見学の為めなるも、普通外国貴賓の観光に比して多少異なる所なしとせず。殿下容姿端正英語を操ること最も巧に、且独、仏の語にも通ぜらる。

暹国皇太子殿下御来名期〔明治35年12月17日〕

同殿下の御来名、日取りは未だ確定し居らざるも、多分来る廿四五日頃なるべしとにて、日本大菩提会本部よりは、大谷派新法主に殿下御出迎として来名せられんことを依嘱せり。又御来名の際は鈴置、青山両代議士より、英語にて本県民の暹国に対する満腹の好意を述べ、暹国皇帝陛下の万歳を祝し奉る都合なりと。而して御着名時間は多分昼間の予定なれば、東陽館にては慈善売店の設備を為し、御滞名中には覚王殿土地選定式を挙行する筈なりと。尚殿下の御着名あらせらるゝや、直ちに仮奉安殿に参拝あらせられ、次で離宮をも御観覧あらせらるゝ由に聞く。因に昨日御着浜の際は、在京中の本県選出各代議士出迎ひ申上げたりと。

覚王殿記事〔明治35年12月17日〕

▲入会員及寄附物　昨日大菩提会に入会したるは、特別会員に當市石神堂町佐藤則光氏、正会員に十七名ありたり。又寄附金品は佐藤則光氏より十円、其他正社会員より覚王殿へ木魚、仏器類の寄附ありし。▲敷地検分　日置副会長中村会計部長は、杉本義存氏を随へ、昨朝協賛会副会長吉田禄在氏を訪問し、同行にて東部敷地検分に赴けり。▲津島の会員募集演説　津島町に於ける郡部会員募集の演説は、一昨十五日午後二時より同町瑞泉寺に於て開会せられたるが、弁士として鷲恵証、早川見龍、高木義答、大野美恵丸、中村勝契の諸師出席し頗る盛況なりし。因に当日会員加盟者は非常に多数にて、寄附金高は五千円以上に達し、開治村鶴見勇氏の如きは千円寄附の申込を為し、開治村字二村の理髪業山岸弥助氏は左して有福ならぬも、尚ほ奇特にも即金五十円の寄附をなして準特別会員となりたり。

暹羅国皇太子殿下御入京〔明治35年12月18日〕

前号記載の如く暹羅国皇太子マハ、ワジラウツド親王殿下には、一昨日午後三時三十分横浜に御入港あらせられたるに付、接伴員戸田式部次長、山内、渡辺両式部官、宇佐川陸軍少将、斉藤海軍大佐の諸氏は横浜に出張し、周布神奈川県知事等と共に御乗船に迎接し、殿下には港務局の小蒸気船にて皇宮附属邸に御上陸あらせられ、此時内外軍艦一斉に皇礼砲を行ひ、殿下には御料の馬車にて停車場に赴かせられ、四時四十分横浜駅御発車、五時七分新橋停車場に御着あらせられたれば、小松、伏見の両殿下初め花房宮内次官、珍田長官、林憲兵司令官、床次東京府諸器官等数十名、プラツトホームに奉迎。殿下にはウロツプ大佐以下の随行員

並びに各接伴員を従へ、戸田式部次長の先導にて、直ちに宮庭差廻しの馬車に乗御、騎兵二小隊の儀仗にて、御順路を汐先橋より芝離宮に入らせられたり。奉送者は停車場広場に充ち、汐先橋より離宮正門に至る両側には、各宗僧侶信徒総代並びに各宗大中学林生徒各宗信徒整列奉迎し、曹洞宗管長西有穆山師（各宗代表）目下上京中の東本願寺法主大谷光瑩師は横浜に出張し、在京各宗派管長は何れも停車場内に奉迎したり。殿下には陸軍中尉の正服を召させられ、始終笑をたゞへて奉迎者の礼を受けさせられ、最と御満足に見受け奉つる。尚ほ殿下には浜離宮に入り御晩餐を済まさせられたる後、余興として一蝶斉の手品を御覧あらせられたり。因に仏教各宗派にては、暹羅国が仏教国たるの関係もあり、殊に先年仏骨授受の件等もあり盛んに歓迎を為す筈なりと。

暹国皇太子奉迎準備〔明治35年12月18日〕

暹国皇太子殿下御来名に就き、協賛会より奉迎準備に関し県庁、市役所等に打合をなしたるに、市役所に於ては市相当の奉迎を為すべく、県庁にては其筋より充分の御優待をなし、万々不敬の事なき様充分注意すべく、又當師団に於ても武官の御資格に対し、観兵式に御招待申上ぐる筈なれば、同会にても会の全力を挙げて充分御奉迎する都合にて、目下準備中なるが不日更に右に関する協議会を開く筈なり。

覚王殿記事〔明治35年12月18日〕

▲入会員及寄附金　昨日大菩提会の入会者は、特別会員に愛知郡笈瀬村林定次郎氏、及び正会員十六七名なりしが、寄附金は木村定次郎氏より二十五円、其他正会員より夫々金品の寄附ありたり。▲敷地検分　昨日午後一時より、大菩提会副会長日置黙仙、同会計部長中村勝契両師は杉本義存氏を随へ、愛知郡広路村、弥富村、田代村等の候補地検分として赴きたり。▲勧募協議　一昨十六日午後六時より、大菩提会本部に於て園町、菅原両連区の集会を開き、協賛会幹事賛助員等四十余名出席、勧募上の件に就き種々協議する所あり。日置大菩提会副会長、吉田協賛会副会長よりも演説ありて、結局園町、菅原両連区一致の上勧募に尽力する事となり散会したり。▲拡張演説　一昨日午後六時より、当市七ツ寺梅本説教場に於て大菩提会々務拡張演説会を開き、横井英光、貫沢全隆、塩山如柳、片岡量海、宮本熊楠、田島顕成の諸師弁士として出席したり。聴衆非常に多く頗る盛況。同日午後六時よりは愛知郡植田村全久寺に於て、大菩提会会務拡張に就き、佐竹法津師の説教ありたり。

覚王殿記事〔明治35年12月19日〕

▲日置副会長は一昨日、片岡量海、杉本義存両氏を随へ広路、田代、弥富及び伊藤彦七氏の寄附地踏査として赴きたるが、尚ほ其際清水貞雄氏の寄附地及植田村の寄附地をも高所より展望して、案内者の説明を聴けり。▲今十九日午後六時より、伏見町信道説

教所に於て、日本大菩提会拡張演説を開会の筈なり。▲日本大菩提会本部に於ては、現在の竹門を取り外づして本門を築造する事となり、本日より着手する筈なるが、其入口は三ケ所に分ち右の袂は板囲となす由。▲明日午後六時より袋町延命院にて、大菩提会拡張演説を開会する由にて、当夜は日置同副会長臨場演説する筈なり。▲覚王殿建設地選定委員は大菩提会役員より三名、愛知協賛会より三名、各宗派より三名を選任する筈なれば、大菩提会にては日置黙仙中村勝契土宜法龍の三師を、協賛会にては吉田禄在長谷川百太郎野村朗の三氏を選定する事に内定せしやにて、此他各宗派より選任する委員は大谷派、曹洞宗より各一名其他各宗より一名を挙ぐる都合なりやに聞く。

●暹国公使の謝電　昨日午後、暹羅公使館より日置日本大菩提会副会長へ宛て、英文にて左の電報ありたり。

暹国皇太子殿下の命により、貴下の深厚なる祝意を表せられたるに対し、茲に謝辞を述ぶ。

●暹国皇太子奉迎委員　大菩提会にては、暹羅国皇太子殿下奉迎係員として、土宜法龍、中村勝契、福山黙堂、青山朗、吉田禄在、加藤重三郎の諸氏、及び各宗取締、協賛会幹事、地方主任及び各宗組長、各区事務長、協賛会賛助員有力僧侶の諸氏を選定する筈にて、奉迎事務係には丹羽円、宇都宮恵鐘、佐竹法津、長谷川百太郎、野村朗の諸氏及び本部事務役員、協賛会事務役員の諸氏を選任したり。

日暹協会の設立〔明治35年12月20日〕

我と暹羅国とは倶に国を亜洲に建て、倶に同系統の文明に浴し、而して歴史的因縁も亦浅からず。古来頗る頻繁に交通したることもありしが、徳川氏の鎖国政策と共に漸く疎隔するに至り、我国開国進取の方針を採りて以来既に三十余年なるも、尚ほ未だ彼我相識ること冷かならざるものあり。之れ我国の対外勢力益々発展せんとする今日に當りて識者の頗る遺憾とする所なりしが、今回恰も暹国皇太子マハ、ワジラウツド殿下の御来遊あらせられたるを好機とし、大谷光演、大谷嘉兵衛、戸水寛人、朝比奈知泉、江原素六、小栗富次郎、神鞭知常等の諸氏は日暹協会なるものを設立する筈にて、今二十日午後四時より帝国ホテルに於て発起人会を開く由。設立計画の大要左の如しと云ふ。

一日暹協会は両国の通商貿易に従事するものに対し特殊の便宜を図る事

一日暹協会は両国人士の社交を敦睦ならしむる為め各要地に社交倶楽部を設くる事

一日暹協会は両国間に於ける宗教上の連鎖的発達を期する為め春秋二期を以て宗教連合大会を開く事

一日暹協会は暹羅学生の日本来遊者に対し懇切に斡旋の労を執るべき事

覚王殿記事〔明治35年12月20日〕

▲曩きに真鍮三具足を寄附したる門前町武田藤三郎氏、今回更に

宣徳の金燈籠一対（代価五十余円）を、出来町町民一同より石灰千俵を寄附せり。▲出来町柴田半左衛門氏、金五百円を寄附して名誉会員に、同町柴田嘉兵衛氏は金三十五円を、同町谷口藤太郎、岩田鉱吉両氏は各金三十円を、同町溝口清八、鈴木甚五郎、沼田信立、伊藤金七の四氏は何れも金二十円宛を、同町水野義春、水野要助両氏は各金十七円宛を、同町花井喜市、梶川桑吉、鈴木富太郎三氏は各金十五円を、同町橋本兼蔵氏金十三円を寄附して特別会員に、其他出来町一円にて準特別会員、正会員の申込み数十名ありたり。▲一昨十八日午後六時より出来町覚音寺に於て、大菩提会拡張演説を開会せり。杉本義存氏開会の主旨を述べ、貫沢全隆塩山如柳宮本熊楠氏等順次起つて得意の弁を振ひ、最後に田島顕城師の説教ありたり。聴衆凡そ五百余名と註され、頗る盛況なりき。尚ほ明廿一日午後六時より鍋屋町大光寺に於て演説会開会の筈なり。▲昨十九日七ツ寺各宗会所に各宗取締の集会を開き、日置大菩提会副会長も臨席、暹国皇太子殿下奉迎準備に就き、種々協議する所ありたり。▲大菩提会本部へ向け、出来町有志者より拡張演説会を乞ひ来たりたるにより、本部は之れを容れ、今廿日午後六時より同町安楽寺に開会することとせり。

覚王殿記事〔明治35年12月21日〕

▲日置菩提会副会長は、刻下釈尊御遺形奉安地選定に関し、熱狂運動するもの甚太少なからざるより為めに生ずべき弊害を憂慮しつゝ、此程是等関係者に対し、大菩提会は大聖釈尊の御遺形を奉安すべき覚王殿建設等を大成する為め組織せしものにして、上は聖世の隆治を翼賛し奉つり、下は国家の進運を期し東洋仏教徒の団結を計り、仏陀の慈光を煥発せんとするの目的を確持するものなれば、随つて之れが奉安地の選定に就ても決して軽々に処決すべきものにあらざれば、諸氏が其狂奔運動に急なるは赤誠外に溢るゝに因るものとして、甚だ喜ぶべき次第なれども、一朝希望の徒爾に帰したる為め、他日感情に支配されて、遂に全局の目的を阻害するが如きは、却つて仏陀の本旨に背く所以なりとの意味にて、懇々注意する所ありたる由。▲一昨十九日午後五時より大菩提会本部に於て、暹国皇太子殿下奉迎準備に就き集会を開き、仮奉安殿の門前に一の緑門を作る事、日暹両国の国旗を交叉する事、殿下御着発の際煙火を放揚する事、愛知県の物産中にて何か重なるものを買上げ殿下に献上申上ぐる事等の数件を議し、散会せり。▲津島町仏教団員全部、大菩提会会員に加入の件は、佐竹法津師交渉尽力する処ありたる結果挙つて加入する事となり、更に同師は進んで同町の仏教信者が月参講の組織に尽力し、毎月仮奉安殿は日極め参拝をなす事となりたり。▲大菩提会本部に於ては、東春日井郡小牧町玉林寺に於て、来る廿三日拡張演説会、日置菩提会副会長を始め、早川見龍、佐竹法津両師臨場演説する筈なり。▲一昨十九日袋町瀧吉太郎氏は、金十円を寄附して特別会員に、同町石原鉄次郎氏は、金五円を寄附して準特別会員に列し、昨廿日八百屋町千賀きやう子は、金五円を寄附して準特別会員に列したり。尚ほ一昨、昨の両日正会員申込者十数名ありた

り。▲今廿一日は例に依り開帳日にて、法会及び説教ある由。

暹国皇太子殿下御来名期〔明治35年12月23日〕

目下東京に御滞在中なる暹羅国皇太子殿下には、明廿四日下野日光御遊覧の途に上られ、翌廿五日御帰京、二三日御滞京の上、来る廿八九日頃京都に御遊覧の途次、當市に御立寄の御予定にて、當市堅三ツ蔵町名古屋ホテルに入らせられ、二日間御滞在の筈なりと。右に付宮内省よりは接伴員として侍従武官海軍大佐齋藤実、式部官渡辺直道の両氏来名の筈、又同国公使は殿下に御随行申上ぐべしとなり。因に當市にては奉迎準備として東陽館に慈善売品場を開き、名古屋芸妓の舞踏を御覧に入るゝ計画ありしも却つて不敬に渡るべしとの議論ありて、其議は尚ほ未定の由。尚ほ沿道には大緑門を数ケ所に建設する筈なりと。

●内務省の内訓（暹国皇太子殿下歓迎）　暹羅国皇太子殿下御来遊に付、内務省より左の内訓を発したり

一皇太子殿下神戸港及び府県所在地御着発の節は、師団所在地にあつては師団長、旅団所在地にては旅団長又は屯在兵指揮官、地方長官、投錨の艦隊の司令長官、司令官、各艦長等、並に市制地は市長も迎送の事

一地方御遊覧の節は、地方長官は接伴員と協議の上便宜を謀る事

一地方御遊覧に際し、文官は総て通常服（フロツクコート）とす

一地方御遊覧に鉄道便ある場所は総て別仕列車を発し乗用に供する事、但御微行の場合は、通常列車へ借切り車を連続して乗用に供する事

一地方御遊覧中は接伴員両名終始随伴する事

覚王殿記事〔明治35年12月23日〕

▲日置日本大菩提会副会長は、御滞京中の暹羅国皇太子殿下御機嫌伺として、去る廿日夜行列車にて東上せり。▲京都建仁寺に於ける宗派会決議の結果に対し、平安同志会員真言宗僧侶服部賢成外一名より、釈尊御遺形共有権及決議無効確認件の訴訟を其筋へ提起したるが、右に就き真言宗管長は同人等を召喚し、僧侶の身分として斯かる行為はあるまじき次第、速やかに訴訟を取下ぐべしと諭す処ありたるより、去る二十日原告代理人より取下たる趣にて、真言宗事務所より日本大菩提会監査部長土宜法龍師へ向け通牒ありたり。

法輪寺住職服部賢成外一名より提起せし釈尊御遺形共有権及決議無効確認訴訟に対し、本月四日同人を本所へ召喚し、願書撤回可致説諭致置候処、本日該訴訟は取下げ候旨、本派管長へ答申有之候条、此段及通牒候也。

明治三十五年十二月廿日　　真言宗々務所

土宜法龍殿

追て菩提会へ該通知取計方は、貴下より相願度候也

訴訟取下証明申請

御庁本年第五二号原告服部賢成外一名、被告真言宗大谷派管長大谷光瑩及三十七名間の釈尊御遺骨共有権及決議無効確認の訴訟は、本日原告に於て取下たることを御証明被下度此段申請候也

明治三十五年十二月廿日

原告服部賢成外一名訴訟代理人

弁護士　須古織之助

京都地方裁判所民事部御中

右取下げたる事を証す

京都地方裁判所書記　松村恒太郎

▲當市出来町有志者一同より、此程石灰千俵を寄附せし旨を報ぜしも、右は同町梶川伝次郎氏一己の寄附に付訂正す。又一昨日裏門前町宮田せい、板野にと、都築むめ、白木ちえ、日比ひで、本田まつ子より木魚一個（蒲団付）を寄附したり。▲一昨日の開帳日には法会説教ありしが、導師は清水機然師、法要は曹洞宗、説教は安斎院住職野々部遊師なりき。▲去る廿日は東春日井郡六郷村字飯田の弘法大師講中の御詠歌連百余名、同廿一日は木ケ崎長母寺弘法大師講中の御詠歌連二百余名の参詣ありたり。

暹国皇太子殿下御来名期（明治35年12月24日）

御滞京中の暹羅国皇儲殿下の御機嫌伺ひの為め上京したる日置大菩提会副会長よりの通報に拠れば、同殿下は愈々来る廿九日午後四時御来名、御旅館名古屋ホテルに入らせらるゝ事は確定したる由にて、同殿下御来名に関し奉迎其他につき、外務内務等の各省へ打合せの為め上京したる青山當市長は、昨廿三日帰名の途に就きたり。而して大菩提会本部にては、此程各区事務長及び派出員に対し、此際仏教信徒は満腔の誠意を以て奉迎すべきは勿論に付、御着名當日は成るべく多数にて盛んに奉迎するの準備に尽力せんことを通告したる由。

因に中村大菩提会々計部長は、会務拡張に関し、東春小牧地方の僧侶及有力者の請ひにより同地方に出張の予定なりしも、暹国皇太子殿下御来名期日確定の飛電に接し、奉迎準備の為め一時出張を見合はす事となしたり。

雑報（明治35年12月25日）

暹羅皇儲殿下奉迎送準備（日本大菩提会本部）

暹羅皇太子殿下御来名につき、日本大菩提会本部に於て協定したる奉迎送の次第左の如し

一、暹羅国皇太子殿下名古屋停車場御着は廿九日午後四時廿六分にして、名古屋停車場プラツトホームへは各宗派管長、日本大菩提会正副会長重役、各宗派取締、及日本大菩提会愛知協賛会正副会長奉迎の事。

一、各宗派僧侶、日本大菩提会奉迎員、及同会員、並に仏教信徒は、名古屋停車場附近予定の場所に於て奉迎の事

一、各宗管長、及び日本大菩提会正副会長、並に重役は、御旅館名古屋ホテルまで随従の事

一、翌三十日午前九時御旅館御出発、釈尊御遺形仮奉安殿へ成らせらるゝ事
一、仮奉安殿への御成りの御途中、広小路及本町通りを門前町に至るまで、各宗僧侶及奉迎員、並に仏教信徒参列、敬意を表する事
一、仮奉安殿へ御着の時は、日本大菩提会々長御先導、御休息所へ御案内申上ぐべき事
一、御参拝式は左の順序に依るべき事
奏楽、御上殿御着床、僧侶読経の事、奏楽、皇太子殿下御参拝御焼香の事、奏楽中御退殿の事、皇太子殿下御紀念式執行の事
一、御紀念式は左の順序に依るべき事
奏楽、御上殿御着床、日本大菩提会々長式辞、皇太子殿下植樹の式を行はせらるゝ事
各宗管長、総代祝詞、日本仏教信徒総代祝詞、日本大菩提会々長首唱にて暹羅国皇太子殿下万歳を三唱、奏楽御退殿の事、皇太子殿下御帰館の事、皇太子殿下御御帰館の御送中は御成の節同様に敬意を表する事
一、皇太子殿下は、翌二十一日午前御旅館御出発笹島より汽車に召させられ、御西下の事
一、奉送は奉迎と同様
一、奉迎送の服装は僧俗共正服着用の事

覚王殿敷地内定の風聞〔明治35年12月25日〕

覚王殿敷地選定委員さへ決定を見ざる今日、早くも同敷地は既に内定せるやの風聞を耳にするは聊か奇怪の感なき能はざるも、或る慥かなる筋より洩れ聞く所に拠れば、殆んど疑ひなきものゝ如く、加之も之を大菩提会及び協賛会の関係者に質さば当然否定すべきにより、須臾く風聞の儘を報じて後日に徴する所あらんとす。殊に曽て報じたる如く敷地選定委員も既に或る一部有力者間に於て内定し居るとの説もあれば、此事実にして果して信ならば、敷地に就ても多少是等委員に於て自ら予定せる所ありて、偶然にも其の口より洩れたるものと見るも強ち憶測にあらざるべし。即ち所謂内定したる敷地と云ふは愛知郡田代村月見坂の候補地なりと、由来敷地の適当に就ては固より局外者の容喙すべき限りにあらずして、何れに決定するも痛痒を感ぜざる所なれども、聞くが如くんば同敷地候補地十有数ヶ所の何れに於ても、目下非常なる熱心を以て運動しつゝある由なれば、既に内定したる暁に於て強て之を秘密に附し以て無効の運動を継続せしむるが如きは甚だ不親切なる措置といふべければ、月見坂にせよ妙見山にせよ将た遠く小幡、鳴海地方にせよ、何れの地にても之を適当と認めて敷地に擬する以上は、公然之を発表して徒らに奔命に迷はしめざらんことは当事者の執るべき適当の措置なるべく、更に暹国皇太子殿下の御来名も近きにあるを以て、傍ら逡巡踟躇日を空うして無益の費用と時日を徒費せしむべからずるは勿論に付、此際速かに選定委員を選任し敷地の確定を期すべしとは、某有力者の語

る所なり。因に選定委員の選任亦大に慎重公平の態度を執るべしとは一般の与論にして、僅々十数ヶ所の候補地に対し其の選択に迷ふが如きは無能の譏ある所以なりと聞く。

暹国皇太子殿下奉迎準備（明治35年12月27日）

再昨日を以て我国賓の待遇を辞せられ、日光に赴かれたる同殿下は、既記の如く昨日午後三時廿五分上野着にて御帰京、同午後五時十五分新橋より御乗車、横浜御着、グランドホテルに入らせられ、本日横浜より鎌倉まで御乗車、同所江の島等を御遊覧、即日御帰賓明後、廿九日平沼より御乗車御来名の御予定なるが、右に関し昨廿六日午後二時より日本大菩提会本部に於て各宗取締集会を開き、奉迎準備に就き種種協議する処ありたり。而して石川県同会会員より、同殿下に九谷焼花瓶一対を御献上申上る筈にて、左の如き献納表及び説明書に同花瓶写真を添付して、其旨日本大菩提会本部へ申出でたり。

献　納　表

日本大菩提会石川県会員清水純雄等外一統、誠惶誠懼頓首百拝謹て白す

恭く惟るに、今茲に善隣の
嗣皇大暹羅国皇太子殿下
の御来遊に値遇し奉るは空前の慶事にして、純雄等一統の歓呼し止まざる所なり
綾に畏き
大暹羅国皇太子殿下
文武英明中外に耀き
奉仏の聖徳万邦に
霑へ給ふ事は純雄等の夙に□仰して、威佩に堪えざる所とす
況んや同一宗教の光波に浴し、聖者万与の洪恵ある親交の
嗣皇殿下
に於てをや　純雄等地鄙く身賤し□て海岳の聖愚に報せん為め、乃ち県下特産の陶器を献上し以て殿下健勝を祝し奉り、謹んで
国運の無彊を祈り奉る

明治三十五年十二月

九谷焼花瓶説明

此の一対の花生は、日本国陶器界に一顕地を抽てたる九谷焼と称するものなり。

一は日本徳川封建時代に於ける殿中の遊び、一は同じく郊外の遊びを書けるものなり。而して二者共に武士の家庭に属するものとす。

他の一方に書かれたるは甲乙相接続せしものにして、日本山中最も秀麗なる山水として知られたる富士を現はせるものとす。

即ち一面は現今にて見るべからざる往時の人容を示し、一面は日本を代表するに足る自然の仏景を表はせるものなり。

明治三十五年十二月

石川県金沢市元町谷口吉次郎謹製並識

同殿下及び一行の乗用馬車には本県庁、徳川侯爵、小栗富治郎氏所蔵の三台を以て之に充つる都合なりと。又當日名古屋停車場前の緑門には帝国々旗と暹国々旗を交叉し、沿道にも同様各国旗を掲ぐる筈。

雑報　暹国皇太子殿下奉迎準備〔明治35年12月28日〕

日本大菩提会本部にては、暹国皇太子殿下御接待員として、山城宇治深草蓮華院住職（天台宗）稗貫亮算、尾張津島成信坊住職（真宗）佐竹法津の両師を選任したり。▲明廿九日午後四時廿六分を以て御来名あらせらるべき、暹国皇太子殿下御出迎として大谷派新法主の来名を予報したるが、昨日日本大菩提会本部に於て其来否を確めたる処、目下井伯在京中にて大谷派整理問題に関する用向多繁なる為め、今回は一時見合せとなるべしとなり。尤も来春にもならば一度びは御来名の御胸算なるやに聞く。▲殿下御来名の際、吹奏すべき奏楽一切は當市の沢田吉兵衛氏に一任せり。▲頃日来、日本大菩提会本部へ向け、各地方より一個人又は団体の名義を以て暹国皇太子殿下へ諸種の物品御献上を申込むもの少なからざるが、西春日井郡木ケ崎、長母寺古器物保存会にては、鬼頭道恭氏の筆に成る普賢菩薩乗象の図に、同寺住職撰文の和英文及び目録を添え献上する由。▲因に同殿下には来る三十一日午前八時五十分、名古屋御出発京都へ向かはせらるゝ筈にて、各宗管長及び大菩提会副会長重役等は京都まで扈従し奉る由。

覚王殿敷地撰定の件〔明治35年12月28日〕

覚王殿敷地撰定に付、當事者が兎角に依違決する能はず。所謂秘密の事情の為めに日を昿うして曾つて京都説に対し確的に保証したる言責も今や殆んど無視されたるの観ありて、延いては中京人士の態面に関すること甚だ尠なからざらんとするは本紙が屢次警告せし所なるが、今聞く所に拠れば、徒らに多方面より選定委員を挙げて商議せしめんは却つて情実関係を惹起すの端を啓き、益々遷延久しきに亘らしむるの虞ありとの説起り、結局敷地の選定を菩提会に一任する事とし、候補地附近の人士と多少相識の関係を有するものには一切之に干与せしめず。以て聊か公平の選択を見んとの事に決したる由にて、斯は固より爾あるべき事なるが、尚ほ某々有力者の語る所を聞くに、由来同敷地選定に関しては一定の方針なるものなく、単に寄附地願書を打眺めつゝ、是や彼やの選択に迷ふこと、恰も幼童に花を持たしむるが如き観ありて、候補地の多き丈け夫れ丈け選定の遅延を招く事となり、遂に底止する所なからんとす。苟も責任の何たるを解するものは、確定不動の方針を定め、其標準に基いて一刀両断の処置に出づべきに係はらず、當事者に於ては唯一種の政略を弄し、各候補地間の競争を誘唆するに傾き、其策や最も拙劣を極め居れり、若し夫れを聞くが如く敷地の選定を菩提会に一任したりとせば、此機会は実に同会役員の責任を闡明し、其手腕を振ふの時期にして焉んぞ区々情実に纏綿して空しく踟躕すべきの時にあらず云々と、説者の言蓋し目下の状態につき最も肯綮を得たるものにして、要する

に選定の方針を明示し候補地運動者其無能の譏りを雪がんは須く留意すべき所ならんか。

●菩提会記事　▲予て上京中なりし日本大菩提会建築部長福山献堂師は、再昨廿五日東京出発、豊川自坊妙厳寺に立寄り、昨日帰部せり。▲日本仏教青年会より、緋塩瀬地に、金糸にて鳳凰と花唐草とを縫ひ取りたる御遺形前机の打敷一枚を、袋町余語藤兵衛氏より、仮奉安殿御拝の幔幕一張、及其の東西に引巡ぐらすべき幔幕二張（天竺本綿）を寄附したり。▲玉垣綱宗師は大菩提会岐阜支部調査の為め一昨日来出張中なりしが、事務打合の為め一時帰部し、又々昨日青山同支部長に対し事務打合の為め、同地に赴きたり。▲昨日、菅原町入谷徳次郎、同町半田若太郎、同町藤田孫六、同町中川茂吉、同町山内勇太郎の数氏は各十円を寄附して特別会員に、又、玉屋町金森太七、菅原町小川捨次郎、同町山内与助、同町浅井やす、同町近藤充治、同町藤田とみ、同町藤田やゑ、同町三輪庄左衛門、同町太田熊次郎、同町宮島とく、同町横井勝次郎、同町服部新助の十数氏は、何れも金五円裏を寄附して、準特別会員に加盟し、其他同町にて正会員を申込みたるもの十一名ありたり。

大菩提会彙報（明治36年1月6日）

暹国東宮御機嫌伺として去一日夜神戸に向け出発したる日置大菩提会副会長、丹羽同理事は、翌二日殿下に御随従申上げて京都に引返し、三日大仏妙法院に於て拝謁を仰せ付けられ、翌四日午前十時大谷大菩提会々長を御訪問申上げ東本願寺奥御殿（黒書院）にて謁見し、菩提会改正会則草案及び覚王殿敷地の寄附願書図面等を差出し、詳細に具申する処ありたり。同会長には目下御繁忙中に渡らせらるゝに係はらず、会務に御熱心なる為め数時間両師を引見遊ばされ御熟談数刻なりしと。▲丹羽大菩提会理事は去る二日午後、兵庫菩提会出張事務調査を遂げたり。▲日置大菩提会副会長は、去三日暹国皇太子殿下の妙法院より出御遊ばされし後、出迎員一同列席の午餐席上に於て、名古屋に於ける大菩提会の現況、経歴及び将来の方針につき長時間痛快なる演説をなしたるが、各宗管長以下満堂の人々は何れも満足の意を表したりと云ふ。▲丹羽菩提会理事は、昨五日午後京都を発し加賀富山の菩提会支部巡視の途に上れり。▲中村菩提会々計部長は、過日来、自坊密蔵院（野田）に在りたるが、昨五日帰部したり。▲此程来、菩提会へ入会したる人々は左の如し。

名誉会員　下長者町三輪常七、三輪はる、村瀬立斎、後藤清七、森ふさ、森弥七（各金百円宛寄附）

準名誉会員　下長老町村瀬いよ、久保田半十郎、水野良助、吉田倉次郎、伊藤常七（各金五十円宛寄附）

特別会員　下長者町三輪佐嗣、三輪あさ、久保田半市、久保田定三、久保田なみ、久保田やゑ、青木為吉、青木じやう、加藤直吉、福島万次郎、飯田儀兵衛、鬼島銀次郎、春日井豊三郎、花田清兵衛、水野なほ、野沢重助、佐藤久七、水野金次郎、三輪仙次郎、加藤治吉、竹内善七、大野直七、宮地太兵衛、後藤

喜兵衛、諏訪熊次郎、尾崎茂助、後藤ひさ、後藤金太郎、森一義、森よね、大村正三郎、服部卯助、後藤太七、清水銀太郎、古田芳枝、田中伍三郎、松岡末吉、豊原秀次、近藤賢太郎、春日井やゑ、近藤順太郎、青山勝三郎、都築清吉、成田式次郎、宮田はる、江崎重助、御器所村加藤丈右衛門、伊藤孝次郎、木村諦道、横井柳蔵（各金十円宛寄附）

準特別会員　下長者町中村良吉、岡田きぬ、野津しん、杉山利兵衛、中川源蔵、都築とよ、小林のぶ、豊原やす、小林清助、豊原ふさ、春日井真一郎（各金五円宛寄附）

因みに前回上米野村、木村定次郎金十円とせしは廿五円の誤なれば訂正す。

●覚王殿敷地選定に関する建議　本社は曩に覚王殿敷地選定に関する大菩提会及び愛知協賛会の措置に対して多少注意を与ふる所ありし為め、一般信徒間にも少なからざる激動を惹起し、既に与論として有力なる信徒間に唱道さるゝ所となり、従つて該敷地選定に関して多少陰謀を抱けりし某々一派も少なからざる狼狽をなしつゝある由なるが、現に當市白山町中島新右衛門氏は、敷地に関し些かの利害を有せざる身にて、唯々大恩教主の報恩一片の赤誠を以て客臘中左の建白書を大菩提会長に提出せし由なり。

（前略）各候補地は、決して利益問題のみに因て提起されたるものにあらず。苟しくも一度び其決定を見んか、大恩教主釈迦牟尼世尊の御遺形を奉安すべき有縁有徳の土地となるべきことなれば、地主としては最も大切なる所有地を抛ち、且つ莫大なる経費と時間とを費して他地主の其同を求め、苦心経営の結果願意を申出でたるものにて、其願意や頗る奇特なるものあり。（中略）然らば今日此候補地を検定するには如何なる方法を以てすべきか。曰く公然候補地の実力を調査するを最も必要なりと信ず。然るに大菩提会の方針は敷地選定を秘密となし、其進行を発表せられざるを以て各候補地は競て種々の運動をなし、日一日其度を高めつゝあるが如し。夫れ秘密方針は若し秘密が厳格に守らるゝに於ては、頗る機宜に適したるものなるも、所謂運動の結果として往々秘密の漏洩することなしとせず。斯の如くんば則ち啻に公平を期し、難きのみならず結局大菩提会に対する感情を害し、将来寄附金募集上にも影響を及ぼし、延て大菩提会及び愛知協賛会の不名誉に終るは論を俟たず。故に目下の急務は候補地実力の調査により而して該調査方法は候補地仮りに十個所ありとせば調査所を十個所に設け、其調査委員として大菩提会より三名、愛知協賛会より三名、各宗より三名、都合九名の調査委員を一個所毎に選定し、十個所同日を以て一斉に調査を了し、然る後ち実力を有する候補地の内より適當なる候補地を選定すべし。斯くの如くんば調査頗る公平にして、将来落選候補地の不平も無く無事完結を告ぐべきも、之に反して専ら秘密の方針に依るときは、却て意外の不結果を生ずべきこと前陳の如し。願くば速に候補地の実力調査を実行せられ、土地選定の公平を期せられんことを。（下略）

大菩提会彙報〔明治36年1月9日〕

京都に御滞在中なりし暹国皇太子殿下には、今九日大坂に赴かせられ同日御帰洛、十日京都を御発途神戸を経て御西下の御予定に付、在京都の日置副会長には殿下御見送りとして神戸まで御随従申上ぐる筈なり。尚一昨日副会長よりの飛電にて京都に赴きたる丹羽円師も副会長に随ひ、殿下を神戸まで御見送り申上ぐる筈なりと云ふ。▲一昨日法務の要を帯味美の日輪寺に赴かれたる中村大菩提会々計部長は、昨八日帰都せり。▲昨八日、定例の如く中村会計部長の導師にて法要あり。鈴木円従師（天台宗）の説教あり。参拝者非常に多かりし。▲西春日井郡清洲町高間やす子は、昨日金百円を寄附（即納）して名誉会員に、塩町伊藤万蔵氏は金百円を寄附して同名誉会員に列したり。

大菩提会彙報〔明治36年1月11日〕

妙法院門跡前菩提会々長村田寂順師は、此程京都御滞在中なりし暹国皇太子殿下の御旅館京都ホテルに伺候したる由なるが、殿下には直ちに拝謁を賜はり、同門跡より釈尊御遺形に関する事柄に就き、當初京都に於けりし摸様、奉遷後の名古屋に於ける摸様及び名古屋に御遺形を奉移したるは止むを得ざる次第なりと、當時の有様を委しく陳奏せしに、殿下には同師の正心誠意以て事に當りたるを御満足に思召す旨の御言葉を賜はり、且つ御遺形を名古屋に奉遷するは畢竟仏教の拡張を主とする事なれば、決して苦しからず。今後其に日本仏教徒は充分宗教の拡張に従事されたしとの令旨を賜ひ、且つ去る三日妙法院に於て臨時法要を勤め、且つ御下賜の仏像摸形を鋳造せし事等は頗る御満足に思召す旨、懇ろに感謝せられたりと云ふ。▲一昨九日、暹国皇太子殿下御随従の斉藤接伴官より、在京都の日置副会長へ向け、左の如き案内状到りし由にて、日置副会長には丹羽円師を随へ、昨十日殿下御旅館に伺候し拝謁を賜ひたる筈なり。

暹羅国皇太子殿下明十日京都御出発に付き、御告別の為め拝謁被仰付且御写真御贈与可被成趣に付き、午前九時三十分當ホテルまで御出頭相成度右申進候也。

明治三十六年一月十日

暹羅国皇太子殿下接伴員

海軍大佐　斉　藤　孝　主

▲既報の如く、昨十日午後二時暹国皇太子殿下京都御発神戸を経て、御西下あらせらるゝ事と相成り、日置副会長、丹羽円師は、神戸まで御随行御見送り申上げたる筈なれば、尚日置副会長は一両日中に帰名の予定なりと。▲過日来、本部詰佐竹法津師、岐阜県下における会務視察として出張中なりしが、昨十日視察を了して帰部せり。

大菩提会彙報〔明治36年1月14日〕

暹国皇太子殿下より御召に依り、在京都日置菩提会副会長は丹羽円師を随へ、殿下御旅館に伺候拝謁したるが、殿下には御自筆にて署名せられたる殿下の御写真及び暹国産の金色菓子器一個を副

会長に下賜相成りたり。▲暹国皇太子殿下御見送りとして、日置大菩提会副会長は、神戸まで随従する筈なりしが、尚長崎まで随従御帰国の途に就かるゝを見送り申し上げたる上帰名の途に就く筈なれば、帰部は明日頃ならんと云ふ。▲加納越三ヶ国に於ける大菩提会事務主任本多顕赫師は、会長募集の要件を帯びて、去る十日発途せり。▲當市袋町余吉吉弥氏は、金百円（割納）を寄附し、名誉会員となれり。▲今十四日午後五時より、筒井町情妙寺に於て、同連区内の幹事及び賛助員集会、大菩提会々務拡張につき協議会を開催する筈。又明後十六日午後五時より、鍋屋町教順寺に於ても右同様の集会ある予定なれど、都合に依りこれは延引せらるるやも知れずと。翌十七日には橘詰町慶栄寺に於て、同様開会の筈。▲此程来、京都にありし丹羽円師は、一昨十二日夜帰部せり。

●各宗派委員会　日本大菩提会各宗派委員会は、去九日午後六時より、當時滞洛中なりし日置同会副会長旅舎に於て開会、青山（妙心寺派）、土宜（真言宗）、木曾（大谷派）、上島（相国寺派）、三原（真宗各派）、霊群（西山派）、河野（時宗）及び丹羽の諸師、参集して左の決議をなしたり。

覚王殿敷地に関する件

（決議）覚王殿建設候補地に関し、副会長にて蒐集の上各宗派委員会に提出したる書類中に付、各宗派委員之れを選抜し決定の捺印をなし、大菩提会へ公然通告をなす事

大菩提会会則改正の事

（決議）副会長の提出にかゝる大菩提会々則改正案は、各宗派委員に於て同意を表せしに付、更に各宗派へ通牒し可否の意見を求むる事

●慈善資金下賜　暹羅国皇太子殿下には、名古屋慈善事業に対し金百五十円を、去る十二日附を以て、本県知事の手を経て下賜相成り、昨日県庁より市役所に回附せしに付、市は慈善事業資金として積立て、利殖の途を講ずる筈なりと。

大菩提会の内訌（明治36年1月16日）

同会重役間に紛紜を醸し居れるは既に世人一般の知悉せる所なるが、尚確聞する処に依れば、一昨十四日柴田半左衛門、石垣伊助の両名は菩提会本部に於いて長谷川百太郎氏と大激論を為し、中村勝契、佐竹法津の両師も之に加はり、果ては本部と協賛会とを挙げて大混戦の奇観を現出し、午後六時頃に至りて怒気満面にて何れも退散したりと。而して議論の要旨は、某氏が月見坂運動員より五千円の支途不明の金額（前号参照）を得たる外、其他の候補地よりも多額の運動費をせしめ居り、現に八幡山運動員よりは車馬賃三十円及運動費五百円を領収し、加之も同地の運動員等と屢々万梅支店等に於て密会を重ねし證跡の顕著となりしものから、某氏の地位の進退問題にて斯くは大激論を見し次第なりと云ふ。是等は昨日日置副会長帰部次第何とか決定したるならんが、某氏は結局罷免せらるべしとなり。

大菩提会彙報〔明治36年1月20日〕

大菩提会本部にては、本派本願寺法主大谷光尊師遷化の訃に接し、日置副会長同会を代表し左の吊詞に金千疋の香料を添へ、一昨十八日京都へ向け発送したり。

本月十七日、本派法主光尊上人台下遷化の訃に接す。噫悲哉。茲に本会を代表し、謹んで吊詞を捧ぐ。

▲去る十七日附を以て、鈴木泰定師は伊勢支部特派使を命ぜられたり。▲明後廿二日午後六時より駿河町光蓮寺に於て、同連区内に於ける愛知協賛会幹事及賛助員諸氏集会を開き、会務進行上に就き協議をなす筈にて、當夜は日置大菩提会副会長も臨場さるゝ都合なりと。▲下長者町経具師、岡田荘吉氏は、予て準特別会員に列せるが、昨日更に阿弥陀経百部を寄附せり。又宝町禅芳寺老僧は、此程より日々本堂に詰め切り、参拝者に対し舎利礼文を配与し居れり。▲昨日、愛知郡諸和村字諸和、柘植伊重氏は五十円を寄附し、準名誉会員に列し、他に正会員に加盟せしもの多数あり。

大菩提会彙報〔明治36年1月27日〕

予記の如く、愛知協賛会幹事にて推薦したる創業費支辨方法に関する特別委員は、一昨日廿五日午後六時より、菩提会本部に於て委員会を開き、吉田協賛会副会長、服部幹事長、長谷川（百）常務幹事、布留川、加藤、長谷川（太）、榊原、沢田、沼波の各委員出席、種々協議の末、此際一写千里の勢を以て拡張の歩武を急進し、向ふ三ヶ月内に浄財大募集を了する事に一決したり。而して其手段方法等に就ては、更に一回の集会を重ね協商を遂げたる上、其結果を一般幹事に報告して、之に着手することに決して散会したり。因に第二回委員会は、今廿七日午後六時より開会の筈なり。△予ねて上京中なりし日置大菩提会副会長は、昨夜同地出発帰部の途に就きたるに付、本日中には帰部すべしと。△當市島田町、加藤鉄次郎氏の発起せる御花講は、来月より毎月一日、八日、十五日、廿一日の例会に講員一同御遺形に参拝し、挿花を奉供する筈なりと。△金沢市の信徒両三名は、一昨日菩提会本部に出頭し、金沢支部に於ける事務拡張に関し意見を披歴し、尚予ねて出願中の巡瞻会の許可を追願したるが、本部にては追つて詮議の上、何分の沙汰に及ぶべき旨を達したる由。

大菩提会彙報〔明治36年2月6日〕

来る十四、五、六の三日間挙行の涅槃会大法要執行の順序は既報の如くなるが、十四日の臨済、曹洞、黄檗三宗は午後一時より、十五日の浄土宗、西山派は午前十時より、真宗各派は午後一時より、十六日の天台、真言、日蓮三宗は午後一時より、修行の事に決したり。△小川町に於ける賛助員諸氏は、一昨日午後六時より同町本立寺に集会し、予定の如く全町を一括して入会する事に決せり。△昨五日は、日蓮宗一万篇講信徒一同、釈尊御遺形仮奉安殿に参拝し、一万篇を修行せり。△西春日井郡訓原村、仏教青年会有志者の希望を容れ、昨五日丹羽月心師出向、久地野村万渓寺

に於て、会務拡張演説を兼ね、同地方信徒各戸へ配るべき御供米袋を依托せんし筈。又関水明道師は、再昨日御供米袋を持し津島地方へ行き、昨五日、松原恵輪師同用にて、萩野村、杉村、大曽根町等に赴きし由なり。△大菩提会愛知協賛会特別委員会協商の件々を再昨夜の幹事会に於て可としたる末項に基き、昨日吉田副会長は、東、西、南、中の四大区募集委員諸氏を左の如く推選せり。

東　部　熊田　喜平次　松田六右衛門　鈴木　政吉
西　部　堀内幾右衛門　榊原　栄造　沢田　吉兵衛
南　部　沼波　□　沼田　吉太郎　大澤重右衛門
中央部　長谷川百太郎　布留川　尚　野村　朗

如上推選されたる募集委員諸氏は募集上更に其方針を協議すべく、明七日午後六時より菩提会本部に募集委員会を開く筈なり。△来る十日午後六時より、東田町円教寺並に橋詰町慶栄寺に於て、何れも同連区内に於ける愛知協賛会幹事及賛助員諸氏集会し、会務拡張諸般の協議をなすべしと云へり。

大菩提会彙報〔明治36年2月7日〕

日置大菩提会副会長は、今七日修行の明如上人葬儀会葬の為め、昨六日午後糸井達巌師を随へ上洛せり。△日本大菩提会々務拡張の為め、明八日午後六時より新守座に於て拡張大演説開会の筈にて、菩提会愛知協賛会より数名の弁士及英国仏教家フオンデス氏出席の由。△菩提会本部に於ては、今回妙心寺上局会計部長釈等顧師に菩提会々計顧問を嘱托せり。△過日来、加納越三ヶ国に於ける大菩提会支部事務調査の為め出向中なりし丹羽円師は、昨夜、間野金沢支部担任特派使と同行帰部せしが、同地方に於ける形成亦頗る好く、現に名誉会員八名、準名誉会員八名、特別会員百五十一名、準特別会員三百名、正会員以下二万八千余名の多き入会者を見るに至れる由。△昨六日、英国仏教家フオンデス氏は、内田浄戒師と相携へ、釈尊御遺形仮奉安殿に参拝し、臨時開扉を本部に出願したるより、本部は詮議の結果、特に之れを許諾したり。△予記の如く、釈尊御遺形仮奉安殿に於ける金城社会主の仏教大演説会は、昨六日午後二時より開会、フオンデス氏仏教の為め名古屋に来る、及び耶蘇教国民にして仏教を信ずる理由、の二演題の下に、日本語演説を試み、外二三氏の演説あり。盛会なりし。

大菩提会彙報〔明治36年2月15日〕

加納越支部主任を解き北陸管理となり、本部の常任特派使に任ぜられたる本多顕赫師は、来る三月十五日より四月五日まで、加納越地方に於て釈尊金像巡瞻執行に付き、其係長に任ぜられ、去る十二日夜行汽車にて発途、又片岡量海師、加藤幾氏も右に付き同地方出張を命ぜられ、一両日中発途の筈なりと。△西枇杷島小田井村、宝国寺に於て、去る十二日午後六時より、菩提会拡張会演説開会、聴衆堂に満ち中々の盛会なりしと。△予報の如く、愈々昨十四日より明十六日まで三日間、涅槃会大法要修行。昨十四日

は臨済、曹洞、黄檗三宗。本日が午前に浄土、西山派、午後に真宗各派。明十六日が大谷、真言、日蓮三宗、何れも午後一時より勤行せらるゝ筈なり。尚右修行中、御供米袋持参の者へは涅槃餅を頒つ由。△大菩提会岐阜支部郡上出張所派出員、西松信了師（岐阜県安八郡名森村興久住職）は、会員募集に奔走中なるが、既に郡上郡八幡町武藤互三、水野伊兵衛、鷲見甚吉三氏各金御十円宛を寄附して準名誉会員に、同町伊田半四郎、鷲見忠次兵衛、坪井作兵衛、高橋佐一郎、仲上忠平五氏は各金三十円宛、同町岡崎伊兵衛、庄村喜七、斉藤佐平三氏は各金十五円宛を寄附して、何れも特別会員に加盟したる由にて、尚続々入会者あるべき見込みなりと。

大菩提会彙報〔明治36年2月17日〕

御遺形奉安地選定準備として、曩に日置菩提会副会長より吉田愛知協賛会に対し、寄附請願地調査事項を具して照会する所あり。右結果を去十四日までに報告の事を依嘱したるが、更に去十二日附を以て左の如く調査事項を追加したり。

釈尊御遺形奉安地調査の件、去る五日附を以て本月十四日迄に結了の儀、御依頼に及び置き候処、左記の各項に対しては相当の日数を要し候儀と存候。条更に来廿八日迄に詳細御調査相成度候也。

明治三十六年二月十二日
日本大菩提会副会長日置黙仙

日本大菩提会愛知協賛会副会長吉田禄在殿

請願地と名古屋市境界との距離の測量
請願地の測量及製図
隣地其他多数関係者の異議の有無
寄附地約二千筆に対する関係役場の説明を取らしむる事
地上権に関する調査

△去十四日より昨十六日まで修行したる涅槃会大法会に付、仮本殿玄関際には紫白縮緬の幔幕を廻らし、本殿左右の両側に賛助会員席を設け、玄関入口に受附、庶務、接待、会員の各係及び僧侶各会員の休憩所を置き、奥殿には供斎所を設け、菩提会役員夫々分掌事に當り、十四日は午後一時より曹洞、臨済、黄檗三宗の大法要を営み、日置副会長焼香導師にて左の香語あり。夫れより演説、法話、説教並に貧民の賑恤等ありたり。

百錬遺形厳在存　紫金光聚照乾坤
莫言憾度三千役　大使植松供世尊

一昨十五日午前は浄土、西山二宗、午後は真宗各派の法要あり。真宗導師は野間別院輪番、了つて法話説教あり。昨十六日は天台、真言、日蓮の三宗の法要ありて、中村勝契、横井良旗、塚松寿泉、佐藤日要、服部日諦、岡本円正の諸師導師となり了て説教演説あり。なか〳〵の盛況なりし。△西部仏教青年会の発起にて、去る十四日仏教演説会を兼ねて大菩提会拡張演説会を開けり。△長谷川観石師は、両三日前事務打合せの為め京都より来部したるが、要務を了へて帰洛せり。

大菩提会彙報〔明治36年2月21日〕

當市白川連区内の大菩提会愛知協賛会幹事及賛助員は、明後廿三日午後六時より、同町西光院内宝珠院に集会し、同連区内の会員募集の件につき協議する筈にて、同夜は大菩提会及び協賛会役員も出席する由。△一昨夜の紙漉町に於ける大菩提会拡張演説会は頗る盛況にて、佐竹師の鎮痛なる演説、大野、杉本、本多三師の快弁は非常に聴衆を動かしたりと。△西枇杷島仏教少年会は、予ねて大菩提会々務拡張に尽瘁する所ありしが、昨夜は更に同会役員二十余名集会し、会員募集に関する打合をなし、爾後益々飛躍を試むべしとなり。△東枇杷島仏教青年会にても将来一層大菩提会々務拡張の為めに尽す筈にて、此程来菩提会本部と種種打合をなしつゝある由。△當市栄町二丁目の大菩提会愛知協賛会賛助員は、一昨日午後同町秋琴楼に会し、会員募集に関する熟議を遂げたり。△加納越地方に於ける巡瞻会は、既記の如く三月十五日より四月五日まで執行の筈にて目下諸般の準備に着手中なるが、既に菩提会本部より片岡量海加藤茂の両氏出派し、同支部に於ける諸般の事務を監督しつゝあるよし。

大菩提会彙報〔明治36年2月22日〕

大勲位功二級小松宮彰仁親王殿下の御薨去を悼み、大菩提会にては来る廿六日御執行の御葬儀當日、仮覚王殿に於て奉吊大法会を勤行せん筈にて、今廿二日日置副会長より、

県知事、書記官、参事官、警部長、典獄、県会議員、控訴院長、検事長、地方裁判所長、検事正、区裁判所監督判事、警察署長、税務監督長、郵便電信局長、御料局支庁長、笹島停車場事務所長、駅長、第三師団長、五旅団長、参謀長、歩兵第六連隊長、騎砲各三連隊長、工、輜各第三大隊長、三師団監督部長、同憲兵隊長、各連隊区司令官、三師団副官、同軍医、獣医各部長、兵器支庁長、法官部長、市長、助役、収入役、市参事会員、市会議員、病院長、各新聞記者、師範学校長、中学校長、明倫中学校長、私立商業学校長、地方幼年学校長、工業学校長、女学校長其他在名高等官、名誉職

諸氏へ向け左の書を致す筈なり。

故元帥陸軍大将大勲位功二級小松宮彰仁親王殿下、来る廿六日御葬儀に際し、仮覚王殿に於て尊霊神祇を安置し奉吊の大法会執行致し、聊か国家功労の恩に酬ひんと欲す。就ては同日午後一時、万障御繰合せ御参拝相成度、此段得貴意候。敬具

日本大菩提会副会長日置黙仙

△大菩提会本部に於ては、来る四月八日修行の御仏生会、當日當市に於ける薄命者一般（凡そ四百名）其住所姓名取調方を市役所に依頼し、一々施米券を配与する都合なりと。△加、納、越に於ける金像巡瞻会執行に就き、昨日本部より鈴木泰定師富山地方へ出張せり。又高木義答師は、明廿三日より開かるべき大谷派議政局会議に臨席の為め、今廿二日上洛の筈なり。△昨廿一日の仮覚王殿例会は、竹山大谷派教務所幹事導師にて法要修行了つて、二、三師の演説法話あり。参拝者非常に多かりしと。

大菩提会彙報〔明治36年2月24日〕

既記各宗取締及各宗寺院諸師（當市）の大集会は、昨廿三日午後三時より開会本部の提出に係る議案に就き協議したる由にて、過日来上洛中なりし弘津説三師も一昨夕帰名、昨日の大集会に臨席したり。△當市栄町五丁目内の愛知協賛会幹事及び賛助員諸氏は、一昨夜同町岡部氏邸に集会、会員募集の件に就き協議を為したり。當夜は本部より貫沢全隆師臨席挨拶を為したり。尚ほ近日再集会を開く筈なり。又昨夜白川連区内の同諸氏白川町宝珠院に集会、杉本、横井両氏も臨席。会務拡張に付種々協議を遂げたり。△當市小舟町説教所に於て、昨夜菩提会拡張演説開会。大野美恵丸師、堀田定照師、貫沢全隆師の演説ありたり。

大菩提会彙報〔明治36年3月12日〕

加納越各支部に於ける会員募集の形勢は大に好況を示し居れるが、殊に来る十五日よりの金像巡瞻会を機とし、一層会務の拡張に力を極め、各寺院各所に演説開会の都度競ふて即座入会を申込むと云ふが如き勢ひにて、其の信念の厚さ、巡瞻会奉待の切なるやは容易に窺知し得らるべし。▲一昨夜の上宿周泉寺に於ける拡張演説は、中村部長、佐竹、大野、長谷川、高木、杉本等諸弁士の快弁に満堂大に動きし由。又来る十四日午後一時より、稲生村安生寺に同様演説会開会。宇都宮恵鐘師、横井英光氏出席の筈。▲一昨十日、会務拡張を期図し、近藤疎賢師、伊勢長島地方へ赴きたる事は予記の如くなるが、師は着島直ちに同地花井院に演説会を開会せり。▲各会員霊名彼岸会大法要は、引続き修行。昨日は真宗各派にて修行され、例の佐竹法津師が得意の説教あり。会員及参拝者堂に満ち傾聴水を打つたる如くなりし。尚今十二日は日蓮宗各派にて修行さるゝ筈なるが、之れを以て彼岸会予修の結修なり。

大菩提会彙報〔明治36年3月13日〕

今十三日は旧涅槃会と毎例会日とに相當するを以て、當市に於ける日本仏教青年会員は、同会の什物たる涅槃画像の尊幅を釈尊御遺形奉安殿内に奉展し法要を修し、御画解演説等ある筈。尚本日は真言宗法要を修行し、同宗二三師の説法、法話もある筈なり。▲一昨十一日午後三時より、各宗取締及各宗に於て推選されたる会員募集委員諸師本部に集会を為し、協商の上、當市に於ける各学校連区に依り、各々其部署を分担して着手せん事に決し散会したり。▲屢々報ずる如く、弥々明後十五日より加納越地方に於て、金像巡瞻会執行の事となりたるに付、明十四日午前八時半発列車にて金像御発輿の事に決し、本部詰の諸師笹島停車場迄御見送る筈なりと。▲菩提会神戸出張所特派使中島善応師は、事務打合せの為め来部中なりしが、昨十二日帰所の途に就きたり。▲繰上の各会員霊名彼岸会大法要は、昨日を以て結修されたるが、日蓮宗各派の法要主要後同宗二三師の法話、説教ありて参拝者多かりき。

大菩提会彙報〔明治36年3月14日〕

昨十三日の旧涅槃会及ひ例会日には、折柄の雨に道路履み悩むばかりなりしも、當市近郷の老若男女朝来陸続として参拝し、堂の内外は終日善男善女の雑踏を見たり。而して奉安殿にては例会當番なる真言宗の法要及法話説教ありたり。又予て仏教青年会の奉展せる御遺形右側の涅槃尊像の法要及画解等もあり。光弘祐言、横井英光諸氏の演説ありて非常に盛況なりし。▲十四日釈尊金像當地御発輿の事は昨紙所報の如くなるが、巡瞻会執行地たる加納越各所御着の予定日割如左。

十五日山城専光寺、十六日大聖寺慶徳寺、十七十八日小松町勝光寺、十九日美川町正寿寺、廿日松住町中川寺、廿一日金沢卯辰西養寺、廿二日同百姓町慶覚寺、廿三日越中国、廿九日能登国、四月四日河水区、五日津幡町

因に今回の金像巡瞻会に付き本部より慇懃なる御待受消息を下附されたる加納越各支部は、夫々配下に特派使をして之れを伝達し、能登国派遣の特派使藤塚智秀、小島祥輝、月野去月師等歓迎準備として各部落の遊説に急きつゝありとの報本部に来りたる由。因に同報に於ける其後の新入覚会員は殆んど一万余名に及びたりと。▲當市前之川説教所に於て一昨夜仏教少年会演説会開会例会日を機とし、菩提会本部より丹羽月心、貫沢全隆両師臨場、会務拡張の演説を為したるが、聴衆場に溢ふるゝの盛況なりしと。

大菩提会彙報〔明治36年3月15日〕

釈尊金像は愈々昨零時廿五分発列車にて御発輿の事と相成り。本部詰合の僧俗打揃ひ笹島停車場まで盛んに御見送り申上げ、奉仕部清水機然師、杉本義存氏之れが御守護の任を帯びて汽車を搭じ、加納越地方へ随従し行きたり。▲今回の金像巡瞻会執行に付き、中村会計部長は関本明道師を随へ、昨朝八時二十六分発列車にて加納越地方へ出向したるより、佐竹法津師當分後を承けて事務処理の任に力むる事となれり。▲一昨日の涅槃会の景況は略ぼ前紙に報じたる如くなりしが、當市近郷より出向きたる参拝者は非常に多く夜に入るも尚ほ跡を絶たざるの盛況にて、光弘、横井両弁士の演説、佐竹法津師の説教など両々相俟つて、聴衆をして一入の感に入らしめたり。▲當市米屋町夏目直一氏は、昨日即金百円にて名誉会員に列し、其他特別会員正会員の申込み日に増加の勢ひなりと。

大谷派財政整理問題〔明治36年3月19日〕

目下滞洛中の井上伯は、昨今自から大谷派本山に出頭し種々調査中なるが、聞く処に依れば伯の意見は兎に角夫の四十二万円事件より落着せしめ、本山の空気を一掃し、而して後整理に取掛る可しと云ふに在りて、目下頻りに本山當局者を督励しつゝありと云へば、何れにしても同事件も不日落着するならんとの事なり。而して伯の整理に関する意見なりと云ふを聞くに、矢張り本山維持の目的を以て別に一の財団法人を組織し、本山財政整理に関する

収入は一旦同財団に収入し、而して財団より更に本山に支給する事となす筈にて、規則十数ヶ条は都筑氏の手許に於て既に脱稿し居り、一方四十二万円事件落着次第、会計評議員会其他にも諮問の上確定する者なりと。尚ほ評議員中には別に一の銀行を組織しては如何との意見を抱く者あり。伯も絶対的の反対にはあらざるも本山財政整理に就ては、差當り有力なる銀行の力を籍らざる可からざるの必要もあれば、寧ろ本山の機関として別に銀行を設立するより現在の大銀行と連絡を通ずる方得策にあらずやと主張し居るよし。尚ほ伯の意見は都筑氏をして本山の財政顧問たらしめんと云ふに在るも、都筑氏は到底一身を本山の整理に任ずる能はず。左りとて同本山の整理は中々片手間にて出来る事にあらざれば、他に相當の人にして之を補佐するあれば自分も一臂の力を添るを惜まずと称し居るよし。何れにしても之れ迄の成行上、熱田伝三郎、浜岡光哲氏等も多分之に関係する事となるならんとの事なり。而して大谷派本願寺に於ては財務整理に関する特別会計方法確定し、再昨朝新法主光演師井上伯を其旅館に訪ひ凝議する処あり。午後に到りて師は渥美総長、小早川会計部長、平野整理奨励局次長、梅原教学部長等と会見し、伯の整理案に就き内議したる由。右により明二十日より会計評議員会を本山内に開会し、又来る廿三日より各教務所管事会を召集し整理法に対する協議を為す由。尚ほ彼岸法会終了の翌廿六日、両法主は今回財務整理発表の親教を大寝殿に於て為す由。因みに臨時議制局会議の議を経たる臨時財務整理特別会計予算は左の如し。

臨時財務整理特別会計案

金弐百六拾七万八千四百〇六円参銭九厘
　三十五年十二月三十一日一積負債在高
金四拾万八百弐拾参円四拾六銭四厘
　初年度利子日歩四銭一厘の割
金弐拾五万千〇七拾参円四十銭四厘　二年度利子同上
　但初年度に於て百万円を償却し残高百六拾七万八千四百六円
　参銭□厘に対する利子
金拾万壱千五百弐拾参円四拾六銭四厘　三年度利子日歩同上
　但初年度に於て百万円を償却し残高六拾七万八千四百六円参銭九厘に対する利子
金拾六万円　六条生命より借入金償却高
金四万弐千七百参拾八円五銭四厘
　三十五年十二月三十一日現在甲乙特別会計未払高
金参万壱千四百四拾四円拾弐銭弐厘　初年度整理費
金弐万四千六百参拾壱円五拾銭　二年度同
金壱万五千参百弐拾参円六拾四銭　三年度同
金□万千七拾四円　初年度奨励費
金七万七千七拾四円　二年度同
金六万八千百拾弐円　三年度同
金六万円　三ヶ年間一般会計補助金
　計金□百九拾九万弐千参百弐拾参円七拾四銭七厘
　右　収　支

金参百九拾九万弐千参百弐拾参円七拾四銭七厘

相続志及整理寄付

内　訳

金百七拾参万六千〇七拾九円六拾銭

初年度相続志及整理寄付

金百参拾七万弐千八百七拾八円九拾六銭四厘　二年度同

金八拾八万参千参百六拾五円拾四銭三厘　三年度同

吊詞を贈る〔明治36年3月19日〕

大菩提会にては去る十六日同会会監臨済宗妙心寺派管長小林宗補禅師遷化の訃に接したるより、日置副会長同会を代表し香料千疋に左の吊詞を添へて悼みたり。

本月十六日本会々監臨済宗妙心寺派管長小林宗補禅師遷化の訃に接し、哀悼の情に堪へず茲に本会を代表し謹で吊辞を捧ぐ。

三月十七日　日本大菩提会副会長　日置黙仙

金像巡瞻会の景況〔明治36年3月20日〕

大菩提会の加納越に於ける釈尊金像巡瞻会は、予定の如く去十五日山代専光寺より翌十六日大聖寺町慶徳寺に奉送し同時に於て開扉したるが、大聖寺附近の信徒は何れも町端に出迎ひ、数十発の煙火を打揚げて奉迎し、金像の慶徳寺に入りて午前八時開門したる時の如きは数万の参拝者一時は押掛けて其混雑名状すべからざりき。固より當日は町内も非常なる人出にて混雑を極めしが、警官の制止にて幸ひに事なきを得たり。斯くて午前十時先づ開扉式を挙げ、引続き真宗僧侶の大法要を修行し、午後四時より更に真宗、真言、日蓮、禅宗等連合にて閉会式を挙げ同五時門を閉ぢたり。又御宝物は同町鷹匠町大谷派教務所に陳列して汎く縦覧を許したり。當日の参拝者は前田子爵以下同地方の官公吏名望家を初め会員等併せて二万五千と註されたりと。翌十七日金像を大聖寺より能美郡小松町に奉送し、小松停車場にて盛なる歓迎をなし、同駅朝井旅館に小休止の上、十五名の稚児先導し、中村拝瞻会長及び各宗僧侶数十名随従して東町勝光寺に奉安して、拝瞻大法要を修したり。當日も空前の盛況にて何れも満腔の敬意を表したりと。因に一昨十八日は引続き同寺にて、昨十九日は平川町正寿寺にて、今二十日は金沢日養寺にて修行の予定なりと。因に巡瞻会長中村勝契師は一昨十八日一時帰部したるに付、奉仕部稗貫亮算師代務として同午後出発同地方に向けた。

大菩提会の飛躍〔明治36年3月21日〕

大菩提会にては目下加納越地方にて巡瞻会を執行しつゝ大に会務拡張に力めつゝあるが、更に九州地方にても大々的飛躍を試み、現に此程筑前博多小山町東安寺に於て宗派取締会を開き、本部派遣の堀田理事補より菩提会の過去及将来につき詳細なる報告と希望とを述べて賛同を求め、結局左の各項を議定するに至り。尚ほ今廿一日同地共進館にて拡張演説会を開き、巡錫中の日置副会長、西有会監臨場何れも一場の演説を試む都合なりと。要するに

同方面に於ても頗る好結果を得つゝある由。

一大覚王殿建設及慈善教育事業の目的を達せんが為め、極力迅速に会員募集をなす事

一各宗派に於て一名以上十名以下の地方委員を選定すること

一地方委員の外在俗護法の者を選び奨励員を依嘱す。但し選出方法は地方の便宜に従ふ

一各宗派取締は適宜の方法を以て其管轄寺院は自ら本会の為めに尽し、又他をして尽さしむる様注意奨励する事

一本部員並に地方委員は同盟宗派寺院の檀信徒に対し、別に宗派取締の紹介を求めずして容易に訪問勤募を妨げざる事

一各宗派寺院に於て法要開延の節は、勤めて支部創立事務所に報道し、特派使を招き大菩提会拡張の演説々教を為さしむ

大菩提会彙報〔明治36年3月24日〕

一昨廿二日は大祭日と彼岸会中日と日曜とが落合ひたる上春雨霽れ春風軽き好天気なりしより、人出は一層にて市中近郷と言はず仮覚王殿に参拝したる善男善女は幾万とも数知れず、殆んど堂に溢ぶるゝ斗り非常の盛況なりし、午後一時法要修行後、高木義答師の説教、丹羽月心師の演説ありたり。△昨廿三日も彼岸会五日目の上にいとも長閑けき春霞に相変らずの人出、朝来参拝者引きも切らず中々の混雑を極めたりしが、午後一時少し過ぐる頃徳川侯爵令夫人従者を伴ひ参拝あり。御焼香御拝後奥院にて茶菓を饗しき。因に當日奥院の床面に懸けられたる曹學佺（明）の書幅は佐竹法津師秘蔵の珍品なりし由。△過日来京都に在りし佐竹法津師昨日帰部せり。△目下福岡支部に在る派遣員堀田定照師は、此程より同地粕屋郡名崎方面へ向け出張。専ら会員募集に力めつゝあり。又一昨廿二日同地中杉共進舘にて日置副会長及同地の河野智眼、大塚鳳雛両師同会委員の資格にて各一場の演説を為せし筈なり。

大菩提会彙報〔明治36年3月26日〕

九州地方巡錫中なる日置副会長は今廿六日帰部の筈なる由。▲大菩提会本部に於ては近日菩提会機関の一雑誌を刊行せんの計画あるやに聞けり。▲高木義答、長谷川観石両師は会務を帯びて両三日前より中島郡地方に出向中なりしが昨日帰部せり。▲滋賀県特派使今湊覚了師は、会務打合せの為め昨日来部せり。▲昨廿五日は彼岸会結願日なりしと春天の麗らゝかなりしとにて人出一層多く、仮覚王殿の如き特に参拝者の雑踏を極めたる由なるが、午後二時より今湊覚了師の説教、長谷川観石師、其他二、三師の演説あり。却々の盛況なりしと。

大菩提会彙報〔明治36年4月1日〕

弘津説三師、昨日午後四時東京より来部せり。△菩提会本部に於ては金光明王経中なる長者流水品の条りに因み、仏供米の御下りを海中に投じて幾多魚腹を肥やさしめんの挙あり。早速小形の曲物百数十個を作り之れに詰め込み、昨暁午前四時中西会計係は熱

田に出向し、悉く海中に投じ恵みたりと。△今一日は例会にて例の如く午後一時より法要を修したる後本部詰合の二三師の演説説教ある筈なれば、雨にあれ晴れにあれ花紅柳緑の好時節殊に参拝者は多かるべしといふ。

大菩提会彙報〔明治36年4月2日〕

会務拡張の為め中島郡地方へ出向中なりし長谷川観石師は昨日午前帰部し、同行の高木義答師は一昨日同地より直ちに知多郡大高町に至り、春光院に会務拡張の演説をなしたる筈なりと。△九州地方へ派遣中の堀田定照師は会務打合せの為め一昨日帰部せしが、何れ一両日中再び同地に出向すべく、而して到着の上は直ちに会員募集の方面に大々運動をなす筈なる由。△降り続きたる春雨も昨朝にいたり心地よく霽たるが上に例会日なりし事とて、仮覚王殿への参拝者実に非常なりしと。

大菩提会彙報〔明治36年4月7日〕

今明の両日午後一時より仮覚王殿に於て修行の釈尊御降誕会大法要は、本部全力を挙げて盛んに行ふの計画なるが、本堂前桜樹の辺は最も優美に且荘厳に意を凝らし、御誕生仏の花御堂も華やかに飾られたり。尚ほ明八日當市に於ける四百の無告薄命者に十俵の施米を為すに就ては、昨日貧者へ施米券を配与したり。△御降誕会大法要の當日は、當地留錫中の西山派管長清水大僧正参拝あり。三十余名の高僧法要を修営の後説教ある筈。△昨六名午後二時より愛知協賛会幹事会を本部に開会したり。△日蓮宗委員宇都宮恵鐘師は会務を帯んで昨夜上洛せし由。

大菩提会彙報〔明治36年4月8日〕

仮覚王殿に於ては昨今両日釈尊降誕会を執行せらるゝに付、華かに花御坐を粧ひ数十旋の六金色旗を樹て、来賓各会員等に折詰を饗し、昨日は午後一時より中村部長導師にて荘厳なる法要を執行し、出席僧侶及び会員の焼香を終り、説教演説等あり頗る盛況なりし。尚本日も午後一時より西山派管長清水範空師導師にて大法要を執行し、無告の薄命者へ施米、参拝者へ甘茶施与の挙ある筈なり。△予記の如く加納越巡瞻中なりし釈尊金像は、一昨六日を以て全く閉扉となり、昨日午前七時加賀大聖寺発車同午後三時四十二分笹島着にて仮覚王殿に還輿、右に付、中村部長、佐竹法津、大野美恵丸、高木義答、丹羽円、堀田定照、貫沢全隆諸師及び吉田協賛会副会長、長谷川（百）幹事、本部詰会員一同出迎へ守護随従せり。△一昨日午後二時より愛知協賛会幹事会を本部に開会し、吉田副会長より覚王殿建設候補地調査の顛末を報告せり。

大菩提会彙報〔明治36年4月9日〕

予記の如く釈尊降誕大法会は、昨日も午後一時より仮覚王殿に於て留錫中の西山派管長清水大僧正導師となり、出席僧侶数十名にて厳粛なる法要修行演説説教等あり。四百名の薄命者へ施米、参

拝者へ甘茶の施与等ありて、随喜の涙に咽ぶ善男善女引きも切らず、頗る混雑を極めたりと。△高木義答、長谷川観石両氏は、今九日より中島郡に出向し同郡第七区を中心として事務所を設置し、各字毎に巡回昼夜拡張演説を為す筈にて、該予定の箇所及び時日は、今九日（午前）南高井村浄信寺、同（午後）北高井村阿弥陀堂、明十日（午前）花池村薬師堂、同（午後）南木村説教所なりと。△西春日井郡中小田井村東雲寺にては、去五日拡張演説を開会し本部より大野、宇都宮の諸師出席したるが、恰かも同地仏教青年会例会日にて非常に盛況なりし。△再昨日當市東田町四丁目津田録三郎、堀田久治両氏は各百円を寄附して名誉会員に、同町植松源助氏は金五十円を寄附して準名誉会員に、同町横井政次郎、道家善四郎氏は各三十円にて、同町足立悦次郎、尾崎源七、伊藤小八、佐藤深三郎、吉田柳右衛門、広瀬秀次郎、岡田勝次郎、井上佐十郎諸氏は各十五円、同町早野天随氏は十円にて何れも特別会員に、同町荒川藤助、加藤徳兵衛、五十川賢之助、伊藤喜助、若林喜太郎、中村金次郎、小川清吉諸氏は各五円にて、鈴木鍵次郎、本多市太郎氏は各三円にて何れも準特別会員に、其他同町にて正会員に列したる者数十名ありたりと。

覚王殿敷地決定〔明治36年4月11日〕

覚王殿敷地選定に就ては既記の如く、各候補地の競争激甚なる為め其比較調査に就て精細なる取調をなす方針により大菩提会本部にて取調条項を定め、爾後愛知協賛会に於て夫々調査を遂け、其結果を具して三四日前菩提会に報告する所ありたる由。就ては此報告に基ひて各宗管長会議を開き、何分の決議をなす筈なれば、其決定も遠きにあらざるべしと。而して協賛会にては愛知郡田代村字月見坂附近の十万余坪を以て適地を認め居る由なり。

大菩提会彙報〔明治36年4月11日〕

今十一日午後三時より津島町成信坊に於て海東西両郡内有志僧侶数十名集会を開き、菩提会事務拡張に就き協商する筈なるが、聞く処に依れば覚王殿敷地決定も近きにあるべきに付、此際大飛躍を試みる為ならんと云ふ。右に付本部より佐竹法津師臨席すべしと（別項参看）。△明十二日及十三日の両日蟹江町に於ける有志僧俗数十名同町に集会を開き、会務拡張に就き是亦協商する処ある筈なりし。而して當日も佐竹法津師臨席の由。

特別広告〔明治36年4月18日〕

覚王殿敷地愛知郡田代村（月見坂）に決定候条此段広告す

三十六年
四月十七日　　日本大菩提会

覚王殿敷地の決定〔明治36年4月18日〕

大菩提会に於ける覚王殿敷地調査委員にて、昨年来調査に調査を重ねたる敷地選定の件も既記の如く諸般の調査事項の詳査を終り、更に此程来京都に於て右選定に関する議を開会せるが、昨報に依れば愈々愛知郡田代村字月見坂を以て同建設地に決定したる

由。乃ち大菩提会の事業漸く多端となり、同会が當に大々的飛躍を試むべき機運に向へり。

覚王殿敷地確定（後報）〔明治36年4月19日〕

既記の如く覚王殿建設地を愛知郡田代村字月見坂に決定したるに付、一昨日日置菩提会副会長より同村敷地寄附出願者惣代加藤慶二氏へ左の書面を発したり。

愛知郡田代村敷地期成会長
加藤慶二殿

明治三十五年十二月十日出願に係る覚王殿建設地寄附願の件採納す。

明治三十六年四月十七日
日本大菩提会副会長　日置黙仙

又他の敷地寄附出願者に対し左の書面を致したり。

拝啓　釈尊御遺形奉安覚王殿建設地寄附之儀、御申出相成候段殊勝の事に有之。然る処、今回各宗派覚王殿建設地選定委員会に於て、愛知郡田代村（月見坂附近）の寄附を受くる事に決定相成候条出願に関する一件、書類返戻致候間、左様御了承被下度此段申進候也。

次て昨十八日各宗派管長及各支部各事務長へ、左の通帳を発したり。

粛啓、本月十二日京都に於て覚王殿敷地選定委員会を開き、弥々該敷地は県下愛知郡田代村加藤慶二等の寄附に係る土地（字月見坂）十二万七千余坪に決定。本日（十七日）発表候間此段及御通知候也。

因に菩提会にては不日会員大募集、通路地均、地鎮式準備に着手する筈にて、敷地には覚王殿敷地たることを表示し、且つ敷地寄附に関する書類は當市鶴重町公證人加藤浩氏に依托して公正の手続を了したり（氏は篤志にて無手数料にて受諾したり）と。而して地鎮祭に関しては五月中旬頃各宗派管長会議を名古屋に開いて協議するやに噂せり。

仏骨問題と暹羅〔明治36年4月19日〕

目下帰朝、滞洛中の駐暹稲垣公使客に告げて曰く、暹羅皇室より仏骨を日本に寄贈されしは日本に対しては非常の厚意なりしに、然も之に対する日本の処置は非常の不始末にして今尚ほ十分の奉安所すら出来ざるは実に遺憾なり。唯だ幸にして此内部の失体も同国民の間には未だ十分に知れ渡らず、格別感情を害し居る程の事もあらず。殊に同国人の性質として決して何時迄も他人の失敗を攻撃するが如き事あらざれば、今後とても之が為め両国の交際上に関係を及ぼすなど云ふ事あらざる可きも、由来仏骨は必ずしも是に関連して一大規模を画するにも及ばずして、唯奉安所を建設し護持の途だに立たば夫にて十分なり。然るに日本の仏徒は唯だ徒らに前後の思慮もなく大計画をなせし為め、斯の如き失体を演ずるに至れり云々と、時節柄大に鑑むべき警告ならずや。

覚王殿敷地決定後聞〔明治36年4月22日〕

愛知郡田代村字月見坂敷地寄附者惣代加藤慶二以下地主一同は、同地真宗事務所に覚王殿敷地期成会残務取扱事務所を設置し、敷地に関する諸般の事務取扱を開始したり。而して同事務所にては昨今敷地及敷地以外の寄附地分割の手続に軈掌し居る由。尚ほ近日中に敷地の周囲四十間毎に小杭を樹てゝ境界を明示する筈なり。因に同敷地確定前後の消息につき頗る曖昧なる点ありたりとの風説は巷間一般に伝ふる所なるが、夫れかあらぬか他方面の候補地に関係を有したりし人々は、昨今當市の某所に密々会合を催し、敷地問題に関する真相を確かめたる上苟も、責むべき行為あらば寸毫も仮借する所なく一大痛棒を加へんと意気込み居る由なれば、或は法廷に於て争ふの結果ともならんかと噂せり。

稲垣暹国公使の来名〔明治36年5月23日〕

在京中の稲垣満次郎氏は来る廿七日頃来名の予定にて、菩提会本部の請に依り廿八日午後三時より當市役所若くは商業会議所楼上に於て、氏が与つて力ありし釈尊御遺形奉選始末及将来の希望を述ぶる筈なり。尚ほ質業上の談話をもなす趣なり。

稲垣公使の敷地検分〔明治36年5月29日〕

一昨廿七日午後四時三十分、笹島着列車にて来名、直ちに上園町丸文旅館に入りたる駐暹稲垣公使は、昨日午前九時夫人同伴、仮覚王殿へ参拝し書院にて少憩の上、日置副会長、中村部長、宇都宮恵鐘師及加藤重三郎、杉本義存氏等の案内にて覚王殿敷地検分として月見坂に赴きたるが、吉田協賛会副会長も同地に赴き居りて一行と落合ひ、先づ検分に先立ち水野別荘にて午餐、同地を踏査し再び柴田別荘に少憩し帰途に就きたるは午後一時半なりし。

稲垣公使の暹羅談〔明治36年5月30日〕

日本大菩提会にては昨日正午より稲垣公使並に市内の各新聞記者を名古屋ホテルに招待して昼餐会を開きたるが、席上日置副会長の挨拶あり、夫れより稲垣公使は諸氏の質問に対して端なく一場の暹羅談を為に至れり。今其概要を摘記すれば、

暹羅は邦人の想像する如き小国にあらず。我国が台湾を領有せざる前に於ては暹羅は我国より大なると。実に若干方哩、気候と雖も亦た差して暑からず、室内に在ては八十度より九十度までを較や暑き時とし九十度以上に達すること頗る希に、百度に達することは絶えてなし。国内は甚だ豊富にして年々輸出超過を見るのみ、輸入超過に至る如きことなく、産物は米を以て第一とし、前途益々有望なり。恐らくは世界有数の米産国たるに至らん。耕作には総て水牛を用ゐ、木材業も大に有望にして殊に船材用のチェークの特産地として名あり。之れが為めに外国商人のコンパニーを組織し居る者多し。幣制に就ては昨年金貨本位制を採用せし以来面目を一新するに至れり。帝室の如き最も富裕にして陛下のお手元金として倫敦銀行に二千万円余の預金ある程なり。美術工芸品に就ては暹羅人は日本品を愛好す。こゝを以て本邦美術工

芸品の暹羅に輸入せらるゝもの少なからず。対暹羅の貿易は将来極めて望有り。就中其需用品は當名古屋地方並に京坂地方の制産品多きが故に、當地方の商業家は注意せられたきものなり。然るに対暹羅貿易に就て非難多く、有望にあらざる如く伝ふる者あるは、之れ彼地に於て失敗せし連中の言なり。而して是迄対暹羅貿易を営みし者の中に失敗せし者少なからざるは、其方法の宜しからざるに因る。暹羅貿易豈に振張策を講せずして可ならんや。亦た暹羅は其国の豊富なるに不拘、人口希少なれば我移民地としても適當なり。幾万人の労働者を送るも差支を生ずるやうのことなし。因て余は今回の賜暇帰朝を幸ひ、其筋とも協議して我労働者を彼地に送らん計画を立てんとしつゝあり。

と、公使の談は又た暹羅の社会上に渉りしが、昼餐は公使が談話の裡に了りて、更らに席を控室に移し、公使は此に亦た御遺形奉安殿に就て一場の談話を試みたり。演説は聴かねば知らず公使の座談をなす明晰にして要領を得たり。（未完）

稲垣公使の暹羅談（承前）〔明治36年5月31日〕

稲垣公使の暹羅談中には又た下の如きことありき。「暹羅には清水の湧出するものなく、天水を湛へて飲料に供す。食物は米に獣鳥肉を交へたるものにしてカレーを用ゐること多し。国民は上下の二階級に分れて、中等社会なく、上流人士は則ち好んで我国の美術、工芸品等を高価に買ひ入るゝなり。暹羅に於ても近年は象の繁殖少なきを以て、之れを殺すことを禁じ、唯だ三年に一回づゝ象狩りをなす。其方法は多くの象を山中より狩り出し、之れを予て設けある柵の中に追ひ込み、斯くて其幾部分を生擒して他は元の山中に追ひ返へすなり。又た此に可笑しきは夫の船材用のチェークを象の鼻にて山中よりメナン河辺まで運び来ることなり。象狩りの日は国民の見物に出掛くるもの頗る多く甚だ賑やかなり」、公使は転じて御遺形奉安殿に就て語つて曰く、「奉安殿は七宝を以て造ること甚だ妙なりと思ふ。一は美術奨励策となるべく、由来美術の発達は宗教に待つ少なからざるに、本邦に於ては維新の當時、之れを宗教より分離して単に利益の上より打算することとしたるは誤りなり。美術家は利益よりも名誉を重んず、奉安殿に釈尊の一代画を七宝を以て描かば、外人等の注目を惹くは勿論美術家とも相談したるが、費用は三十万円もあれば十分なりと信ず。旌表舘も美術家、技芸家等にして国家に功労ある者を後世に伝ふるに於て必要なりと信ず。冀くは諸君の賛成を得たし云々」。席に日置菩提会副会長、吉田愛知協賛会副会長、青山市長あり頻りに公使の談を傾聴したり。

覚王殿建設事業に就て（上）〔明治36年6月9日〕

稲垣駐暹公使は曩に當地に於て覚王殿建設事業に対する意見を発表したるが、此程京都に於て其新聞記者に対し概要左の如き談話をなしたり。意の在る所其當地に於て語りしものと大同小異なれども左に之を摘載す。

覚王殿の問題は吾輩の直接に関係はない事だが、釈尊の遺形を日

本に請ひ受けたのは、吾輩と暹羅皇帝陛下との間で成立つたことだから、昨年のやうな紛紜が出来ると汗顔の至りで迷惑千万です。名古屋でも又此頃土地の選定について紛擾を起して居るさうだが、既に決定した後であるから無益の沙汰だと思ふ。第一彼の土地は売り付けるのではなく寄附するのだ。月見坂四十余町歩、坪にすれば十二三万坪を無代で寄附するのだから、反対派の謂ふやうな収賄の贈賄のといふやうな、消息が此間に潜まれやうとは吾輩は信ぜられない。且つ吾輩の見る所では月見坂派の連中は何れも真面目にやツて居る。或は吾輩が欺くらかされて居るかも知れぬが、唯見た所では、確実だと思ふ。ソコデ彼の月見坂だが、愛知県庁を距る凡そ一里計の所にある高地で、池も三ヶ所あり、雲を突くやうな老松が矗々として生ひ繁つて居る。実に覚王殿建設地としては最上の地だと思ふ。のみならず覚王殿が成工した暁は無上の良公園地です。覚王殿の面向ですか、サア吾輩は暹羅の方を向て建てるのが上策だらうと信ずるのです。釈尊遺形奉安所即ち覚王殿建築の方法ですか、コレには吾輩大に意見がある。宜しい一ツお話しませう。先づ覚王殿の建築は一言以て掩へば二十世紀の文明と背馳せぬ方法を得策とするのです。唯徒らに宏麗な殿堂を建てるのは、費用の点からしても到底耐へ得られぬことで、殊に今日の時世にあつては無意味に宏麗な殿堂は真に無用の長物です。

覚王殿建設事業に就て（下）〔明治36年6月10日〕

今時百万や二百万の金でドレ程の殿堂が出来ませう。到底人の目を惹くやうなものは出来る気遣ひはない。のみならず随分大きな寺院も沢山あるが、今では殆ど其維持にさへ窮して居るのが多い。第一従来の寺院のやうでは不生産的だ。吾輩は二十世紀の文明にも合ひ、同時に生産的で且つ費用もかゝらぬのを考へたです。即ち日本の美術の標本となるべきものを建てるのです。で、現今日本の美術工芸中で、世界に打ち出して誇るに足るべきものは七宝でせう。吾輩は即ち此七宝の塔を建て度いと思ふ、七宝の塔は現今のところ日本には一ツもない。だから日本人の珍らしがるのはいふまでもなく、日本観光の外国人は日光の廟か名古屋の塔を見なければ日本を見たとは云はれぬといふ位になるだらう。ソーすれば勿論世界の案内記の一頁を占領するには極ツて居る。又一方には我邦の美術工芸に対して非常な奨励となるです。何れの国によらず、古来美術工芸の進歩したのは、宗教と結び付いて居たからなのは、牢乎として抜く可らざる事実です。彼の羅馬のラフエールが羅馬法王宮殿の天井を描いたのもソレだ。日本などでも奈良朝時代のことを深く考へて見ると自ら余師ある次第ではないか。ところが維新の際から以降宗教と美術の間の縁が断たれて了つたので、美術工芸奨励の方法としては、一に金銭に由るのは他は途がなくなつた。随つて美術工芸家が世に媚ぶる傾きを生じて来た。其結果として我が美術工芸は野卑の風に流れ出した。で吾輩は夫を再び往古に返し度い、美術と宗教と結つけたい。金

銭を目的物とせざるやうにしたいと思ふ。吾輩の考案に成る覚王殿が、若し幸ひにして建設せられたならば、コレによツて我邦の美術工芸界に一新紀元を開くことが能るかも知れぬ。兎に角此計画が果して成るとして、偖第二期の事業、即ち覚王殿の附帯事業（招魂祠）ですが、別に宏壮な殿堂を建てる必要はない。一個の旌彰舘を設けて、爾後は我が邦有名なる士人の油絵の額を掲げて一々小伝を附するのです。ソー偉大な人物がムヤミにある理のものぢやない。五年に一人とか十年に一人とかいふ工合だらうから、敢て非常な経費を要することではない。而して覚王殿参拝の為め来るものは、此旌彰舘に参る。従つて各方面に亘つて偉人の生ひ立ちから其一生涯の歴史―尊敬すべき歴史―が分る。コレが即ち大いなる精神教育になると、同時にコレに由つて各部の進歩の権衡が取れるやうになる。言ひ換へれば社会国家に尽した人の一生の判決を仏教家がする義で、法律の判決は政府がする。ソーなると社会と仏教と離る可らざることになる。維新以来仏教が振はぬのは要するに社会と離れたからです。偖ソコデ此建設費は、吾輩一個としての調査によると約二十万円です。万更空中楼閣でもありますまい云々。

（完）

菩提会の革新〔明治36年6月16日〕

菩提会の革新に就ては過般来稲垣公使より青山市長に向つて屢々懇嘱する所あり。為めに同市長は不日市部撰出県会議員、當市会議員、商業会議所員及び各町総代等を一堂の下に集め協議を凝らし、同会の革新と同時に拡張を計る筈なるが、一方に於ては稲垣公使帰朝の際依頼せし向もあり、旁々松方伯を会長に推す事に内決せりと。

覚王殿特別堂宇編入の件〔明治36年6月17日〕

覚王殿建設事業に就ては日本大菩提会に於て着々計画しつゝあるが、先づ以て覚王殿が法令の下如何なる地位にあるべきかの先決問題ありて、同会に於ても種々研究したる結果、是非とも特別堂宇に編入するにあらざれば将来に於て頗る差支を生ずべきにより、過般来稲垣公使の斡旋にて略ぼ主務省の意向を確めしに付、日置同会副会長も此程東上して主務省と交渉し、結局内務省参事官会議を経て内決するに至りたれば、不日本県庁を経由し其認可申請書を提出する都合なりと云ふ。

覚王殿敷地選定に関する親理願〔明治36年6月25日〕

覚王殿敷地選定に関する日本大菩提会並に愛知県協賛会役員の行動に対し、県下中島郡神明津村二十一番戸（菩提会特別会員）黒田八十郎氏は、信徒三千七十八名総代の名の下に當時の顛末を記して、各宗管長に宛て去十八日附を以て長文の親理願なるものを提出せり。左に其要を摘記す。

（前略）大菩提会現役員は副会長初め此知識を行ふべき能任なく、只尊厳なる会則を冠して徒らに情実を扶植するのみなるを以て、名古屋市及び其地方信徒は他国他地方の信徒に擢んて大

いに報ぜんこと固より期する所なれども、其職に當る徒の行為恐れ多くも釈尊の御遺形奉安護持の業成すべき信任なきを以て励むれども、入会せず偏に其革新を待ちつゝある。當年四月十八日大覚王殿敷地選定の報に接し其実地を視るに、多数ある寄附出願地の中に於ける最優地と認むる能はざるのみならず、予て示せる現場にあらざるを以て其選定の内容を質すに、左の如き不法行為を以て選定せられたるを知り、信念倏ち遮害して頓に入会を断ずる。大勢なるを以て茲に釈尊冒瀆の恐れを謹むに忍ず、敢て事犯の実況を具し以て会監（台猊下）に御復牒報願次第に御座候。（中略）

日本菩提会副会長日置黙仙は其職を奉行すべき能任なきを以て大小の事皆少壮職員の無理妄整ずるを、愛知協賛会吉田禄在一派の機として、菩提会の実権を握らん事を務むるを、会計部の中村勝契初め少壮職員知らず識らず其情実に纏められて菩提会の実権を奪はれ、且之を願使せらるゝを暁らざるのみならず、反つて其非行を容易ならしむる事を努むるを以て、日本大菩提会は吉田禄在一派の菩提会観ある事実枚挙に遑あらず、今其二三を啓して之を證する左の如し。

覚王殿御敷候補地調査を、菩提会副会長は其標準を設けて協賛会副会長に托したり。

協賛会は御敷候補地調査の附托を受け、副会長初め会内役員打揃つて実地調査に実施せり。

敷地選定委員会に対し現菩提会職員の為したる調査報告に、寄附出願地拾壱個所の多きある中に就き、標準合格地只だ月見坂壱個所あるのみ。其他は皆不合格なりとて、月見坂以外の書類一も出さるを以選定委員は止むを得ず之を受くる事に決したりと聞く。（未完）

覚王殿問題協議会（明治36年6月26日）

日本大菩提会の革新並に寄附金募集上に関し、市長青山朗氏は既記の如く昨日午後三時より支部選出県市会議員協賛会を市会議事堂扣室に於て開会せり。出席者は二十余名にして青山市長は開会の挨拶を述べ、次で菩提会の革新に関し大菩提会の負債十三万六千円は調査委員を挙げて精細に調査せしめ、其結果支払ふべきものは之を支払ひ、支払ふべからざるものは支払はざる事、各宗管長をして全国仏教徒に対し寄附金募集に尽力せしむる事、会計監督として松方伯を推戴する事等を述べ、次に吉田禄在氏は協賛会副会長として同会の来歴より覚王殿敷地選定に関する顛末等を詳述し、夫れより各員より種々の質問起り、吉田、青山両氏より之れが説明を為したるが、同日は出席者少数のことゝて、更に近日再び協議会を開くことに決し午後六時過ぎ散会せり。

覚王殿敷地選定に関する親理願（承前）（明治36年6月26日）

日本大菩提会職員及敷地選定委員の為したる不法行為は、前述の如く単に已々別々の敗徳汚倫にあらずして、何人と雖も其の神聖にして犯すべからざる主権（？）を相共に謀りて濫用したる一大

事犯なり。故に本願菩提会職員の行為に触るゝ項目は之を菩提会職員に、選定委員の行為に触るゝ項目は之を選定委員に、各其當目に就き御審問成し降され各其答弁する処を対照せられ候。得は即ち其共に謀りて此一大事犯を為したる事実、自から明瞭仕るべく候。然し事犯過大にして其共に謀りて共に犯したる混行犯なるを以て事々局責し難きに乗じ、或は大地震動的事務荒漠に紛する答弁を為し、且願人申立事実を曖昧又は私憤に仮犯して反訴の状を具する等、自から其職責に任せず無恥無悪の行動を為し、宗憲宗制宗規等に定らる罰則適条を逸するが如きに際せば、主様濫用(?)の一大事犯を為したる大責に任じて御制裁処分成し降され度候。最も願人に於ては各其不法行為をなしたる證拠保全仕居候間、御前に於て対審仰付られば速かに徴證申遂ぐべく候。其殊に是の如く事実を具して親しく御履牒奉願本意を徒らに職員等の懲戒処分を望むにあらず。真に釈迦牟尼如来の恩徳を信心歓喜して報じ奉る大衆の至誠通じて報恩する機に会せしめられんことを願ふにあり。(中略)右事犯を覆牒せられ直ちに敷地選定委員会の決議を破却し、以て先づ名古屋市及其地方信徒の大衆挙げて歓び報じ奉る志を受け、真の釈迦牟尼如来の御遺形を奉安護持し其聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養すべき光明に照され候様御処理成し降され度云々。(完)

菩提会組織変更の議〔明治36年7月15日〕

暹羅公使稲垣満次郎氏は不日東京より来名、覚王山日暹寺(仏骨奉安堂)建設事業の件に付當市有力者と協議する所あるべしと云ふが、同氏の意見は場合に依り現時の日本大菩提会を閉鎖せしめ、更に一団体を組織して法務は各宗派管長交替にて司らしめ、会計其他事業に関する俗務は専ら僧侶以外の手にて取扱はしめんとするにある由にて、此議には東京の有力者松方伯始め大倉喜八郎其他の諸氏賛成し居れば、場合に依りては松方伯を顧問とするに至る可しとなり。

●菩提講の協議会　日本大菩提会愛知協賛会の行動に慊焉たる野村朗、伊藤清助、伊藤万蔵、祖父江重兵衛、村瀬立斎、森栄七其他有力者諸氏の発起に係る菩提講の一派は、昨日午後四時より上長者町大清に集合して、覚王殿建築事業翼賛の件及暹羅公使稲垣満次郎氏来名に付、打合せ等の件を協議せり。

西蔵探験者の携帯品陳列〔明治36年7月15日〕

日本大菩提会にては、今明両日當市裏門前町の同会本部内に、河口彗海師の西蔵より携帯せし物品を陳列して一般公衆の観覧に供する由。因に同師の同本部に於ける西蔵談は、明十六日午後二時より開催の筈なり。

日暹寺創立問題〔明治36年9月15日〕

覚王山日暹寺創立につき大菩提会にては其後各宗派に交渉中なるが、今日までに同意の調印したるもの左の如し。

天台座主三津玄深、天台宗寺門派長吏直林寛良、同宗真盛派管

長石川覚湛、真言宗長者長有匡、浄土宗西山派管長勝川勝善、臨済宗建長寺派管長釈宗演、同宗円覚寺派管長釈宗演、曹洞宗管長森田悟由、真宗大谷派管長大谷光瑩、同興正寺派管長華園沢称、同仏光寺派管長渋谷徹妙定院、同出雲路派管長藤善聴、同誠照寺派管長二条秀源、同三門徒派管長平光円、同山元派管長藤原善住、時宗管長河野寮龍、融通念仏宗管長清涼得善、法相宗管長泰行純、華厳宗管長佐保田善円、真言律宗管長佐伯泓澄

而して未だ調印せざるは真宗本派、本願寺派、真宗木辺派、同高田派、並に京都臨済宗七派、近江臨済宗永源寺派、黄檗宗及び日蓮宗の十宗派なるが、日蓮宗は臨済各派及び黄檗宗が調印することとなれば速かに調印すべしと云ひ居り。又た真宗木辺派、高田派は本派が調印せば調印すべしと云ひ居る由。又臨済宗南禅、建仁、東福、天龍、相国、妙心、大徳の七派及び永源寺派、黄檗宗は此程日暹寺創立発企者として調印せざることを決議せしが、其の後再三大菩提会よりの交渉に依り再度協議を為すことなり。明十六日建仁寺に於て協議会を開く筈なるが、三十三派に悉く調印せしむるは到底覚束なからんとなり。而して大菩提会にては日暹寺創立発企者調印を始め寺号公称願勧募願等に調印の揃ひたる上にて、京都に於て各宗派会を開き其議決を以て内務省に出願せん筈なり。尚ほ日暹寺創建予算総額は五十万円にて、是れに対する収入は二十二万五千円愛知県下より二十七万五千円は其他全国各地方より募集する見込の由にて、其期限は三十八年より向ふ三ヶ年間を期するものなりと云ふ。因に稲垣公使は、再昨日午後京都着列車にて来京し本派本願寺に到り、日暹寺創立発企者連署調印に付、再度協議する処ありたるよしなるも、同派は既報の如く調印する能はざるの答を為したる由。而して同公使は同夜東上せしが、暹国に帰任の際日暹寺創立の内務省許可を握りて、是れを国王への御土産にせん意向にて調印の為めに奔走し居るなりと。

日暹寺創立問題（明治36年9月26日）

覚王山日暹寺創立発企に関し内務大臣へ差出すべき請願書は、仏骨渡来の當時同盟奉迎したる三十三宗派の管長が悉く調印するに非ざれば、内務省は受理せざるより前日来大菩提会日置副会長は来京、三十三宗派管長を歴訪して調印を求めつゝあるが、三十三宗派中本派本願寺は調印に応じ難き旨回答したる事既報の如し。本派の態度既に然りとせば真宗高田派、木辺派も亦調印せざるべしと云ふ。又臨済宗の南禅、東福、建仁、天龍、相国、妙心、大徳の七派、近江の永源寺派、黄檗宗、都合九宗派も去月廿八日会議の結果断然調印に応じ難き旨回答せし事既記の如し。然るに日置副会長は再度非調印の一宗八派に対し運動する所ありたる結果、去る十五日非調印の一宗八派は再度の会議を開きたる末、在来九宗派一致の態度を止め各自適宜の意見にて調印の諾否を決すべき事とし、其回答は昨廿五日限り為すべしと決議せしが、爾来一宗八派各自本山に於て重役会を開き此問題に就て協議しつゝありしに、妙心寺派は他派に先ち調印を為すことを決議したりしか

ば、他の一宗七派の執事は去廿二日南禅寺に会合し種々協議する処あり。終に将来仏骨奉安事業に関する大菩提会並に新たに起る日暹寺創立の諸経費に就ては、同名連署の各宗派の所為に一任し、一宗七派は調印せず一切関係せざることと為すも、仏骨に対し崇敬の意を表する為め実力の及ばん限り其経営に対し相当の寄附金を為し、又末派の寺院檀信徒にも論達し寄附を奨励することとし、大菩提会の負債も負担すべき事を決議し、出席の一宗七派の執事より其旨日置副会長に回答する事に決したり。而して其一宗七派の執事より日置副会長への回答書全文は左の如し。

拝展　今般日暹寺御創建に付、該願書に対し弊宗派等管長へ連署調印可致旨、数回御請求相成候処、

釈尊御遺形奉遷以来の歴史に徴するに、本件は奉迎當時の如く各宗派共同して有終の美を告ぐることは頗る難事かと存候。殊に今後の御経営に付ては幣派等は目下派内諸般の宗無多事にして克く其□尾に附し事に當るの余地なきのみならず、却て御経営事業の進行上に累を及ぼすやの嫌ひ尠からずと確信致候。依て幣派等は乍不法盟左記各項の義を負ふに止め、

一御遺形に対し崇敬を表する為め幣派等実力の許す限りは相當の寄附金を為す事

一今後の御経営に対し幣派等寺院檀信徒へ寄附すべきの旨論達を発する事

一今後の御経営に対し幣派等寺院檀信徒間に渉り菩提会又は日暹寺の名称を以て寄附勧募相成るは異議なき事

今後御遺形奉安事業に係る菩提会又は日暹寺新設等諸般の御経営は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、一切関係不申事に致度候。間右宜敷御承認相成度此段命に依り及御回答候也。　敬具

要するに日暹寺創立発企請願は既に連署調印したるは、

天台宗座主、同寺門派、同真盛派、真言宗長者、浄土派西山派、臨済宗円覚寺派、同建長寺派、曹洞宗、真宗大谷派、同興正寺派、同仏光寺派、同出雲路派、同誠照寺派、同三門徒派、同山元派、時宗、融通念仏宗、法相宗、華厳宗、真言律宗、臨済宗、妙心寺派

の二十一宗派にして、未だ調印を為さゞるは、

真宗本願寺派、同高田派、同木辺派、黄檗宗、日蓮宗、臨済宗天龍、相国、建仁、南禅、東福、大徳、永源

の十二宗派なり。左れば日置菩提会副会長は近日黄檗宗及び在京都臨済六派（東福、南禅、相国、建仁、天龍、大徳）、近江永源寺派の未だ調印せざる各派に対し最終の運動を為す由。尚ほ在京都の臨済六派、黄檗宗をして調印せしむる運動応援として、鎌倉円覚寺兼建長寺派管長釈宗演師は本月末入洛する由。尤も非調印の一宗七派管長も日暹寺創立請願書には副申なす筈なりと。

日暹寺創立彙報（明治36年9月29日）

日暹寺創立につき各宗派会を京都に開会の予定なりしも、聞く所に依れば日暹寺創立に対して賛同調印せしは、昨年八月建仁寺に

於ける管長会にて概して名古屋に賛同せし宗派にして、調印せざる宗派は概して京都にあれば宗派会を京都に開く理由薄弱なりとて、内務省が日暹寺創立を許可するや直ちに名古屋に於て開設することに予定されたる由。而して右は遅くも来月十日までに開会し稲垣公使帰遷までに決議を為す見込の由にて其の議案の二三は左の如し。

月見坂土地寄附受納の件、日暹寺制規、評議員会規則、日暹寺創立勧募規程、日暹寺創立設計及予算、顧問、輪番、執事各職制

▲既記日暹寺創立請願書に調印せざる臨済七派、黄檗宗各管長は左の如く同寺創立承認の書面を差出したるが、大菩提会にては本派本願寺の連署せざるに関しては承認書を求めず同寺よりの回答書を添へて内務省へ差出す由。

日暹寺創立出願に附承認書

一今般日暹寺創立出願の件は同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論一切関係無之候也。

右

明治三十六年九月廿六日

黄檗宗管長　佐伯蓬山㊞
臨済宗東福寺派管長　済門敏中㊞
同　建仁寺派管長　竹田黙雷㊞
同　相国派管長　中原東岳㊞
同　南禅寺派管長　藤田毒湛㊞
同　大徳寺派管長　菅広州㊞
同　永源寺派管長　高木龍潤㊞

同盟各宗派管長猊下御中

▲日蓮宗にては臨済各派調印せば調印を為すべしとのことなりしに、臨済宗の鎌倉建長、円覚二派京都の妙心寺派調印せしに付、遂に調印することと為りたるよしにて、三十三派中非調印は左の十一派なり。

真宗本派、同高田派、同木辺派、黄檗、臨済七派

日暹寺制立願〔明治36年10月4日〕

日暹寺創立請願は三十二宗派中、真宗本願寺派、同木辺派、臨済宗東福、南禅、建仁、相国、天龍、大徳、永源の七派、黄檗宗の十宗派を除き二十三宗派が調印し、愛知県知事を経て内務省へ進達する筈なるが、目下右願書に信徒総代として東京にて渋沢栄一、大倉喜八郎両氏外三名、名古屋に於て小栗富次郎外四名、都合十名の調印を求め居り。

覚王山日暹寺の制規〔明治36年10月13日〕

覚王山日暹寺創立請願去五日其筋へ提出したるが、意外に捗行きて今日の模様にては四五日中に許可の沙汰あるべき模様の由なれば、従つて同寺創立に関し当地に開く同盟各宗派会は意外に早く開会する運びに至るべしと云へり。而して同寺の宗制寺法とも云ふべき制規なるものを聞くに左の如し。

制　規

暹羅国皇帝陛下より釈尊御遺形并に御尊像を本邦仏教徒に頒貽せられたるに付、大聖世尊の洪恩に報じ寄贈。皇帝陛下の叡旨に答へ宗教を宣布し国光を顕揚せんが為め創立せられたる寺院にして天台宗、天台宗寺門派、天台宗真盛派、真言宗、浄土宗四山派、臨済宗妙心寺派、臨済宗建長寺派、臨済宗円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、真宗高田派、真宗興正寺派、真宗仏光寺派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華厳宗、真言律宗に属する者なるを以て関係宗派商議の上左の条々を協定し、之を覚王山日暹寺の制規とす。

第一条　日暹寺住職は其任期を一ケ年とし、左の順序に従ひ関係宗派管長順次之を任命するものとす。

天台宗座主　三津玄深
天台宗寺門派長吏　直林寛良
天台宗真盛派管長　石川覚湛
真言宗長者　長宥匡
浄土宗西山派管長　勝川相善
臨済宗妙心寺派管長　関実叢
臨済宗建長寺派管長　釈宗演
臨済宗円覚寺派管長　釈宗演
曹洞宗管長　森田悟由
真宗大谷派管長　大谷光瑩
真宗高田派管長　常盤井堯熙
真宗興正寺派管長　華園沢称
真宗仏光寺派管長　渋谷微妙定院
真宗出雲路派管長　藤善聴
真宗三門徒派管長　二条秀源
真宗誠照寺派管長　平光円
真宗山元派管長　藤原善住
日蓮宗管長　浜日運
時宗管長　河野寮龍
融通念仏宗管長　清涼得善
法相宗管長　泰行純
華厳宗管長　佐保田善円
真言律宗管長　佐伯泓澄

但任命すべき當番宗派の管長にして欠員又は事故の為めに任命すること能はざる時は遞次次番を當番とす。

第二条　日暹寺輪番住職は執事一名理事二名をして庶務を処理せしむ。其任期は一ケ年とす。

但し理事一名は関係宗派の評議員会之を選任し其任期を三ケ年とす。

第三条　日暹寺信徒の互選により信徒総代十名を置く。

第四条　日暹寺は関係宗派一千ケ寺に一名の割合を以て評議員を選出し、評議員会を組織し其任期は三ケ年とす。

評議員会規定は別に之を定む。

会期は毎年三月五日より同月十日迄とす。
評議員会に提出すべき事項
一寺産管理の方法
二毎年度の収支予算
第五条　評議員会は顧問三名を関係各宗派管長の中より撰出し、其任期は三ケ年とす。
第六条　輪番職は毎年四月一日に交代し、新住をして日暹寺を統管すべし。
第七条　日暹寺輪番住職は評議員の決議を経て関係管長の許可を得るに非らざれば、負債を起し其他財産上の処分を為す事を得ず。
第八条　日暹寺輪番住職は毎月其収支決算書を調製して、関係宗派管長に報告すべし。
第九条　當番宗派管長は輪番住職中事務の請願文書の往復等に奥書するの義務を有す。
第十条　日暹寺執事は輪番住職に依り撰任せられ其旨を承け寺門の内外の事務を執行す。
第十一条　日暹寺理事二名の内一名は輪番住職之を任命し関係宗派評議員より撰出す。
第十二条　日暹寺信徒総代は収支決算等財務に参与し寺門外護の□□を有す。
第十三条　日暹寺顧問は寺門の内外と協商して財務二途の円満を計る責任を有す。
第十四条　日暹寺職員は寺産明細帳并に仏具什器の台帳を設備し混乱なく引続を了するの責任を有す。
第十五条　日暹寺輪番住職并に職員違規あるに際しては、在籍宗派の規定に拠り當該宗派管長懲戒処分を為すものとす。
第十六条　制規は評議員会三分の二以上の賛成を得て関係各宗派管長の承認を得るに非ざれば変更するを得ず。

日暹寺創立準備会（明治36年10月16日）

別項（第四面）所載の如く十二日附を以て其筋より許可ありたる覚王山日暹寺創立願認可書は、一昨日本県より出願者に交附せし由に付、来る十九日稲垣公使帰任の途次来名を待つて、當市の各寺院住職及愛知協賛会幹事、賛助員等は七ツ寺明治館に於て創立準備に関する協議会を開き同公使にも臨席を請ふ筈なり。

日暹寺創立認可（明治36年10月16日）

既報の如く日置菩提会副会長より本県庁を経由し、内務省宗教局に認可申請中の覚王山日暹寺創立の件は、同局にて願書調査の結果、去十二日附を以て認可の指令を下したり。而して既記同寺の寺法たる制則十六箇条は目下宗教局に於て調査中なれば、是亦遠からず認可せらるべく、従つて関係各宗派は近日當市に宗派会を開き創立事務を進行する筈なり。因に右創立願に添へたる明細帳及び建築予算は左の如し。

明　細　帳

尾張国愛知郡田代村　覚王山　日　暹　寺

一、本尊　釈迦牟尼仏　一、開創　明治三十六年中聯合各宗派協同開創

一、由緒　明治卅三年中暹国王陛下より、本邦仏徒へ御頒貽せられたる印度　波縮領藍毘尼国間の西南五里余の地に於て、英人ペツペ氏の発掘せる八大舎利塔中、第五塔に奉安せる釈尊御遺形の一分と、同王室伝来の降魔形の金製坐像を牽安護持する為め、浄地を下して聯合各宗派の建護するものなり。

一、境内地一万二千六百坪　一、境外所有地　十万七百七十坪

一、信徒　十万五千人　一、管轄総距離　三十五町三十二間

収支予算　▲菩提門（七間、四間）一万五千円▲外周土塀　六千二百二十五円▲西北院（四間）五万四千円▲同周□塀　三千三百円▲同唐門（三間、一間）二千四百円▲参拝堂（十一間、八間）八万八千円▲本堂（十五間、十二間）十八万円▲同□（二間、三十五間）二万五百円▲客殿（五間、五十間）三万三千七百五十円▲事務所（十間、二十五間）四万三千七百五十円▲庫裡（八間、十六間）一万九千二百円▲厠（二ヶ所）四百八十円▲物置納屋（四間、十六間）一千二百八十円▲諸雑費及予備金、四万二千百十五円▲合計五十万円

一金五十万円、寄付金総額　内金廿二万五千円、愛知県下現在寄附申込高、明治卅六年六月より卅七年末月迄歳入、金廿七万五千円同卅八年より同三ケ年間、各府県管附募集高

日暹寺の維持方法（明治36年10月20日）

日暹寺創立は既報の如く内務大臣より許可されたるが、右に付各宗派会の開会期日も不日決定を見る筈なるが、開会は既報の如く當市なるべしとなり。而して日暹寺に関する維持予算なりと云ふを聞くに左の如し。

収入の部

一金二万四千八百七十五円也　経常収入総高

内　訳

一金八千円　賽物其他雑収入

一金一千二百五十円　春秋彼岸仏供米見積高

一金三千六百廿五円　法要回向料雑収入

一金六千円　永代祠堂収入

一金六千円　信徒特別投志収入

支出の部

一金二万四千八百七十五円也　経常支出総高

内　訳

一金四千五百円　仏前用経費

一金二千円　輪番住職以下職員衣資

一金二千七百廿円　交　際　諸費

一金二千五百円　常詰僧侶等見積手當

一金千二百円　顧問員衣資

一金二千五百五十円　諸　雑　費

一金二千四百円　予　備　費

一金六千円　　積立金

日暹寺創立許可書〔明治36年10月20日〕

既記覚王山日暹寺創立許可書は、昨十九日日置菩提会副会長代理、同理事佐竹法津師、愛知郡役所に出頭の上之を受領したる由。

寺号認可祝賀会〔明治36年10月25日〕

覚王山日暹寺の創立及寺号は既記の如く去十六日其筋より認可ありたるに付、同寺建設地愛知郡田代村月見坂日暹寺用地にて、今廿五日其祝典を挙行し各種余興の催をなす由。

寺号許可の祝典〔明治36年10月27日〕

既報の如く愛知郡田代村に於ける覚王山日暹寺々号許可の祝賀会は、一昨廿五日午後一時過ぎ同敷地に於て挙行、高等官、公職者、新聞記者、其他参列員夫々所定の位置に着き、日置菩提会副会長祝詞を朗読し、期成会長加藤慶二氏答詞を朗読して式を終り、附近村落より寄贈の松樹の木曳あり。寺号認可書は唐櫃に蔵め、各宗取締総代稚児百余名にて菩提会より奉送し来り。日置副会長以下之を出迎ひ読経の式あり、午後四時過退散したり。因に當日は各種の余興ありて頗る盛会なりき。

御遺形奉遷紀念法会〔明治36年11月11日〕

當市浦門前町覚王山日暹寺にては、明後十三日より十七日まで釈尊御遺形奉遷一週年紀念法要修行の筈にて、修行日割は十三日日蓮宗、十四日曹洞宗、十五日臨済宗、黄檗宗、十六日天台宗、真言宗、十七日浄土宗、真宗の筈なり。

各宗派会議〔明治36年11月12日〕

日暹寺創立に関する各宗派会議は、弥よ来る十二月一日を以て名古屋大菩提会本部に於て開くこととなりしを以て、日暹寺創立同盟宗派管長并に同盟各本山重役出席あり度旨、日置大菩提会副会長より夫々通知したり。議案の重なるは日暹寺制規細則、日暹寺住職輪番及び執事重役規則、大菩提会事務を日暹寺創立本部へ引続の事等なり。

日暹寺住職の輪番順次〔明治36年11月25日〕

覚王山日暹寺の住職は同盟宗派の管長各任期一ケ年に交番の筈なるが、其交代月は毎年十一月と定めたり。其輪番順次は南都三山を除く外は、立教開宗の順を以てする事となりし為め、既記の如く天台座主吉田源応師始めて就職する事となりしなり。尚明年の輪番は天台宗寺門派三井寺長吏円満院門跡の筈なれど、目下欠員なれば明年迄に就職者なき時は真盛派門跡西教寺住職石山覚湛の順序なり。尚其以下の順序は左の如し、

真言宗長者、浄土宗西山派、臨済宗妙心寺派、同建長寺派、同

円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、同高田派、同興正寺派、同仏光寺派、同出雲路派、同誠照寺派、同三門徒派、同山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華厳宗、真言、律宗

各宗派会議々案（明治36年12月4日）

日本大菩提会本部に於て開会すべき各宗派管長会議は予記の如く一昨二日裏門前町万松寺内の本部に開会せしも、當日は単に議長の推選のみにて閉会（妙心寺管長代理前田誠節師議長となる）したるが議案は左の如し、

第一号議案

日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し同寺創立の事業及寄付金募集の事務を担任するものとす。

覚王山日暹寺と日本大菩提会と会計を別途にする事。

第二号議案　日本大菩提会々則改正案

第一条中　名古屋市を「日暹寺内」とす。第三条第一項中の堂宇を削り「由日暹寺」の四字を入る。第四条中　殿宇を削り「由日暹寺」の四字とし次行「会」の字を「資」に改む。第五条「ス」字を削り「シ総て日暹寺信徒とす」と改む。第八条第一号「会長は日暹寺住職之に當る」と改む。第十一条「一奉仕部」の四字を削る。第十四条「評議員会は日暹寺制規に依り撰出せられたる評議員を経て之を組織す」と改む。

第三号議案　日暹寺制規施行法案

第二条　但書所定理事薦挙の件、第五条　所定顧問薦挙の件、第十条　第十一条に規定する処の住職の選任すべき執事、理事にして若し他宗派より選任したる場合は所属宗派管長の同意を求むべし。

第四号議案　日暹寺制規改正案

第四条　日暹寺評議員は各宗派寺院住職以上の僧侶中に就き、其職員数は宗派末寺数に応じ、左に記載の割合を以て之を定め、関係各宗派管長各別に任命せらるゝものとす。但し評議員の任期は三年とす。

五千ケ寺以上の末寺を有する宗派二人

五千ケ寺以上の末寺を有する宗派一人

第五条　評議員会毎年三月之れ開く、評議員会規程は別に之を定む。

第六条　評議員会に提出すべき事項左の如し。

寺産管理の方法△毎年度会計収支予算△其他日暹寺住職に於て必要と認むる事項

第七条　会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす。

現行第五条を第八条とし以下条を順次繰下ぐ。

第五号議案　同上

第三条　日暹寺信徒惣代は當番住職之れを選任し該信徒の所属宗派へ通知すべし。

第八条　「月字」を「年字」に改む

第六号議案　日暹寺住職の晋山式に関する経費の予算を決定し

置くこと。

尚ほ當日未着の人々も多かりし由なれば、予記の如く昨日の月見坂見分に続いで今日直ちに会議に移得るや否は未定の由なり。而して一昨日出席の人人は左の十三師なり

曹洞宗管長代理　日置黙仙、妙心寺派管長代理　前田誠節、高田派委員　長岡大仁、安藤蹄微、天台宗委員　木村観山、大久保良俊、曹洞宗委員　大仏輔教、妙心寺派委員　青山宗観、釈等顧、西山派委員　長谷川観石、興正寺派委員　三原俊栄、時宗委員　河野良心、大谷派委員　関地良成

尚ほ議案説明の為め番外として列席なつべきは左の四師なり。

中村勝契、佐竹法津、大野美恵丸、丹羽円

各宗派会議決の要項〔明治36年12月10日〕

當市裏門前町日本大菩提会本部（万松寺）に於て開会したる各宗派会議にては、既記の如く調査委員及び交渉委員の報告並に第二、第六の両議案を審議したるが、会計調査委員の調査結果にては菩提会々計の上に何等不都合の廉なく、唯同会前主計の在任中諸勘定帳簿の不整頓にして諸支払の領収證等同会の経費を證すべき材料なきにより、斯は整理の未了なるものと認むるの外なしと云ふにありき。又交渉委員の調査したる結果によれば釈尊奉遷以来、成績に於て何等の見るべきものなきは必竟本問題に関して責任を負荷すべき責任者が最も無責任なる態度に出でゝ不信を全般に買ひし為めなりとの事なりき。而して第二号議案は原案の如く之を可決し、菩提会々則第八条改正案即ち副会長二名を置くの件亦之れを可決し、会則により日暹寺住職吉田源応師会長となり、副会長の一名は前副会長日置黙仙師、他の一名は前田誠節師を選任し、更に、

負債処理の件、菩提会革新の件、日暹寺経営の件其他各宗派会議に於て決定したる事項遂行の件

は委員五名に嘱託し、来る明治三十七年六月三十日までを一期として実行する事に決し、其委員長に前田誠節、委員に三原俊栄、長谷川観石、大久保良俊、関地良成の諸師を推し、第六号議案（日暹寺住職晋山式に関する経費予算）も亦原案に決したり。

日暹寺仮道場問題〔明治36年12月20日〕

覚王山日暹寺創立と共に當市裏門前町万松寺の仮奉安殿を日暹寺仮道場に充て、日本大菩提会本部も依然同寺内に置けるが、此頃に至り万松寺住職吉川義直師より吉田日暹寺住職に対し、同寺貸供に関する約款につき二三の要求をなし数回の交渉を経たるも要領を得ざる為め、吉川師より公定の手続を以て日置菩提会副会長に対し契約不履行に因る契約解除の通知を発するに至り、従て巷間には仏骨は差押へられたりなど無根の妄説を流布するに至りたるに、其玆に至りたる事実の真相を略記せんに釈尊奉遷の當時、市内に仮奉安殿を設けんとて愛知協賛会に於て各所に交渉したる際、吉川万松寺住職より同寺が維持費にも差支るほどにて空しく荒廃に帰せん状態なるを憂へて、特に仮奉安殿に貸供せんことを

提言し、菩提会及び協賛会と交渉したるより、協賛会の吉田禄在氏交渉の局に當り、菩提会亦承諾を与へ、更に吉田氏より徳川家の承諾を得て、吉川義直師と吉田禄在氏との間に覚王殿建築迄を期限とし使用料は任意として貸借契約を締結し、菩提会は任意を以て一ケ年使用料二百円を万松寺檀徒総代に交附する事として、茲に吉川対吉田間の契約なるもの成立し、従つて菩提会は更に吉田禄在氏より転借する事となりたり。（未刊）

日暹寺仮道場問題（承前）〔明治36年12月23日〕

大菩提会が万松寺使用料二百円を万松寺檀徒総代の請により住職吉川義道師に交附せざる約を結びたる事は、甚く吉川師の感触を害したるものか、将た又他に事情の存する訳か、両三月前菩提会に貸供契約締結を迫り、更に先月に至り吉川師は菩提会又は協賛会との関係を離れて直接日暹寺住職吉田源応師と同寺貸供契約を結ばん目的にて、万松寺法類近藤得昇氏を介して先づ万松寺と日暹寺に貸供する事の認可を地方庁に受くる為め、願書を認め其願書中に毎月使用料六十円を受くとの条項を加へ、之れに日暹寺住職の連署を求めたり。然れども日暹寺住職は既に協賛会の吉田禄在氏より転借し居る事とて、今更此願書に調印する謂はれなく、殊に當初菩提会より任意に年二百円の使用料を払ふべき承諾あるに係はらず、突飛にも月六十円即ち年七百二十円の使用料を払ふべき約款を差附けられたる事とて、断然調印を拒絶したり。加之も仮奉安殿設備其他菩提会本部を同寺に置く為めに全く荒廃したる万松寺禅堂に金千有余円を投じ、即ち間接に同寺の修復に向つて資材を投じたる事実あり、左なくとも六十円の借料は頗る多額に失するものと認めたれば、此件に就ては菩提会よりも之が否認をなし、結局協賛会の吉田禄在氏に交渉すべき旨を確答したり。乃ち吉川師より吉田禄在氏に交渉し斯の如きは苟くも仏弟子として僧籍に在る人の徳義上なし得べからざるものならずやとの言下に排斥され、且つ當初徳川家の意向をも確め居る事なれば、先づ徳川家へ交渉の上更に同家の意向を確かむべしと決答したり。茲に於て近藤得昇氏外数名には徳川家々扶服部直衡氏に協議したり。然れども服部氏亦容易く之れに賛せざりしより、終に交渉の要領を得ず。仍て吉川師は法定の手続を以て本月十四日転借人の地位にある日暹寺住職吉田源応師に対して契約不履行に因る契約解除の通知を発するに至れるものにして、事は頗る簡単なる行掛に過ぎずして、加之も其間に種々魂胆の伏在せるものなり。因に菩提会は此任意に基く二百円の使用料は未だ支払ひ居らざる由。加之も吉川師に対して一金を交附せず檀徒総代に之れを交附する都合なりと云ひ居れり。（完）

日暹寺敷地纏まる〔明治37年2月3日〕

愛知郡田代村字月見坂に於ける覚王山日暹寺敷地は、曩に各宗派委員会にて決定以来地先に種々の紛議ありて、爾来兎角に纏まるに至らず。為めに日暹寺の建設如何をさへ問はるゝに至りしより、同地に敷地を定むる上に於て非常の運動をなしたる同村加藤

慶二、當市柴田半左衛門其他数氏は苦心に苦心を重ねつゝ十数回交渉の末漸く此程に至り、決定敷地内の地主中に到底右数氏の交渉に応ぜざるものは如何ともすべからざる事を確め、乃ち該敷地々域を北寄りに移して重に同郡鍋屋上野村の地内にて取込む事に計画を変更して、既に土工の準備に着手せし由。斯くて此建設事業も漸く其緒に就ける事なれば、此上ヨモヤ既往の如く荏苒日時を空過する事はなかるべしとなり。尤も此敷地の変更は各宗派会の協賛を経たるものにあらずとなれば、早晩多少の異議は起るならんも、今日の場合強ち差したる物議を惹起すに至るまじと云へり。

豊橋通信〔明治37年3月15日〕

三遠農学社東三支社の春期大会を来る十五日渥美郡野田村法華寺に於て開会する筈

▲愛知県□種検査所豊橋出張所に於て東三□種製造同業組合創立総会を開き出席者二百五十余名あり。組合定款及び卅七年度歳入出予算を議し役員の選挙を為したるに左の諸氏當選せり。

組合長藤田方作、副組合長杉江岩吉、評議員岩瀬芳太郎、神谷茂作、外山銀平、石田栄吉、加藤米太郎、野尻充平、小柳津藤治、山崎□吉、三田英保

戦捷紀念〔明治37年3月16日〕

本日愛知郡鳴海町光明寺に於て曹洞宗十余寺連合にて戦捷紀念を執行する由。又同町瑞泉寺にては、交戦中例月陰暦朔日及び十五日の両夜を以て、組合寺院連合の同祈念並に浅井密成師の法話ありと。

日暹寺住職の更迭〔明治37年8月9日〕

覚王山日暹寺住職天台宗延暦寺住職吉田源応師は、今回満期退任に付去る五日同宗真誓派管長石山覚湛師其後任に就職せる由。

●覚王山日暹寺の地鎮祭　来る十五日午前八時より、愛知郡田代村（月見坂）の敷地に於て地鎮祭を執行し、仮堂の建築に着手する筈なりと云ふ。

愛知婦人国恩会記事〔明治37年8月10日〕

青山市長は同会の美挙を感賞し、玄米二俵を寄附せり。△同会にては会務拡張の為め、来る十二日午後一時より當市四軒道浄信寺に於て演説会を開く由。△来る十五日午後一時より、裏門前町覚王山日暹寺に於て開く例会、並に戦死者追吊法会は市内の天台宗寺院総出にて修行し、演説其他福引をも行ふ由。

●同窓死没者法要　一昨日覚王山日暹寺に於て秋葉山住職日置黙仙師の導師にて、愛知師範学校同窓死没者の法要を営みたる由。

仏骨香具師の手に渡らんとす〔明治37年9月18日〕

曩に暹羅国皇帝の厚意を以て我が仏教信徒の渇仰を医すべく分与

されたる仏骨即ち御釈迦様の骨の欠片は、京都に覚王殿を建立して安置すべき筈なりしが、如何せん其歓迎の発頭人たる東本願寺は仏の事よりも借金取りの鬼に責めらるゝ地獄の苦しみを遁るゝ方法を講ずるに忙はしく、其他の諸宗門も今は熱心骨よりも冷かに醒め、一般の信徒は亦仏骨よりも戦死の骨を尊ぶ時節なれば覚王殿建立の寄附金茲に全く杜絶して、却つて歓迎其他の費用を立換へし高利貸しの鬼共に機会を与へ、仏骨を売買処分に附して香具師の手に渡さんと犇くにぞ、初めて日本に来りたる仏骨は其肉身の時にさへ覚えざりし難に遭ひ、目下當市裏門前町の万松寺に詫住居して辱を忍び在はせり。殊に大菩提会の副会長なる前田誠節は、京都妙心寺の基本金費消事件にて今や検事の取調べを受け居る有様なるが、之に就て一つの障りと云ふは、元来此仏骨たる暹羅公使稲垣満次郎氏が其外交的政略を用ひて日本に於ける仏教の盛なる有様を大袈裟に吹聴し、暹羅皇帝の御機嫌に叶ひて分与の栄を得たるものなれば、今更そんな有様にては暹羅皇帝に対し申訳なく、公使としての信用にも影響する次第と頻りに彼地より外交文書的詰責状を送り来るより、発起人一同痛く恐縮し目下額を鳩めて仏骨の処分法に悩みつゝありと。嗚呼此れ末世末法仏を辱むるの極にあらずや。本願寺の坊主か、稲垣満次郎氏か将た一般の仏教信徒か冥罰を蒙るべき者は誰ぞ、仏骨の処分法も無いものなり。

前田誠節等の拘引〔明治37年9月20日〕

京都妙心寺班金十余万円詐取事件にて、同寺議事前田誠節（六十一）、執事兼会計部長釈等顧（四十一）の二名は、十七日夜十二時頃公私文書偽造行使、私印盗用、詐欺取財の罪名の下に京都司法裁判所へ拘引せられたり。風説に拠れば私文書偽造行使とは管長関実叢の委任状を偽造し、仏骨を種に詐欺取財の目的を遂行したるものなるべく、公文書偽造行使とは妙心寺派議会常置委員が本年の春定期金庫の決算報告書に基き調査せんとせしに、當時前田は同寺の学林を文部省の認可学校とせん為め東上中なりしが、文部省より突然釈会計部長に東上を促し来りしより、釈は直ちに金庫の鍵を携へし儘東上したり、左れば常置委員会は止むを得ず報告を認め置きしが、今回金庫の検査を為したるに公債証書の紛失を発見したるに思ひ合すれば、今春文部省より釈に対する呼出の電報は、全く金庫検査を遷延せしめんとするの窮策に出でし偽電なりといふにあるが如し。猶予審進行の上は種々新しき事件現るべしといふ。

覚王山日暹寺彙報〔明治37年9月22日〕

△菩提会の負債　昨今仏骨を公売に附し香具師の手に渡すに至るならん抔との怪説既に新聞紙に掲載せられたるが、右に関し信徒総代某氏の語る処に依れば、仏骨歓迎其他に要せし費用即ち日本菩提会の負債に属する夫の十三万六千円は、其後京都方と十数回交渉談判を重ねたる結果、五万円に逓減することゝなり、既に

其中へ三万八千円を交附したるを以て残額は僅かに一万二千円となり、此残額は全国信徒の寄附金を以て返還することに契約したれば、負債を返還せざるを理由として公売に付せらるゝが如きことあるべからず。右は畢竟何者か為にする所ありて、斯る怪説を流布せしものならん云々。△仮奉安殿の建築　我々信徒総代は本年二月全住職吉田源応師より御遺形奉安殿建築に就て相談を受け、同時に奉安殿建築委員を嘱託せられたり。依て来る十一月十五日の遷座式挙行迄には必ず竣工せしむる誓約にて既に工事に着手したり。建築に要する一切の費用は一般信徒の寄附を仰がず、我々数名にて負担する覚悟なり。△敷地の登記に就て　は総坪数十二万坪の中七万坪は既に本登記の手続を完了し、残り五万坪は仮登記の手続を終へたるのみなるが、未だ本登記を受けずとて既に仮登記を了せし。以上は徳義上決して彼是苦情ケ間しき事は云ひ出られざるべし。又実際今日の場合敷地全部の登記を受け置くの必要を認めざるなり。△菩提講と菩提会　の関係に就ては一身同体なるが如く伝ふる者ある由なるが、菩提講は覚王殿の建築に就て講員各自が出資して其一部分を建築するの目的を以て市内仏教信徒五百名を一間として組織せしものに係り、毫も菩提会には関係を有せず故に菩提会に何程の負債ありとも菩提講は更に関知する所にあらざるなり云々。

當十月十五日釈尊御遺形奉安殿建設立柱式を執行す〔明治37年10月14日〕

十月十三日覚王山日暹寺

来る十一月十五日法奉遷執行に付、奉遷紀念会を組織し会員を募集す。会金三拾銭会員には紀念品を呈す。

但し会金は追て紀念品と引換に付ご注意を乞ふ。

名古屋市下長者町三輪常七方

十月十三日　奉遷紀念会事務所

菩提会の帳簿押収〔明治37年10月22日〕

目下公私文書偽造、私印盗用、詐欺取財事件にて拘禁中なる日本菩提会副会長前田誠節外一名の予審進行の結果、京都地方裁判所は名古屋地方裁判所へ向け、日本菩提会本部の諸帳簿押収方を嘱託あり。数日前當地方裁判所の判検事は、當市裏門前町の万松寺内なる同会本部へ出張して一切の諸帳簿を押収したりと。風説に拠れば右帳簿取調の結果、新に一疑獄起るに至らんも知れずと云ふ。

釈尊遺形遷座式〔明治37年10月25日〕

覚王山日暹寺の信徒総代加藤重三郎、服部小十郎、柴田半左衛門、野村朗、加藤慶二の諸氏始め三輪常七、森弥七等の諸氏にて、月見坂に仮奉安殿を又日本菩提講員の人々に依りて庫裡を建築することに決し、其工事に着手したる趣きは既記せしが、今其

海軍一等兵曹　丹羽元三郎氏

建築するに至りし顛末を聞くに、釈尊の遺形を京都より當市へ遷座してより既に数年の日子を経るも、堂宇を建築する模様なきより、本邦駐劄暹羅国公使は屢次當事者に迫り、万一日本に於て安置すべき堂宇を建立する能はざる事情あらば、其旨を暹羅国皇帝に直奏ありたし。左すれば本国に於ては自費を以て堂宇を建立せんと照会ありたるも、如何せん當事者は種々の事情ありて急速に堂宇を建設する場合に至らざるのみならず、前田誠節等の一派は再び京都へ遷座せんとの運動に着手したるより、信徒総代等は容易ならざる一大事となし直ちに協議会を開き凝議の末、前記七名にて他より寄附を仰がず仮堂宇を建築し、既報の如く来る十一月十五日を以て遷座することに決したる次第なり。右に付き菩提講にても四千余円を投じて庫裡を始め附属建物を建築することゝなりし由。尚ほ市内仏教信徒有志者は今回釈尊御遺形奉遷紀念会を組織し、其事務所を當市下長者町一丁目三輪常七氏方に設置し、目下会員を募集しつゝあり。同会は日本菩提会とは全く無関係にて遷座式の當日は充分の取締を為し、盛んに奉送する計画なり紀念会の規則は左の如し。

釈尊御遺形奉遷紀念会々則

第一条　本会は釈尊御遺形奉遷紀念会と称す。

第二条　本会は事務所を名古屋市下長者町三輪常七宅に置く。

第三条　本会は仏教信徒男女の有志者を以て組織す。

第四条　本会々員たらんとするの信者は会金として金三十銭を納め、徽章並に紀念品を受取らるべし。

但し徽章並に紀念品は会金と引換の事。

第五条　本会々員は入会の節、紀念として祖先の霊名一体を添へ申込るべし御奉遷後目を卜し本会独立紀念大法会を施行す。

附　則

第七条　本会は日暹寺仮奉安殿建設に対し、会費以上の物品労力の寄附者を同一の会員にして取り扱ふものとす。

海軍三等兵曹　浅井鋭三郎氏

第八条　本会々員参列の心得左の如し、

一会員は礼服にて徽章佩帯の事、一会員は十一月十五日午前九時迄に万松寺内仮道場へ参集の事、一会員は常日案内者の指揮を受け相當の列に入り供奉する事、一當日は尤も混雑を究むるに付、食事用意不行居各自御要意の事。

特別広告（明治37年11月8日）

十一月十五日釈尊御遺形遷座式を執行す。

但同日午前九時三十分名古屋市裏門前町万松寺御発輿（雨天順延）

同十五日より二十一日まで各宗法要執行。

明治卅七年十一月八日　覚王山日暹寺

釈尊御遺形奉遷供奉御参列の御方は団体と個人とに拘らず奉遷紀念会へ御入会の上参列を乞ふ。

但会費金三十銭徽章及紀念品を呈す。

菩提会々員は同会の徽章佩帯の上規定の列に入り供奉せらるゝ事。

名古屋市下長者町三輪常七方

奉遷紀念会事務所

釈尊遺形遷座式（明治37年11月15日）

當市裏門前町万松寺内にある覚王山日暹寺は、昨十四日午後一時より上棟式を執行し、次いで今十五日御遺形奉遷式を施行（雨天順延）する筈にて、同日午前九時三十分仮道場なる万松寺発輿、正午月見坂なる日暹寺に着の都合なり。而して其道筋は万松寺を出て門前町、末広町、鉄砲町、玉屋町、本町を東に曲り京町、中市場町、石町、鍋屋町、代官町、筒井町、東矢場町を経て、愛知郡千種町字池の内及び池下より蝮池の西堤を南行して田代村字月見坂に出で、正門に入り本殿に着すべしと。これが行列は先払、天童子、二十五菩薩、六金色旗、空也講、各宗尼僧、各宗学校生徒、奉遷紀念会々員、各宗派寺院（臨済宗各派、黄檗宗、日蓮宗各派、真言宗各派、天台宗各派、真宗各派、曹洞宗、浄土宗各派、暹羅国公使、薬師、前住職、仏旗、宝輿、旗、現住職、奉迎使、各宗本山住職、各宗取締、官公吏、名誉職員、各新聞記者、菩提会々員、御花講員、御仏供講員、菩提講員の順序なり。尚ほ心得として参列の僧侶は其宗派規定の正服を着用し、俗人は礼服を着用、参列者は靴又は草履を用ゐ凡て徒歩とす。但礼帽の外帽並に傘を用ゐることを許さずとの事なり。

◎暹羅公使の来名　本邦駐劄暹羅国公使は本日挙行の釈尊遺形奉遷式に参列の為め、今朝三時十七分笹島着の汽車にて東京より来名。名古屋ホテル投宿の筈に付、旧菩提会役員を始め有志者は同ホテルに於て式後懇親会を開催する筈なり。

暹羅公使の出発（明治37年11月17日）

滞名中なりし本邦駐劄暹羅国公使は、昨十六日午後二時四十五分笹島駅発にて京都へ向け出発せり。

成道会〔明治37年12月7日〕

明八日は釈尊出山の日なるを以て、愛知郡田代村月見坂なる日暹寺に於ては、當日各宗寺院の住職其他数十名にて大法要を営むべしと。

執 筆 者 紹 介

境 田 雅 章（本学准教授…… 健康総合科学）
SAKAIDA Masaaki

伊 藤 裕 顕（富士大学経済学部非常勤講師）
ITO Hiroaki

河 村 和 徳（東北大学大学院情報科学研究科准教授）
KAWAMURA Kazunori

清 水 義 和（本学教授…… 英　　語）
SHIMIZU Yoshikazu

山 名 賢 治（本学准教授…… 化　　学）
YAMANA Kenji

尾 崎 順 子（愛 知 教 育 大 学 教 育 学 部）
OZAKI Junko

中 野 博 文（愛知教育大学教育学部教授）
NAKANO Hirofumi

岩 佐 宣 明（本学講師…… 哲　　学）
IWASA Nobuaki

川 口 高 風（本学教授…… 宗 教 学）
KAWAGUCHI Kōhū

教 養 教 育 研 究 会 委 員

(会長)※福　山　　悟　　(副会長)　堀　田　敏　幸

(会計)※岩　佐　宣　明

北 村 伊 都 子　　佐 々 木　　真　　※澤 田 真 由 美

菅　原　研　州　　高　田　正　義　　富　田　啓　介

松　井　真　一　　※山　下　秀　康　　山　名　賢　治

※本号編集委員

編 集 後 記

『教養部紀要』第64巻第2号をお届けします。今回は、様々な分野の先生方から論文3編、資料2編、公開講座記録1編をご投稿いただきました。ご投稿くださった先生方、また本誌編集にあたりご協力くださった先生方に心より御礼申し上げます。(岩佐記)

平成29年1月19日　印 刷
平成29年1月27日　発 行

（非売品）

愛知学院大学論叢
教養部紀要第64巻
第2号（通巻第189号）

編集責任者
福　山　　悟

発行者　愛 知 学 院 大 学
教 養 教 育 研 究 会
〒470–0195
愛知県日進市岩崎町阿良池12
電　話 〈0561〉(73) 1111（代表）

印刷所　株 式 会 社　あ る む
電　話 〈052〉(332) 0861

THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

Humanities & Sciences

Vol. 64 No. 2
(Whole Number 189)

CONTENTS

Articles

Masaaki SAKAIDA, Hiroaki ITO and Kazunori KAWAMURA：Sports Administration in the Turning Point…… (1)

Yoshikazu SHIMIZU：Shunkichi Baba's Physical Theory—Over Shusaku Arakawa's "Blank"— …… (15)

Kenji YAMANA, Junko OZAKI and Hirofumi NAKANO：The substituent effects on the Lewis acid promoted reaction of Benzaldehyde derivatives with Trialky Phosphites …… (35)

Record of Extension Course

Nobuaki IWASA：Viewing Usual Things in an Unusual Way: A Reading of the 4th Part of Descartes's *Discourse on the Method* …… (43)

Materials

Kōhū KAWAGUCHI：On the Shin Aichi Journal Article Related to Welcoming Buddha's Remains…… (232)

Kōhū KAWAGUCHI：On Sōtō Sect Priests' Lives and Works After the Meiji Era (10)…… (86)

Published
by

Aichi Gakuin University
Nagoya, Japan
2017